

令和 8 年度

和 歌 山 県 水 防 計 画 書

和 歌 山 県

令和 8 年度水防計画書は和歌山県ホームページにも公表する。

(和歌山県ホームページ)



は じ め に

我が国の気象条件、地形等を考えますと、洪水や豪雨による災害を受け易い傾向にあります。

降雨量ひとつをとってみても、年間 1,500 ミリ以上にもなり、しかも、梅雨、台風時に集中する傾向があり、河川の流路は短く勾配が急であるため、ひとたび豪雨があると短時間のうちにその水が流れ出て、洪水を起こすことになります。

又、海岸線が長いため、太平洋岸では津波や高潮による災害が多いのも特徴であります。

本県も例にもれず年間 2,000 ミリ以上の降雨量のある地域が、県全体の 3 分の 2 以上を占めており、高潮と共に過去に何回となく洪水による災害を受けています。

一方では、治水事業、海岸事業等の防災工事も着々と進められていますが、その完成にはばく大な費用と長い年月を要するものであります。

このような状況のもとで、我々は、財政上の負担が少なく、しかも効率の高い応急的対策により、洪水、津波、高潮による被害の軽減を図らねばなりません。ここに水防活動の重要性があります。

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目 的	
第 2 節 用語の定義	
第 3 節 水防の責任等	
第 4 節 津波における留意事項	
第 5 節 安全配慮	
第 2 章 水防組織	7
第 1 節 県水防本部の組織	
第 2 節 水防管理団体の組織	
第 3 節 水防連絡体系	
第 3 章 水防態勢	1 0
第 1 節 県の非常配備態勢	
第 2 節 水防管理団体の非常配備	
第 3 節 水防配備態勢等伝達経路	
第 4 章 予報及び警報	1 6
第 1 節 気象庁が行う予報及び警報	
第 2 節 洪水予報河川における洪水予報	
第 3 節 水位周知河川における水位到達情報	
第 4 節 水防警報	
第 5 章 雨量・水位・潮位の観測・通報・公表	8 8
第 1 節 雨量の観測	
第 2 節 水位の観測・通報・公表	
第 3 節 潮位の観測	
第 6 章 水防上の注意箇所	9 0
第 1 節 重要水防箇所	
第 2 節 水防上影響のある橋梁	
第 3 節 ダム・水門等の操作	
第 7 章 水防資器材の整備、輸送の確保	1 0 5
第 1 節 水防資器材の整備計画	
第 2 節 水防管理団体の資材等備蓄状況	

第3節	県の資材等備蓄状況	
第4節	水防用車両の配備	
第5節	輸送の確保	
第8章	水防活動	106
第1節	巡視及び警戒	
第2節	水防作業	
第3節	警戒区域の指定	
第4節	避難のための立退き	
第5節	氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	
第9章	水防信号、水防標識、証票	115
第1節	水防信号等	
第2節	水防標識	
第3節	水防職員証	
第10章	協力・応援・協定・出動要請	117
第1節	水防管理団体相互の協力・応援	
第2節	奈良県との協定	
第3節	警察官の出動要請	
第4節	自衛隊の出動要請	
第5節	河川管理者の協力	
第11章	費用負担と公用負担	118
第1節	費用負担	
第2節	公用負担	
第12章	水防報告と水防記録	119
第13章	水防管理団体の水防計画と水防訓練	122
第1節	水防管理団体の水防計画	
第2節	水防訓練	
第14章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	123
和歌山県水防協議会条例		124
和歌山県水防協議会委員名簿		125

〔別 表〕

第 1 雨量観測所

1 和歌山県県土整備部所管の観測所	1 2 6
2 和歌山地方気象台所管の観測所	1 3 2
3 その他の観測所	1 3 3

第 2 水位観測所

1 水防法の規定により水位状況を公表する観測所	1 3 6
2 水位の状況を公表している観測所	1 3 8
3 参考	

①その他の観測所	1 4 2

②施設管理のための観測所	1 4 3

第 3 潮位観測

第 4 重要水防箇所

1 国土交通大臣直轄管理河川	1 4 6
2 知事管理河川	1 7 1
3 海岸	1 9 4
4 ため池	1 9 6

第 5 水防上影響のある橋梁

第 6 重要なダム・水門等

①水門・樋門・陸閘	2 2 6

②ダム・ポンプ場・貯留管	2 4 9

第 7 水防管理団体主要備蓄資材

第 8 県が保有する資材

〔参 考〕

水防法

河川・下水道局及び港湾空港局所管の	
水門及び樋門に係る津波等発生時における操作の留意事項について	2 9 3
排水ポンプ車の運用について	2 9 7
関係機関連絡先	3 0 6

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第1条の目的を達成するため、和歌山県内の水防上必要な監視・予報・警報・通信連絡・輸送及びダム・水こう門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、水防管理団体等相互の協力・応援及び水防に必要な器具・資材及び水防倉庫の整備について、その大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 「和歌山県水防本部」

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、和歌山県内における水防を総括するため、和歌山県に設置する水防本部をいい、本部長は知事で、事務局は県土整備部河川・下水道局河川課に置かれる。ただし、和歌山県災害対策本部が設置された場合には、その組織に統合されるものとする。

2 「水防管理団体」（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村。

3 「指定水防管理団体」（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したもの。

4 「水防管理者」（法第2条第3項）

水防管理団体である市町村の長。

5 「消防機関」（法第2条第4項）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）。

6 「消防機関の長」（法第2条5項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長。

7 「水防団」

水防事務を処理するため水防管理団体により設置された、法第6条に規定する水防団。

8 「洪水予報河川」（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

国土交通大臣又は知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通省又は県の機関は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。また、国土交通大臣が指定した河川について、氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びそ

の水深を示して洪水の予報を行う。

9 「水位周知河川」(法第13条)

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民又は県民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通省又は県の機関は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

10 「水位到達情報」

国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川における、あらかじめ定めた氾濫注意水位(警戒水位、下記12)、避難判断水位(下記13)、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、下記14)への到達情報及び、氾濫発生情報のことをいう。

11 「水防団待機水位(通報水位)」(法第12条第1項)

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防態勢に入る水位。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

12 「氾濫注意水位(警戒水位)」(法第12条第2項)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位。また、水防団の出動の目安となる水位。

13 「避難判断水位」

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

14 「氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)」(法第13条第1項及び第2項)

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。

15 「氾濫発生水位」

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。

16 「水防警報」(法第2条第8項、法第16条)

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。

17 「重要水防箇所」

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所。

18「洪水浸水想定区域」（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域。

19「和歌山県災害対策本部」（災害対策基本法第23条、法第40条、法第41条）

災害対策基本法第23条及び和歌山県地域防災計画（災害対策基本法第40条、法第41条）に基づき、災害に対する緊急措置を迅速かつ的確に実施するため、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合に知事が必要と認めて設置する機関。

第3節 水防の責任等

1 市町村（法第3条）

市町村はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 和歌山県（法第3条の6）

県は、県内の水防管理団体（市町村）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

3 気象庁長官（法第10条第1項及び第2項、法第11条）

気象庁長官（和歌山地方気象台長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を和歌山県に通知するとともに必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他報道機関（以下「報道機関」という）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣

（1）洪水予報（法第10条第2項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項）

国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）は、紀の川、熊野川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（和歌山地方気象台長、奈良地方気象台長、津地方気象台長）と共同して、その状況を知事に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

洪水予報の通知をした国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（2）水位到達情報（法第13条第1項）

国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）は、貴志川の貴志水位観測所及び市田川の下田観測所の水位が、避難判断水位に達したときは、その旨を河川の水位又は流量を示して知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

水位到達情報の通知をした国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（3）水防警報（法第16条第1項及び第2項）

国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）は、紀の川、貴志川、熊野川、市田川について洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは水防警報を行い、知事に通知しなければならない。

（4）特定緊急水防活動（法第32条）

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防活動を行う事ができる。

5 知事（県水防本部長）

（1）洪水予報（法第10条3項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項）

知事は、国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）より紀の川、熊野川についての洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに水防計画で定める水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

知事は、熊野川（本宮区間・日足区間）・有田川・日高川・古座川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（和歌山地方気象台長）と共同して、その状況を水防管理団体に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。

また知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保に関する措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその事項を通知しなければならない。

（2）水位到達情報（法第13条第2項及び第3項）

知事は、国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）より貴志川、市田川についての水位到達情報の通知を受けた場合においては、直ちに水防計画で定める水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

水位到達情報の通知をした知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保に関する措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその事項を通知しなければならない。

(3) 水防警報（法第16条第1項及び第3項）

知事は、指定された河川又は海岸について水防警報を発表しなければならない。

知事は、水防警報をしたとき、又は国土交通大臣（和歌山河川国道事務所長、紀南河川国道事務所長）より紀の川、貴志川、熊野川、市田川に関する水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他関係機関に通知しなければならない。

(4) 氾濫等の通報（法第24条の2及び第2項）

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(5) 決壊の通報の通知及び周知（法第25条及び第2項）

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

6 市町村長（水防管理者）（法第17条）

市町村長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をしなければならない。

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮（法第7条2項）

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のため、以下のような事柄に配慮するものとする。

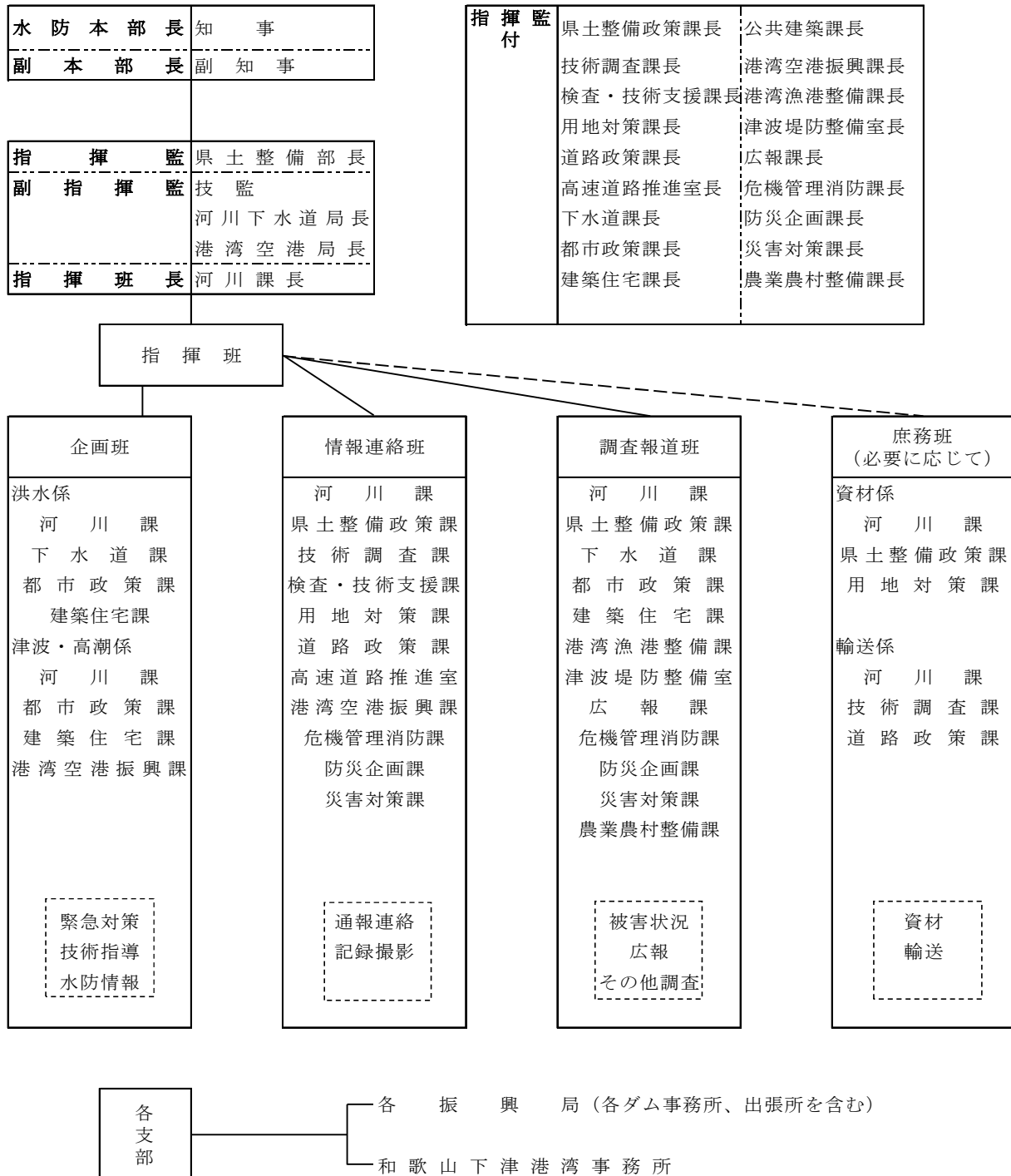
- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織

第1節 県水防本部の組織

水防法第10条第1項の規定により和歌山地方気象台から洪水、津波又は高潮に関する通知を受けたとき及び水防法第10条、第13条、第16条の規定により近畿地方整備局和歌山・紀南各河川国道事務所長の発する洪水予報、氾濫警戒情報又は水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況により洪水、津波又は高潮による被害が予想されると判断したときは、次の組織により水防の事務を処理する。

1. 組織系統



2. 事務分担

(1) 指揮班

水防について情勢を判断し、指揮監の承認を受けるとともに水防の指揮について指揮監を補佐する。

ア 企画班

水防活動の総合調整、緊急対策、水防警報及び水防配備態勢の発令、被害状況の総括等に関すること。

イ 情報連絡班

関係機関、水防組織間の情報連絡等に関すること。

ウ 調査報道班

被害状況その他の調査及び報道関係その他一般への広報。

エ 庶務班

給食・資材の調達及び輸送に関すること。

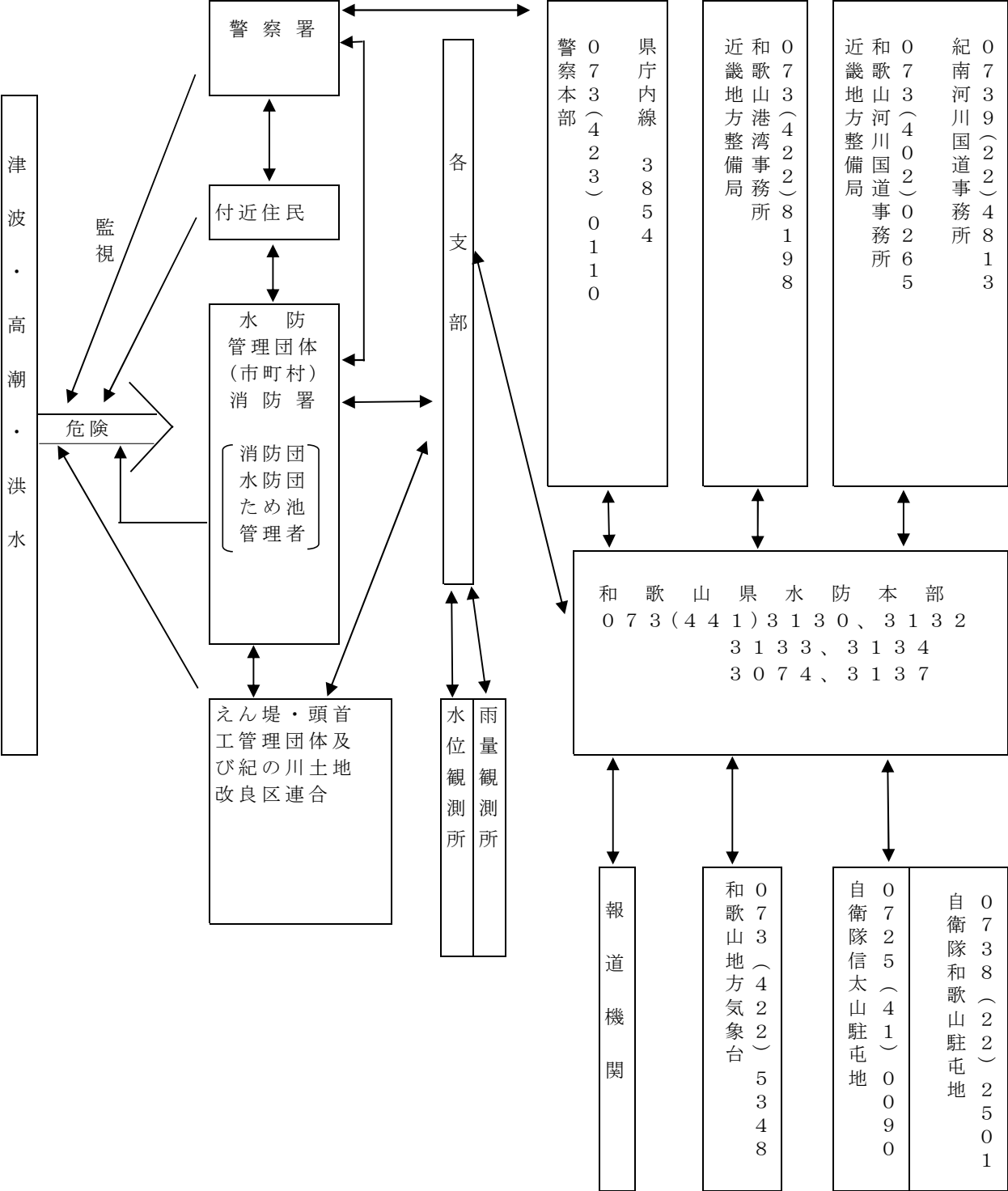
(2) 各支部

自らの判断又は指揮班の指揮により管内における水防活動の現地指導、情報連絡及び水防警報等、現地におけるすべての水防業務に関すること。また、県管理の施設、その他管理の施設についての状況把握に関すること。

第2節 水防管理団体の組織

水防法第10条、第11条、第13条、第16条の規定により、洪水予報、氾濫警戒情報又は水防警報の通知を受けたとき並びに気象状況により洪水、津波又は高潮による被害が予想されるときは、各水防管理団体（市町村）の水防計画に定める組織により事務を処理する。

第 3 節 水防連絡体系



第3章 水 防 態 勢

第1節 県の非常配備態勢

常時勤務から水防非常配備態勢への切替えを确实・迅速に行うとともに、長期間にわたる非常勤務活動への完遂を期するため、交代要員を考慮した上で次の要領による非常配備を行うものとする。

1. 水防非常配備態勢の種類と基準

種 類	配 備 内 容	発 令 基 準（時期）	担 当 課 室
水防配備態勢 第 1 号	主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる態勢。	今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき。	別表1に記載
水防配備態勢 第 2 号	水防活動の必要の事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、又は水防活動が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。	別表2に記載
水防配備態勢 第 3 号	完全な水防態勢。	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは大規模な水防活動が行われ2号配備で処理しかねると認められるとき。	別表3に記載

別表1

河川課、広報課、危機管理消防課、防災企画課、災害対策課、県土整備政策課、農業農村整備課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部
下記のうち、水防本部が指定する課室
技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課

別表 2

河川課、広報課、危機管理消防課、防災企画課、災害対策課、県土整備政策課、農業農村整備課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部
下記のうち、水防本部が指定する課室
技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課

別表 3

河川課、広報課、危機管理消防課、防災企画課、災害対策課、県土整備政策課、農業農村整備課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部
下記のうち、水防本部が指定する課室
技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課

※港湾空港振興課及び港湾漁港整備課、津波堤防整備室については、海草、有田、日高、西牟婁、又は東牟婁振興局管内における事象を対象とする。

※各号水防配備態勢時の必要人員については、別途定めるものとする。

2. 発令及び解除

非常配備につく時期は水防本部長が上記の基準により発令する。ただし、各振興局長は、緊急にその必要があると認めたときは独自の判断により発令し、直ちに本部長に報告するものとする。

配備態勢の解除は、本部長が行うが、各振興局長は管内の状況に応じ本部の指揮を受けて態勢の縮小解除をすることができる。

なお、勤務時間外における水防配備の迅速化を期するため、管内に大雨・氾濫・高潮等の注意報が発表された場合、警戒待機を行う。

待機は、大雨・氾濫・高潮等の注意報から大雨・氾濫・高潮等の警報への切替えに対応できるよう、態勢を整備し、雨量及び水位の観測等を開始するものとする。併せて、必要に応じ各振興局と各関係機関等と被害情報にかかる相互連絡をとるものとする。

第2節 水防管理団体の非常配備

1. 本部の非常配備

各水防管理団体本部の非常配備については、「県の非常配備」に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめ具体的な配備態勢を整備しておくものとする。

2. 水防団、消防機関の非常配備

下表の他、次の場合に発するものとする（法第17条）。

- (1) 水防管理者自らの判断により必要と認める場合。
- (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合。

種 類	配 備 内 容	発 令 時 期
待 機	消防団長・水防団長は、連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。	○河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
準 備	消防団長・水防団長は、団員、班長等を、所定の詰所に集合させ、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水門、こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、また水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。	○河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき。 ○高潮の危険が予知されるとき。 ○地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの危険が予想されるとき。
出 動	消防団長・水防団長は、全員を指定の詰所に集合させ、警戒にあたる。	○河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 ○潮位が満潮位をこえ異常に上昇のおそれがあるとき。 ○地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

3. 非常配備発令の報告

水防管理者は、非常配備を発令したときは直ちに所轄振興局長に報告すること。

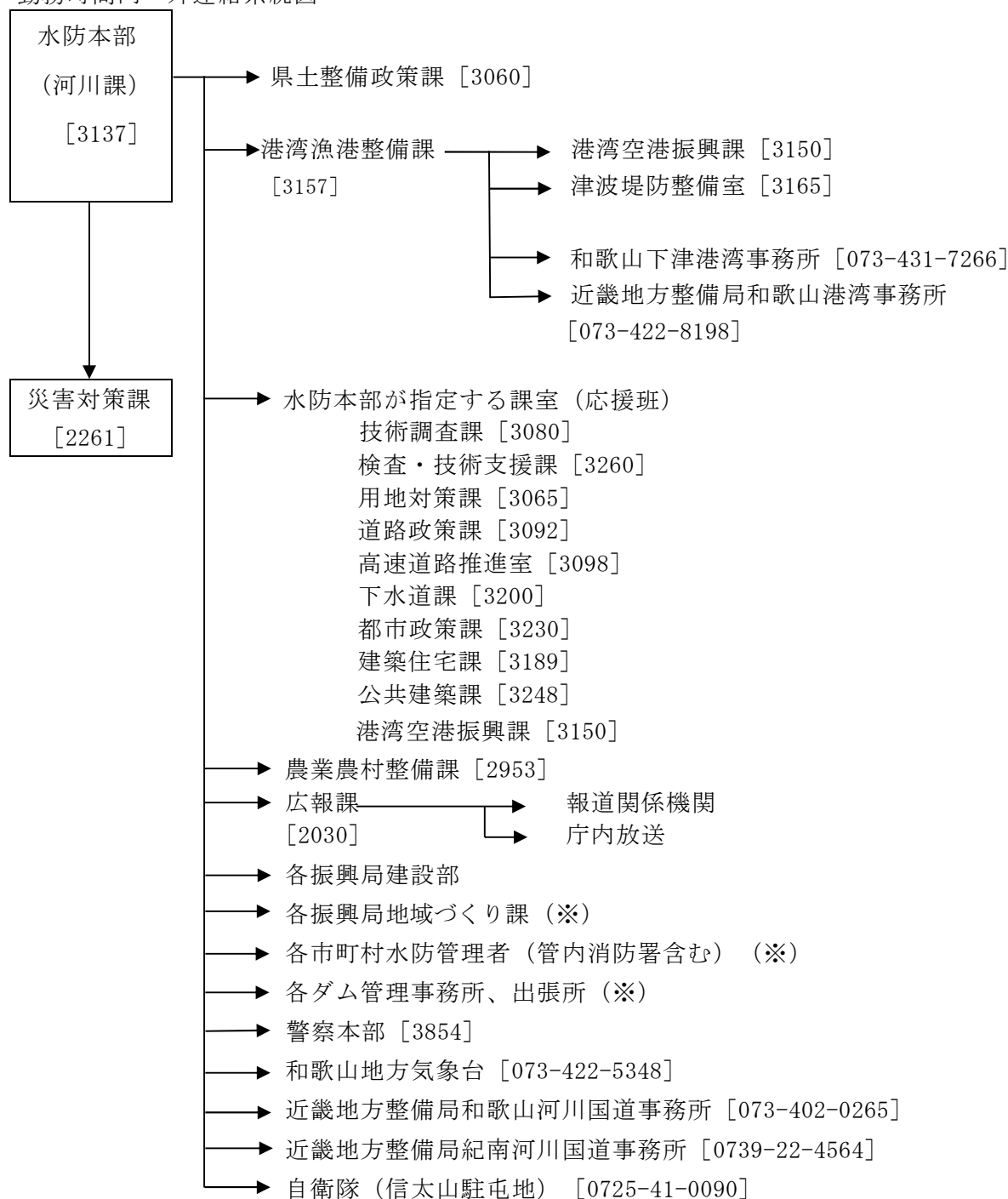
各振興局長は、上記の報告があったときは直ちに県水防本部へ報告すること。

4. 非常配備の解除

水防管理者は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれなくなったとき、又は漏水等の危険がなくなったときは水防態勢を解除するものとし、その旨振興局長を通じ県水防本部へ報告するものとする。

第3節 水防配備態勢等伝達経路

勤務時間内・外連絡系統図



(県庁内各課の直通電話番号は 073-441-〔内線番号〕)

(※) 和歌山県防災一斉指令システムで発信した情報の受信確認は、各振興局建設部が行う。

(水防配備態勢の発令)

水防本部からお知らせします。

台風
集中豪雨
梅雨前線
低気圧
地震
前線

による

出水
高波
高潮
津波
浸水等

の

危険が予想されるので
危険が大であるので

月 日 時 分

県下全域
本庁
海草振興局
那賀振興局
伊都振興局
有田振興局
日高振興局
西牟婁振興局
東牟婁振興局串本
東牟婁振興局新宮

建設部管内
に対し、水防配備態勢 第

1
2
3

号を発令したので
お知らせします。

(水防配備態勢の解除)

水防本部からお知らせします。

月 日 時 分

県下全域
本庁
海草振興局
那賀振興局
伊都振興局
有田振興局
日高振興局
西牟婁振興局
東牟婁振興局串本
東牟婁振興局新宮

建設部管内

に発令した水防配備態勢

第

1
2
3

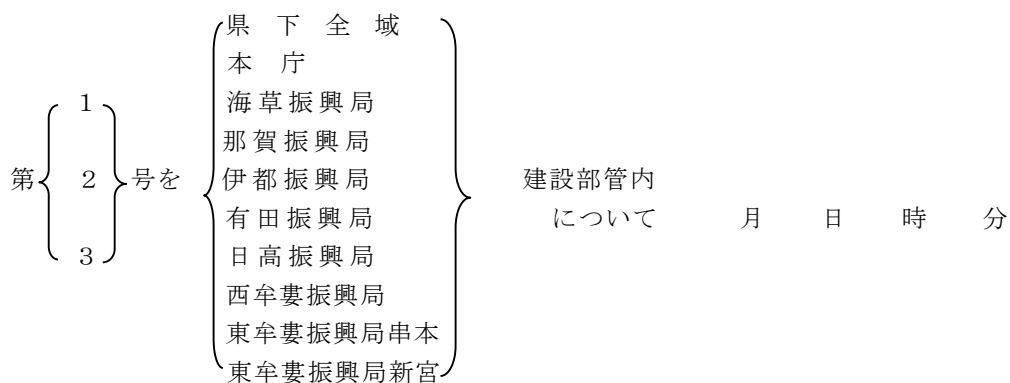
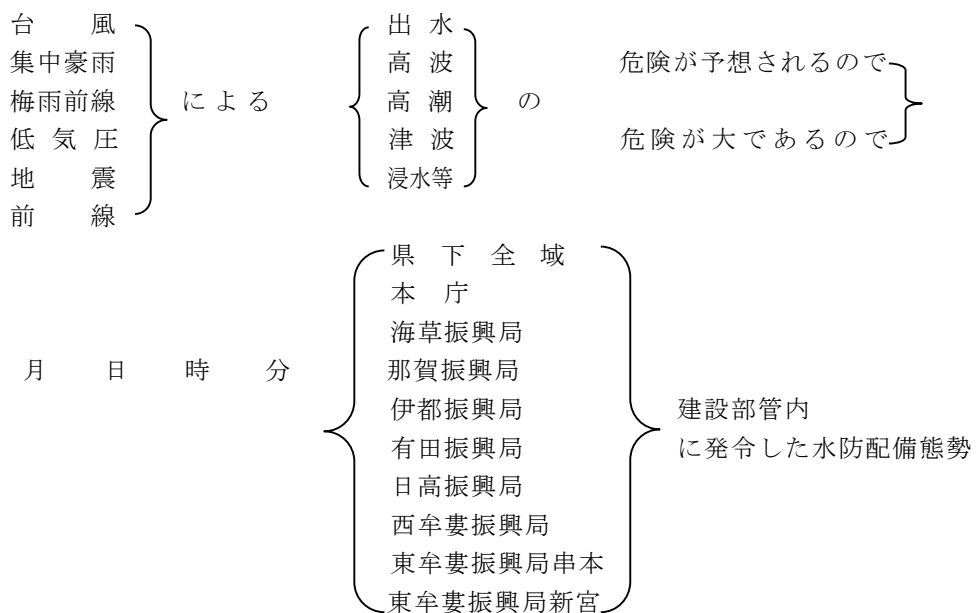
号について

月 日 時 分

解除します。

(水防配備態勢の切り替え)

水防本部からお知らせします。



水防配備態勢第

{ 1 }

 { 2 }

 { 3 }

号に切り替えます。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

和歌山地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を近畿地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3である。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表される。危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する必要があるとされる警戒レベル4である。
	レベル5 大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表される。災害が発生又は切迫している状況で命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5である。
水防活動用洪水注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

	レベル2 氾濫注意報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 洪水警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3である。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表される。危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する必要があるとされる警戒レベル4である。
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発生される。災害が発生又は切迫している状況で命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5である。
	レベル3 氾濫警報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたとき発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3である。
	レベル4 氾濫危険警報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれが大きいと予想したときに発表される。危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する必要があるとされる警戒レベル4である。
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。災害が発生又は切迫している状況で命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5であるに相当。

水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
水防活動用 高潮警報	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3である。
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表される。危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する必要があるとされる警戒レベル4である。
	レベル5 高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。災害が発生又は切迫している状況で命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5である。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

1 大雨、氾濫、土砂災害及び高潮に関する特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準

(1) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)		令和8年5月28日現在			
発表官署		和歌山地方気象台			
府県予報区		和歌山県			
一次細分区域		北部		南部	
市町村等をまとめた地域		紀北	紀中	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁
特別警報	レベル5大雨	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数が別紙1-2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現			
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合			
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合			
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険警報	レベル4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が別紙1-4の対象河川の格子において別紙1-2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること			
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)			
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)			
警報	レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1又は別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合			
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)			
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)			
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 、海上 25m/s			
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s ^{*1} 、海上 25m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm、山地 12時間降雪の深さ30cm			
	波浪(有義波高)	6.0m			
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1又は別紙1-2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合			
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合			
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)			
	強風(平均風速)	陸上 12m/s ^{*2} 、海上 15m/s			
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s ^{*2} 、海上 15m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、山地 12時間降雪の深さ15cm			
	波浪(有義波高)	3.0m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m			
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%			
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上又はかなりの降雨			
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下			
	霜	晩霜期 最低気温3℃以下			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ: 平地20cm以上、山地40cm以上 気温:-2℃～2℃			
	レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、和歌山県に關係する河川予報区名及び基準観測所名	別紙3			

^{*1} 友ヶ島(アメダス)の観測値は南南東～南南西においては29m/s、その他の風向は25m/sを目安とする。
^{*2} 友ヶ島(アメダス)の観測値は南南東～南南西においては18m/s、その他の風向は15m/sを目安とする。

(2) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準に関する基準値

気象庁 HP (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki_jun_new/wakayama.html)

気象警報等の細分区域図

太い実線で囲まれた区域が一次細分区域（北部、南部）を表し、灰色の実線で囲まれた区域が二次細分区域を表す。二次細分区域は、市町村を原則とするが、かつらぎ町、有田川町、日高川町、田辺市は分割して設定している。色分けされた区域が市町村等をまとめた地域（紀北、紀中、田辺・西牟婁、新宮・東牟婁）を表す。

一次細分区域は、府県天気予報を細分して行う区域で、二次細分区域は、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域である。市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するためにまとめた区域で、警報の発表など重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるように、報道等で使用されることがある。



キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害警報や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報。
洪水キキクル （氾濫警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、氾濫警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、

	避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

3 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震情報の発表基準等

津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、津波警報等）を発表するとともに、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を津波情報で発表する。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報を発表する。

（１）津波による災害の発生が予想される場合

イ.津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

ロ.津波情報

津波警報等を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局所的に高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮時刻が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから直ぐに沿岸に津波が到達する場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

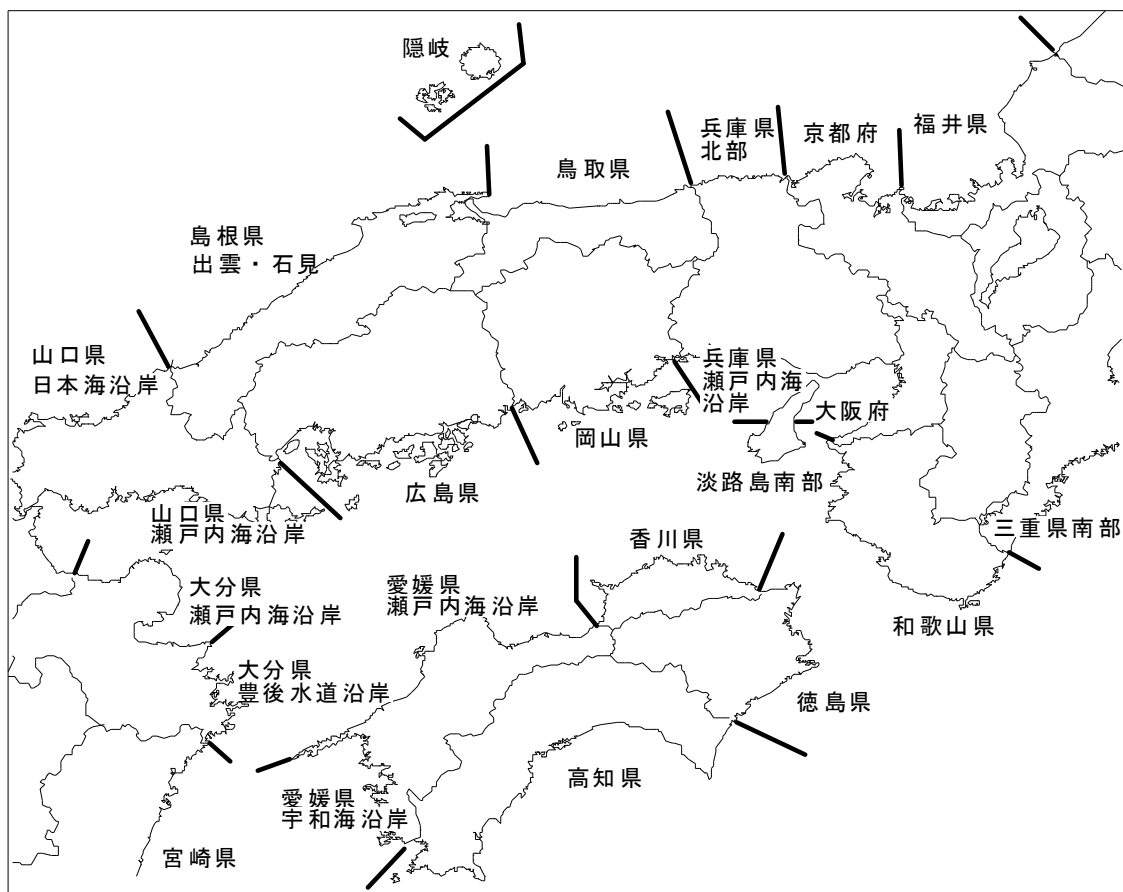
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 県内の津波観測点

津波情報発表名称	所在地
那智勝浦町 浦神 なち かつうらちよううらがみ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町 袋 港 くしもとちようふくろこう	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町 堅田 しらはまちようかたた	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市 祓井戸 ごほうし はらい じ	和歌山県御坊市祓井戸漁港
和歌山 わか やま	和歌山県和歌山市和歌山下津港

(4) 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。



(5) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。発表条件は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

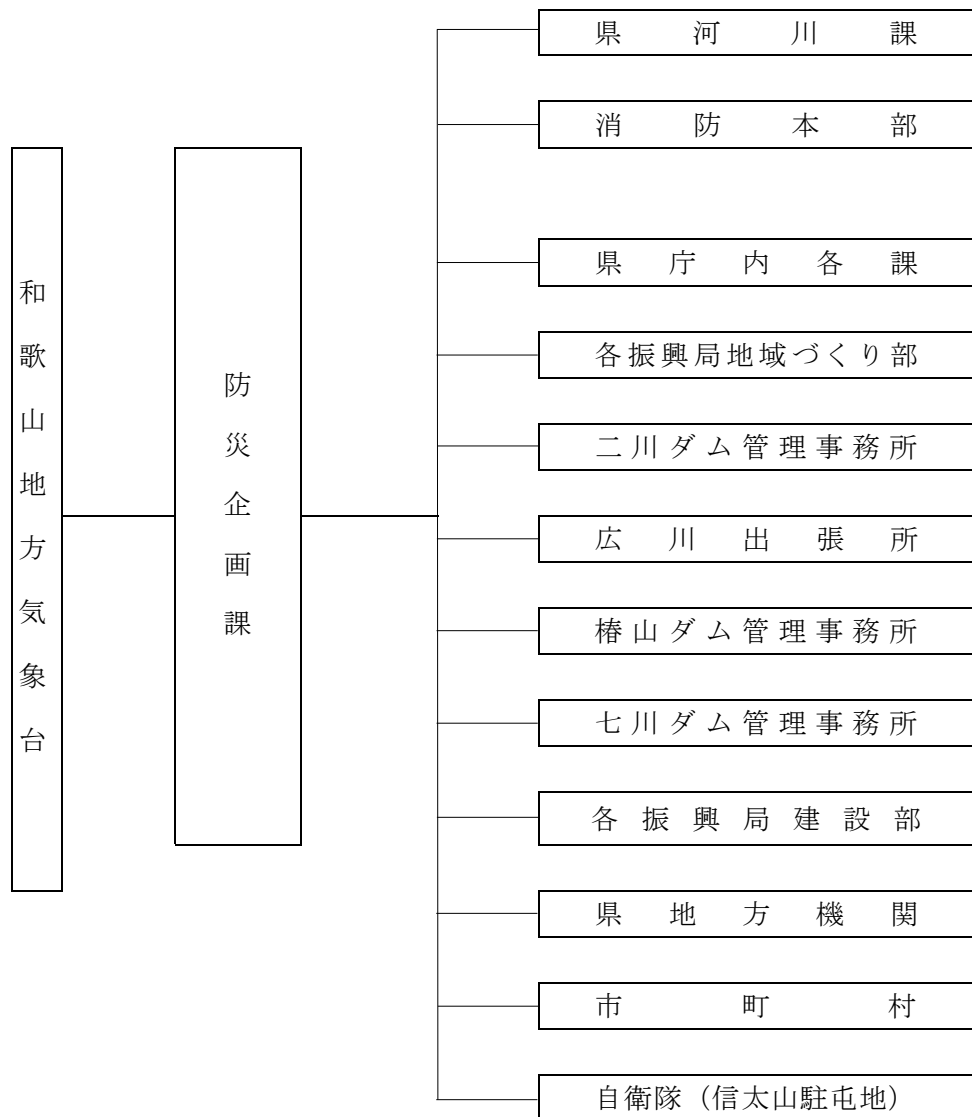
6 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震情報及び津波情報(震度速報を除く)の通知基準

和歌山地方気象台は、以下の情報(括弧内は対象範囲)を和歌山県へ通知する。

- ・大津波警報・津波警報・津波注意報(和歌山県)
- ・津波予報(全国)
- ・津波情報等(全国)
- ・地震情報(全国)
- ・南海トラフ地震臨時情報(全国)
- ・南海トラフ地震関連解説情報(全国)

7 気象警報・注意報等の伝達経路

和歌山地方気象台から県水防関係機関への伝達経路は、次のとおりであり、防災企画課からは総合防災情報システムにより伝達を行う。



第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 洪水予報概要

(1) 紀の川洪水予報

水防法第10条の規定により気象庁長官、国土交通大臣が共同して行う紀の川洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実 施 区 間		河川名	区 間
		紀の川	左岸 奈良県五條市野原東4丁目266番地先から海まで 右岸 奈良県五條市小島町550番1地先から海まで
業 務 担 当		国土交通省（和歌山河川国道事務所 流域治水課） 気 象 庁（和歌山地方气象台及び奈良地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要	
洪水 注意報 （発 表） 又は 洪水 注意報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水 警報 （発 表） 又は 洪水 警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	
	紀の川 洪水予報 （臨時）	和歌山県内及び奈良県内で大雨特別警報から警報等へ切り替えられ、洪水予報を発表しているときに発表される。なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。	
洪水 注意報 （警報 解除）	紀の川 氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）又は氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなった場合（氾濫危険水位に達した場合を除く）に解除される。	
洪水 注意報 解除	紀の川 氾濫注意情報 解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発注中に、氾濫注意水位を下回り氾濫のおそれなくなった場合に解除される。	

※紀の川の浸水想定区域図…<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/index.html>

(2) 熊野川下流洪水予報

水防法第10条の規定により気象庁長官、国土交通大臣が共同して行う熊野川下流洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実 施 区 間	河川名	区 間
	熊野川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番の1地先から海まで 右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先から海まで
業 務 担 当	国土交通省（紀南河川国道事務所 流域治水課） 気 象 庁（和歌山地方气象台及び津地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要
洪水 注意報 （発 表） 又は 洪水 注意報	熊野川下流 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水 警報 （発 表） 又は 洪水 警報	熊野川下流 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	熊野川下流 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	熊野川下流 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	熊野川下流 洪水予報 （臨時）	和歌山県内及び三重県内で大雨特別警報から警報等へ切り替えられ、洪水予報を発表しているときに発表される。なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。
洪水 注意報 （警報 解除）	熊野川下流 氾濫注 意 情 報 （ 警 戒 情 報 解 除 ）	氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）又は氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなった場合（氾濫危険水位に達した場合を除く）に解除される。
洪水 注意報 解除	熊野川下流 氾濫注 意 情 報 解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発注中に、氾濫注意水位を下回り氾濫のおそれなくなった場合に解除される。

※熊野川の浸水想定区域図…<https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/river/shinsuisoutei.html>

(3) 熊野川中流（本宮区間）洪水予報

水防法第11条の規定により気象庁長官、和歌山県知事が共同して行う熊野川中流（本宮区間）洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実 施 区 間		河川名	区 間
		熊野川	左岸 和歌山県田辺市本宮町切畑 463 地先から 同市本宮町小津荷 175 地先まで 右岸 和歌山県田辺市本宮町伏拝 1052 地先から 同市本宮町小津荷 213 地先まで
業 務 担 当		和歌山県（西牟婁振興局建設部） 気象庁（和歌山地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要	
洪水 注意報	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水 警報	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
	熊野川中流 （本宮区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	

※熊野川の浸水想定区域図…<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

(4) 熊野川中流（日足区間）洪水予報

水防法第11条の規定により気象庁長官、和歌山県知事が共同して行う熊野川中流（日足区間）洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実 施 区 間		河川名	区 間
		熊野川	左岸 和歌山県新宮市熊野川町西敷屋 1265 地先から 同市熊野川町宮井 525 地先まで 右岸 和歌山県新宮市熊野川町東敷屋 119 地先から 同市熊野川町田長 26 地先まで
業 務 担 当		和歌山県（東牟婁振興局新宮建設部） 気象庁（和歌山地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要	
洪水 注意報	熊野川中流 （日足区間） 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水 警報	熊野川中流 （日足区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	熊野川中流 （日足区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
	熊野川中流 （日足区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	

※熊野川の浸水想定区域図…<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

(5) 有田川洪水予報

水防法第11条の規定により気象庁長官、和歌山県知事が共同して行う有田川洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実 施 区 間		河川名	区 間
		有田川	左岸 和歌山県有田郡有田川町大字東大谷 855 地先から海まで 右岸 和歌山県有田郡有田川町大字二川 502 地先から海まで
業 務 担 当		和歌山県（有田振興局建設部） 気象庁（和歌山地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要	
洪水 注意報	有田川 氾濫注意情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	有田川 氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	有田川 氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び栗生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
	有田川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	

※有田川の浸水想定区域図…<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

(6) 日高川洪水予報

水防法第11条の規定により気象庁長官、和歌山県知事が共同して行う日高川洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

実 施 区 間		河川名	区 間
		日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川 1906 番地先から海まで 右岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川 1869 番地先から海まで
業 務 担 当		和歌山県（日高振興局建設部） 気象庁（和歌山地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要	
洪水 注意報	日高川 氾濫注意情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水 警報	日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
	日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	

※日高川の浸水想定区域図…<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

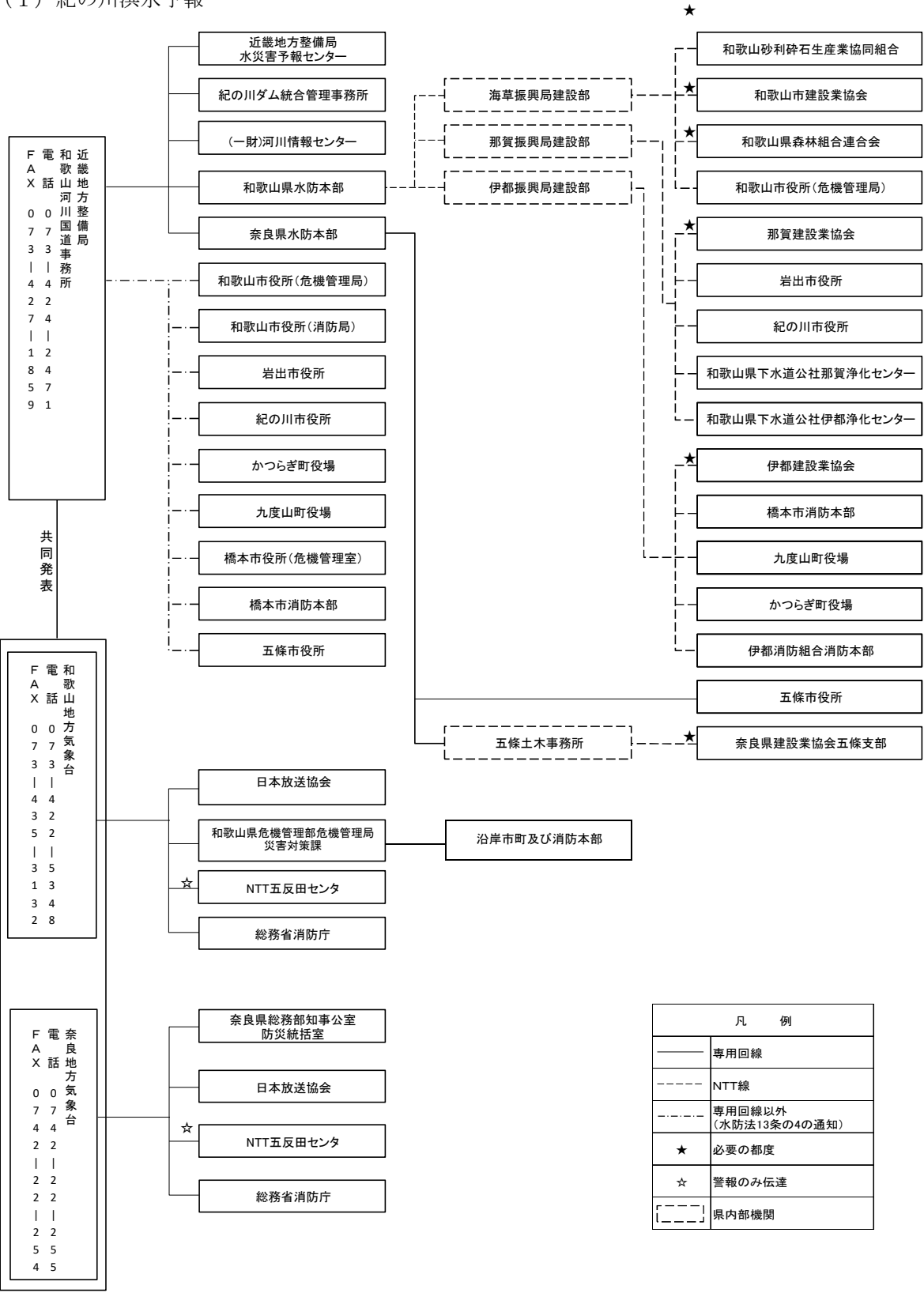
(7) 古座川洪水予報

水防法第11条の規定により気象庁長官、和歌山県知事が共同して行う古座川洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

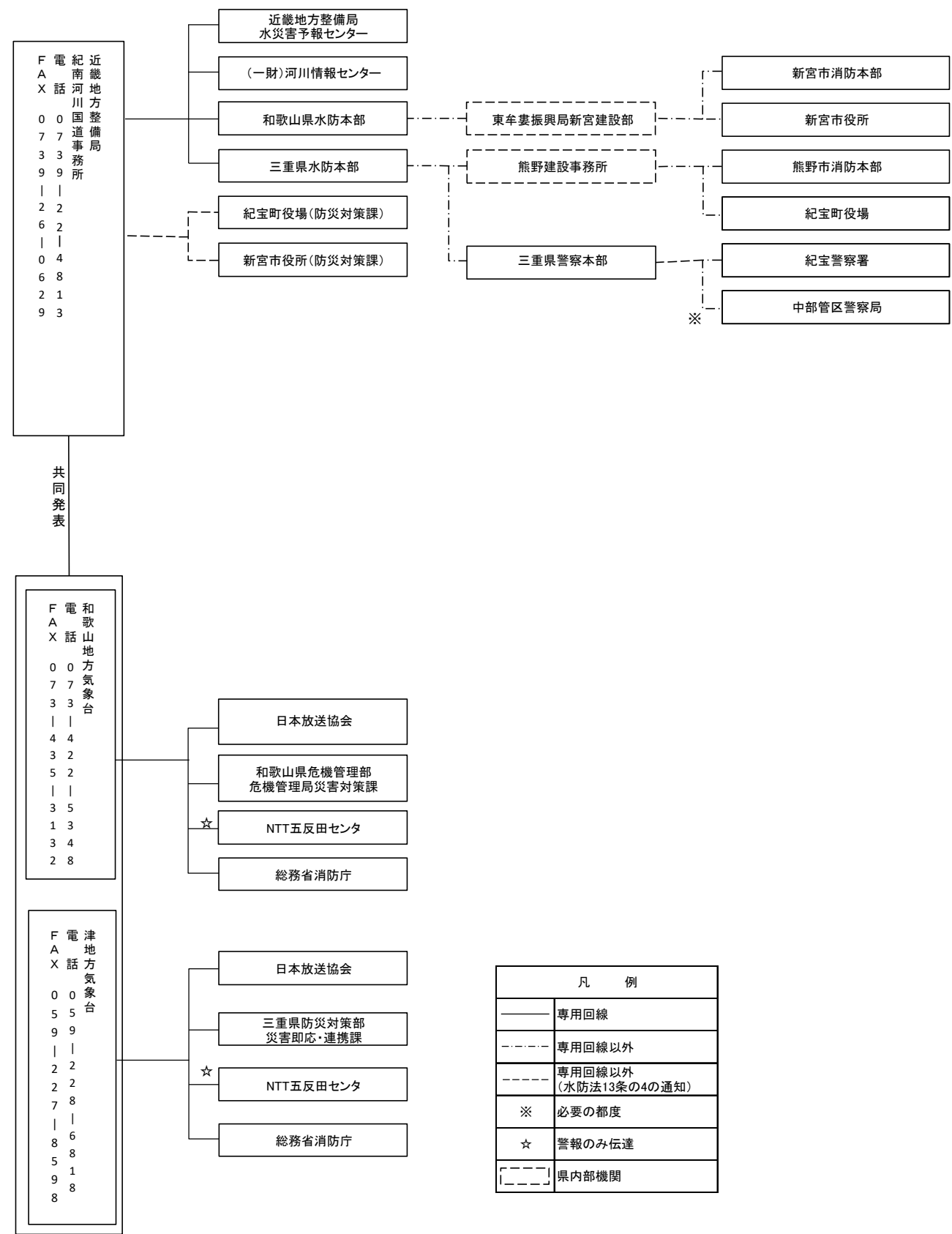
実 施 区 間		河川名	区 間
		古座川	左岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞 189 番地先から海まで 右岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷 305 番地先から海まで
業 務 担 当		和歌山県（東牟婁振興局串本建設部） 気象庁（和歌山地方气象台）が共同で行う。	
種 類	標 題	概 要	
洪水 注意報	古座川 氾濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
	古座川 氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	
	古座川 氾濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	
	古座川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	

※古座川の浸水想定区域図…<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

2 洪水予報伝達経路図
(1) 紀の川洪水予報

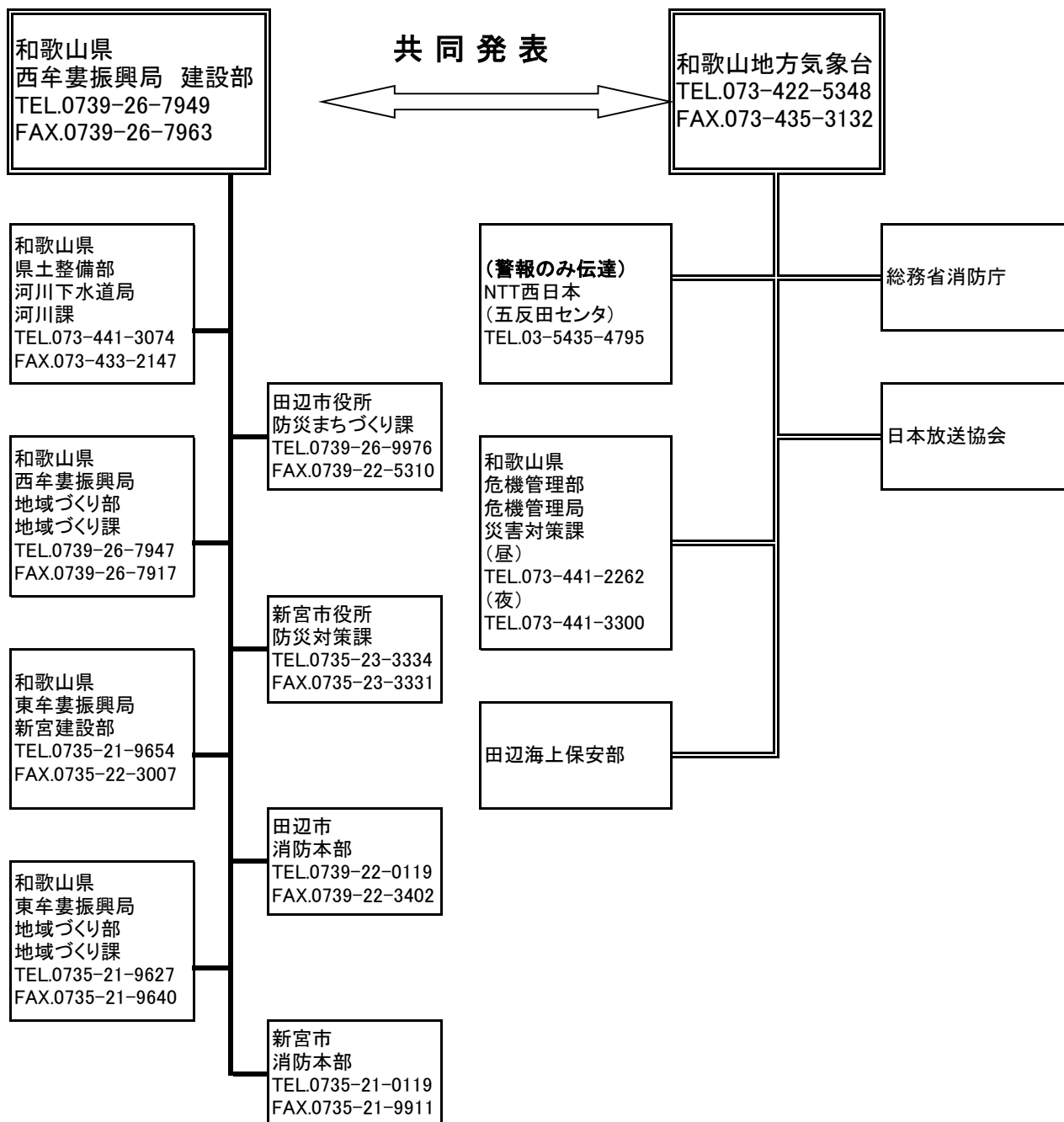


(2) 熊野川下流洪水予報

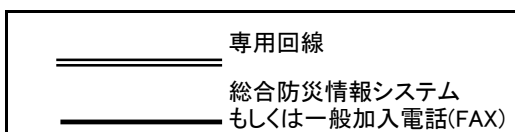


※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(3)熊野川中流(本宮区間)洪水予報

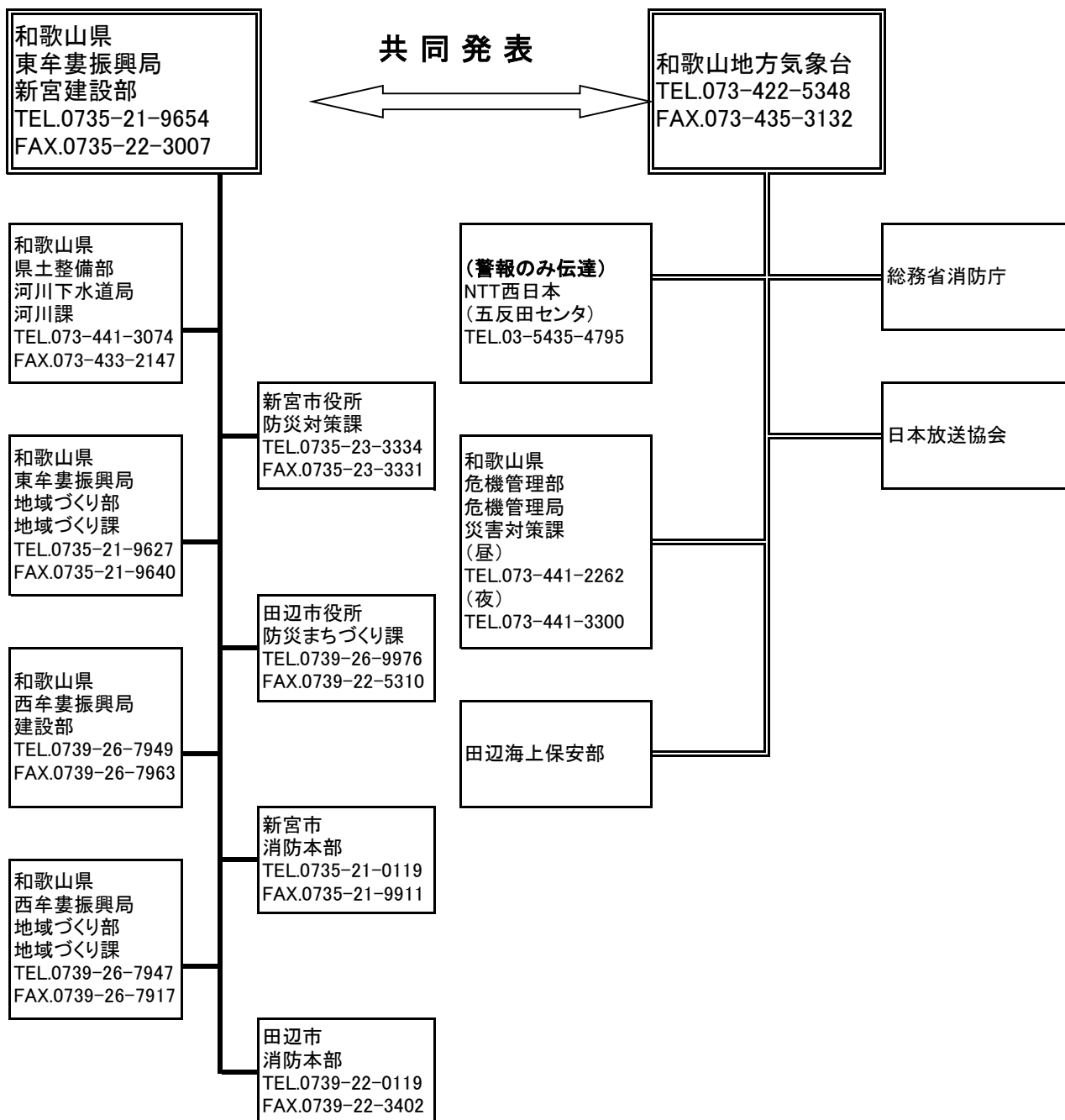


凡例

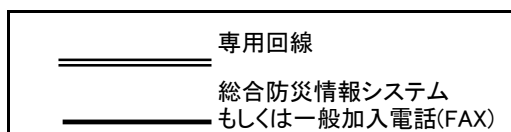


※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(4)熊野川中流(日足区間)洪水予報

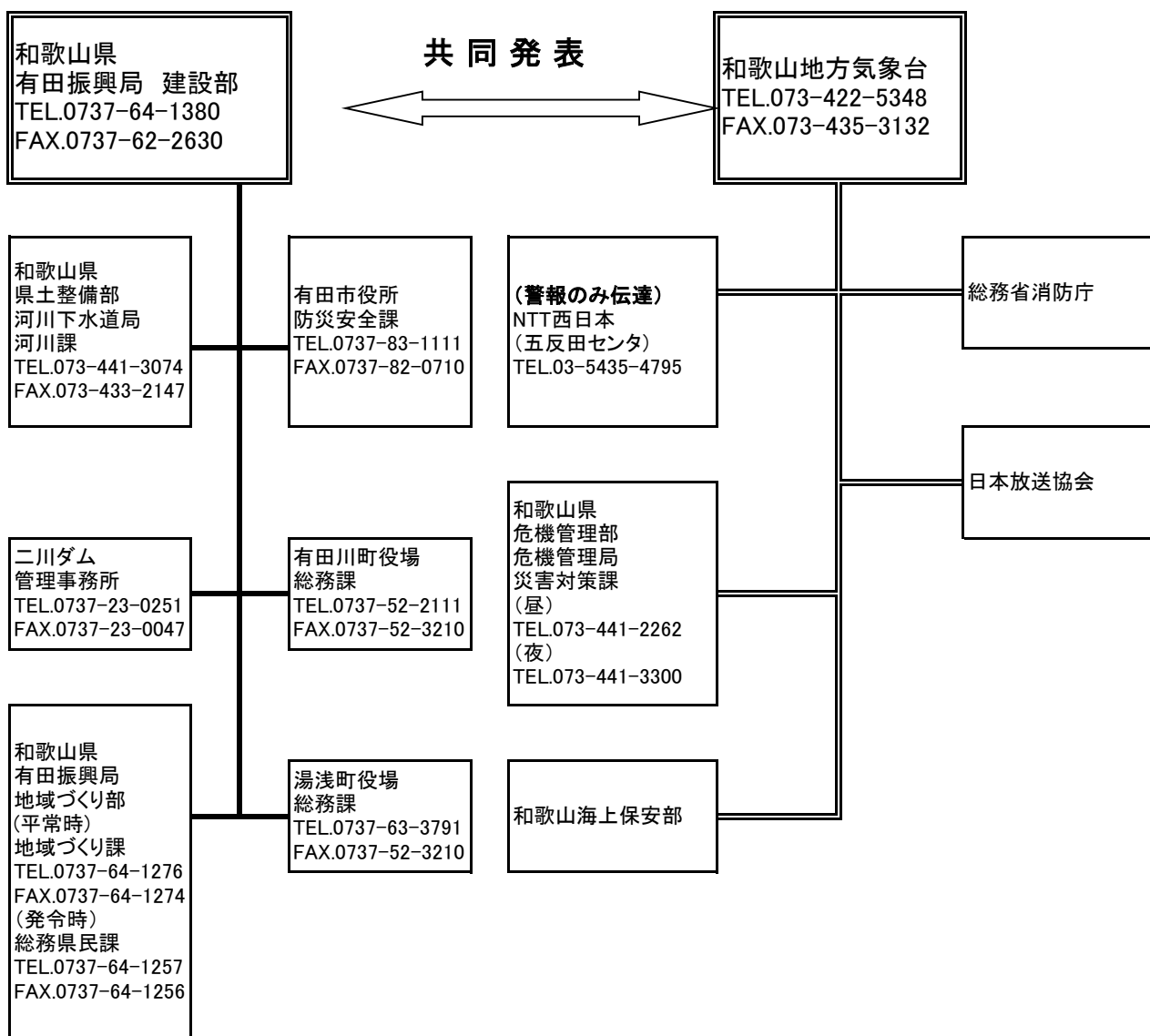


凡例

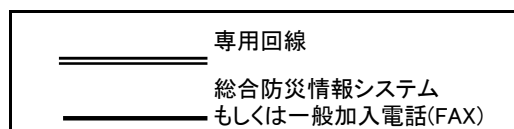


※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(5) 有田川洪水予報

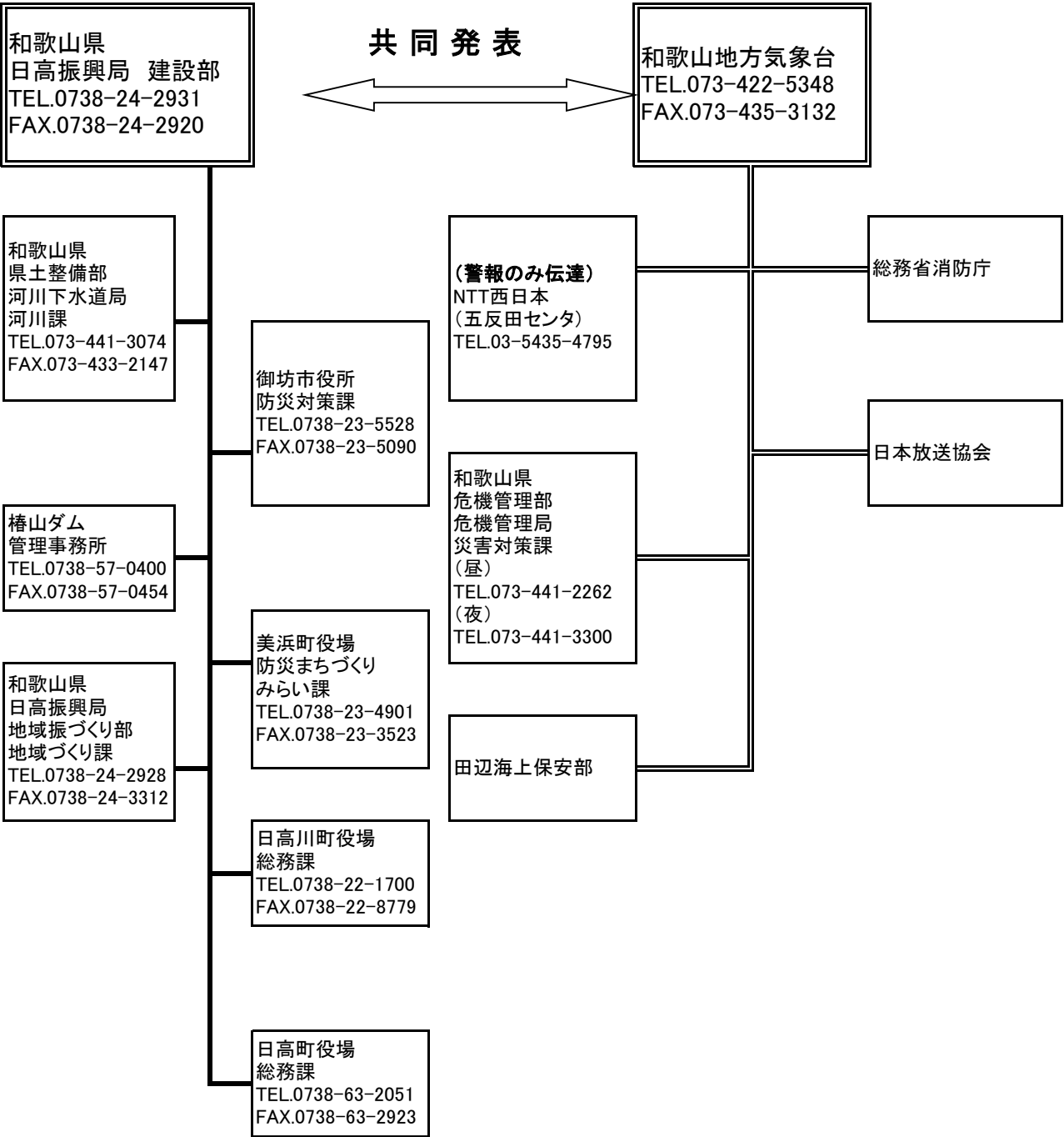


凡例

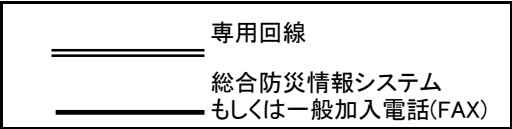


※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(6) 日高川洪水予報

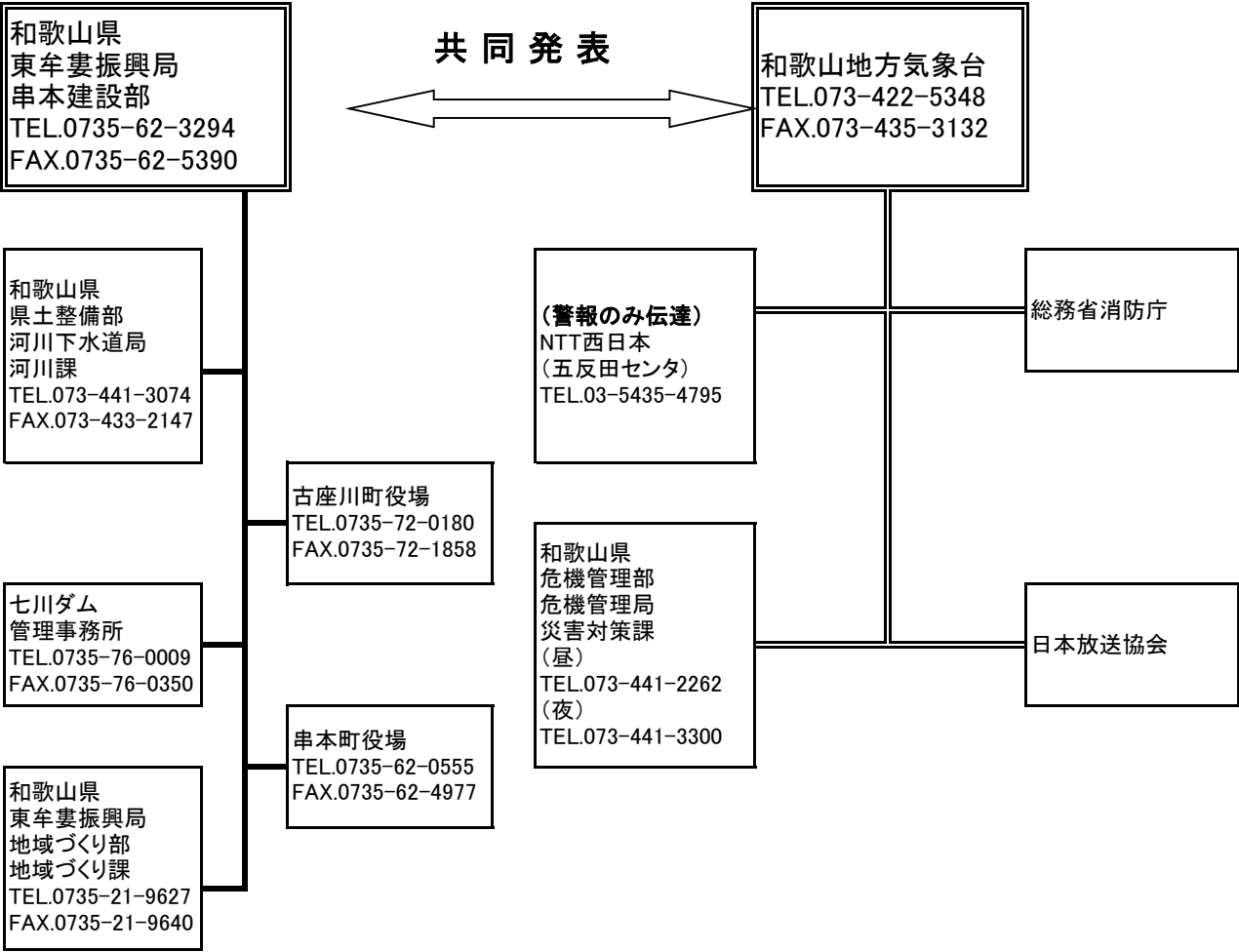


凡例

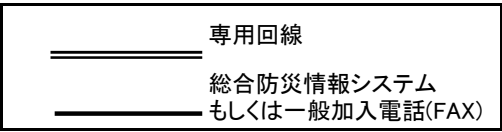


※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

(7)古座川洪水予報



凡例



※ 報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

3 洪水予報文例
(1) 紀の川洪水予報文例

正規

紀の川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

紀の川洪水予報第〇号
洪水警戒
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
わかやまかせんこくどうじむしょ・ならちほうきしやうだい わかやまちほうきしやうだい
和歌山河川国道事務所・奈良地方気象台・和歌山地方気象台 共同発表

(見出し)
紀の川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み
(警戒レベル相当情報早見表)

紀の川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）				
新着・更新		更新		
基準観測所		五條	三谷	船戸
対象河川		紀の川	紀の川	紀の川
新着・更新	警戒レベル()相当	4	3	3
	現況水位	3 (レベル3水位超過)	3 (レベル3水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位	4 (3時間後までに氾濫発生のおそれ)		
更新	五條市	4	—	—
更新	橋本市	4	—	—
更新	伊都郡九度山町	4	—	—
更新	伊都郡かつらぎ町	4	3	—
	紀の川市	—	3	3
	和歌山市	—	3	3
	岩出市	—	3	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/top>

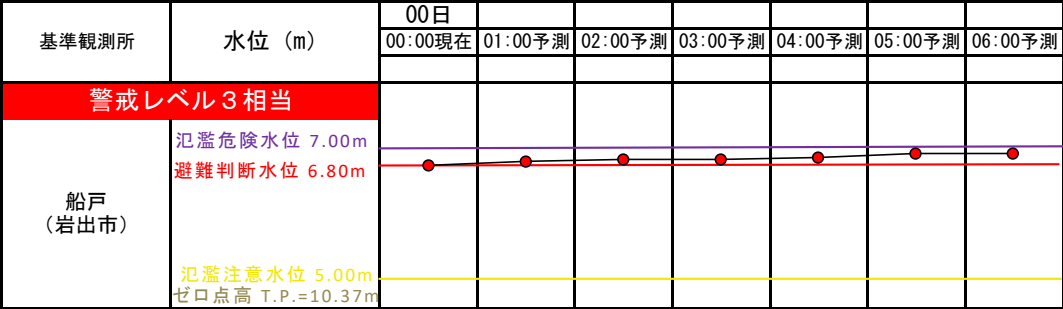
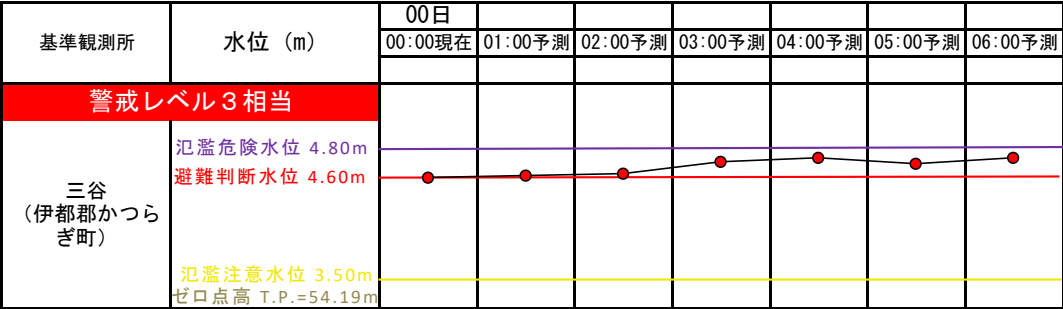
5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
紀の川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル4相当								
五條 (五條市)	氾濫危険水位 8.10m							
	避難判断水位 7.80m							
	氾濫注意水位 7.50m							
	ゼロ点高 F.L.=90.12m							



・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	五條 基準観測所	三谷 基準観測所	船戸 基準観測所
	五條市	伊都郡かつらぎ町	岩出市
受け持ち区間	紀の川 左岸 栄山寺橋（奈良県五條市）から和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境 右岸 栄山寺橋（奈良県五條市）から和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境	紀の川 左岸 和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境から貴志川合流点（和歌山県紀の川市） 右岸 和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境から和歌山県紀の川市・同岩出市境	紀の川 左岸 貴志川合流点（和歌山県岩出市）から海まで 右岸 和歌山県紀の川市・同岩出市境から海まで

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.735555600/lon:135.988055600/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8606600100

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.25732040405276&y=34.24253044046264&z=13



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 和歌山河川国道事務所 流域治水課 電話：０７３－４２４－２４７１
気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：０６－６９４９－１３００

正規

紀の川氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

紀の川洪水予報第〇号
洪水警戒報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
わかやまかせんこくどうじむしょ・ならちほうきしやうだい わかやまちほうきしやうだい
和歌山河川国道事務所・奈良地方気象台・和歌山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)

(警戒レベル相当情報早見表)

紀の川氾濫危険情報 (警戒レベル3相当情報)				
新着・更新		更新		
基準観測所		五條	三谷	船戸
対象河川		紀の川	紀の川	紀の川
新着・更新	警戒レベル()相当	3	2	2
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)	2 (レベル2水位超過)
	予測水位	4 (6時間後までにレベル4水位超過)		
更新	五條市	3	—	—
更新	橋本市	3	—	—
更新	伊都郡九度山町	3	—	—
更新	伊都郡かつらぎ町	3	2	—
	紀の川市	—	2	2
	和歌山市	—	2	2
	岩出市	—	2	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/top>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

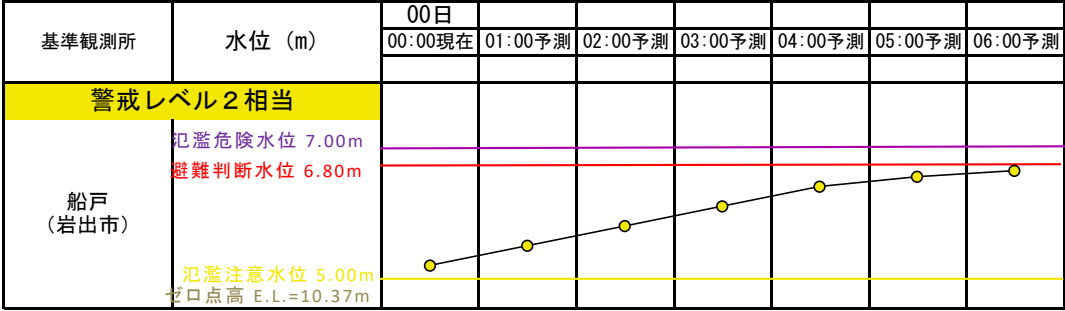
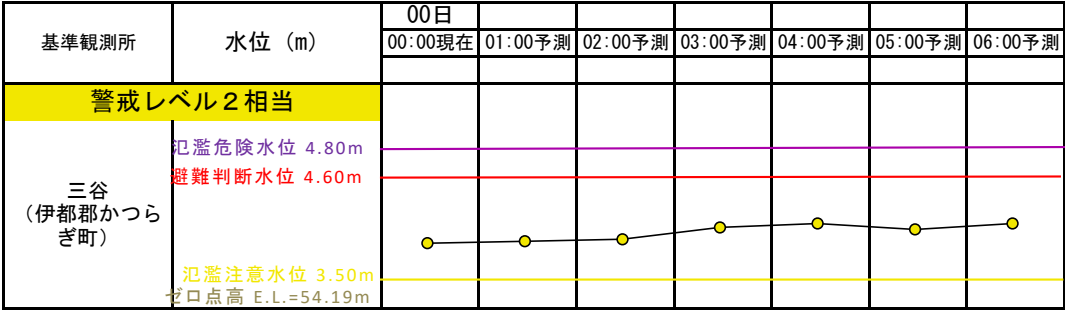
(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
紀の川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル3相当								
五條 (五條市)	氾濫危険水位 8.10m							
	避難判断水位 7.80m							
	氾濫注意水位 7.50m							
	ゼロ点高 E.L.=90.12m							



・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	五條 基準観測所	三谷 基準観測所	船戸 基準観測所
	五條市	伊都郡かつらぎ町	岩出市
受け持ち区間	紀の川 左岸 栄山寺橋（奈良県五條市）から和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境 右岸 栄山寺橋（奈良県五條市）から和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境	紀の川 左岸 和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境から貴志川合流点（和歌山県紀の川市） 右岸 和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境から和歌山県紀の川市・同岩出市境	紀の川 左岸 貴志川合流点（和歌山県岩出市）から海まで 右岸 和歌山県紀の川市・同岩出市境から海まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.735555600/lon:135.988055600/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw/rwtype=10&rwcd=860600100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://sui boumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.25732040405276&y=34.24253044046264&z=13



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 和歌山河川国道事務所 流域治水課 電話：073-424-2471
気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

(2) - 1 熊野川下流洪水予報文例

正規

くまのがわがりゅう

熊野川下流氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

熊野川下流洪水予報第〇号
洪水警戒

令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分

紀南河川国道事務所・和歌山地方気象台・津地方気象台 共同発表

(見出し)

熊野川下流では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。熊野川の^{なるがわ}成川基準観測所（南牟婁郡紀宝町）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。熊野川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、新宮市・南牟婁郡紀宝町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

熊野川下流氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）		
新着・更新	新着・更新	更新
	基準観測所	成川
	対象河川	熊野川
	警戒レベル（ ）相当	4
	現況水位	4 (レベル4水位超過)
	予測水位	
更新	新宮市	4
更新	南牟婁郡紀宝町	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量
熊野川下流域	〇〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)	00日						
			00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
			X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル 4 相当									
成川 (南牟婁郡紀宝町)	氾濫危険水位 7.70 m								
	避難判断水位 6.80 m								
	氾濫注意水位 4.50 m								
	ゼロ点高EL=0.12 m								

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	成川 基準観測所 南牟婁郡紀宝町		
	熊野川		
受け持ち区間	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜 杖字尾友平野199番の1地先 から海まで 右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝 下シ527番の1地先から海ま で		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.735555600/lon:135.988055600/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8606700102

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://sui boumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.988055600&y=33.735555600&z=13



今後の雨
(解析雨量・
降水短時間予報)



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 紀南河川国道事務所 流域治水課 電話：0739-22-4813

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

熊野川下流氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

熊野川下流洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
紀南河川国道事務所・和歌山地方気象台・津地方気象台 共同発表

(見出し)
〇〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから
(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。熊野川の成川基準観測所（南牟婁郡紀宝町）では、〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。熊野川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、新宮市・南牟婁郡紀宝町では浸水するおそれがあります

(警戒レベル相当情報早見表)

熊野川下流氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所	成川	
	対象河川	熊野川	
	警戒レベル（ ）相当	3	
	現況水位	2 (レベル2水位超過)	
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4水位超過)	
	新宮市	3	
	南牟婁郡紀宝町	3	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=Hayamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に100ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量
熊野川下流域	〇〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
成川 (南牟婁郡紀宝町)	氾濫危険水位 7.70 m							
	避難判断水位 6.80 m							
	氾濫注意水位 4.50							
	ゼロ点高 EL=0.12 m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	成川 基準観測所		
	南牟婁郡紀宝町		
受け持ち区間	熊野川		
	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北橋 杖子尾灰平野199番の1地先 から海まで 右岸 和歌山県新宮市南橋杖子滝 下5627番の1地先から海ま で		

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kakikotaru/#zoom:8/lat:33.735555600/lon:135.968055600/colordepth:normal/elements:simcs&simcs_fcst&srarf

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rvr/rwtype=108rncd=8506700102

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://iri.river.go.jp/TopViewMain?header&sracd=86

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://sui boumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.968055600&y=33.735555600&z=13



今後の雨
（解析雨量・
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 紀南河川国道事務所 流域治水課 電話：0739-22-4813

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

くまのがわちゅうりゅう（ほんぐうくかん）

熊野川中流（本宮区間）レベル2 氾濫注意報
（警戒レベル2 情報）

熊野川中流（本宮区間）洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
わかやまけんにしむろしんこうぎょく わかやまほほうしやうだい
和歌山県西牟婁振興局 和歌山地方気象台 共同発表

（見出し）

くまのがわちゅうりゅう（ほんぐうくかん）

熊野川中流（本宮区間）では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2】本宮基準観測所（田辺市）受け持ち区間
熊野川の本宮基準観測所（田辺市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

熊野川中流（本宮区間）レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）			
新着・更新		新着	
基準観測所		本宮	
対象河川		熊野川	
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	2	
	水位又は流量	現況	2 レベル2 水位超過
		予測	
新着	田辺市	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

（雨量）

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
熊野川中流（本宮地区） 流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
本宮 (田辺市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	本宮 基準観測所		
	田辺市		
受け持ち区間	熊野川		
	左岸 田辺市本宮町切畑463地先から田辺市本宮町小津荷175地先まで 右岸 田辺市本宮町伏拝1052地先から田辺市本宮町小津荷213地先まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.8487083/lon:135.7714556/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8606700103

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.7714556&y=33.8487083&z=13



今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：和歌山県西牟婁振興局 電話：0739-26-7949

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

(4) 熊野川中流（日足区間）洪水予報文例

正規

くまのがわちゅうりゅう（ひたりくかん）

熊野川中流（日足区間）レベル2 氾濫注意報
（警戒レベル2 情報）

熊野川中流（日足区間）洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
わかやまけんひがしむろしんこうきょくしんぐう わかやまほらうきしやうだい
和歌山県東牟婁振興局新宮建設部 和歌山地方気象台 共同発表

（見出し）

くまのがわちゅうりゅう（ひたりくかん）

熊野川中流（日足区間）では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2】^{ひたり}日足基準観測所（^{しんぐうし}新宮市）受け持ち区間
熊野川の^{くまのがわ}日足基準観測所（^{しんぐうし}新宮市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

熊野川中流（日足区間）レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）			
新着・更新		新着	
基準観測所		日足	
対象河川		熊野川	
新着・更新	警戒レベル（ ）相当		2
	水位又は流量	現況	2 レベル2 水位超過
		予測	
		新宮市	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

（雨量）

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
熊野川中流（日足地区） 流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

水位 (m)		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
日足 (新宮市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	日足 基準観測所		
	新宮市		
受け持ち区間	熊野川		
	左岸 新宮市熊野川町西敷屋1265地 先から新宮市熊野川町宮井 525地先まで 右岸 新宮市熊野川町東敷屋119地 先から新宮市熊野川町田長26 地先まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.8077667/lon:135.8716389/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8606700105

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.8716389&y=33.8077667&z=13



今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：和歌山県東牟婁振興局新宮建設部 電話：0735-21-9654

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

(5) 有田川洪水予報文例

正規

わかやまけんありだがわすいけいありだがわ

和歌山県有田川水系有田川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)

和歌山県有田川水系有田川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
わかやまけんありだしんこうきょく わかやまちほうきぎょうたい 共同発表
和歌山県有田振興局 和歌山地方気象台

(見出し)

わかやまけんありだがわすいけいありだがわ

和歌山県有田川水系有田川では、氾濫注意水位に到達し、今後、
水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】粟生基準観測所（有田郡有田川町）受け持ち区間
有田川の粟生基準観測所（有田郡有田川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、
水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】金屋基準観測所（有田郡有田川町）受け持ち区間
有田川の水屋基準観測所（有田郡有田川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、
水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

和歌山県有田川水系有田川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）				
新着・更新		新着	新着	
基準観測所		粟生	金屋	
対象河川		有田川	有田川	
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	2	2	
	水位又は流量	2	2	
	現況	レベル2 水位超過	レベル2 水位超過	
予測				
新着	有田郡有田川町	2	2	
新着	有田市	-	2	
新着	有田郡湯浅町	-	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
有田川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

水位 (m)		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
粟生 (有田郡有田川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
全谷 (有田郡有田川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL: X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	粟生 基準観測所	全谷 基準観測所	
	有田郡有田川町	有田郡有田川町	
受け持ち区間	有田川 左岸 有田郡有田川町大字東大谷 855地先から同町大字吉原601 地先まで 右岸 有田郡有田川町大字二川502 地先から同町大字教喜寺357 地先まで	有田川 左岸 有田郡有田川町大字吉原601 地先から海まで 右岸 有田郡有田川町大字教喜寺 357地先から海まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:34.0629972/lon:135.2519667/colordepth:normal/elements:simcs&simcs_fcst&rasrf

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8628600100

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://fri.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.2519667&y=34.0629972&z=13



今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：和歌山県有田振興局 電話：0737-64-1380

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

正規

わかやまけんひだかがわすいけいひだかがわ

**和歌山県日高川水系日高川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 情報)**

和歌山県日高川水系日高川洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
わかやまけんひだかしんこうきょく わかやまほうきょうだい
和歌山県日高振興局 和歌山地方気象台 共同発表

(見出し)

わかやまけんひだかがわすいけいひだかがわ

和歌山県日高川水系日高川では、氾濫注意水位に到達し、今後、
水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】川原河基準観測所（日高郡日高川町）受け持ち区間
日高川の川原河基準観測所（日高郡日高川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今
後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】高津尾基準観測所（日高郡日高川町）受け持ち区間
日高川の高津尾基準観測所（日高郡日高川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今
後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】川辺基準観測所（日高郡日高川町）受け持ち区間
日高川の川辺基準観測所（日高郡日高川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、
水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

和歌山県日高川水系日高川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）				
新着・更新		新着	新着	新着
基準観測所		川原河	高津尾	川辺
対象河川		日高川	日高川	日高川
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	2	2	2
	水位 又は 流量	現況	2 レベル2 水位超過	2 レベル2 水位超過
		予測		
新着	日高郡日高川町	2	2	2
新着	御坊市	-	-	2
新着	日高郡美浜町	-	-	2
新着	日高郡日高町	-	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の
基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づい
て、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区
町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
日高川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (a)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
川原河 (日高郡日高川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
高津尾 (日高郡日高川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
川辺 (日高郡日高川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	川原河 基準観測所	高津尾 基準観測所	川辺 基準観測所
	日高郡日高川町	日高郡日高川町	日高郡日高川町
受け持ち区間	日高川 左岸 日高郡日高川町初湯川1906番 地先から岡町大字三佐字井ノ 上444番地 右岸 日高郡日高川町初湯川1869番 地先から岡町大字坂野川字畑 ヶ瀬600番地	日高川 左岸 日高郡日高川町大字三佐字井 ノ上444番地先から岡町大字 松瀬字測 右岸 日高郡日高川町大字坂野川字 畑ヶ瀬600番地先から岡町早 籾字榎木375地先	日高川 左岸 日高郡日高川町大字松瀬字測 ノ芝370地先から海まで 右岸 日高郡日高川町早籾字榎木 375地先から海まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.9233917/lon:135.2124194/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8628700100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.2124194&y=33.9233917&z=13



今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：和歌山県日高振興局 電話：0738-24-2932

気象関係：気象庁 大阪管区気象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

正規

わかやまけんこさがわすいけいこさがわ
和歌山県古座川水系古座川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 情報)

和歌山県古座川水系古座川洪水予報 第〇号
 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
 わかやまけんひがしむろしんこうきょくくしもと わかやまほらほうきょうだい
 和歌山県東牟婁郡串本建設部 和歌山地方気象台 共同発表

(見出し)

わかやまけんこさがわすいけいこさがわ
 和歌山県古座川水系古座川では、氾濫注意水位に到達し、今後、
 水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】相瀬基準観測所（東牟婁郡古座川町）受け持ち区間
 古座川の相瀬基準観測所（東牟婁郡古座川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今
 後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】月野瀬基準観測所（東牟婁郡古座川町）受け持ち区間
 古座川の月野瀬基準観測所（東牟婁郡古座川町）では、「氾濫注意水位」に到達し、今
 後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

和歌山県古座川水系古座川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 情報）				
新着・更新		新着		新着
基準観測所		相瀬		月野瀬
対象河川		古座川		古座川
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	2		2
	水位又は流量	2	2	2
		現況	レベル2 水位超過	レベル2 水位超過
	予測			
新着	東牟婁郡古座川町	2		2
新着	東牟婁郡串本町	-		2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
 [防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分の状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
古座川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル 2								
相瀬 (東牟婁郡古座川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル 2								
月野瀬 (東牟婁郡古座川町)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	相瀬 基準観測所	月野瀬 基準観測所	
	東牟婁郡古座川町	東牟婁郡古座川町	
受け持ち区間	古座川 左岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞189番地先から小川合流点まで 右岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷305番地先から小川合流点まで	古座川 左岸 小川合流点から海まで 右岸 小川合流点から海まで	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:33.5360167/lon:135.7949056/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8629000100

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

☐氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.7949056&y=33.5360167&z=13



今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：和歌山県東牟婁振興局串本建設部 電話：0735-62-0755

気象関係：気象庁 大阪管区气象台 気象防災部 予報課 電話：06-6949-1300

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水位到達情報の通知を受けた場合においては直ちに関係水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知する。

また、知事は、知事が指定した河川について、水位到達情報を通知したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

水防法第13条の規定により国土交通大臣又は知事が行う水位到達情報は、次のとおりである。

(1) 国土交通大臣が発表する水位情報

(i) 氾濫注意情報の発表

国土交通大臣は、氾濫注意水位に達したときは、水位情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(ii) 氾濫警戒情報の発表

国土交通大臣は、避難判断水位に達したときは、水位情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(iii) 氾濫危険情報の発表

国土交通大臣は、氾濫危険水位に達したときは、水位情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(iv) 氾濫発生情報の発表

国土交通大臣は、氾濫が発生したときは、氾濫に関する情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(v) 水位情報発表区域等

河 川 名	区 域	対 象 量 水 標	水 位	発 表 事 務 所	担当水防 管理団体
貴 志 川	(左岸) 紀の川市貴志川町神戸 (右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口 から紀の川合流点まで	貴 志	氾濫危険水位 — 避難判断水位 5.50 氾濫注意水位 4.50 水防団待機水位 2.50	和歌山 河 川 国 道 事 務 所	紀 の 川 市
市 田 川	(左岸) 新宮市新宮字下田 4259 番地先の市 道橋 (右岸) 新宮市新宮字下田 4259 番地先の市 道橋 から熊野川合流点まで	下 田	氾濫危険水位 4.00 避難判断水位 3.30 氾濫注意水位 3.20 水防団待機水位 2.20	紀 南 河 川 国 道 事 務 所	新 宮 市

※貴志川の浸水想定区域図…<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/index.html>

※市田川の浸水想定区域図…<https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/river/shinsuisoutei.html>

(2) 知事が発表する水位情報

(i) レベル2 氾濫注意情報の発表

現地指導班長（振興局建設部長）は、氾濫注意水位に達したときは、水位情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(ii) レベル3 氾濫警戒情報の発表

現地指導班長（振興局建設部長）は、避難判断水位に達したときは、水位情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(iii) レベル4 氾濫危険情報の発表

現地指導班長（振興局建設部長）は、氾濫危険水位に達したときは、水位情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(iv) レベル5 氾濫発生情報の発表

現地指導班長（振興局建設部長）は、氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したときは、氾濫に関する情報を、伝達経路に従い速やかに関係機関に通知するものとする。

(v) レベル2 氾濫注意情報解除

現地指導班長（振興局建設部長）は、レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒情報、レベル2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき通知するものとする。

(vi) 水位情報発表区域等

河 川 名	区 域	対 象 量 水 標	水 位	発 表 事 務 所	担当水防 管理団体
橋 本 川	東谷川合流点 （左岸）橋本市北馬場 （右岸）橋本市小原田 から紀の川合流点まで	古 東 橋	氾濫発生水位 5.70 氾濫危険水位 5.00 避難判断水位 4.30 氾濫注意水位 3.30 水防団待機水位 2.50	伊 都	橋 本 市
和 田 川	（左岸）和歌山市大河内 （右岸）和歌山市大河内 から和歌川合流まで	広 見 橋	氾濫発生水位 3.70 氾濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海 草	和 歌 山 市
亀 の 川	（左岸）海南市東畑 （右岸）海南市ひや水 から海まで	大 師 橋	氾濫発生水位 3.00 氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.80 氾濫注意水位 1.50 水防団待機水位 1.20	海 草	和 歌 山 市 海 南 市
		羽 鳥 橋	氾濫発生水位 3.00 氾濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.60		

日 方 川	新九条橋上流 500m 地点 (左岸) 海南市重根 (右岸) 海南市重根 から海まで	海 南 橋	氾濫発生水位 3.10 氾濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	海 草	海 南 市
加 茂 川	市坪川合流地点 (左岸) 海南市下津町橋本 (右岸) 海南市下津町橋本 から海まで	下	氾濫発生水位 2.80 氾濫危険水位 2.20 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	海 草	海 南 市
貴 志 川	(左岸) 海草郡紀美野町毛原宮 (右岸) 海草郡紀美野町毛原宮 から (左岸) 紀の川市貴志川町神戸 (右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口	永宝橋	氾濫発生水位 4.20 氾濫危険水位 3.70 避難判断水位 3.10 氾濫注意水位 3.00 水防団待機水位 2.00	海 草	海 南 市 紀 美 野 町
		小 川 橋	氾濫発生水位 6.20 氾濫危険水位 5.50 避難判断水位 4.70 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		
		野 上 橋 新	氾濫発生水位 5.60 氾濫危険水位 4.80 避難判断水位 4.00 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 2.00		
山 田 川	畑前橋 (左岸) 有田郡湯浅町山田 (右岸) 有田郡湯浅町山田 から海まで	三之橋	氾濫発生水位 2.40 氾濫危険水位 2.30 避難判断水位 2.10 氾濫注意水位 2.10 水防団待機水位 1.60	有 田	湯 浅 町
広 川	河瀬橋下流 300m 地点 (左岸) 有田郡広川町河瀬 (右岸) 有田郡広川町井関 から海まで	新広橋	氾濫発生水位 3.10 氾濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	有 田	湯 浅 町 広 川 町

印 南 川	中越新橋上流 500m 地点 (左岸) 日高郡印南町印南原 (右岸) 日高郡印南町印南原 から海まで	山 口	氾濫発生水位 3.90 氾濫危険水位 3.60 避難判断水位 3.30 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	日 高	印 南 町
切 目 川	脇ノ谷橋上流 300m 地点 (左岸) 日高郡印南町美里 (右岸) 日高郡印南町美里 から海まで	古 井	氾濫発生水位 4.10 氾濫危険水位 3.40 避難判断水位 2.80 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.00	日 高	印 南 町
		古 屋	氾濫発生水位 5.70 氾濫危険水位 4.90 避難判断水位 4.30 氾濫注意水位 3.90 水防団待機水位 3.60	日 高	印 南 町
南 部 川	辺川合流点 (左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄 から海まで	谷 口	氾濫発生水位 3.80 氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.40 氾濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00	日 高	み な べ 町
左 会 津 川	大江橋地点 (左岸) 田辺市長野 (右岸) 田辺市長野 から海まで	中三栖	氾濫発生水位 5.30 氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 2.70 水防団待機水位 2.20	西 牟 婁	田 辺 市
		高山寺	氾濫発生水位 4.90 氾濫危険水位 4.60 避難判断水位 4.10 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		
富 田 川	市ノ瀬橋上流 500m の地点 (左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	氾濫発生水位 5.00 氾濫危険水位 4.70 避難判断水位 3.90 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西 牟 婁	上 富 田 町

		田津原	氾濫発生水位 5.90 氾濫危険水位 5.10 避難判断水位 4.50 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		白 浜 町
日 置 川	(左岸) 西牟婁郡白浜町安居 (右岸) 西牟婁郡白浜町寺山 から海まで	安 居	氾濫発生水位 7.20 氾濫危険水位 6.60 避難判断水位 5.50 氾濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西 牟 婁	白 浜 町
周 参 見 川	長字井橋上流 190m の地点 (左岸) 西牟婁郡すさみ町周参見 (右岸) 西牟婁郡すさみ町周参見 から海まで	望児橋	氾濫発生水位 3.50 氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東 牟 婁 串 本	す さ み 町
太 田 川	高遠井橋上流 800m の地点 (左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 から海まで	南大居	氾濫発生水位 4.30 氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	東 牟 婁 新 宮	那 智 勝 浦 町
那 智 川	(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山 から海まで	市野々	氾濫発生水位 2.80 氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.40 氾濫注意水位 1.00 水防団待機水位 0.60	東 牟 婁 新 宮	那 智 勝 浦 町
		川 関	氾濫発生水位 4.20 氾濫危険水位 3.20 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 1.70 水防団待機水位 1.40		

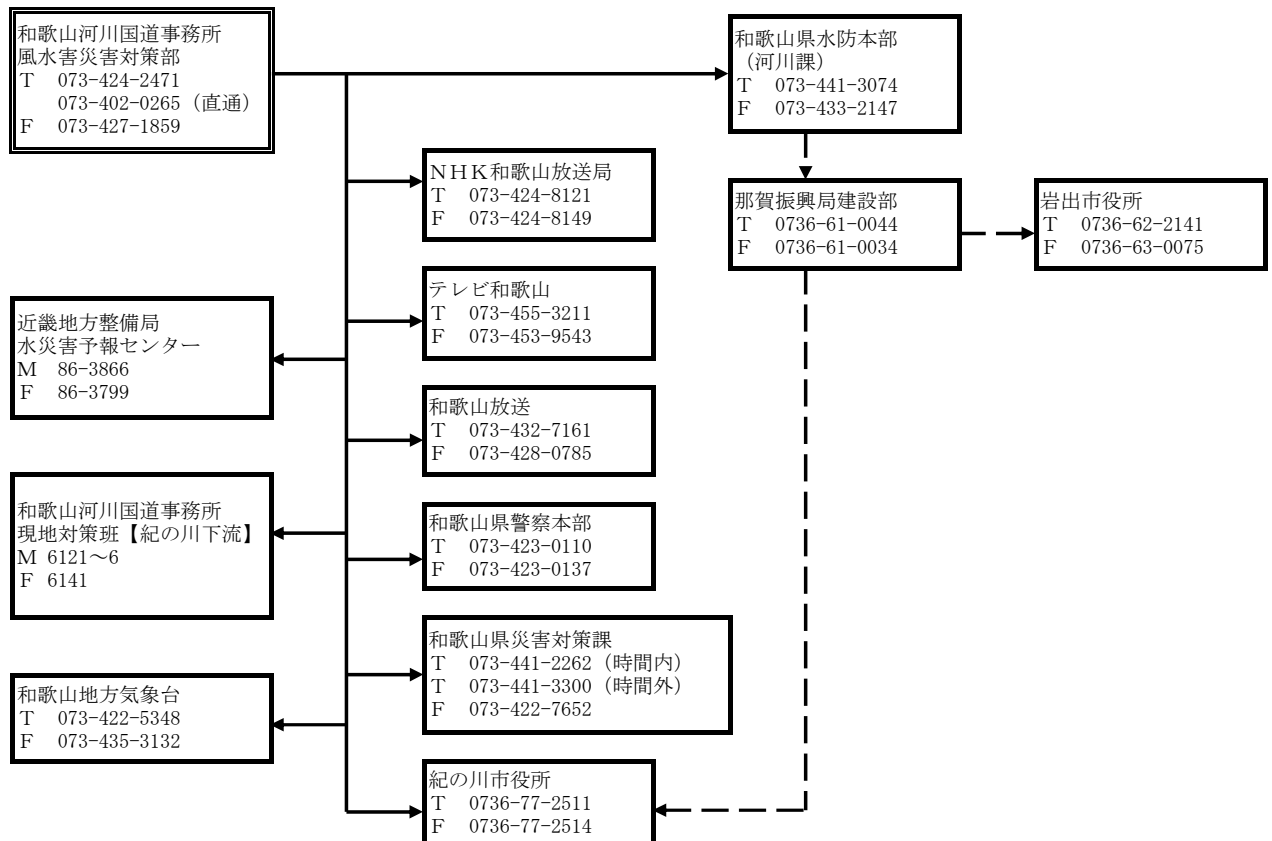
※水位周知河川(県管理)の浸水想定区域図

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

2 水位周知河川の水位情報の伝達経路

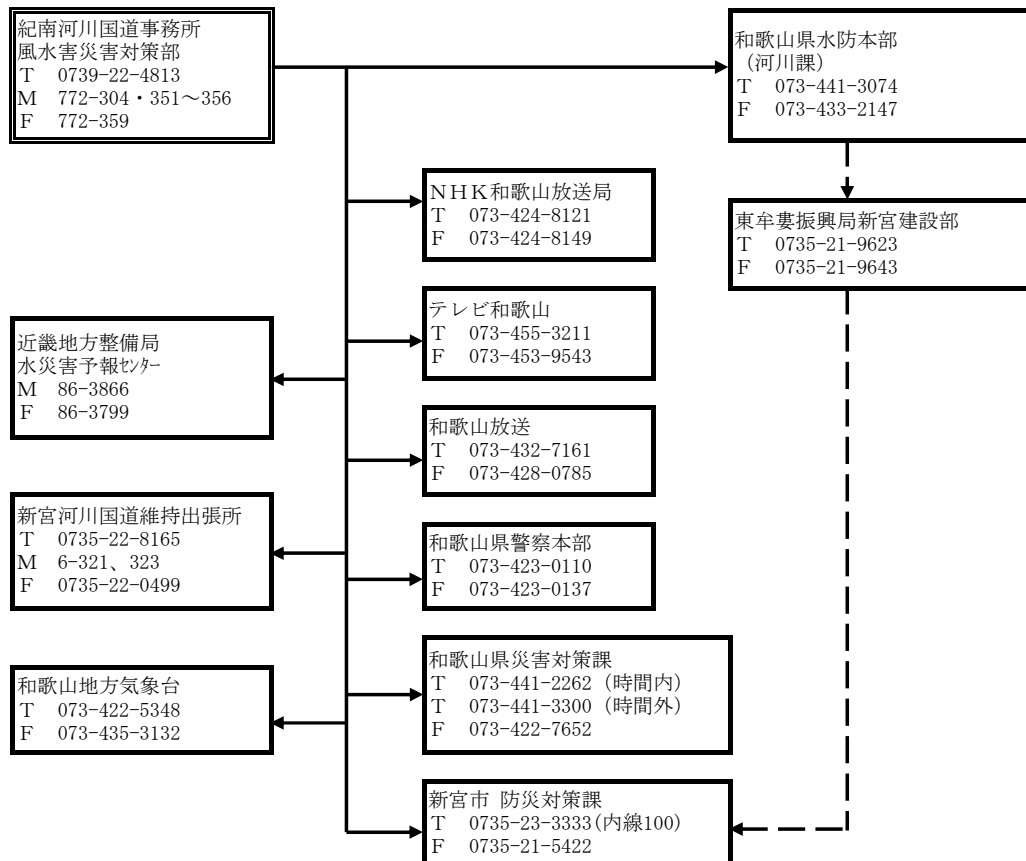
(1) 国土交通大臣が発表する水位情報の伝達経路図

(貴志川)



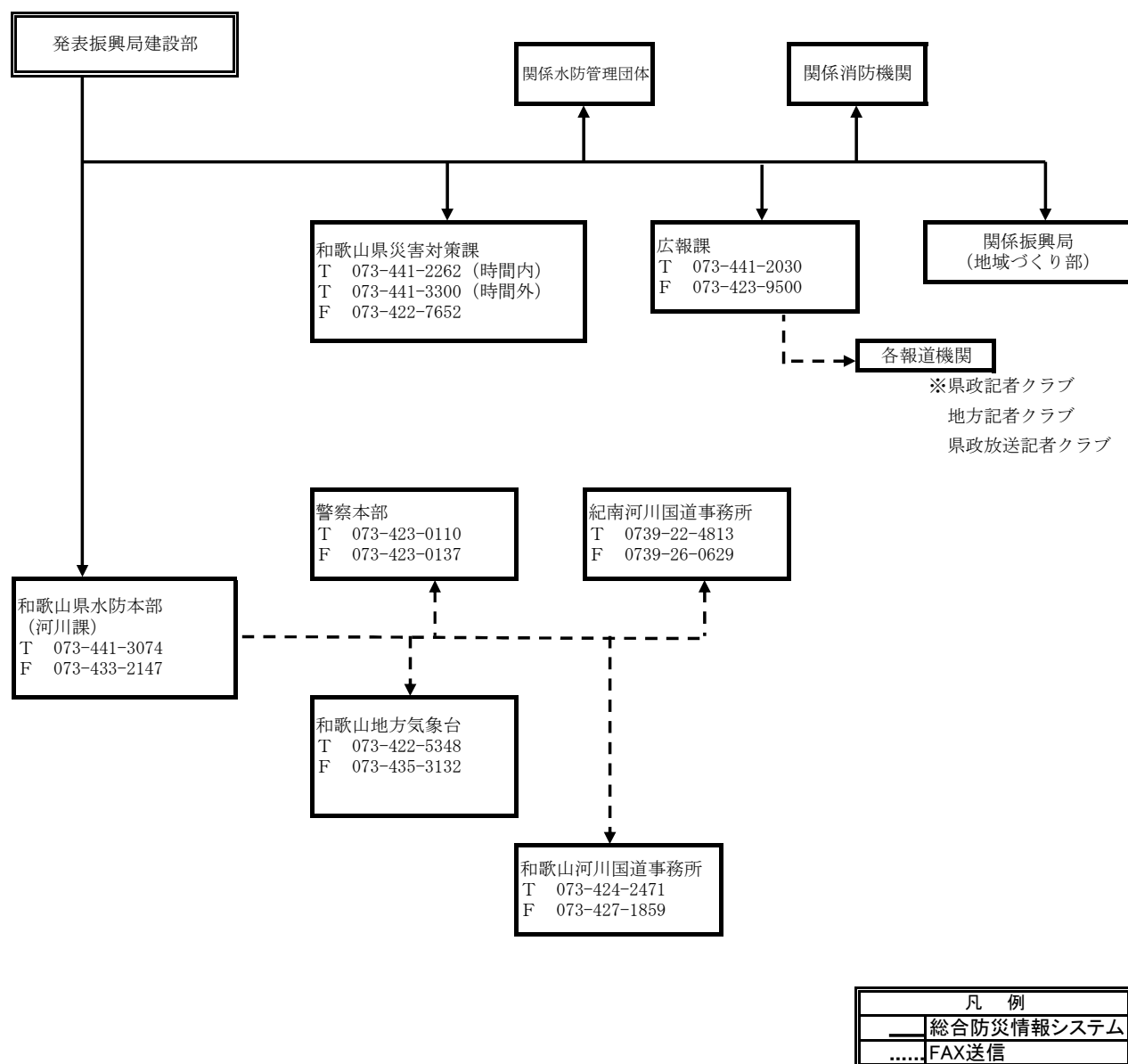
※和歌山県水防本部及び那賀振興局建設部からの伝達（破線）についてはFAXを使用する。

(市田川)



※和歌山県水防本部及び東牟婁振興局建設部からの伝達（破線）についてはFAXを使用する。

(2) 知事が発表する水位情報の伝達経路図



正規

いちだがわ
市田川氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

国土交通省 紀南河川国道事務所 発
表 (第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。市田川の
下田基準観測所 (新宮市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位 (3.30m) に
到達しました。

市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

市田川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)			
新着・更新		更新	
基準観測所		下田	
対象河川		市田川	
新着・更新	警戒レベル () 相当	3	
	現況水位	(3 レベル3 水位超過)	
新宮市		3	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

市田川 下田基準観測所 (新宮市)

(受け持ち区間は 市田川左岸：和歌山県新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋から熊野川合流点まで、右岸：和歌山県新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋から熊野川合流点まで)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8606701100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.9955556&y=33.7180556&z=13



川の防災情報 水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 紀南河川国道事務所 流域治水課 電話：0739-22-4813

正規

きしがわ
貴志川氾濫警戒情報
(警戒レベル3相当情報)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 和歌山河川国道事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。貴志川の
貴志基準観測所(紀の川市)では、〇〇日〇時〇分頃に、避難判断水位(5.50m)に到達
しました。
市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(警戒レベル相当情報早見表)

貴志川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)		
新着・更新		更新
基準観測所		貴志
対象河川		貴志川
新着・更新	警戒レベル()相当	3
	現況水位	(3 レベル3水位超過)
更新	紀の川市	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

貴志川 貴志基準観測所(紀の川市)

(受け持ち区間は 貴志川左岸：和歌山県紀の川市貴志川町神戸地先から紀の川との合流点まで、右岸：和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口地先から紀の川との合流点まで)

□発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8606601800

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=135.3266667&y=34.2180556&z=13



川の防災情報
水位到達情報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 和歌山河川国道事務所 流域治水課 電話：０７３－４２４－２４７１

(2) 知事が発表する水位情報の発表文

(上昇局面の場合)

() 川	レベル4氾濫危険情報(洪水特別警戒水位情報) レベル3氾濫警戒情報・レベル2氾濫注意情報

令和 年 月 日 時 分

和歌山県水防本部発表

(振興局)

【主文】

選択 (○)	種類	内 容
	氾濫 危険 情報	【警戒レベル4相当情報[洪水]】()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)()mに達しました。堤防高が低い箇所では、氾濫が発生する恐れがありますので、住民の方々は警戒するとともに、市町村からの避難情報、河川周囲の状況に注意して下さい。
	氾濫 警戒 情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]】()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、避難判断水位()mに達しました。水位はさらに上昇する恐れがあります。今後とも、()川の水位に関する情報に注意して下さい。
	氾濫 注意 情報	【警戒レベル2相当情報[洪水]】()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、氾濫注意水位(警戒水位)()mに達しました。水位はさらに上昇する恐れがあります。今後とも、()川の水位に関する情報に注意して下さい。

(参考)

()川()観測所()市・町()

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)()m、避難判断水位()m

氾濫注意水位(警戒水位)()m、水防待機水位(通報水位)()m

【水位危険度レベル】

●レベル5	氾濫発生
●レベル4水位	氾濫危険水位超過
●レベル3水位	避難判断水位超過
●レベル2水位	氾濫注意水位超過
●レベル1水位	水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

(報道機関)和歌山県県土整備部河川下水道局河川課 TEL:073-441-3074	(市町村関係)和歌山県〇〇振興局建設部

(例 1 氾濫発生水位に到達したときの発表様式)

〇〇川

レベル5相当 氾濫（切迫）情報

令和 年 月 日 時 分
和歌山県 発表
(第 号)

(主文)

〇〇川では氾濫が既に発生しているおそれがあり、〇〇市、〇〇町〇〇周辺の住民は、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

		レベル5相当 氾濫（切迫）情報
新着・更新		新着
対象河川		〇〇川
基準観測所名		〇〇〇
水位 報 情	氾濫発生水位 （基準水位）	〇.〇〇
	現況水位	〇.〇〇
発生箇所		〇〇市〇〇周辺

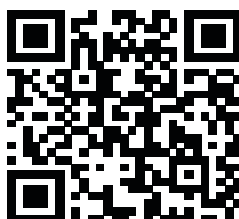
(参考)

〇川の水位を確認したい方はこちら

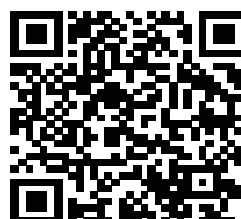
和歌山県河川／雨量防災情報	http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/

〇和歌山県 各河川の洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html



和歌山県河川／雨量防災情報



洪水浸水想定区域図

【問い合わせ先】

和歌山県県土整備部河川下水道局 河川課 電話：073-441-3074

(下降局面の場合)

() 川	レベル4氾濫危険情報(洪水特別警戒水位情報) レベル3氾濫警戒情報・レベル2氾濫注意情報 レベル2氾濫注意情報解除

令和 年 月 日 時 分

和歌山県水防本部発表

(振興局)

【主文】

選択 (○)	種類	内 容
	氾濫 危険 情報	【警戒レベル4相当情報[洪水]に引下げ】()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、氾濫発生水位を下回りました。 引き続き十分な注意をして下さい。
	氾濫 警戒 情報	【警戒レベル3相当情報[洪水]に引下げ】()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、氾濫危険水位を下回りました。 引き続き十分な注意をして下さい。
	氾濫 注意 情報	【警戒レベル2相当情報[洪水]に引下げ】()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、避難判断水位を下回りました。 引き続き十分な注意をして下さい。
	氾濫 注意情 報解除	()川は、()時()分に、()市・町()観測所で、氾 濫注意水位を下回りました。 危険はなくなったものと思われます。

(参考)

()川()観測所()市・町()

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)()m、避難判断水位()m

氾濫注意水位(警戒水位)()m、水防待機水位(通報水位)()m

【水位危険度レベル】

●レベル5	氾濫発生
●レベル4水位	氾濫危険水位超過
●レベル3水位	避難判断水位超過
●レベル2水位	氾濫注意水位超過
●レベル1水位	水防団待機水位超過

(問い合わせ先)

(報道機関)和歌山県県土整備部河川下水道局河川課 TEL:073-441-3074	(市町村関係)和歌山県〇〇振興局建設部

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防法第16条の規定により国土交通大臣又は知事が行う水防警報は、次のとおりである。

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

(i) 水防警報発表区域等

実 施 河 川	対 象 量水標	実 施 区 域	責 任 者	
			発 信	受 信
紀の川	五 條 三 谷 船 戸	(左岸) 奈良県五條市牧町野原東4丁目266番地先 (右岸) 奈良県五條市小島町550番地先 から海まで	和歌山河川国道事務所長	和歌山 県知事
貴志川	貴 志	(左岸) 紀の川市貴志川町神戸地先 から紀の川との合流点 (右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口地先	和歌山河川国道事務所長	
熊野川	成 川	(左岸) 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199の1地先 から海まで (右岸) 新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先	紀南河川国道事務所長	
市田川	下 田	(左岸) 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋 から熊野川との合流点 (右岸) 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋	紀南河川国道事務所長	

(ii) 水防警報発表の段階

段 階	種 類	内 容
第 1	待 機	水防団員の足留め。
第 2	準 備	水防資材の点検、水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動。
第 3	出 動	水防団員の出動の必要を警告。
第 4	解 除	水防活動終了の通知。

- (注) ・観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは理由を附して関係機関に通知する。
 ・第1段階及び第2段階は省略することがある。
 ・水位等の状況を通知する必要があるときは別途「水防情報」として適時発表する。

(iii) 水防警報発表の時期

河 川 名	紀 の 川			貴 志 川	熊 野 川	市 田 川
対象観測所	五 條	三 谷	船 戸	貴 志	成 川	下 田
待 機	氾濫注意水位に達する約4時間前。					—
準 備	氾濫注意水位に達する約3時間前。					水防団待機水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められた時。
出 動	氾濫注意水位に達する約2時間前。				氾濫注意水位に達する約1時間前。	氾濫注意水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められた時。
解 除	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。				水防活動が終わるとき。	

- (注) 警報のうち「待機」「準備」については省略することがある。

(2) 知事が行う水防警報

(i) 水防警報の発表

水防警報は現地指導班長（振興局建設部長）が現地の雨量、河川水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて行い、「3. 水防警報伝達経路（3）知事が行う水防警報の伝達経路」により速やかに通報するものとする。

(ii) 水防警報発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	発 表 振興局 建設部	担当水防 管理団体
和田川	常盤橋上流 750m の地点 （左岸）和歌山市大河内地先 （右岸）和歌山市大河内地先 から和歌川合流点まで	広見橋	氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海 草	和歌山市
亀の川	（左岸）尼久仁橋下流 150m の地点 和歌山市本渡 （右岸）尼久仁橋上流 800m の地点 和歌山市本渡 から海まで	羽鳥橋	氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.60	海 草	和歌山市
有田川	金屋橋上流 500m の地点 （左岸）有田郡有田川町徳田 （右岸）有田郡有田川町金屋 から海まで	金 屋	氾濫注意水位 4.10 水防団待機水位 2.60	有 田	有 田 市 有田川町
日高川	川辺大橋上流 350m の地点 （左岸）日高郡日高川町松瀬 （右岸）日高郡日高川町早藤 から海まで	川 辺 （松瀬橋）	氾濫注意水位 5.00 水防団待機水位 3.80	日 高	御 坊 市 日高川町
南部川	辺川合流地点 （左岸）日高郡みなべ町東本庄 （右岸）日高郡みなべ町東本庄 から海まで	谷 口	氾濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00	日 高	みなべ町
左会津川	高雄大橋上流 60m の地点 （左岸）田辺市湊小泉 （右岸）田辺市稲成 から海まで	高山寺	氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田 辺 市
富田川	市ノ瀬橋上流 500m の地点 （左岸） 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 （右岸） 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西牟婁	上富田町 白 浜 町
		田津原	氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		
日置川	安居橋上流 300m の地点 （左岸）西牟婁郡白浜町安居 （右岸）西牟婁郡白浜町安居 から海まで	安 居	氾濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西牟婁	白 浜 町

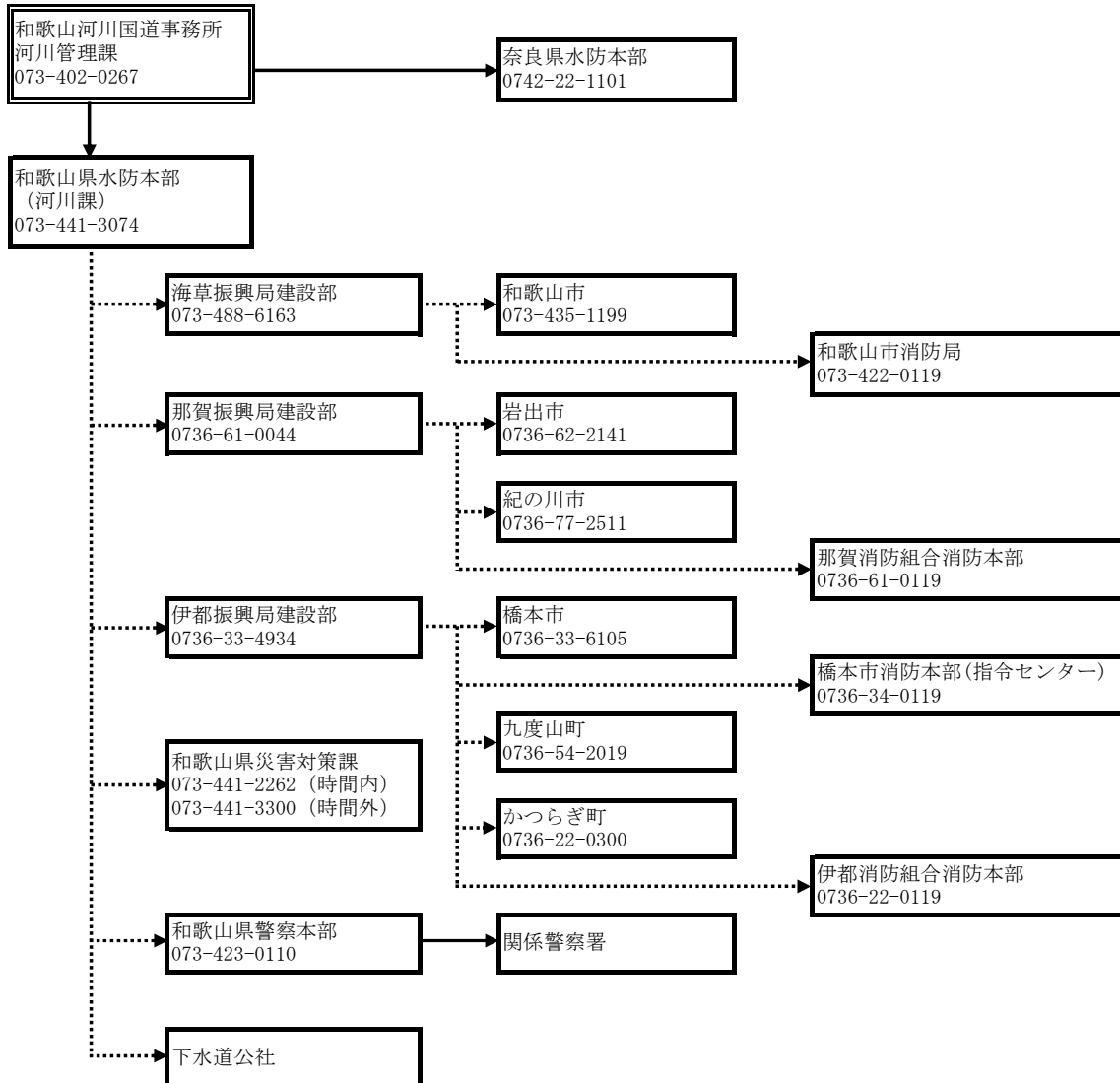
古 座 川	(左岸) 古座川町役場上流 50m (古座川町高池) (右岸) 河内橋上流 100m (串本町古田) から海まで	月野瀬	氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	東牟婁 串 本	串 本 町 古座川町
太 田 川	高遠井橋上流 800m の地点 (左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 から海まで	南大居	氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	東牟婁 新 宮	那智勝浦町
熊 野 川	三和大橋上流 100m の地点 (新宮市熊野川町日足) から三津野橋 (新宮市熊野川町日足) までの右岸	日 足	氾濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	東牟婁 新 宮	新 宮 市
	岩田橋上流 600m の地点 (田辺市本宮町本宮) から岩田橋 (田辺市本宮町本宮) までの右岸	本 宮	氾濫注意水位 5.00 水防団待機水位 4.60	西牟婁	田 辺 市

(iii) 水防警報の種類等

段階	種類	内 容	発 表 基 準
第 1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とする。	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある時。
第 2	準備	水防資器材の準備点検、水門等開閉準備、幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがある時。
第 3	出動	水防団員が出動し、河川巡視を行うとともに、災害の発生を警戒、予防するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがある時。
第 4	解除	水防活動の終了に関するもの。	氾濫注意水位以下に下降し、今後の水位の上昇の見込みがなくなった時、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時。

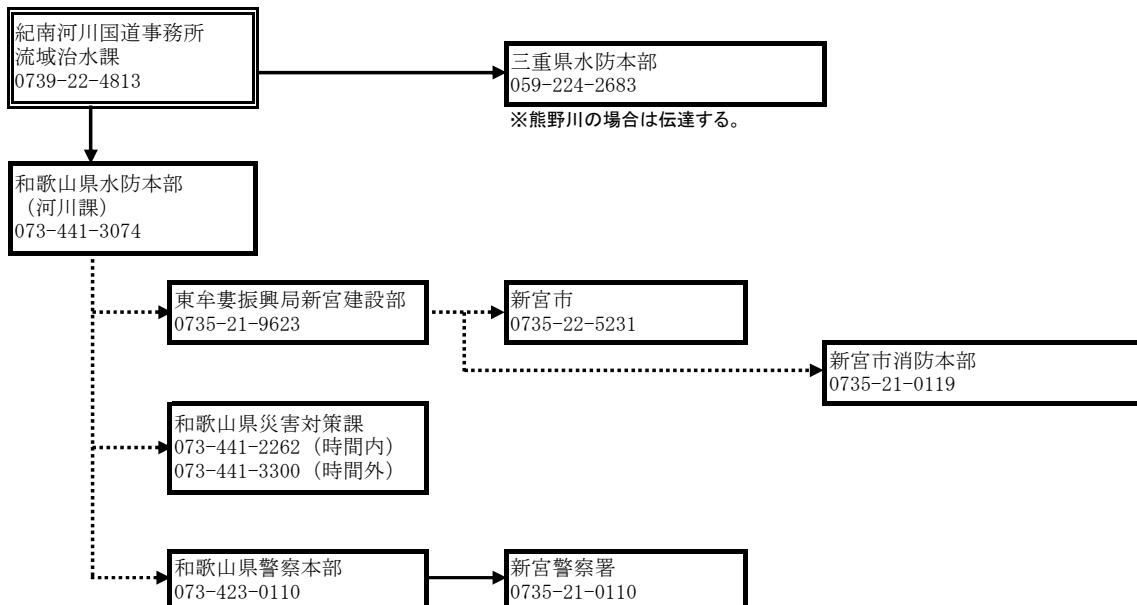
3 水防警報の伝達経路

(1) 紀の川（貴志川を含む）水防警報



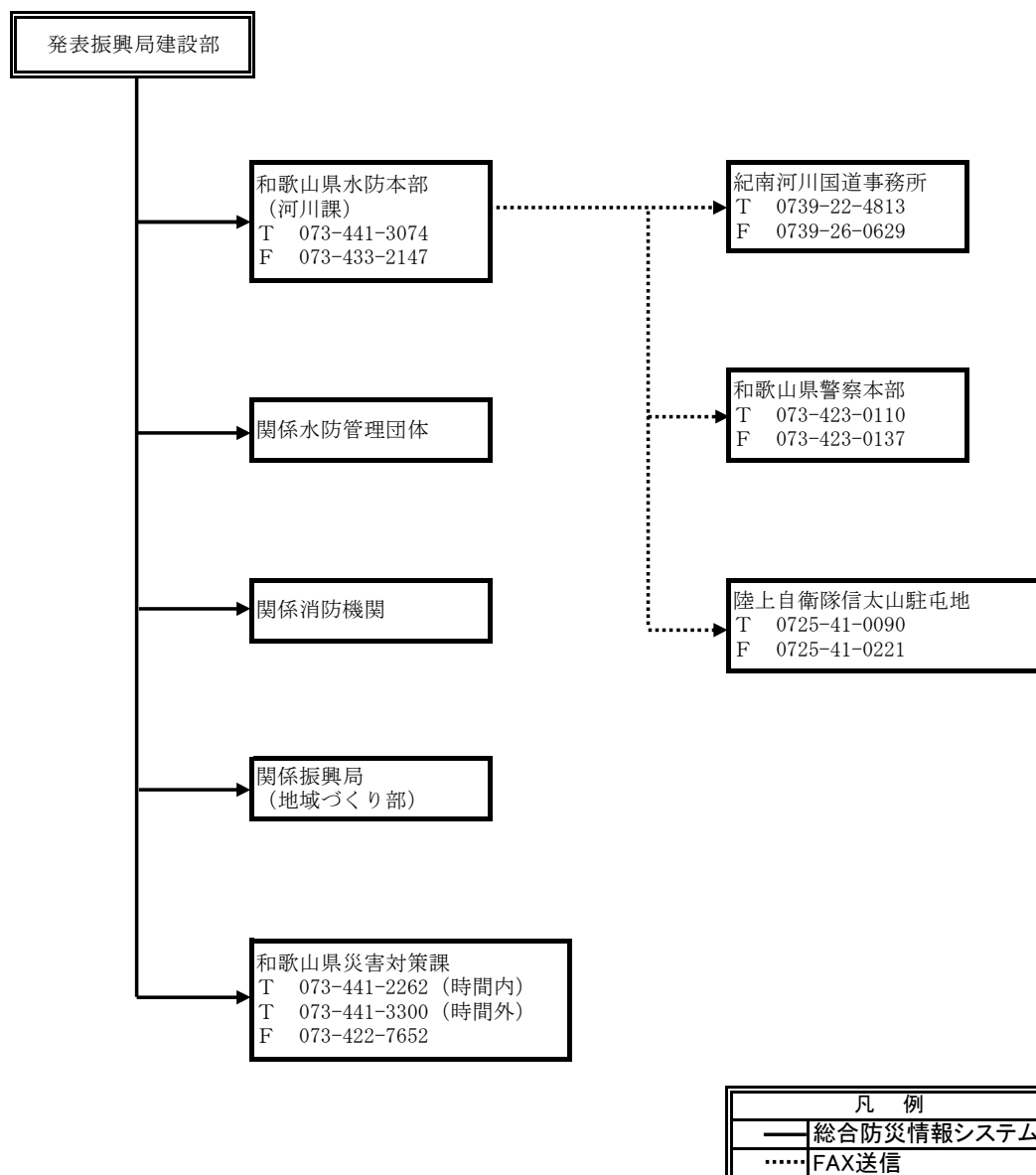
※和歌山県水防本部及び各振興局建設部からの伝達（破線）についてはFAXを使用する。

(2) 熊野川（及び市田川）水防警報



※和歌山県水防本部及び各振興局建設部からの伝達（破線）についてはFAXを使用する。

(3) 知事が行う水防警報



4 水防警報受信様式

(1) 国土交通大臣が行う水防警報
・紀の川

水防警報（出動）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 和歌山河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

紀の川の船戸基準観測所 水防機関出動

(現況)

紀の川の船戸基準観測所（岩出市）の水位は、〇〇日〇〇時〇〇分現在 --
mです。

(発表)

水防機関は出動してください。

(水防警報発表状況)

和歌山河川国道事務所水防警報発表状況					
新着・更新	新着・更新			新着	
	基準観測所	三谷	貴志	船戸	五條
	対象河川	紀の川	貴志川	紀の川	紀の川
	水防警報発表状況			出動	
	紀の川市			-	-
	伊都郡かつらぎ町		-	-	-
新着	和歌山市	-	-	出動	-
新着	岩出市	-	-	出動	-
	五條市	-	-	-	
	橋本市	-	-	-	
	伊都郡九度山町	-	-	-	

(参考)

船戸 船戸基準観測所（岩出市）

（受け持ち区間は 紀の川左岸：和歌山県岩出市山崎地先から海まで（左岸19.6kから海まで）、右岸：和歌山県岩出市岡田地先から海まで（右岸20.4kから海まで））

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2208700012&fid=1

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.3091667&y=34.2522222&z=13



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 和歌山河川国道事務所 流域治水課 電話：073-424-2471

正規

水防警報（準備）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
国土交通省 紀南河川国道事務所発表
(第〇号)

(見出し)

くまのがわ なるかわ
熊野川の成川基準観測所 水防機関準備

(現況)

くまのがわ なるかわ みなみむろぐんきほうちょう
熊野川の成川基準観測所（南牟婁郡紀宝町）の水位は、〇〇日 〇〇
時 〇〇分 現在 〇.〇〇mです。

(発表)

水防機関は準備してください。

(水防警報発表状況)

紀南河川国道事務所水防警報発表状況				
新着・更新	新着・更新	新着		
	基準観測所	成川	高岡	下田
	対象河川	熊野川	相野谷川	市田川
	水防警報発表状況	準備	出動	準備
新着	南牟婁郡紀宝町	準備	出動	-
新着	新宮市	準備	-	準備

(参考)

成川 成川基準観測所（南牟婁郡紀宝町）

（受け持ち区間は 熊野川左岸：三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番の1地先から海まで、
右岸：和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先から海まで）

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=20&rwcd=2208800002&fld=1

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=86

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=135.9880556&y=33.7355556&z=13



川の防災情報 水防警報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 紀南河川国道事務所 流域治水課 電話：0739-22-4813

(熊野川水防警報発表の例)

(2) 知事が行う水防警報

()川()水防警報 第 号 第1段階 待 機 第2段階 準 備 第3段階 出 動 第4段階 解 除 令和 年 月 日 時 分 和 歌 山 県 水 防 本 部 発 表 (振興局) ()川()水位観測所の 月 日 時 分現在の 水位は、 m cmとなり()水位 { に 近 づ き 越 え を下まわり } ました。 第1段階 水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機して下さい。 第2段階 水防機関は、出動の準備をして下さい。 第3段階 水防機関は、出動して下さい。 第4段階 水防警報を解除します。			
連 絡 先	連 絡 時 刻	発 信 者	受 信 者

第5章 雨量・水位・潮位の観測・通報・公表

第1節 雨量の観測

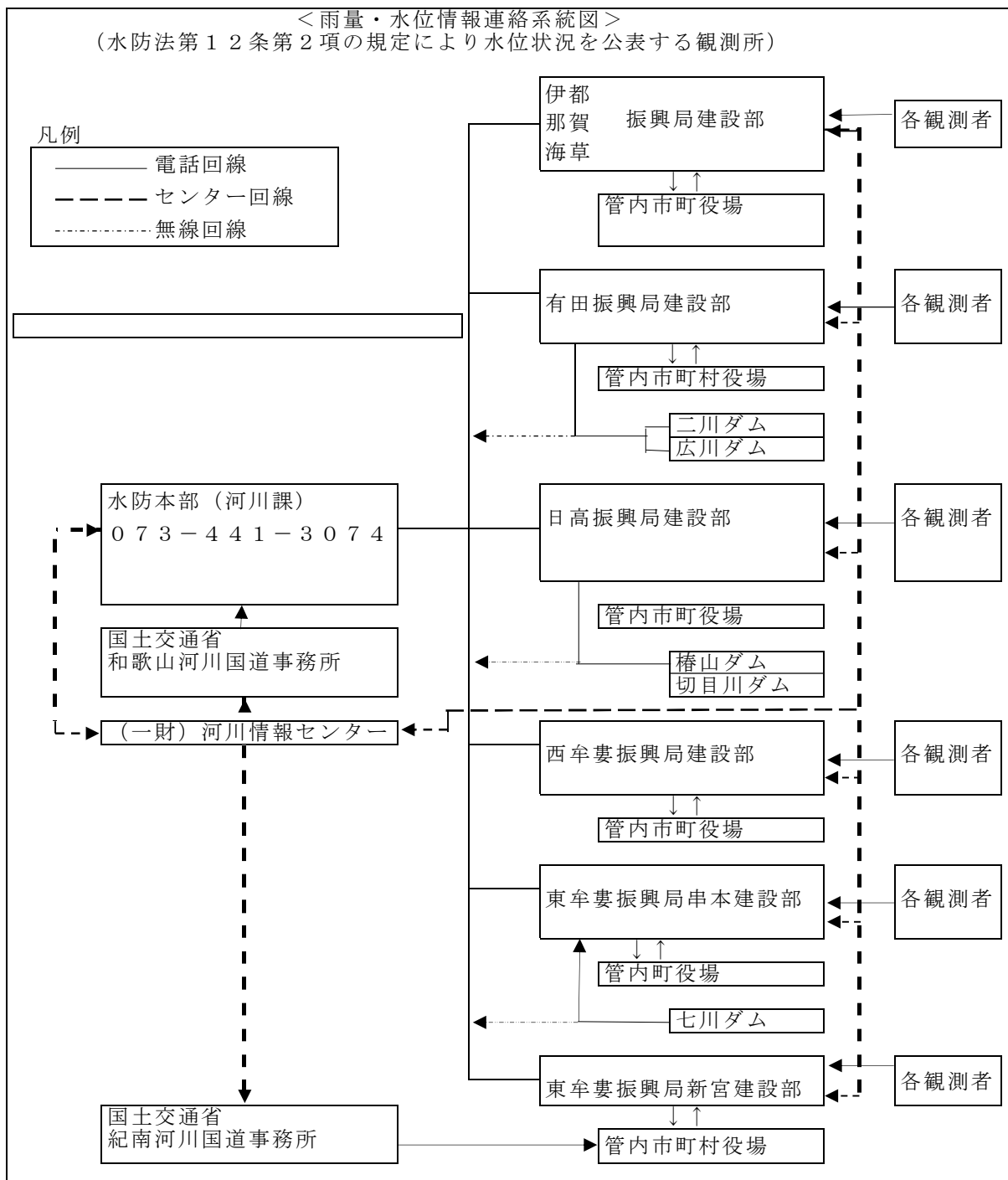
1. 県内の雨量観測所 別表第1のとおりである。（雨量・水位情報連絡系統図参照）
2. 各振興局長は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量については、テレメーター（テレメーターにより情報を収集する観測所）により正確な情報を敏速に入手すること。また、各振興局建設部長と水防管理者及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な降雨状況の情報交換に努めるものとする。
水防本部は和歌山地方気象台と連絡を密にし、必要に応じ情報等の交換を行うものとする。
3. テレメーター故障時の対応
テレメーターは適切な維持管理を行うものであるが、テレメーターが故障した時は、水防本部に連絡の上で早急な復旧に努めることとする。

第2節 水位の観測・通報・公表

1. 県内の水位観測所
別表第2のとおりである。なお、県管理の観測所の量水標管理者は、所轄振興局建設部長である。
2. 情報交換
各振興局建設部長と水防管理者及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な水位状況の情報交換に努めるものとする。
3. 水位の通報（水防法第12条第1項）
水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら察知したときは、その後の水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときから所管振興局建設部長に量水標等の示す水位の状況を通報するものとする。
4. 水位の公表（水防法第12条第2項）
「水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所」（別表第2表1）の量水標管理者は、下記の要領より量水標等の示す水位の状況を公表するものとする（雨量・水位情報連絡系統図参照）。
 - （1）水防団待機水位に達したとき
 - （2）氾濫注意水位に達したとき
 - （3）避難判断水位に達したとき
 - （4）以後毎時の水位
 - （5）避難判断水位を下回ったとき
 - （6）氾濫注意水位を下回ったとき
 - （7）水防団待機水位を下回ったとき
 - （8）水防配備態勢が解除されたとき
 - （9）その他水防本部が必要と認めたとき
5. 水位状況の公表
「水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所」（別表第2表1）については、その量水標管理者が水位の状況を公表している。
国土交通省管理の観測所：「国土交通省川の防災情報」（<https://www.river.go.jp/>）
和歌山県管理の観測所：「和歌山県河川課」（<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/>）

6. テレメーター故障時の対応

出水時に「水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所」（別表第2表1）が故障した場合、量水標管理者は水防本部に連絡の上、早急な復旧に努めるとともに、復旧までの間、水位の状況を上記「4.」の要領により水防本部及び水防管理団体へ報告するものとする。



第3節 潮位の観測

潮位観測所は、別表第3のとおりであるが、各水防管理団体は、高潮による被害を軽減するため、当該地域内の潮位観測に万全を期するものとする。

潮位観測情報：

URL <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#10/33.883/135.441/&contents=tidelevel>（気象庁HP）

第6章 水防上の注意箇所

第1節 重要水防箇所（別表第4）

県内の河川、海岸等で水防上特に重要と思われ注意を要する箇所及びその設定基準は、別表第4のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておくものとし、河川、海岸等の管理者は、当該施設の保全に努め、水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるように努める。

国及び県の管理外の河川については、水防管理団体の水防計画書においてその水防区域等を定め万全を期するものとする。

第2節 水防上影響のある橋梁（別表第5）

桁下高が低く、水位を嵩ませたり老朽等で流失のおそれがあり、水防管理団体が、水防活動に際して特に注意をしなければならない箇所は別表第5のとおりである。

第3節 ダム・水門等の操作

1 重要なダム・水門等（別表第6）

水防上重要なダム・水門等及び各施設の操作規則の概要は、別表第6のとおりである。

2 河川区間のダム・水門等（洪水）

水防管理団体は、ダム・水門等の規模、能力等を熟知して緊急時に対応できる対策を確立しておくものとし、ダム・水門等の管理者は、常に当該施設が十分に機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減・防止に努めるものとする。

ダム・水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水の恐れがあると認めたときは、各施設の操作規則に基づき、的確な操作を行うものとする。

3 河口部・海岸部の水門、樋門、陸閘（津波・高潮）

河口部・海岸部の水門、樋門、陸閘の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門、樋門、陸閘の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先したうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

4 ダム操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所轄振興局建設部、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

・河川法第46条による通報

前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

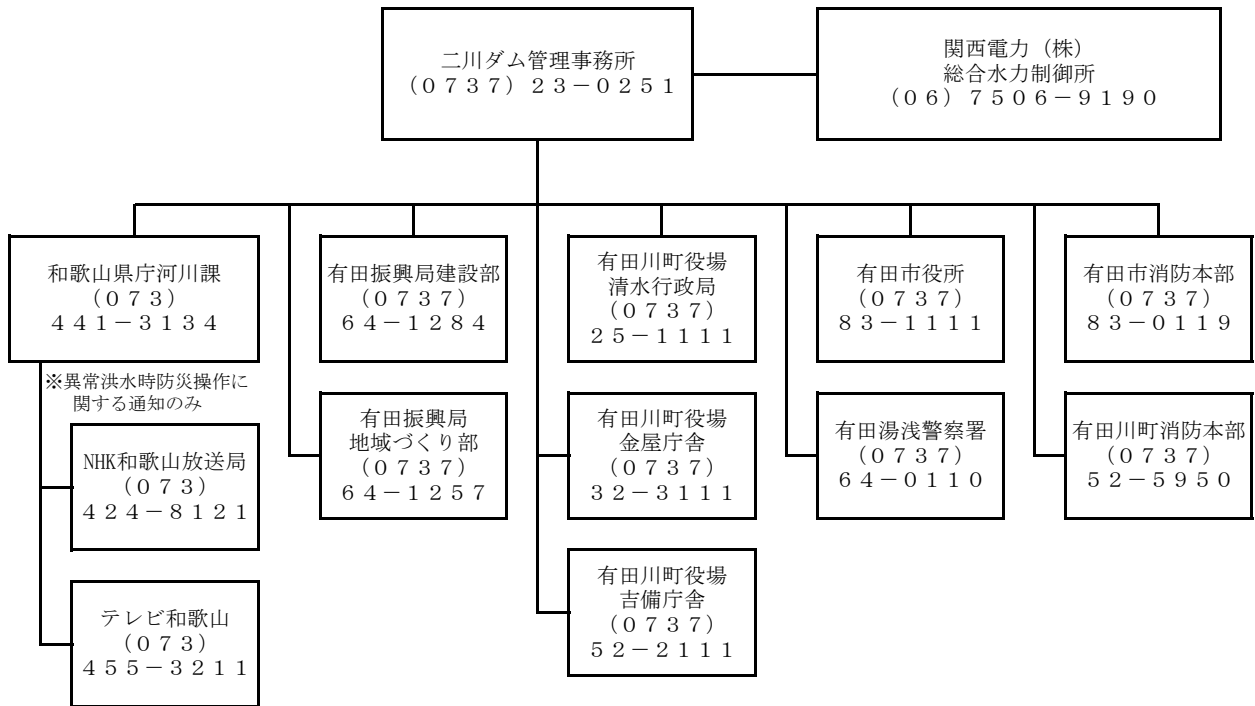
・河川法第48条による通知

ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

5. 連絡系統

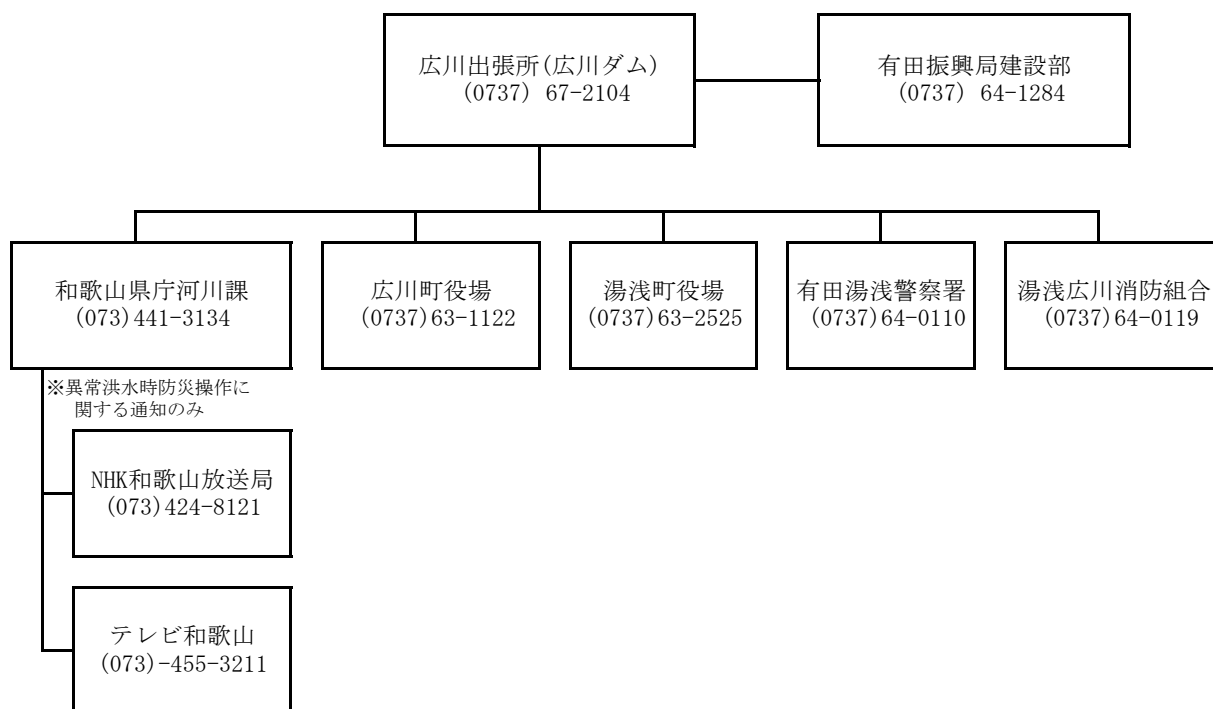
連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

(1) 二川ダム（有田川）



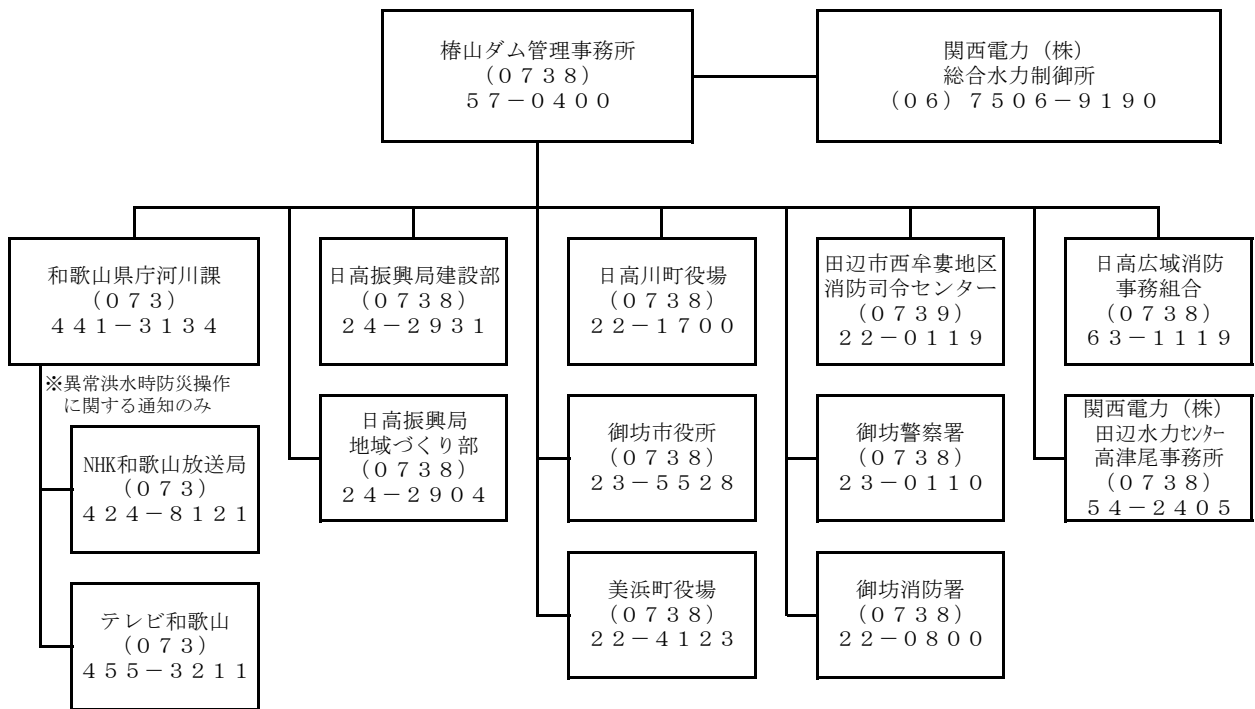
	警報所名	所在地	スピーカー	サイレン
1	城 山	和歌山県有田郡有田川町二川	○	○
2	栗生大田口	和歌山県有田郡有田川町栗生	○	○
3	栗 生	和歌山県有田郡有田川町栗生	○	○
4	岩 倉	和歌山県有田郡有田川町岩野河	○	○
5	岩 野 河	和歌山県有田郡有田川町岩野河	○	○
6	川 口	和歌山県有田郡有田川町川口	○	○
7	上 松 原	和歌山県有田郡有田川町上松原	○	○
8	吉 原	和歌山県有田郡有田川町吉原	○	○
9	金 屋	和歌山県有田郡有田川町金屋	○	○
10	吉 備	和歌山県有田郡有田川町尾中	○	○
11	上 中 島	和歌山県有田郡有田川町上中島	○	○
12	下 中 島	和歌山県有田市下中島	○	○
13	有 田	和歌山県有田市箕島	○	○

(2) 広川ダム (広川)



	警報所名	所 在 地	スピーカー	サイレン
1	ダ ム 警 報 局	和歌山県有田郡広川町下津木	○	○
2	滝 原 警 報 局	和歌山県有田郡広川町下津木	○	○
3	高 野 警 報 局	和歌山県有田郡広川町上津木	○	○
4	落 合 警 報 局	和歌山県有田郡広川町下津木	○	○
5	寺 杣 警 報 局	和歌山県有田郡広川町下津木	○	○
6	塚の原 警 報 局	和歌山県有田郡広川町下津木	○	○
7	猿 川 警 報 局	和歌山県有田郡広川町下津木	○	○
8	前 田 警 報 局	和歌山県有田郡広川町前田	○	○
9	宮 前 警 報 局	和歌山県有田郡広川町前田	○	○
10	大 滝 警 報 局	和歌山県有田郡広川町井関	○	○
11	井 関 警 報 局	和歌山県有田郡広川町井関	○	○
12	殿 警 報 局	和歌山県有田郡広川町殿	○	○
13	柳 瀬 警 報 局	和歌山県有田郡広川町東中	○	○
14	名 島 警 報 局	和歌山県有田郡広川町名島	○	○
15	広 警 報 局	和歌山県有田郡広川町広	○	○

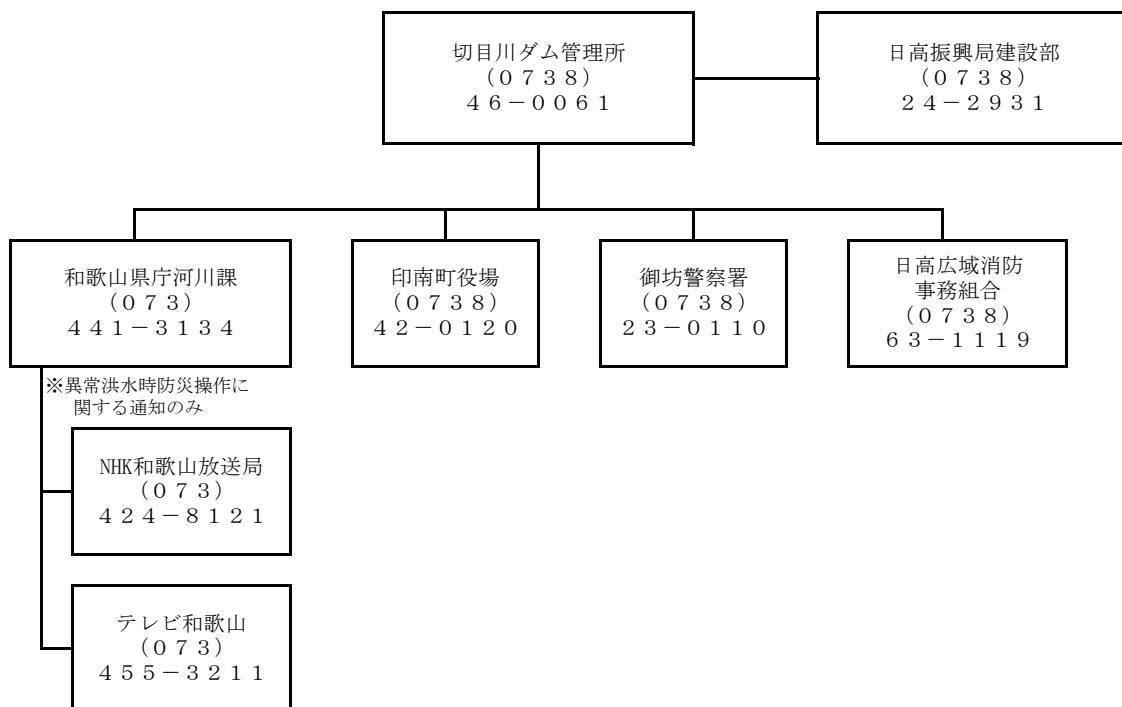
(3) 椿山ダム（日高川）



	警報所名	所在地	スピーカー	サイレン
1	椿山ダム	和歌山県日高郡日高川町初湯川	○	
2	鳥 淵	和歌山県日高郡日高川町初湯川	○	○
3	栗 の 木	和歌山県日高郡日高川町初湯川	○	
4	愛 徳	和歌山県日高郡日高川町初湯川	○	○
5	黒 川	和歌山県日高郡日高川町初湯川	○	○
6	友 淵	和歌山県日高郡日高川町熊の川	○	○
7	竿 本	和歌山県日高郡日高川町熊の川	○	
8	熊 の 川	和歌山県日高郡日高川町熊の川	○	○
9	大 串	和歌山県日高郡日高川町川原河	○	○
10	浅 間	和歌山県日高郡日高川町川原河	○	
11	打 尾	和歌山県日高郡日高川町皆瀬	○	○
12	丸 嶋	和歌山県日高郡日高川町皆瀬	○	○
13	川 原 河	和歌山県日高郡日高川町川原河	○	○
14	下阿田木	和歌山県日高郡日高川町川原河	○	
15	下 五 味	和歌山県日高郡日高川町川原河	○	○
16	越 方	和歌山県日高郡日高川町上越方	○	○
17	平 岩	和歌山県日高郡日高川町原日浦	○	○
18	原 日 浦	和歌山県日高郡日高川町原日浦	○	○
19	三 十 木	和歌山県日高郡日高川町三十木	○	○
20	姉 子	和歌山県日高郡日高川町姉子	○	○

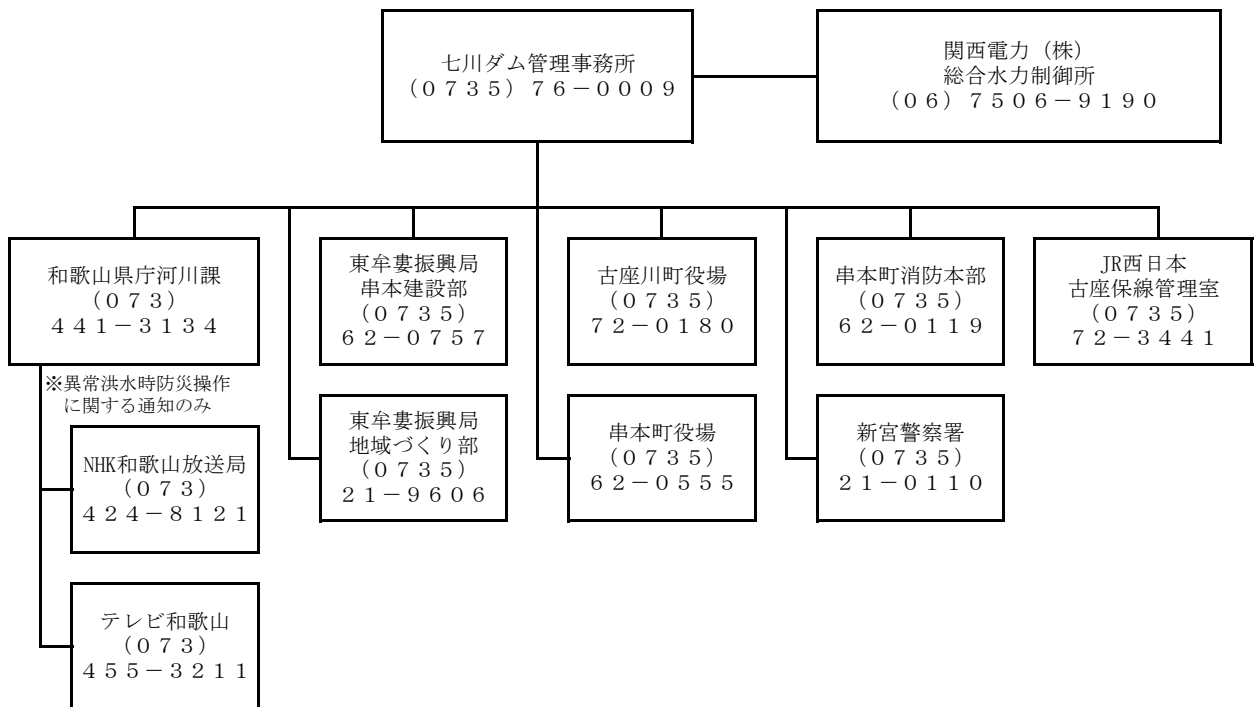
21	上 田 原	和歌山県日高郡日高川町上田原	○	○
22	下 田 原	和歌山県日高郡日高川町下田原	○	○
23	橋 戸	和歌山県日高郡日高川町下田原	○	○
24	荒 折	和歌山県日高郡日高川町下田原	○	○
25	大 谷	和歌山県日高郡日高川町小釜本	○	○
26	柳 川	和歌山県日高郡日高川町小釜本	○	○
27	船 附	和歌山県日高郡日高川町小釜本	○	○
28	西 裕	和歌山県日高郡日高川町小釜本	○	○
29	三 佐	和歌山県日高郡日高川町三佐	○	○
30	坂 野 川	和歌山県日高郡日高川町坂野川	○	○
31	大 又 口	和歌山県日高郡日高川町大又口	○	○
32	老 星	和歌山県日高郡日高川町老星	○	○
33	佐 井	和歌山県日高郡日高川町佐井	○	○
34	芝	和歌山県日高郡日高川町佐井	○	○
35	中 木	和歌山県日高郡日高川町高津尾	○	○
36	高 津 尾	和歌山県日高郡日高川町高津尾	○	○
37	西 原	和歌山県日高郡日高川町西原	○	○
38	船 津	和歌山県日高郡日高川町船津	○	○
39	水 落	和歌山県日高郡日高川町船津	○	
40	観 音 寺	和歌山県日高郡日高川町船津	○	○
41	小 津 茂	和歌山県日高郡日高川町船津	○	○
42	坂 本	和歌山県日高郡日高川町船津	○	○
43	三 田	和歌山県日高郡日高川町船津	○	○
44	上 野 口	和歌山県御坊市野口	○	
45	北 野 口	和歌山県御坊市野口	○	

(4) 切目川ダム (切目川)



	警報所名	所 在 地	スピーカー	サイレン
1	切目川ダム	和歌山県日高郡印南町高串	○	○
2	田ノ垣内①	和歌山県日高郡印南町田ノ垣内	○	
3	田ノ垣内②	和歌山県日高郡印南町田ノ垣内	○	○
4	田ノ垣内③	和歌山県日高郡印南町田ノ垣内	○	○
5	上小原①	和歌山県日高郡印南町小原	○	○
6	上小原②	和歌山県日高郡印南町西神ノ川	○	○
7	下 小 原	和歌山県日高郡印南町小原	○	○
8	皆 瀬 川	和歌山県日高郡印南町皆瀬川	○	○
9	崎ノ原①	和歌山県日高郡印南町崎ノ原	○	
10	崎ノ原②	和歌山県日高郡印南町崎ノ原	○	○
11	軍 道	和歌山県日高郡印南町崎ノ原	○	○
12	松 原	和歌山県日高郡印南町松原	○	○

(5) 七川ダム（古座川）

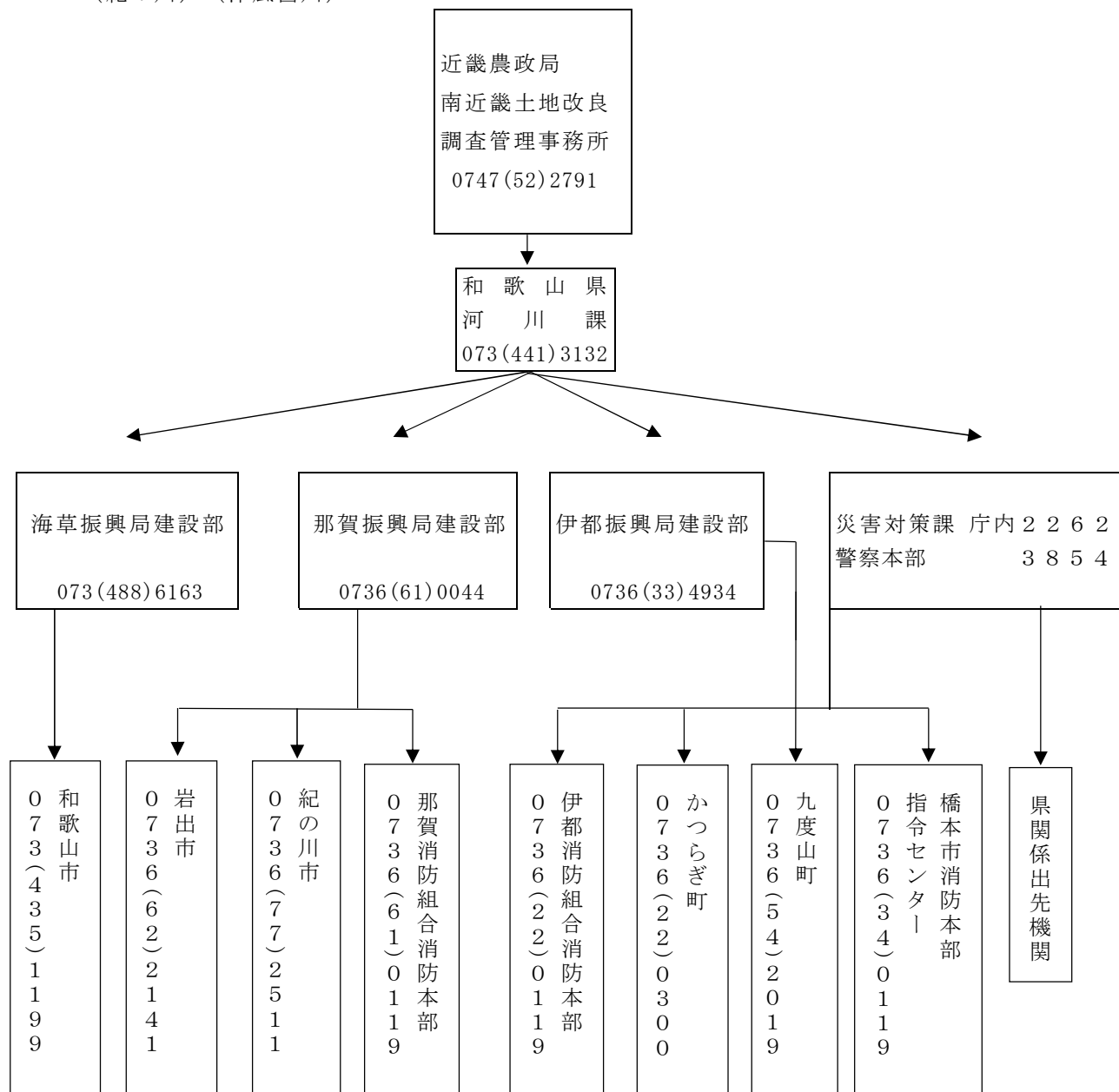


	警報所名	所在地	スピーカー	サイレン
1	松 の 前	和歌山県東牟婁郡古座川町大川	○	○
2	三 尾 川	和歌山県東牟婁郡古座川町大川	○	○
3	蔵 土	和歌山県東牟婁郡古座川町蔵土	○	○
4	一 枚 岩	和歌山県東牟婁郡古座川町相瀬	○	○
5	立 合	和歌山県東牟婁郡古座川町立合	○	○
6	明 神	和歌山県東牟婁郡古座川町明神	○	○
7	高 瀬	和歌山県東牟婁郡古座川町月野瀬	○	○
8	愛 宕 山	和歌山県東牟婁郡古座川町高池	○	○
9	海 老	和歌山県東牟婁郡古座川町長迫	○	○

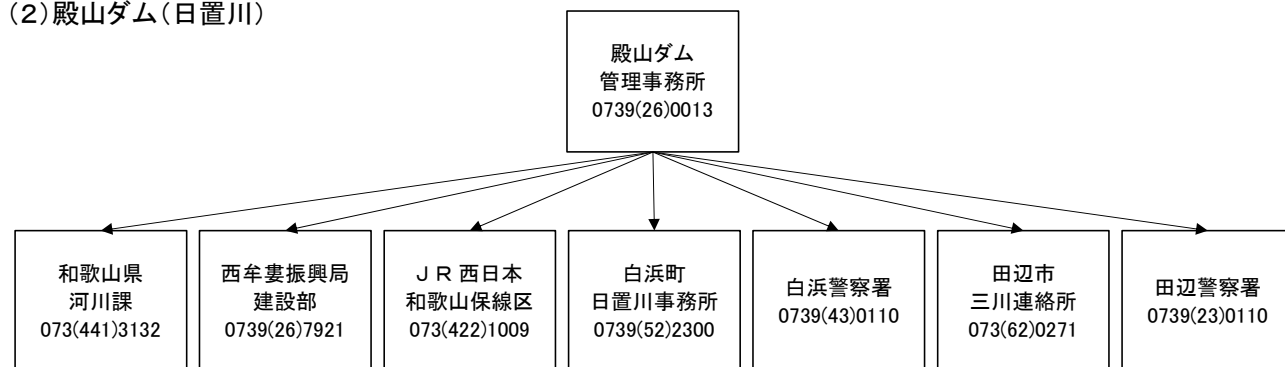
6. その他のダムの放流情報

(1) 大迫ダム・津風呂ダム ※和歌山県内に警報所はない

(紀の川) (津風呂川)

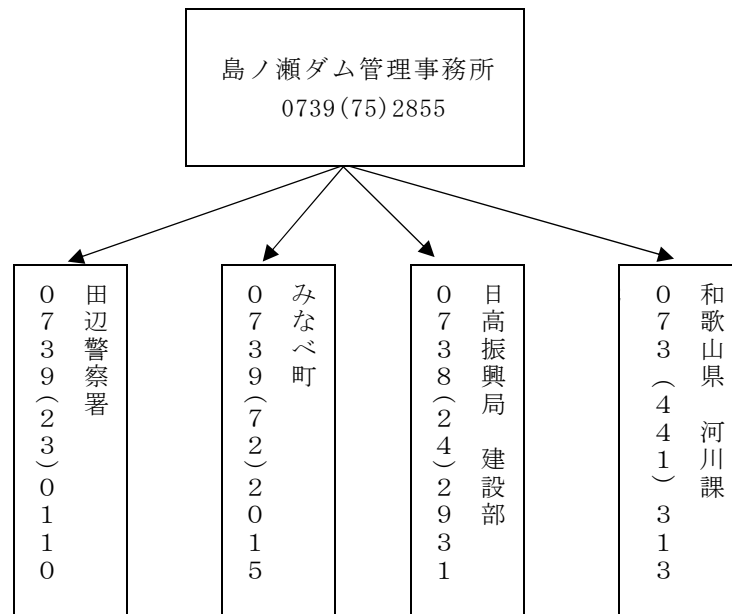


(2) 殿山ダム(日置川)



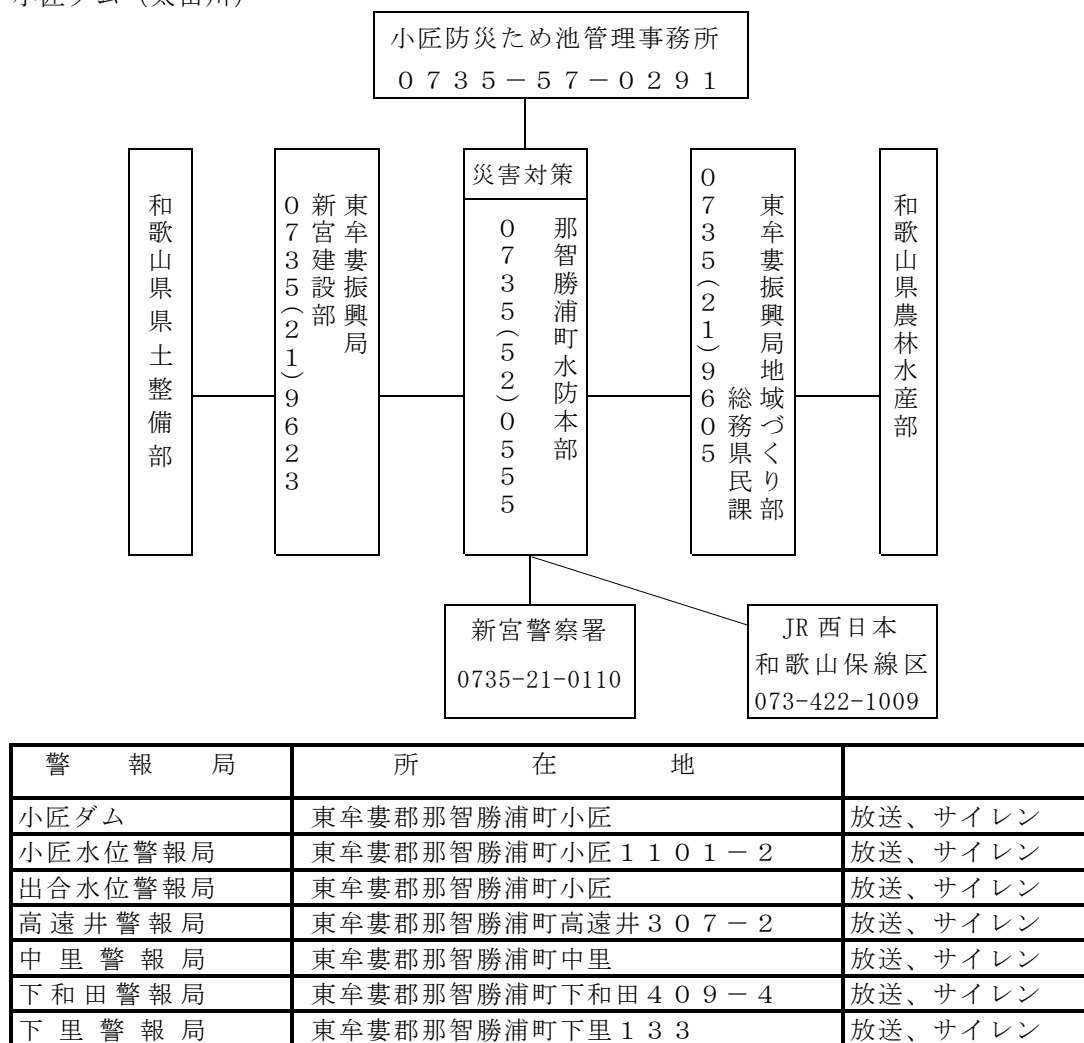
	警報局名	警報局の位置		連絡方法
1	ダム	田辺市合川619	(堤体中央)	サイレン・放送
2		田辺市合川字大川通612	(日置川右岸)	サイレン・放送
3		田辺市合川字大川通611	(日置川右岸)	サイレン・放送
4	殿山	田辺市小谷字ズミ	(日置川右岸)	サイレン・放送
5		白浜町市鹿野字真砂子	(日置川左岸)	サイレン・放送
6		白浜町市鹿野字殿山	(日置川左岸)	サイレン・放送
7		白浜町市鹿野字下滝	(日置川左岸)	サイレン・放送
8	土路	白浜町市鹿野字関場	(日置川左岸)	サイレン・放送
9		白浜町市鹿野字下モ水引	(日置川左岸)	サイレン・放送
10		白浜町市鹿野字下モ水引	(日置川左岸)	サイレン・放送
11		白浜町市鹿野字土路	(日置川右岸)	サイレン・放送
12		白浜町市鹿野字子房	(日置川右岸)	サイレン・放送
13	玉伝	白浜町玉伝字川原谷	(日置川右岸)	サイレン・放送
14		白浜町玉伝字寺の谷	(日置川右岸)	サイレン・放送
15		白浜町玉伝字坂木	(日置川右岸)	サイレン・放送
16	宇津木	白浜町宇津木字大	(日置川右岸)	サイレン・放送
17		白浜町宇津木字合口	(日置川右岸)	サイレン・放送
18		白浜町宇津木字合口	(日置川左岸)	サイレン・放送
19		白浜町宇津木字向山	(日置川左岸)	サイレン・放送
20	久木	白浜町久木字洪郷	(日置川左岸)	サイレン・放送
21		白浜町久木字向平	(日置川左岸)	サイレン・放送
22	神宮寺	白浜町神宮寺字中山	(日置川右岸)	サイレン・放送
23	安居	白浜町安居字寺山	(日置川右岸)	サイレン・放送
24		白浜町安居字首地	(日置川右岸)	サイレン・放送
25		白浜町安居字下地	(日置川右岸)	サイレン・放送
26	船木	白浜町口ヶ谷字藤野	(日置川左岸)	サイレン・放送
27		白浜町口ヶ谷字鹿之瀬	(日置川右岸)	サイレン・放送
28		白浜町口ヶ谷字追ヶ芝	(日置川左岸)	サイレン・放送
29	安宅	白浜町矢田字和田の下夕	(日置川右岸)	サイレン・放送
30		白浜町矢田字大古字上ミ仙場	(日置川右岸)	サイレン・放送
31		白浜町矢田字大古字街道前	(日置川右岸)	サイレン・放送
32	日置	白浜町大古字太間	(日置川右岸)	サイレン・放送
33		白浜町大古字日置(日置町内)	(日置川右岸)	サイレン・放送
34		白浜町大古字日置字原田	(日置川右岸)	サイレン・放送
35		白浜町大古字日置(国道沿)		サイレン・放送
36		白浜町大古字日置(国道沿)		サイレン・放送
	計	36地点		—

(3) 島ノ瀬ダム（南部川）

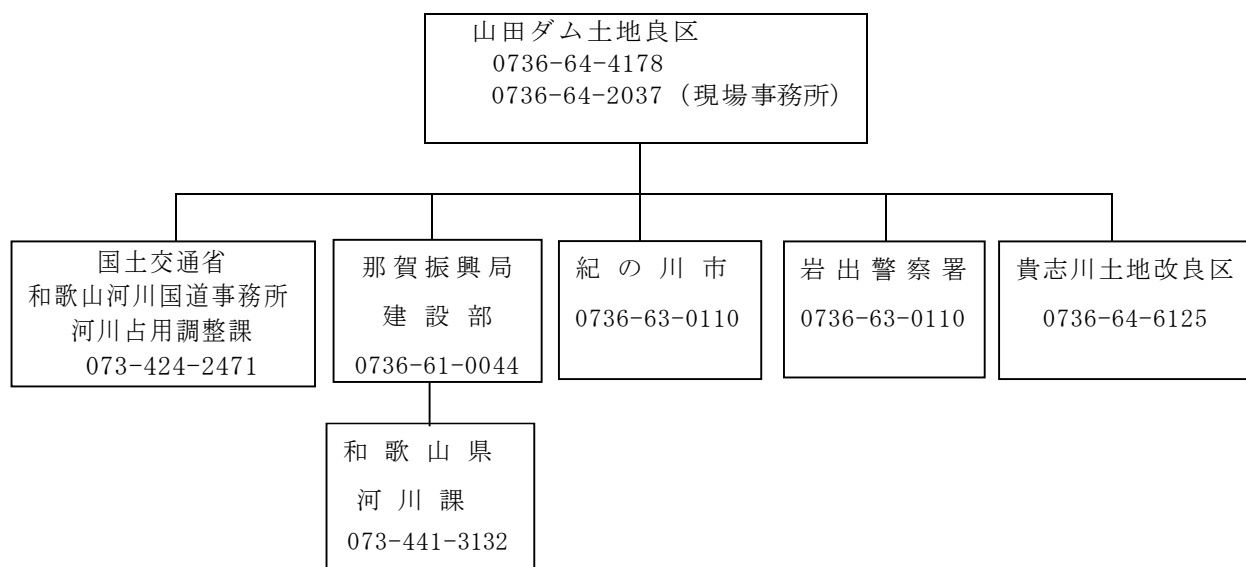


サイレンの名称	サイレンの位置	摘要
ダムサイト警報局	ダム地点	
第1号警報局	みなべ町島ノ瀬字中髪799	
第2号警報局	みなべ町島ノ瀬字奴多ノ平328-1	
第3号警報局	みなべ町広野字道京513	
第4号警報局	みなべ町滝字上平田3-1	
第5号警報局	みなべ町滝字中呼288-1	
第6号警報局	みなべ町滝字上市井原1583	
第7号警報局	みなべ町滝字向上平1516-5	
第8号警報局	みなべ町東本庄字井戸ケ谷197-1	
第9号警報局	みなべ町東本庄字井戸ケ谷1192-1	
第10号警報局	みなべ町東本庄字鉛岩1188-2	
第11号警報局	みなべ町東本庄字畑ケ谷1211	
第12号警報局	みなべ町東本庄字北ノ垣内	
第13号警報局	みなべ町西本庄字小野向イ1355-1	
第14号警報局	みなべ町西本庄字川久保1100	
第15号警報局	みなべ町西本庄字糸川原187-1	
第16号警報局	みなべ町西本庄字片山729	
第17号警報局	みなべ町気佐藤585地先	
第18号警報局	みなべ町山内1309-2	
警報車(1号)		移動局
警報車(2号)		移動局

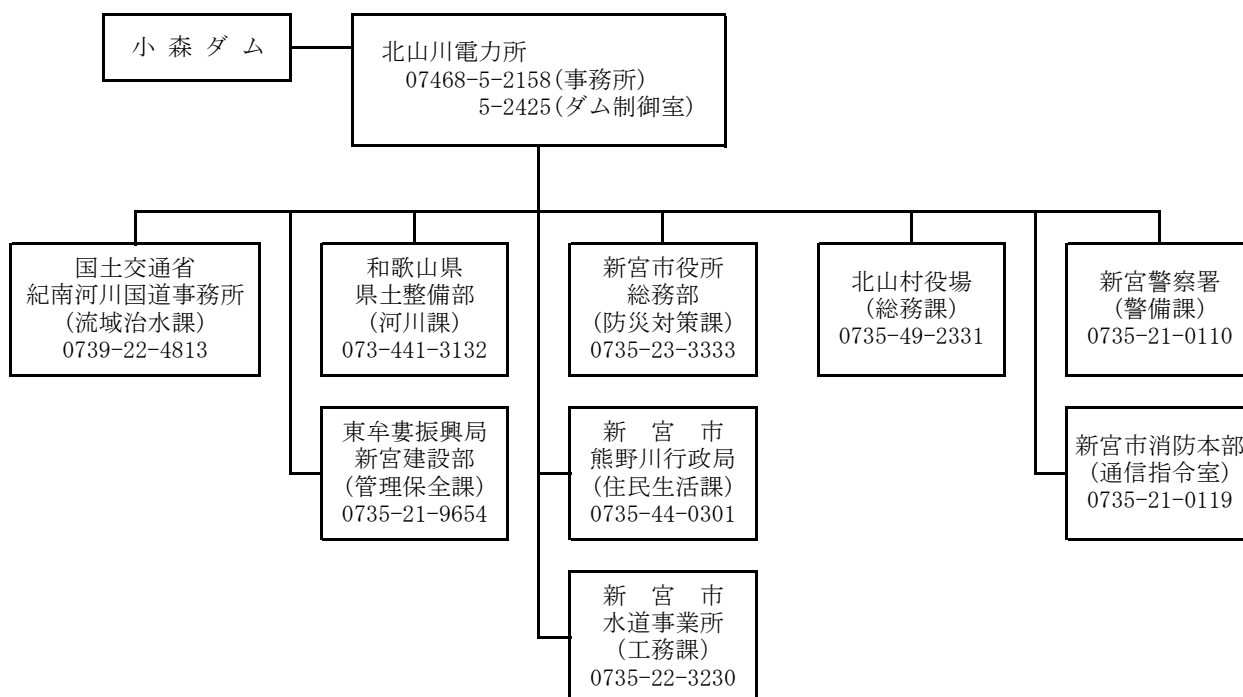
(4) 小匠ダム (太田川)



(5) 山田ダム ※警報局はない

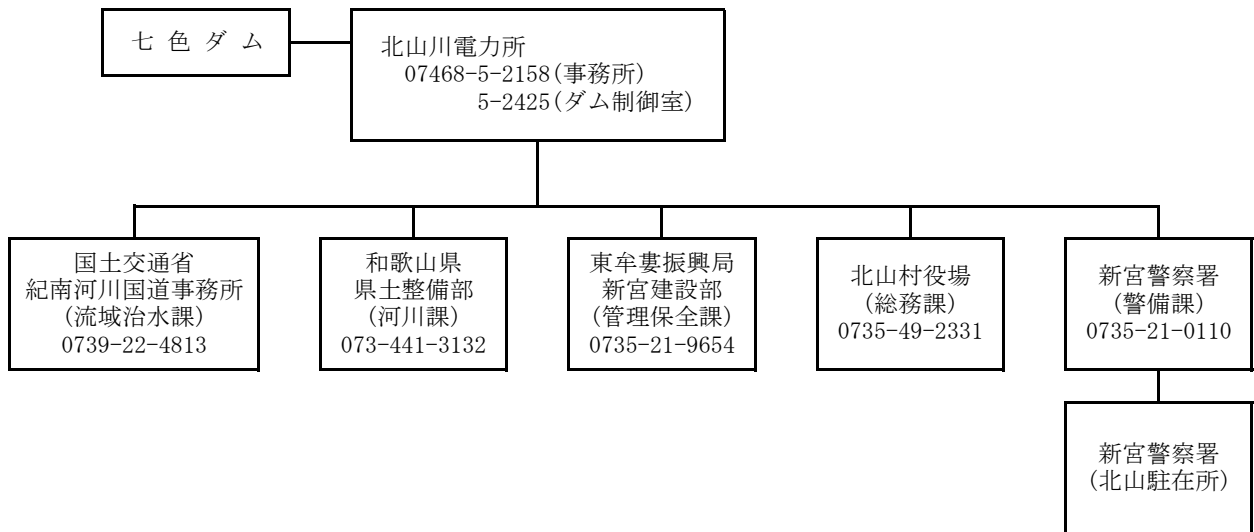


(6) 小森ダム (北山川)



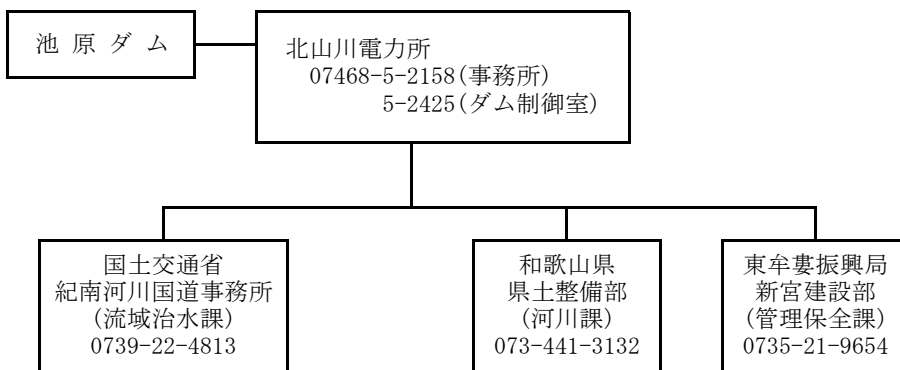
	警 報 局 名	警 報 局 の 位 置		連 絡 方 法
1	小森ダム	三重県熊野市紀和町小森	左 岸	放送、サイレン
2	小 松	和歌山県東牟婁郡北山村小松	右 岸	放送、サイレン
3	和 田	三重県熊野市紀和町小森和田	左 岸	放送、サイレン
4	東 野	奈良県吉野郡十津川村神の下東野	右 岸	放送、サイレン
5	田 戸	和歌山県新宮市熊野川町玉置口	右 岸	放送、サイレン
6	玉 置 口	和歌山県新宮市熊野川町玉置口	左 岸	放送、サイレン
7	木 津 呂	三重県熊野市紀和町木津呂	左 岸	放送、サイレン
8	大 瀬	三重県熊野市紀和町木津呂	左 岸	放送、サイレン
9	小 川 口	三重県熊野市紀和町小川口	左 岸	放送、サイレン
10	湯 之 口	三重県熊野市紀和町湯ノ口	左 岸	放送、サイレン
11	竹 筒	奈良県吉野郡十津川村竹筒	右 岸	放送、サイレン
12	浦 地	和歌山県新宮市熊野川町九重	右 岸	放送、サイレン
13	四 滝	和歌山県新宮市熊野川町四滝	右 岸	放送、サイレン
14	宮 井	和歌山県新宮市熊野川町宮井	右 岸	放送、サイレン
15	志 古	和歌山県新宮市熊野川町志古	右 岸	放送、サイレン
16	日 足	和歌山県新宮市熊野川町日足	右 岸	放送、サイレン
17	田 長	和歌山県新宮市熊野川町田長	右 岸	放送、サイレン
18	小 鹿	和歌山県新宮市高田	右 岸	放送、サイレン
19	浅 里	三重県南牟婁郡紀宝町浅里	左 岸	放送、サイレン
20	和田(浅里)	三重県南牟婁郡紀宝町浅里	左 岸	放送、サイレン
21	瀬 原	和歌山県新宮市相賀	右 岸	放送、サイレン
22	南 桧 杖	和歌山県新宮市南檜杖	右 岸	放送、サイレン
23	速 玉	和歌山県新宮市相筋	右 岸	放送、サイレン
24	鵜 殿	三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿	左 岸	放送、サイレン
25	あけぼの	和歌山県新宮市あけぼの	右 岸	放送、サイレン

(7) 七色ダム(北山川)



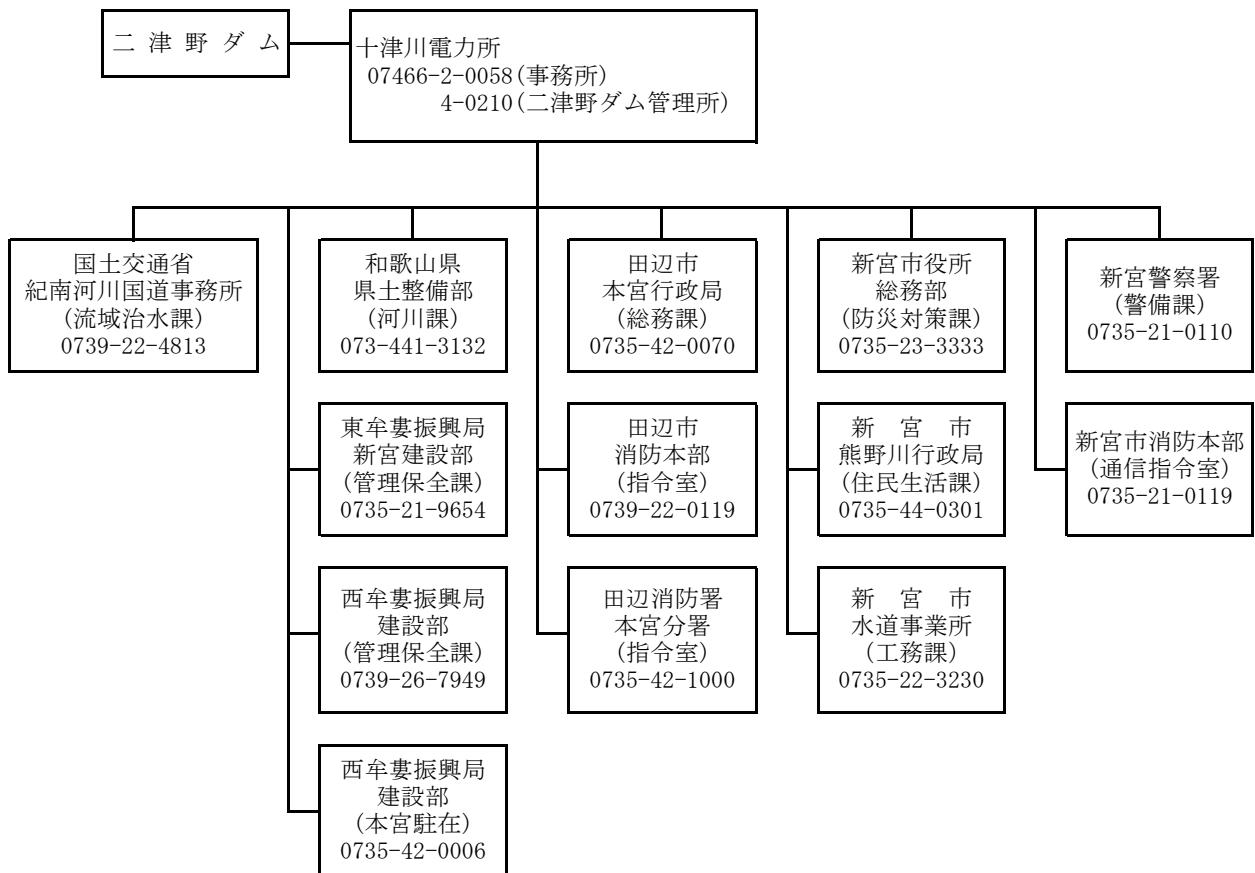
	警 報 局 名	警 報 局 の 位 置		連 絡 方 法
1	七色ダム	三重県熊野市神川町神上	左 岸	放送、サイレン
2	花 知	三重県熊野市神川町神上花知	左 岸	放送、サイレン
3	大 沼	三重県熊野市育生町大井	左 岸	放送、サイレン
4	北山大井	三重県熊野市育生町大井	左 岸	放送、サイレン
5	下 尾 井	和歌山県東牟婁郡北山村大字下尾井	右 岸	放送、サイレン

(8) 池原ダム(北山川)



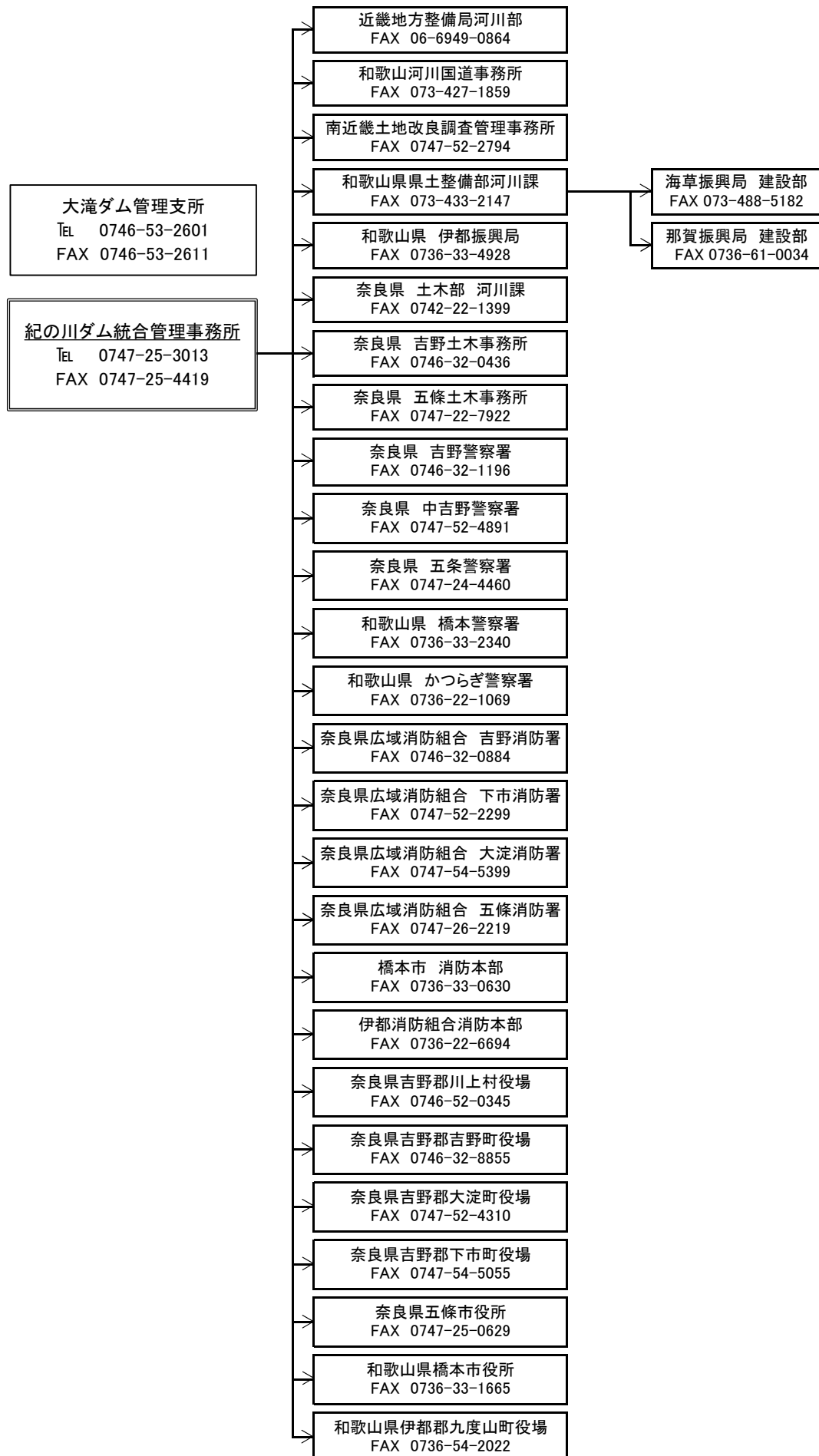
	警 報 局 名	警 報 局 の 位 置	連 絡 方 法
1	大 小 井	奈良県吉野郡下北山村大字下桑原字大小井 左 岸	サイレン

(9) 二津野ダム（十津川）



	警 報 局 名	警 報 局 の 位 置		連 絡 方 法
1	二津野ダム	奈良県吉野郡十津川村桑畑	右 岸	放送、サイレン
2	土 河 屋	和歌山県田辺市本宮町土河屋	右 岸	放送、サイレン
3	萩	和歌山県田辺市本宮町伏拝	右 岸	放送、サイレン
4	大 居	和歌山県田辺市本宮町大居	右 岸	放送、サイレン
5	本 宮	和歌山県田辺市本宮町本宮	右 岸	放送、サイレン
6	高 山	和歌山県田辺市本宮町高山	左 岸	放送、サイレン
7	大 津 荷	和歌山県田辺市本宮町大津荷	右 岸	放送、サイレン
8	敷 屋	和歌山県新宮市熊野川町内井	左 岸	放送、サイレン
9	棕 呂	和歌山県新宮市熊野川町相須	右 岸	放送、サイレン
10	宮 井	和歌山県新宮市熊野川町宮井	右 岸	放送、サイレン
11	志 古	和歌山県新宮市熊野川町志古	右 岸	放送、サイレン
12	日 足	和歌山県新宮市熊野川町日足	右 岸	放送、サイレン
13	田 長	和歌山県新宮市熊野川町田長	右 岸	放送、サイレン
14	小 鹿	和歌山県新宮市高田	右 岸	放送、サイレン
15	浅 里	三重県南牟婁郡紀宝町浅里	左 岸	放送、サイレン
16	和田(浅里)	三重県南牟婁郡紀宝町浅里	左 岸	放送、サイレン
17	瀬 原	和歌山県新宮市相賀	右 岸	放送、サイレン
18	南 桧 杖	和歌山県新宮市南桧杖	右 岸	放送、サイレン
19	速 玉	和歌山県新宮市相筋	右 岸	放送、サイレン
20	鶉 殿	三重県南牟婁郡紀宝町鶉殿	左 岸	放送、サイレン
21	あけぼの	和歌山県新宮市あけぼの	右 岸	放送、サイレン

(10) 大滝ダム(紀の川)



第7章 水防資器材の整備、輸送の確保

第1節 水防資器材の整備計画

水防資器材は、水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとし、緊急時に備え定期的に点検し、老朽・損傷等により不足を生じたときは直ちに補充しておくこと。また、長期間の保管に適さない資材については民間取扱業者等と契約するなどの方法を講じておくこと。

第2節 水防管理団体の資材等備蓄状況（別表第7）

水防管理団体が備蓄する資材のうち重要なものは、別表第7のとおりである。水防管理者は、各水防箇所ごとの資材置場を明確にし、水防計画書に記載しておくこと。水防管理団体は、自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、県の資材を使用することができる。

第3節 県の資材等備蓄状況（別表第8）

県が備蓄する資材等は、別表第8のとおりである。保管場所は、各振興局及び保管を委託している市町村の倉庫である。

第4節 水防用車両の配備

県が所有する水防用車両（排水ポンプ車）は、水防活動における排水作業等を目的とし、下記に配備する。なお、排水ポンプ車の要請等については、『排水ポンプ車の運用について』に基づくものとする。

配備箇所

1. 海草振興局建設部（和歌山市森小手穂227）	1台
2. 那賀振興局建設部（岩出市高塚209）	1台
3. 伊都振興局建設部（橋本市市脇4丁目5の8）	1台
4. 西牟婁振興局建設部（田辺市朝日ヶ丘23-1）	1台

排水容量

1台あたり、0.5 m³/s

第5節 輸送の確保

非常の際の水防要員・水防資材の輸送・県水防本部・各振興局・その他関係行政機関・隣接水防管理団体相互の連絡経路を確保するため、各振興局建設部長及び水防管理団体は、あらゆる事態を想定し、具体策を立案しておくこと。

第8章 水防活動

第1節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

2 出水時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、出動命令を発したときから河川、海岸等の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、特に注意を要する箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所定の報告を行うこと。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第5節「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ・堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ・堤防の上端の亀裂又は沈下
- ・川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ・居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ・排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ・橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

3 地震・津波

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に市町村（水防管理団体）及び和歌山県は以下の措置をとる。

※被害が生じるおそれのあるとき

和歌山県に津波注意報が発表されたとき、又は県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

※水防活動を行う必要がある場合

地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水が予想されるとき。

（1）市町村の行う措置

- ・自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局へその旨連絡する。
- ・管理する水門、防潮扉等の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
- ・管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等管理者への連絡、通報を行う。
- ・水防活動に必要な資器材の点検整備。
- ・市町村における相互協力及び応援。

（2）和歌山県の行う措置

- ・管内被害の情報収集のための体制。
- ・管理する水門、防潮扉等の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。

- ・市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導。
- ・河川・海岸管理施設等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況の把握に努める。

ただし、水防活動の際は、第1章第4節、第5節に記載のとおり水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。また、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水門等の操作および避難にかかる時間が確保できないと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする（P294～P297、河川・下水道局及び港湾空港局所管の水門及び樋門に係る津波等発生時における操作の留意事項について（平成23年12月28日付河第647号、港振第461号））。

第2節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、昔から地域住民の水災防止の自衛手段として創意工夫されてきたものである。

用いる資材は、大量の確保や水に対しての抵抗力が強くなければならないのは勿論であるが、水防工法は、緊急を要する対策工法であるため加工・施工が簡単で運搬にも便利でなければならない。

水防工法を決めるには、河川施設の被害がどのくらいの規模なのかを見極め、慎重に決めなければならない。

各水防工法について使用材料、必要人員、施工時期、その効果などについて十分認識しておき、水防倉庫に備蓄している材料あるいは搬入可能な材料、確保可能な人員などとの関係から総合的に判断して決定する。

水防工法は、初期の対応が最も大切で、大きな災害が起きてからでは危険が伴いどうすることもできなくなってしまうことが多い。また作業は、豪雨の中・強風下・真夜中・狭い場所という極めて苛酷な条件の時が多く、安全については特に配慮しなければならない。

2 水防活動の心得

- （1）出動団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合の要領を伝え、後顧の憂いをなくし、出動後は命令なくして部署を離れるなど勝手な行動をとらないこと。
- （2）作業中は、終始敢闘精神を持ち、上司の命に従い団体行動をとること。
- （3）作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「水があふれる」、「堤防が決壊する」など想像による言葉を用いてはならない。

第3節 警戒区域の指定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第4節 避難のための立退き（法第29条）

1 避難準備及び指示

水防本部長又は水防管理者は、河川、ため池の水位が氾濫注意水位に達し、堤防の決壊のおそれがある場合、海岸に高潮のおそれがある場合など洪水、津波又は高潮等によって氾濫による生命等の危険が迫っていると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備を指示することができる。

更に洪水、津波又は高潮等によって氾濫による生命等の著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。

区域住民への周知徹底については、ラジオ、テレビ、水防信号、広報車等適当な方法により行う。

なお、水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知し、その状況を所轄振興局長に速やかに報告し、所轄振興局長は県水防本部長に報告するものとする。

2 避難立退き計画

水防管理者は、所轄警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退き計画を定め、水防計画書に明記するとともに、訓練などを実施し地域住民の安全確保に努めることとする。

また、次のような事項は必ず具体的に定めておくこと。

- ・避難場所及びその責任者並びに収容人員
- ・避難経路、誘導方法
- ・連絡系統、連絡施設
- ・給水、給食計画

第5節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 氾濫等の通報（法第24条の2）

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

2 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。なお、河川管理者等の氾濫等の通報を受けた都道府県知事又は国土交通大臣による通知に基づき、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保の指示があつた場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

3 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

氾濫・決壊・漏水等の通報は次に示す基準・区域に対して行うこととする。

・河川管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準

○河川名、区間、通報基準

・洪水予報河川

河川名	区間	観測所名	待ち受け区間		関係市町村
有田川	左岸	栗生	左岸	有田郡有田川町大字東大谷855地先から同町大字吉原601地先まで	有田市 湯浅町 有田川町
	和歌山県有田郡有田川町大字東大谷855地先から海まで		右岸	有田郡有田川町大字二川502地先から同町大字歎喜寺357地先まで	
	右岸	金屋	左岸	有田郡有田川町大字吉原601地先から海まで	
	和歌山県有田郡有田川町大字二川502地先から海まで		右岸	有田郡有田川町大字歎喜寺357地先から海まで	
日高川	左岸	川原河	左岸	日高郡日高川町初湯川1906番地先から同町大字三佐字井ノ上444番地大字吉原601地先まで	御坊市 美浜町 日高町 日高川町
	和歌山県日高郡日高川町初湯川1906番地先から海まで		右岸	日高郡日高川町初湯川1869番地先から同町大字坂野川字畑ヶ瀬600番地	
	右岸	高津尾	左岸	日高郡日高川町大字三佐字井ノ上444番地先から同町大字松瀬字淵	
			右岸	日高郡日高川町大字坂野川字畑ヶ瀬600番地先から同町早藤字榎木375地先	
	和歌山県日高郡日高川町初湯川1869番地先から海まで	川辺	左岸	日高郡日高川町大字松瀬字淵ノ芝370地先から海まで	
			右岸	日高郡日高川町早藤字榎木375地先から海まで	
古座川	左岸	相瀬	左岸	古座川町大字相瀬字洞189番地先から小川合流点まで	古座川町 串本町
	和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞189番地先から海まで		右岸	古座川町大字相瀬字足谷305番地先から小川合流点まで	
	右岸	月野瀬	左岸	小川合流点から海まで	
	和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷305番地先から海まで		右岸	小川合流点から海まで	
熊野川(本宮)	左岸 和歌山県田辺市本宮町切畑463地先から同市本宮町小津荷175地先まで	本宮	左岸	田辺市本宮町切畑463地先から田辺市本宮町小津荷175地先まで	田辺市
	右岸 和歌山県田辺市本宮町伏拝1052地先から同市本宮町小津荷213地先まで		右岸	田辺市本宮町伏拝1052地先から田辺市本宮町小津荷213地先まで	
熊野川(日足)	左岸 和歌山県新宮市熊野川町西敷屋1265地先から同市熊野川町宮井525地先まで	日足	左岸	新宮市熊野川町西敷屋1265地先から新宮市熊野川町宮井525地先まで	新宮市
	右岸 和歌山県新宮市熊野川町東敷屋119地先から同市熊野川町田長26地先まで		右岸	新宮市熊野川町東敷屋119地先から新宮市熊野川町田長26地先まで	

※通報基準

・氾濫発生水位に到達

・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認

○河川名、区間、通報基準

・水位周知河川

河川名	区間	観測所名	待ち受け区間		関係市町村
橋本川	東谷川合流点 (左岸)橋本市北馬場 (右岸)橋本市小原田 から紀の川合流点まで	古東橋	左岸	橋本市北馬場から橋本市橋本1丁目	橋本市
			右岸	橋本市小原田から橋本市東家5丁目	
和田川	(左岸)和歌山市大河内 (右岸)和歌山市大河内 から和歌川合流まで	広見橋	左岸	和歌山市大河内から和歌山市三葛	和歌山市
			右岸	和歌山市大河内から小雑賀	
亀の川	(左岸)海南市東畑 (右岸)海南市ひや水 から海まで	大師橋	左岸	海南市東畑から和歌山市岡田	和歌山市 海南市
			右岸	海南市ひや水から和歌山市多田	
		羽鳥橋	左岸	和歌山市岡田から海まで	
			右岸	和歌山市多田から海まで	
日方川	新九条橋上流500m地点 (左岸)海南市重根 (右岸)海南市重根 から海まで	海南橋	左岸	海南市重根から海まで	海南市
			右岸	海南市重根から海まで	
加茂川	市坪川合流地点 (左岸)海南市下津町橋本 (右岸)海南市下津町橋本 から海まで	下	左岸	海南市下津町橋本から海まで	海南市
			右岸	海南市下津町橋本から海まで	
貴志川	(左岸)海草郡紀美野町毛原宮 (右岸)海草郡紀美野町毛原宮 から (左岸)紀の川市貴志川町神戸 (右岸)紀の川市貴志川町井ノ口	永宝橋	左岸	海草郡紀美野町毛原宮から海草郡紀美野町福井	海南市 紀の川市 紀美野町
			右岸	海草郡紀美野町毛原宮から海草郡紀美野町吉野	
		小川橋	左岸	海草郡紀美野町福井から海草郡紀美野町動木	
			右岸	海草郡紀美野町吉野から海草郡紀美野町動木	
		野上新橋	左岸	海草郡紀美野町動木から紀の川市貴志川町神戸	
			右岸	海草郡紀美野町動木から紀の川市貴志川町井ノ口	
山田川	畑前橋 (左岸)有田郡湯浅町山田 (右岸)有田郡湯浅町山田 から海まで	三之橋	左岸	有田郡湯浅町山田から海まで	湯浅町
			右岸	有田郡湯浅町山田から海まで	
広川	河瀬橋下流300m地点 (左岸)有田郡広川町河瀬 (右岸)有田郡広川町井関 から海まで	新広橋	左岸	有田郡広川町河瀬から海まで	湯浅町 広川町
			右岸	有田郡広川町井関から海まで	
印南川	中越新橋上流500m地点 (左岸)日高郡印南町印南原 (右岸)日高郡印南町印南原 から海まで	山口	左岸	日高郡印南町印南原から海まで	印南町
			右岸	日高郡印南町印南原から海まで	
切目川	脇ノ谷橋上流300m地点 (左岸)日高郡印南町美里 (右岸)日高郡印南町美里 から海まで	古井	左岸	日高郡印南町美里から日高郡印南町古井	印南町
			右岸	日高郡印南町美里から日高郡印南町古井	
		古屋	左岸	日高郡印南町古井から海まで	
			右岸	日高郡印南町古井から海まで	
南部川	辺川合流点 (左岸)日高郡みなべ町東本庄 (右岸)日高郡みなべ町東本庄 から海まで	谷口	左岸	日高郡みなべ町東本庄から海まで	みなべ町
			右岸	日高郡みなべ町東本庄から海まで	
左会津川	大江橋地点 (左岸)田辺市長野 (右岸)田辺市長野 から海まで	中三栖	左岸	田辺市長野から田辺市高尾3丁目	田辺市
			右岸	田辺市長野から田辺市秋津町	
		高山寺	左岸	田辺市高尾3丁目から海まで	
			右岸	田辺市秋津町から海まで	

富田川	市ノ瀬橋上流500mの地点 (左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで	市ノ瀬	左岸	西牟婁郡上富田町市ノ瀬から西牟婁郡上富田町岩田	上富田町 白浜町
			右岸	西牟婁郡上富田町市ノ瀬から西牟婁郡上富田町岩田	
		田津原	左岸	西牟婁郡上富田町岩田から海まで	
			右岸	西牟婁郡上富田町岩田から海まで	
日置川	(左岸) 西牟婁郡白浜町安居 (右岸) 西牟婁郡白浜町寺山 から海まで	安居	左岸	西牟婁郡白浜町安居から海まで	白浜町
			右岸	西牟婁郡白浜町寺山から海まで	
周参見川	長宇井橋上流190mの地点 (左岸) 西牟婁郡すさみ町周参見 (右岸) 西牟婁郡すさみ町周参見 から海まで	望兎橋	左岸	西牟婁郡すさみ町周参見から海まで	すさみ町
			右岸	西牟婁郡すさみ町周参見から海まで	
太田川	高遠井橋上流800mの地点 (左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 から海まで	南大居	左岸	東牟婁郡那智勝浦町長井から海まで	那智勝浦町
			右岸	東牟婁郡那智勝浦町長井から海まで	
那智川	(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山 から海まで	市野々	左岸	東牟婁郡那智勝浦町那智山から東牟婁郡那智勝浦町井関	那智勝浦町
			右岸	東牟婁郡那智勝浦町那智山から東牟婁郡那智勝浦町井関	
		川関	左岸	東牟婁郡那智勝浦町井関から海まで	
			右岸	東牟婁郡那智勝浦町井関から海まで	

※通報基準

・氾濫発生水位に到達

・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認

② 氾濫等の通報の発表形式

(例 1 氾濫発生水位に到達したときの発表様式)

〇〇川

レベル 5 相当 氾濫（切迫）情報

令和 年 月 日 時 分
和歌山県 発表
(第 号)

(主文)
〇〇川では氾濫が既に発生しているおそれがあり、〇〇市、〇〇町〇〇周辺の住民は、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

レベル 5 相当 氾濫（切迫）情報		
新着・更新		新着
対象河川		〇〇川
基準観測所名		〇〇〇
水位 情報	氾濫発生水位 (基準水位)	〇. 〇〇
	現況水位	〇. 〇〇
発生箇所		〇〇市〇〇周辺

(参考)
□川の水位を確認したい方はこちら

和歌山県河川／雨量防災情報	http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/

□和歌山県 各河川の洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html



和歌山県河川／雨量防災情報



洪水浸水想定区域図

【問い合わせ先】
和歌山県県土整備部河川下水道局 河川課 電話：073-441-3074

(例2 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認したときの発表様式)

〇〇川

レベル5相当 氾濫発生情報

令和 年 月 日 時 分
和歌山県 発表
(第 号)

(主文)

〇〇川では氾濫が発生しています。〇〇市、〇〇町〇〇周辺の住民は、適切な防災行動をとって下さい。

レベル5相当 氾濫発生情報		
新着・更新		新着
対象河川		〇〇川
基準観測所名		〇〇〇
水位 情報	氾濫発生水位 (基準水位)	〇.〇〇
	現況水位	〇.〇〇
発生箇所		〇〇市〇〇周辺

(参考)

□川の水位を確認したい方はこちら

和歌山県河川／雨量防災情報	http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp/

□和歌山県 各河川の洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html



和歌山県河川／雨量防災情報



洪水浸水想定区域図

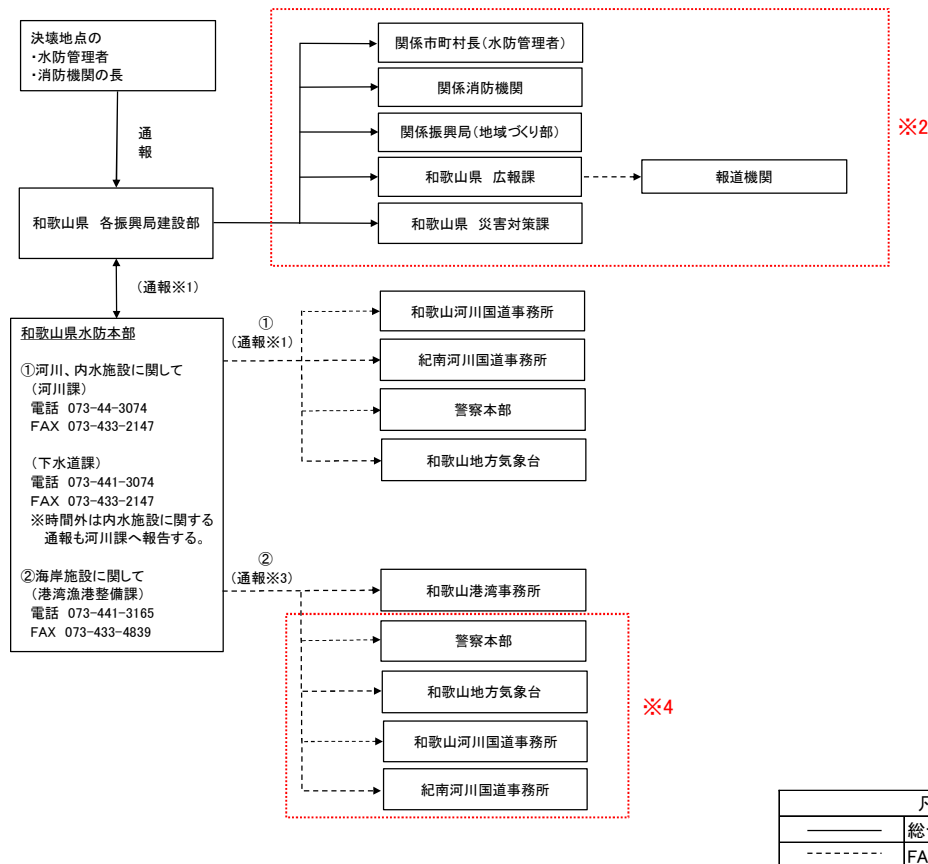
【問い合わせ先】

和歌山県県土整備部河川下水道局 河川課 電話：０７３－４４１－３０７４

4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

水防法に基づく氾濫等の伝達経路を次に示す。

○決壊・漏水等の通報に係る伝達系統図(案)



※1 水防管理者及び消防機関の長による通報によらず、和歌山県水防本部・各振興局建設部が氾濫等を確認した際は、伝達系統図に沿って通報を行うものとする。

※2 河川施設に関する通報のうち洪水予報河川の指定区間については、各河川洪水予報連絡体制に基づいて伝達を行うこととする。

※3 海岸における氾濫等を確認した際は、伝達経路図に沿って通報を行うものとする。

※4 海岸施設に関する通報の一部については河川課より伝達する。

5 決壊等後の措置（法第26条）

堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

第9章 水防信号、水防標識、証票

第1節 水防信号等

1 水防信号

水防法第20条の規定により知事が定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒
第4信号	乱 打			○- 1分	休 5秒	○- 1分		

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

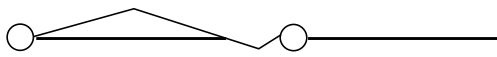
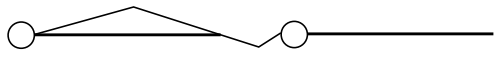
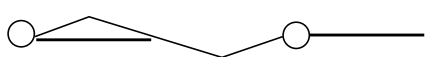
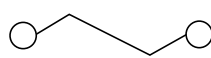
第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

2 津波注意報・警報等の伝達にかかる信号

津波注意報・警報等の警鐘またはサイレンにより伝達する場合は、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）及び予報警報標識規則（昭和63年気象庁告示第2号）に規定の信号によるものとする。

標識の種類	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●-●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) ●-● ●-● ●-●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) ●-●-●-●	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)

※鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

※県内沿岸市町においては、J-ALERTにより自動起動機と接続された同報系防災無線でサイレン信号

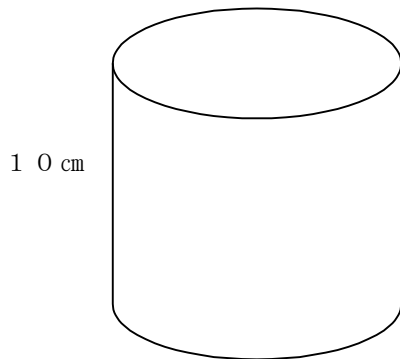
が吹鳴される。

第２節 水防標識

水防作業を正確迅速かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

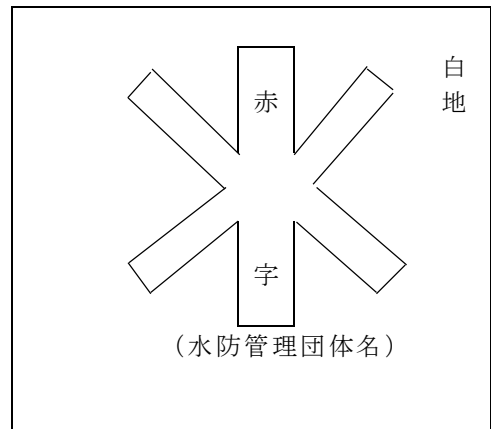
1. 水防要員・・・・・・・・・・左腕に腕章をつける。
2. 水防屯所及び車馬・・・・・・・・昼間は標旗、夜間は堤灯を掲げる。

(腕 章)



(標 旗)

約 60 cm



約 90 cm

第３節 水防職員証

水防法第４９条に規定する和歌山県水防職員の証票は次のとおりである。

表

6 cm	N0.
	水 防 職 員 の 証
	所属機関名
	職 名
	氏 名
	年 月 日 交付
	和 歌 山 県
	(もしくは水防管理者)
	8 c m

裏

心 得
1. 記名以外の使用を禁ず。
2. 本証の内容に変更のあったときは、速やかに訂正を受けること。
3. 本証の効力を失った時は直ちに本証を返還すること。
4. 本証は水防法第４９条第２項による立入証である。

第 10 章 協力・応援・協定・出動要請

第 1 節 水防管理団体相互の協力・応援

一つの河川、海岸の沿岸で隣接する水防管理団体は、相互に協力して水防活動に当たるものとする。

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。また、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第 2 節 奈良県との協定

〔協定事項〕

- 1 奈良県下吉野川の堤防が洪水のため決壊又は溢水等の危険を生じた場合は、直ちに和歌山県水防管理者に事態を通報すると共にその情報連絡を密にする。
- 2 前項の連絡箇所を次のとおり定める。
 奈 良 県 五條土木事務所（０７４７（２３）１１５１）
 和歌山県 伊都振興局建設部（０７３６（３４）１７００）
- 3 相互に応援を求められたときは、水防法第 23 条に基づいて行動する。

第 3 節 警察官の出動要請

- 1 水防管理者、水防及び消防団長は、水防のため必要があると認めたときは、次の事項を明らかにし、所轄警察署長に対して、警察官の出動を要請するものとする。
 - （１）要請する理由
 - （２）出動希望人員
 - （３）機動力の概数
 - （４）希望する地区及び日時
- 2 前項の出動を要請したときは、その要請した者の責任において前項の内容を直ちに現地指導班を通じ、水防本部に報告しなければならない。

第 4 節 自衛隊の出動要請

- 1 自衛隊法第 83 条（災害派遣）の規定により、知事が水防活動上必要があると認めたときは、陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 37 普通科連隊長）にあて、その派遣を要請するものとする。
- 2 前項の要請は、緊急やむを得ない場合のほか、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。
 - （１）災害の情况及び派遣を要請する事由
 - （２）派遣を希望する期間
 - （３）派遣を希望する区域及び活動内容
 - （４）その他参考となるべき事項
- 3 警察又は市町村等が自衛隊の派遣を必要とするときは、県災害対策課に通報し知事がこれを要請する。
- 4 災害派遣に必要な資器材（消耗品を含む。）は、自衛隊が装備する資器材のほかは、要請者側が準備・提供するものとする。
- 5 派遣部隊の内部管理に必要な経費は、自衛隊負担とし、救援復旧用資材、消耗品等は要請者側の負担とする。
- 6 その他の要領は、和歌山県地域防災計画の定めるところによる。

第 5 節 河川管理者の協力

河川管理者に対し、あらかじめの協議を経た同意の上で、河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動への協力を求めることができる。

第 1 1 章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担（法第41条、法第23条第3項及び第4項並びに法第42条）

- 1 水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用を負担するものとする。
ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、相互の団体が協議して定めるものとする。
- 2 水防管理団体の水防により当該水防管理団体以外の団体（市町村）が著しく利益を受けるときは、受益市町村がその費用の一部を負担するものとする。

第2節 公用負担（法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の資材の使用もしくは収用
- ・ 車両その他の運搬用機器の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。また、公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担の証明を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

(公用負担命令権限証)		(公用負担の証明)													
公 用 負 担 命 令 権 限 証 身 分 氏 名 右の者○○区域における水防法二十八条第 一項の権限を委任したことを証明する。 年 月 日 市 町 村 長 何 某	公 用 負 担 の 証 明 年 月 日 命令者 氏 名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; height: 40px;"></td> <td style="width: 15%;">物件</td> <td rowspan="3" style="width: 50%;"></td> <td style="width: 20%;">使用処 分等</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td>数量</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td>負担内容</td> <td>収納</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td>摘要</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		物件		使用処 分等		数量			負担内容	収納		摘要		
	物件		使用処 分等												
	数量														
	負担内容		収納												
	摘要														

第 1 2 章 水防報告と水防記録

1 緊急報告・・・水防管理者 → 振興局建設部長

- (1) 水・消防団を出動させたとき
- (2) 他の水防管理者等に応援を要求したとき
- (3) 破堤、氾濫したとき
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき

2 水防実施状況報告

水防活動が終了したとき、関係水防管理者は遅滞なく次の事項をとりまとめ、別紙様式により、振興局建設部経由のうえ知事及び国管理河川については国土交通大臣に報告するとともに、水防記録を作成してその写しを保管するものとする。

- (1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (8) 水防法第 2 8 条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (9) 障害物を処分した場合のその数量及びその事由並びに除却の場所
- (10) 土地を一時使用したときのその箇所及び所有者氏名並びにその事由
- (11) 応援の状況
- (12) 居住者の出動状況
- (13) 警察の援助状況
- (14) 現場指導の官公署氏名
- (15) 立退きの状況及びこれを指示した理由
- (16) 水防関係者の死傷
- (17) 殊勲者及びその功績
- (18) 再度の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (19) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- (20) その他必要な事項

水防実施状況報告書

管 理 団 体 名								作 成 責 任 者											
水 防 活 動 実 施 の 台 風 又 は 豪 雨 名												報 告 年 月 日		年 月 日					
場 所		右 川 岸 地 先 m 左						所 費		人 件 費		出 動 手 当		管理団体分		県支出分		計	
		地区										円		円		円			
日 時		自 月 日 時 至 月 日 時						所 費		人 件 費		食 糧 費							
												そ の 他							
出 動 人 員		水 防 団 員		消 防 団 員		その他		計		所 費		物 件 費		計					
作 業 の 概 況 及 び 工 法								所 費		人 件 費		主要資材費							
水 防 の 結 果		堤 防		田 畑		家 屋						鉄 道		道 路		人		その他資材費	
		効果												材料等借料					
		被害												そ の 他					
														計					
他の団体よりの 応 援 出 動 状								所 費		物 件 費		計							
												俵						枚	
居住者出動状況								所 費		物 件 費		か ま す						枚	
												む し ろ						枚	
警察の援助状況								所 費		物 件 費		な わ						巻 m	
												丸 太						本	
現 場 指 導 者 公 吏 氏 名								所 費		人 件 費		立退きの状況及び それを指示した 理由							
水 防 関 係 者 の 死 傷												水防功労者の氏名、 年齢、所属及び 功績概要							
備 考								所 費		人 件 費		堤防その他の施設の 異常の有無及び 緊急工事を必要と するものが生じた 時は、その場所及 び損傷状況							
												水防活動に関する 自己批判							

(注) 1. この報告書は各水防管理団体において作成すること。
2. 水防箇所ごとに作成すること。

別紙様式(付図)

令和〇〇年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 1 3 章 水防管理団体の水防計画と水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画

- 1 和歌山県下の指定水防管理団体は下表のとおりである。

指定水防管理団体名							
1	和歌山市	8	田辺市	15	有田川町	22	白浜町
2	海南市	9	新宮市	16	由良町	23	上富田町
3	岩出市	10	紀美野町	17	日高町	24	すさみ町
4	紀の川市	11	かつらぎ町	18	美浜町	25	串本町
5	橋本市	12	九度山町	19	日高川町	26	古座川町
6	有田市	13	湯浅町	20	みなべ町	27	那智勝浦町
7	御坊市	14	広川町	21	印南町	28	太地町

- 2 指定水防管理団体は、当該団体の水防協議会もしくは防災会議に諮って県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。
- 3 指定水防管理団体は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を県知事に届け出なければならない。
- 4 水防管理団体の水防計画は、より詳細に、より具体的に、あらゆる想定し得る事態を予期し作成するよう努めなければならない。

第 2 節 水防訓練

1. 実施要領

水防作業は、暴風雨の中しかも夜間に行う場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線）
- (3) 動員（水・消防団、住民）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 樋門、角落としの操作
- (7) 避難、立退き

2. 実施時期等

指定水防管理団体の水防訓練は、出水期までに 1 回以上実施するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 1 4 章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域は、第 4 章記載のとおりである。

2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者）が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記①②③に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 5 3 条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 5 5 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

和歌山県水防協議会条例

(昭和24年和歌山県条例第35号)

最終改正：平成25年12月26日和歌山県条例第63号

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定に基づき、和歌山県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員12人以内で組織する。

2 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

3 関係行政機関の職員である委員の任期はその職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

4 知事は、特別の理由があると認めたときは前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会議を総理する。

2 会長に事故あるときは、その指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に、幹事及び書記を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日和歌山県条例第48号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日和歌山県条例第63号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県水防協議会委員名簿

(令和 8 年 5 月 1 日現在)

会 長	和歌山県知事	宮 崎 泉
委 員	和歌山県警察本部長	壺 岐 恭 秀
委 員	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長	小 谷 哲 也
委 員	国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長	田 中 雄 三
委 員	国土交通省近畿地方整備局和歌山港湾事務所長	桑 原 賢 二
委 員	和歌山県河川協会長	日 裏 勝 己
委 員	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社長	富 澤 五 月
委 員	和歌山県消防長会会長	西 本 和 人
委 員	NTT西日本株式会社和歌山支店長	岩 元 豊 明
委 員	株式会社テレビ和歌山報道制作本部長	早 坂 豊 司
委 員	和歌山地方気象台長	相 澤 竜 哉
委 員	陸上自衛隊信太山駐屯地司令（第 3 7 普通科連隊長）	伊 藤 亮 基
委 員	和歌山県県土整備部河川下水道局長	曾 和 健

幹 事 広報課、危機管理消防課、防災企画課、災害対策課、農業農村整備課、県土整備政策課、技術調査課、用地対策課、道路政策課、河川課、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課

別表第 1

雨 量 観 測 所

- 1 和歌山県県土整備部所管の観測所
- 2 和歌山地方気象台所管の観測所
- 3 その他の観測所

別表第1 雨量観測所

1.和歌山県県土整備部所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
1	橋本	橋本市	市脇4丁目	伊都振興局	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	紀の川	伊都	テレメーター
2	境原	橋本市	小峰台1丁目	境原小学校	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	東谷川	伊都	テレメーター
3	橋本市役所	橋本市	東家1丁目	橋本市役所	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	紀の川	伊都	テレメーター
4	かつらぎ	かつらぎ町	丁ノ町	かつらぎ町役場	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	紀の川	伊都	テレメーター
5	御所	かつらぎ町	御所	四邑公民館	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	四邑川	伊都	テレメーター
6	花園	かつらぎ町	花園梁瀬	かつらぎ町役場花園支所	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	有田川	伊都	テレメーター
7	久木	かつらぎ町	花園久木	旧久木村営プール	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	有田川	伊都	テレメーター
8	嵯峨谷	橋本市	高野口町嵯峨谷	高野口消防詰所	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	西川	伊都	テレメーター
9	高野口	橋本市	高野口町名古曾	橋本保健所	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	紀の川	伊都	テレメーター
10	北又	九度山町	丹生川	丹生川消防団駐車場横	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	丹生川	伊都	テレメーター
11	笠木	九度山町	笠木	笠木地区飲料水供給施設	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	不動谷川	伊都	テレメーター
12	九度山	九度山町	九度山	九度山町役場	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	紀の川	伊都	テレメーター
13	高野	高野町	高野山	高野町役場	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	有田川	伊都	テレメーター
14	上筒香	高野町	上筒香	筒香多目的集会所	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	丹生川	伊都	テレメーター
15	須河	橋本市	須河	須河集会場	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	去年川	伊都	テレメーター
16	花坂	高野町	花坂	花坂集会場	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	貴志川	伊都	テレメーター
17	打田	紀の川市	西大井	紀の川市役所	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
18	中瀬淵	紀の川市	中瀬淵	瀬淵小・中学校	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	真国川	那賀	テレメーター
19	中津川	紀の川市	神通	神通温泉施設	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	二瀬川	那賀	テレメーター
20	粉河	紀の川市	粉河	紀の川市粉河ふるさとセンター	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
21	江川中	紀の川市	江川中	上名手小学校	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	重谷川	那賀	テレメーター
22	那賀	紀の川市	名手市場	紀の川市役所那賀支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
23	桃山	紀の川市	桃山町元	紀の川市役所桃山支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
24	貴志川	紀の川市	貴志川町神戸	紀の川市役所貴志川支所庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	貴志川	那賀	テレメーター
25	岩出	岩出市	高塚	那賀総合庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
26	押川	岩出市	押川	岩出市防災無線局近隣	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	根来川	那賀	テレメーター
27	岩出市役所	岩出市	西野	岩出市役所	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
28	安上	岩出市	安上	安上中継ポンプ所	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	一	那賀	テレメーター
29	六十谷	和歌山市	六十谷	参詣橋右岸下流85m	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	千手川	海草	テレメーター
30	岡崎	和歌山市	相坂	和田川広見橋右岸下流120m	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	和田川	海草	テレメーター
31	和歌山市中消防署	和歌山市	八番丁	中消防署	和歌山県	海草振興局建設部	073-432-0119	和歌川、市堀川	海草	テレメーター
32	和歌浦中	和歌山市	和歌浦東1丁目	中消防署南分署	和歌山県	海草振興局建設部	073-432-0119	津屋川	海草	テレメーター
33	海南	海南市	日方	海南市消防本部	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	日方川	海草	テレメーター
34	重根	海南市	重根	海南市立巽小学校	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	日方川、亀の川	海草	テレメーター

別表第1 雨量観測所

1.和歌山県県土整備部所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
35	東畑	海南市	東畑	海南市埋立処分地施設内	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	亀の川	海草	テレメーター
36	下津	海南市	下津町下津	海南市消防本部下津消防署	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	小原川	海草	テレメーター
37	小松原	海南市	下津町小松原	海南市立加茂川小学校	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	加茂川	海草	テレメーター
38	野上	紀美野町	動木	紀美野町役場	和歌山県	海南工事事務所	073-489-2332	貴志川	海草	テレメーター
39	美里	紀美野町	神野市場	紀美野町役場美里支所	和歌山県	海南工事事務所	073-489-2332	貴志川	海草	テレメーター
40	松ヶ峯	紀美野町	松ヶ峯	みさと天文台	和歌山県	海南工事事務所	073-489-2332	貴志川	海草	テレメーター
41	加太	和歌山市	加太	和歌山県消防学校	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	堤川	海草	テレメーター
42	梅原	和歌山市	梅原	貴志中学校	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	土入川	海草	テレメーター
43	塩ノ谷	和歌山市	明王寺	四季の郷公園横駐車場	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	和田川	海草	テレメーター
44	有田	有田市	箕島	有田市役所	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
45	港	有田市	港町	港ポンプ場	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
46	宮原	有田市	宮原町新町	有田市宮原公民館	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
47	糸我	有田市	糸我町西	糸我西714-1	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
48	湯浅	湯浅町	湯浅	有田総合庁舎	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	山田川	有田	テレメーター
49	湯浅町役場	湯浅町	青木	湯浅町役場	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	広川	有田	テレメーター
50	広川ダム	広川町	下津木	有田建設部広川出張所	和歌山県	広川出張所	0737-67-2104	広川	有田	テレメーター
51	広川	広川町	広	広川町役場	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	広川	有田	テレメーター
52	吉備	有田川町	下津野	有田川町役場吉備庁舎	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
53	井口	有田川町	井口	田殿小学校	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
54	金屋	有田川町	金屋	有田川町役場金屋文化保健センター	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
55	宇井苔	有田川町	宇井苔	宇井苔へき地集会所	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	修理川	有田	テレメーター
56	沼田	有田川町	沼田	沼田地区集会所	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
57	瀬井	有田川町	瀬井	旧北小学校	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
58	生石	有田川町	生石	旧生石高原の家	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
59	二川ダム	有田川町	二川	二川ダム管理事務所	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	有田川	有田	テレメーター
60	清水	有田川町	清水	有田川町清水保健センター	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
61	板尾	有田川町	板尾	安謐小学校	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	有田川	有田	テレメーター
62	上湯川	有田川町	上湯川	清水公民館上湯川分館	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	湯川川	有田	テレメーター
63	沼	有田川町	沼	旧楠本小学校沼分校	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
64	川合	有田川町	川合	有田川町役場清水行政局五郷出張所	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
65	沼谷	有田川町	沼谷	安締小学校沼谷分校跡	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	有田川	有田	テレメーター
66	上津木	広川町	上津木	公園内グラウンド	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	広川	有田	テレメーター
67	糸川	有田川町	糸川	糸川集会所	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	糸川	有田	テレメーター
68	上六川	有田川町	上六川	旧上六川小学校	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	玉川	有田	テレメーター

別表第1 雨量観測所

1.和歌山県県土整備部所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
69	下湯川	有田川町	下湯川	下湯川ふるさと村	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	湯川川	有田	テレメーター
70	御坊	御坊市	湯川町財部	日高総合庁舎	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
71	野島	御坊市	塩屋町南塩屋	暖地園芸センター	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	王子川	日高	テレメーター
72	美浜	美浜町	和田	美浜町役場	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	西川	日高	テレメーター
73	三尾	美浜町	三尾	美浜町 第2若者広場	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	沿岸	日高	テレメーター
74	日高	日高町	高家	日高町役場	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	西川	日高	テレメーター
75	志賀	日高町	志賀	久志集会所	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	志賀川	日高	テレメーター
76	由良	由良町	里	由良町役場	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	由良川	日高	テレメーター
77	畑	由良町	畑	ゆらこども園	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	由良川	日高	テレメーター
78	衣奈	由良町	衣奈	旧衣奈小学校	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	前田川	日高	テレメーター
79	川辺	日高川町	土生	日高川町役場	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
80	坂野川	日高川町	坂野川	坂野川574	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
81	山野	日高川町	山野	山野2664-1	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	江川	日高	テレメーター
82	中津	日高川町	高津尾	日高川町役場中津支所	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
83	三十木	日高川町	三十木	子十浦多目的施設	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
84	美山	日高川町	川原河	日高川町役場美山支所	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
85	寒川	日高川町	寒川	旧寒川中学校	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	朔日川	日高	テレメーター
86	小川	日高川町	寒川	椿山ダム小川雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	日高川	日高	テレメーター
87	椿山ダム	日高川町	初湯川	椿山ダム	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	日高川	日高	テレメーター
88	古井	印南町	古井	古井水位局横	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	切目川	日高	テレメーター
89	川又	印南町	川又	川又集会センター	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	切目川	日高	テレメーター
90	西ノ地	印南町	西ノ地	切目社会教育センター	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	切目川	日高	テレメーター
91	印南	印南町	印南	印南町公民館	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	印南川	日高	テレメーター
92	印南原	印南町	印南原	稲原 防災センター	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	印南川	日高	テレメーター
93	南部	みなべ町	芝	みなべ町役場	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	南部川	日高	テレメーター
94	南部川	みなべ町	谷口	みなべ町生涯学習センター	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	南部川	日高	テレメーター
95	清川	みなべ町	清川	清川223	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	南部川	日高	テレメーター
96	高野	みなべ町	高野	高城高齢者センター(消防倉庫脇)	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	市井の川	日高	テレメーター
97	上初湯川	日高川町	上初湯川	上初湯川集会所	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	初湯川	日高	テレメーター
98	平川	日高川町	平川	平川(県道御坊美山線道路余幅部)	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	日高川	日高	テレメーター
99	田杭	日高町	阿尾	田杭集会場構内	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	沿岸	日高	テレメーター
100	名ノ内広場	みなべ町	清川	名ノ内広場構内	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	南部川	日高	テレメーター
101	西岩代	みなべ町	西岩代	みなべ町消防団消防防火施設付近	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	西岩代川	日高	テレメーター
102	八斗蒔	日高川町	上初湯川	八斗蒔峠	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	上初湯川	日高	テレメーター

別表第1 雨量観測所

1.和歌山県県土整備部所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
103	安井	田辺市	龍神村安井	椿山ダム安井雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	日高川	日高	テレメーター
104	三ツ又	田辺市	龍神村三ツ又	椿山ダム三ツ又雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	日高川	日高	テレメーター
105	龍神	田辺市	龍神村西	田辺市役所龍神行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部龍神駐在	0739-22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
106	田辺	田辺市	朝日ヶ丘	西牟婁総合庁舎	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	左会津川	西牟婁	テレメーター
107	栗栖川	田辺市	中辺路町栗栖川	田辺市役所中辺路行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
108	福定	田辺市	中辺路町福定	中辺路町福定4(国道311号脇)	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
109	北郡	田辺市	中辺路町北郡	北郡小学校跡	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
110	水上	田辺市	中辺路町水上	水上駐車場(県道龍神中辺路線)	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	鍛冶屋川	西牟婁	テレメーター
111	近露	田辺市	中辺路町近露	近野小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
112	下川上	田辺市	下川上	旧林業富里現場監督事務所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	安川	西牟婁	テレメーター
113	大塔	田辺市	鮎川	田辺市役所大塔行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
114	本宮	田辺市	本宮町本宮	西牟婁振興局建設部本宮駐在所	和歌山県	西牟婁振興局建設部本宮駐在	0739-22-1200	熊野川	西牟婁	テレメーター
115	静川	田辺市	本宮町静川	静川小学校跡地	和歌山県	西牟婁振興局建設部本宮駐在	0739-22-1200	大塔川、熊野川	西牟婁	テレメーター
116	三越	田辺市	本宮町伏拝	伏拝口バス停付近	和歌山県	西牟婁振興局建設部本宮駐在	0739-22-1200	三越川、熊野川	西牟婁	テレメーター
117	津志野	田辺市	中芳養	JA紀南中芳養支所うめ加工場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	芳養川	西牟婁	テレメーター
118	岩内	田辺市	上秋津	岩内水位局横	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	右会津川	西牟婁	テレメーター
119	長野	田辺市	長野	長野小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	左会津川	西牟婁	テレメーター
120	平見	田辺市	上芳養	第2のぞみ園	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	芳養川	西牟婁	テレメーター
121	串崎	田辺市	秋津川	JA秋津川支所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	右会津川	西牟婁	テレメーター
122	安居	白浜町	安居	三舞中学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
123	市鹿野	白浜町	市鹿野	川添中学校跡地	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
124	白浜	白浜町		白浜町役場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	沿岸	西牟婁	テレメーター
125	椿	白浜町	椿	椿小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	朝来帰川	西牟婁	テレメーター
126	栄	白浜町	栄	白浜町農業会館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター
127	日置	白浜町	日置	白浜町役場日置川事務所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
128	朝来	上富田町	朝来	上富田町役場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	富田川	西牟婁	テレメーター

別表第1 雨量観測所

1.和歌山県県土整備部所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
129	岡	上富田町	岡	小郷会館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	岡川	西牟婁	テレメーター
130	大宮	上富田町	生馬	鳥淵町内会館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	生馬川	西牟婁	テレメーター
131	龍神寺野	田辺市	龍神村龍神	雨泊り1219-20	和歌山県	西牟婁振興局建設部龍神駐在	0739-22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
132	殿原	田辺市	龍神村殿原	龍神地域保育所・給食共同調理場(旧殿原小学校)	和歌山県	西牟婁振興局建設部龍神駐在	0739-22-1200	丹生川	西牟婁	テレメーター
133	下山路	田辺市	龍神村甲斐ノ川	甲斐ノ川公民館	和歌山県	西牟婁振興局建設部龍神駐在	0739-22-1200	日高川	西牟婁	テレメーター
134	野中	田辺市	中辺路町野中	野中3番地	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	野中川	西牟婁	テレメーター
135	大内川	田辺市	中辺路町大内川	中辺路郷土文化交流館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	大内川	西牟婁	テレメーター
136	兵生	田辺市	龍神村丹生ノ川	丹生ノ川振興館	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	丹生川	西牟婁	テレメーター
137	東伏菟野	田辺市	東伏菟野	伏菟野平4-2	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	前の川	西牟婁	テレメーター
138	大杉	田辺市	下川上	安川591-1	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	安川	西牟婁	テレメーター
139	鮎川	田辺市	下川下	竹西会館敷地内	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	竹ノ又川	西牟婁	テレメーター
140	向山	田辺市	向山	向山集会所	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	日置川	西牟婁	テレメーター
141	熊野	田辺市	熊野	百間山溪谷キャンプ場駐車場	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	熊野川	西牟婁	テレメーター
142	野竹法師	田辺市	本宮町野竹	コンヤク759	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	大塔川	西牟婁	テレメーター
143	小川	白浜町	小川	苔口443(小川消防車庫脇)	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	城川	西牟婁	テレメーター
144	城	白浜町	城	城93	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	城川	西牟婁	テレメーター
145	すさみ	すさみ町	周参見	すさみ町役場	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	周参見川	串本	テレメーター
146	佐本中	すさみ町	佐本中	すさみ町役場佐本出張所	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	佐本川	串本	テレメーター
147	小河内	すさみ町	小河内	小河内1636-2	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	周参見川	串本	テレメーター
148	太間川	すさみ町	太間川	すさみ町太間川集会所	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	太間川	串本	テレメーター
149	串本	串本町	サンゴ台	東牟婁振興局串本建設部	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	沿岸	串本	テレメーター
150	江住	すさみ町	江住	江住小学校グラウンド	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	江住川	串本	テレメーター
151	和深	串本町	和深	和深535-4和深(青年会館)	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	和深川	串本	テレメーター
152	重畳山	串本町	神野川	串本町町民の森公園敷地内	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	神野川、伊串川、鵜野川	串本	テレメーター
153	古座	串本町	西向	宇宙ふれあいホール Sora-Miru	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	古座川	串本	テレメーター
154	蔵土	古座川町	蔵土	蔵土多目的広場	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	古座川	串本	テレメーター
155	平井	古座川町	平井	七川ダム平井雨量局	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	平井川	串本	テレメーター
156	松根	古座川町	松根	七川ダム松根雨量局	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	古座川	串本	テレメーター
157	七川ダム	古座川町	佐田	七川ダム管理事務所	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	古座川	串本	テレメーター
158	滝の拝	古座川町	小川	七川ダム滝の拝雨量局	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	小川	串本	テレメーター
159	古座川	古座川町	高池	古座川町役場	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	古座川	串本	テレメーター

別表第1 雨量観測所

1.和歌山県土整備部所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
160	新宮	新宮市	緑ヶ丘2丁目	東牟婁総合庁舎	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	市田川、浮島川	新宮	テレメーター
161	高田	新宮市	高田	高田グリーンランド	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	高田川	新宮	テレメーター
162	三輪崎	新宮市	三輪崎	新宮市役所三輪崎支所	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	佐野川、木ノ川、荒木川	新宮	テレメーター
163	篠尾	新宮市	熊野川町篠尾	篠尾地区集会所付近	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	篠尾川、熊野川	新宮	テレメーター
164	玉置口	新宮市	熊野川町玉置口	熊野川屋外教育研修館	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	玉置川、北山川	新宮	テレメーター
165	日足	新宮市	熊野川町日足	新宮市役所熊野川行政局	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	熊野川	新宮	テレメーター
166	相須	新宮市	熊野川町相須	相須603地先(国道167号脇)	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	熊野川	新宮	テレメーター
167	滝本	新宮市	熊野川町滝本	滝本小学校跡地	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	赤木川	新宮	テレメーター
168	勝浦	那智勝浦町	築地	那智勝浦町役場	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	-	新宮	テレメーター
169	浦神東	那智勝浦町	浦神	鬼宿1776	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	沿岸	新宮	テレメーター
170	浦神西	那智勝浦町	浦神	浦神字奥の谷441-1	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	沿岸	新宮	テレメーター
171	高津気	那智勝浦町	高津気	高津気区民会館	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	長野川	新宮	テレメーター
172	中里	那智勝浦町	南大居	那智勝浦町役場太田出張所	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	太田川	新宮	テレメーター
173	下里	那智勝浦町	八尺鏡野	下里郵便局付近	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	太田川	新宮	テレメーター
174	市野々	那智勝浦町	市野々	市野-小学校	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	那智川	新宮	テレメーター
175	西中野川	那智勝浦町	西中野川	西中野川407-3	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	太田川	新宮	テレメーター
176	太地	太地町	太地	太地町役場	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	与根子川	新宮	テレメーター
177	北山	北山村	大沼	北山村役場	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	北山川	新宮	テレメーター
178	小原谷	新宮市	熊野川町畝畑	県道古座川熊野川線道路敷	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	和田川	新宮	テレメーター
179	直柱	那智勝浦町	直柱	県道那智勝浦古座川線道路敷	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	太田川	新宮	テレメーター
180	七色	北山村	七色	村営簡易水道浄水場内	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	北山川	新宮	テレメーター
合計 180 箇所										

別表第1 雨量観測所

2.和歌山地方気象台所管の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	流域	種別	備考
		市町村	字							
1	葛城山	紀の川市	切畑		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	紀の川	雨	
2	かつらぎ	かつらぎ町	妙寺		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	紀の川	四	
3	友ヶ島	和歌山市	加太		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	海上	四	
4	和歌山	和歌山市	男野芝丁	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	沿岸	官署	
5	高野山	高野町	高野山		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	紀の川	四	
6	湯浅	湯浅町	湯浅		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	沿岸	雨	
7	清水	有田川町	清水		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	有田川	四	
8	護摩壇山	田辺市	龍神		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	日高川	雨	
9	龍神	田辺市	湯ノ又		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	日高川	四	
10	川辺	日高川町	和佐		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	日高川	四	
11	本宮	田辺市	本宮		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	熊野川	雨	
12	栗栖川	田辺市	栗栖川		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	富田川	四	
13	新宮	新宮市	佐野		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	沿岸	四	
14	南紀白浜	白浜町		南紀白浜航空気象観測所	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	沿岸	観測所	
15	西川	古座川町	西川		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	古座川	四	
16	色川	那智勝浦町	大野		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	太田川	雨	
17	日置川	白浜町	安居		和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	日置川	雨	
18	潮岬	串本町	潮岬	潮岬特別地域気象観測所	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-5348	沿岸	特別	
合計 18 箇所										

(注)種別の官署、特別、四は降水量、風向・風速、気温、湿度、日照時間を観測している。日照時間は、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値となります。

種別の雨は降水量を観測している。

種別の観測所は降水量、風向・風速、気温を観測している。

別表第1 雨量観測所

3.その他の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
1	果樹試験場かき・もも研究所	紀の川市	粉河	果樹試験場紀北分場	和歌山県	果樹試験場かき・もも研究所	0736-73-2274	中津川	那賀	
2	善田局	紀の川市	桃山町善田	滝谷峠	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	柘榴川	那賀	
3	山田ダム改良区	紀の川市	貴志川町高尾	山田ダム土地改良区管理事務所	山田ダム土地改良区	山田ダム土地改良区	0736-64-2037	野田原川	那賀	
4	農業試験場	紀の川市	貴志川町高尾	農業試験場	和歌山県	農業試験場	0736-64-2300	貴志川	那賀	
5	赤沼田	紀の川市	赤沼田	紀の川市赤沼田	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	麻生津川	那賀	
6	猪垣	紀の川市	北志野	紀の川市北志野	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	松井川	那賀	
7	和歌山市中消防署	和歌山市	八番丁	中消防署	和歌山市消防局	中消防署	073-432-0119	和歌川、市堀川	海草	自記電接計数器
8	和歌山市中消防署宮前出張所	和歌山市	小雑賀	中消防署宮前出張所	和歌山市消防局	中消防署宮前出張所	073-424-0119	和田川、杭の瀬川、和歌川	海草	自記電接計数器
9	和歌山市東消防署	和歌山市	鳴神	東消防署	和歌山市消防局	東消防署	073-473-0119	大門川	海草	自記電接計数器
10	和歌山市東消防署岡崎分署	和歌山市	森小手穂	東消防署岡崎分署	和歌山市消防局	東消防署岡崎分署	073-475-0119	和田川	海草	自記電接計数器
11	和歌山市東消防署河南出張所	和歌山市	吐前	東消防署河南出張所	和歌山市消防局	東消防署河南出張所	073-477-0119	紀の川	海草	自記電接計数器
12	和歌山市東消防署四箇郷出張所	和歌山市	加納	東消防署四箇郷出張所	和歌山市消防局	東消防署四箇郷出張所	073-474-0119	有本川	海草	自記電接計数器
13	和歌山市北消防署	和歌山市	狐島	北消防署	和歌山市消防局	北消防署	073-452-0119	土入川、打手川	海草	自記電接計数器
14	和歌山市北消防署加太出張所	和歌山市	加太	北消防署加太出張所	和歌山市消防局	北消防署加太出張所	073-459-0523	堤川	海草	自記電接計数器
15	和歌山市北消防署紀伊分署	和歌山市	弘西	北消防署紀伊分署	和歌山市消防局	北消防署紀伊分署	073-461-0119	高川、七瀬川	海草	自記電接計数器
16	和歌山市北消防署鳴滝出張所	和歌山市	園部	北消防署鳴滝出張所	和歌山市消防局	北消防署鳴滝出張所	073-453-0119	鳴滝川、千手川	海草	自記電接計数器
17	紀美野町役場	紀美野町	動木	中央公民館	紀美野町	紀美野町総務課	073-489-5912	貴志川	海草	
18	長谷毛原中学校	紀美野町	毛原宮	長谷毛原中学校	紀美野町	紀美野町総務課	073-489-5912	貴志川	海草	
19	生石高原キャンプ場	紀美野町	中田	生石高原駐車場	紀美野町	紀美野町総務課	073-489-5912	貴志川	海草	
20	上真国多目的集会施設	紀美野町	花野原	上真国多目的集会施設	紀美野町	紀美野町総務課	073-489-5912	貴志川	海草	
21	広川ダム	広川町	下津木	岩淵水位観測所	和歌山県	広川出張所	0737-67-2104	広川	有田	
22	有田中央高校	有田川町	下津野	有田中央高校	和歌山県	有田中央高等学校	0737-52-4340	有田川	有田	
23	県果樹園芸試験場	有田川町	奥	果樹園芸試験場内	和歌山県	果樹園芸試験場	0737-52-4320	有田川、熊井川	有田	
24	御坊市消防本部	御坊市	湯川町財部	御坊市消防本部	御坊市	消防署	0738-22-0800	日高川	日高	
25	池田	日高町	池田	国道42号(日高町池田625-2)	国土交通省	海南国道維持出張所	073-482-2712	-	日高	
26	荊木	日高町	荊木	国道42号(日高町荊木84-4)	国土交通省	海南国道維持出張所	073-482-2712	-	日高	
27	名之内	みなべ町	清川	みなべ町清川字下惣附	近畿農政局長	南紀用水土地改良区	0739-74-3325	南部川	日高	
28	清川	みなべ町	清川	旧清川中学校隣地	近畿農政局長	南紀用水土地改良区	0739-74-3325	南部川	日高	
29	島ノ瀬	みなべ町	東神野川	島ノ瀬ダム管理事務所	近畿農政局長	南紀用水土地改良区	0739-74-3325	南部川	日高	
30	野中	田辺市	中辺路町野中	野中2245番地	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	日置川	西牟婁	
31	殿山ダム	田辺市	合川	殿山ダム	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	日置川	西牟婁	
32	五味	田辺市	五味	五味97番地	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	前の川	西牟婁	
33	平瀬	田辺市	平瀬	海蔵院	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	日置川	西牟婁	
34	田辺市消防本部	田辺市	新庄町	田辺市消防本部	田辺市	田辺市消防	0739-22-0119	-	西牟婁	自記録計
35	近露	田辺市	中辺路町近露	近野林業会館	和歌山県	近野連絡所	0739-65-0003	日置川	西牟婁	
36	竹垣内	白浜町	竹垣内	竹垣内右岸	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	將軍川	西牟婁	

別表第1 雨量観測所

3.その他の観測所

令和7年10月31日時点

番号	観測所	所在地		設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所 轄 振興局 建設部	備考
		市町村	大字							
37	平井	古座川町	平井	古座川町平井	古座川町	古座川町役場	0725-72-0180	平井川	串本	
38	明神	古座川町	一雨	明神小学校グラウンド	古座川町	古座川町役場	0725-72-0180	古座川	串本	
39	檜山	古座川町	檜山	檜山126-4	和歌山県(農)	那智勝浦町役場	0735-52-0555	小匠川	新宮	
40	小匠ダム	那智勝浦町	小匠	小匠防災ダム	和歌山県(農)	那智勝浦町役場	0735-52-0555	小匠川	新宮	
41	大野	那智勝浦町	大野	那智勝浦町色川出張所	和歌山県(農)	那智勝浦町役場	0735-52-0555	太田川	新宮	
42	太地	太地町	太地	太地町役場	太地町	太地町役場	0735-59-2335	-	新宮	
43	大沼	北山村	大沼	北山村役場	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	北山川	新宮	
44	新宮	新宮市	新宮	新宮市消防本部	新宮市	新宮市消防	0735-21-0119	熊野川、市田川	新宮	
45	新宮	新宮市	磐盾	国土交通省新宮河川国道維持出張所	国土交通省	紀南河川国道事務所	0735-22-8165	熊野川	新宮	
46	小口	新宮市	熊野川町上長井	小口自然の家キャンプ場	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	赤木川	新宮	
47	七色	北山村	七色	七色発電所	電源開発㈱	北山川電力所	07468-5-2158	北山川	新宮	
合計47箇所										

別表第 2

水 位 観 測 所

- 1 水防法の規定により水位状況を公表する観測所
- 2 水位の状況を公表している観測所
- 3 参考
 - ① その他の観測所
 - ② 施設管理のための観測所

別表第2 水位観測所 集計表

(単位:箇所)

		国管理	県管理			市町村 管 理	利 水 事 業 者 管 理	計
			河川 管理	ダム 管理	計			
1.	水防法の規定により水位状況を公表する観測所	6	33	0	33	0	0	39
2.	水位の状況を公表している観測所	10	69	5	74	0	1	85
	小計	16	102	5	107	0	1	124
3.	参考① その他の観測所	0	0	0	0	17	0	17
4.	参考② 施設管理のための観測所	0	7	8	15	0	14	29
	小計	0	7	8	15	17	14	46
	合計	16	109	13	122	17	15	170

別表第2 水位観測所

1.水防法の規定により水位状況を公表する観測所(国管理 <http://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>)

令和 8年 5月 29日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所名	河川名	所在地		設置場所	水 位					堤 防 高		管理者	観測者	電話番号	備 考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	左岸	右岸				
1	国土交通省	三谷	紀の川	かつらぎ町	三谷	三谷橋左岸下流 20m	2.00	3.50	4.60	4.80		8.26	8.43	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)超音波式、水晶式
2	国土交通省	五條	紀の川	五條市	新町	大川橋右岸	5.00	7.50	7.80	8.10		13.15	13.47	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、水晶式
3	国土交通省	船戸	紀の川	岩出市	宮	岩出橋右岸下流 150m	4.00	5.00	6.80	7.00		13.61	13.78	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、リードスイッチ式
4	国土交通省	貴志	貴志川	紀の川市	貴志川町北	貴志橋右岸下流 100m	2.50	4.50	5.50	7.10		9.33	9.40	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、水晶式
5	国土交通省	成川	熊野川	三重県 紀宝町	成川	熊野大橋左岸上流	2.90	4.50	6.80	7.70		11.95	11.84	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	(テ)水晶式、リードスイッチ式
6	国土交通省	下田	市田川	新宮市	下田	丸山橋左岸下流	2.20	3.20	3.30	4.00		5.40	4.84	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	(テ)水晶式、リードスイッチ式
7	伊 都	古東橋	橋本川	橋本市	古佐田	古東橋左岸上流 20m	2.50	3.30	4.30	5.00	5.70	6.80	6.20	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
8	海 草	広見橋	和田川	和歌山市	相坂	広見橋右岸下流 100m	1.80	2.00	2.20	2.70	3.70	4.60	4.20	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
9	海 草	大師橋	亀の川	海南市	且来	大師橋左岸下流 直近	1.20	1.50	1.80	2.10	3.00	3.50	3.20	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
10	海 草	羽鳥橋	亀の川	和歌山市	内原	右岸羽鳥橋下流30m	1.60	2.00	2.20	2.60	3.00	3.30	3.30	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
11	海 草	海南橋	日方川	海南市	大野中	海南橋右岸上流 直近	1.70	2.00	2.00	2.40	3.10	3.80	3.80	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
12	海 草	下	加茂川	海南市	下津町下	加茂郷橋橋脚	1.50	2.00	2.00	2.20	2.80	5.10	4.50	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
13	海 草	野上新橋	貴志川	海南市	野上中	野上新橋橋脚	2.00	4.00	4.00	4.80	5.60	5.60	5.60	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
14	海 草	小川橋	貴志川	紀美野町	福井	小川橋左岸下流 直近	3.50	4.00	4.70	5.50	6.20	9.30	9.30	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
15	海 草	永宝橋	貴志川	紀美野町	毛原宮	永宝橋橋脚	2.00	3.00	3.10	3.70	4.20	6.50	8.90	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
16	有 田	新広橋	広川	広川町	名島	新広橋橋脚	1.70	2.00	2.00	2.40	3.10	5.00	7.80	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
17	有 田	三之橋	山田川	湯浅町	青木	三之橋左岸橋台	1.60	2.10	2.10	2.30	2.40	3.80	3.40	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
18	有 田	栗生	有田川	有田川町	栗生	榎瀬橋右岸上流 10m	3.00	4.50	5.50	6.30	7.60	10.60	15.40	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
19	有 田	金屋	有田川	有田川町	金屋	金屋橋右岸下流 20m	2.60	4.10	5.30	6.10	6.90	8.60	7.90	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
20	日 高	川原河	日高川	日高川町	皆瀬	川上橋右岸上流 100m	2.50	3.50	4.60	5.50	6.80	11.80	11.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
21	日 高	高津尾	日高川	日高川町	高津尾	新田橋橋脚	3.50	4.50	6.10	7.10	8.80	12.40	11.30	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
22	日 高	川辺	日高川	日高川町	早藤	松瀬橋右岸	3.80	5.00	6.30	6.80	7.20	10.20	9.50	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
23	日 高	山口	印南川	印南町	山口	柏橋右岸下流 50m	1.50	2.00	3.30	3.60	3.90	4.40	4.40	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
24	日 高	古井	切目川	印南町	古井	深山橋橋脚	2.00	2.50	2.80	3.40	4.10	4.80	4.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
25	日 高	古屋	切目川	印南町	古屋	共栄橋右岸	3.60	3.90	4.30	4.90	5.70	6.30	6.40	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式

別表第2 水位観測所

1.水防法の規定により水位状況を公表する観測所(国管理 <http://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>)

令和 8年 5月 29日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所名	河川名	所在地		設置場所	水 位					堤 防 高		管理者	観測者	電話番号	備 考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位	左岸	右岸				
26	日 高	谷口	南部川	みなべ町	谷口	須賀橋橋脚	2.00	2.20	2.40	2.90	3.80	6.90	7.00	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
27	西牟婁	中三栖	左会津川	田辺市	中三栖	中央橋左岸下流 50m	2.20	2.70	3.50	3.90	5.30	6.20	5.90	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
28	西牟婁	高山寺	左会津川	田辺市	稲成町	高雄大橋右岸上流 60m	3.50	4.00	4.10	4.60	4.90	8.30	7.50	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
29	西牟婁	市ノ瀬	富田川	上富田町	市ノ瀬	市ノ瀬橋右岸上流 500m	3.00	3.50	3.90	4.70	5.00	7.40	8.40	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
30	西牟婁	田津原	富田川	白浜町	内ノ川	白鷺橋左岸上流 300m	3.50	4.00	4.50	5.10	5.90	7.60	7.80	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
31	西牟婁	安居	日置川	白浜町	安居	安居橋右岸下流 20m	4.50	5.50	5.50	6.60	7.20	11.00	12.40	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
32	西牟婁	本宮	熊野川	田辺市	本宮町大居	下向橋右岸下流 300m	4.60	5.00	5.70	6.20	7.10	9.00	29.90	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)水晶式
33	串本	望兎橋	周参見川	すさみ町	周参見	望兎橋右岸下流 5m	2.20	2.50	2.50	2.90	3.50	6.50	6.50	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
34	串本	相瀬	古座川	古座川町	相瀬	相瀬橋左岸上流 300m	2.50	3.50	4.50	5.50	5.80	4.70	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
35	串本	月野瀬	古座川	古座川町	月野瀬	高瀬橋左岸下流 1000m	3.50	4.00	5.30	6.00	6.80	10.70	-	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
36	新宮	日足	熊野川	新宮市	熊野川町日足	三和大橋右岸	4.50	5.50	6.10	7.10	10.50	11.20	14.90	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)水晶式
37	新宮	南大居	太田川	那智勝浦町	南大居	太田出張所前左岸	3.00	3.50	3.50	3.90	4.30	5.70	4.60	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
38	新宮	川関	那智川	那智勝浦町	川関	川関橋上流左岸	1.40	1.70	2.50	3.20	4.20	4.70	4.60	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
39	新宮	市野々	那智川	那智勝浦町	市野々	市野々橋左岸下流 70m	0.60	1.00	1.40	2.10	2.80	2.90	3.70	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
合計 39 箇所																	

別表第2 水位観測所

2.水位の状況を公表している観測所(国管理 <http://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>)

令和 8年 5月 29日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
1	国土交通省	橋本	紀の川	橋本市	橋本	橋本橋右岸上流 50m	1.50	3.00	8.37	6.68	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式、水晶式
2	国土交通省	隅田	紀の川	橋本市	隅田町芋生	水管橋中央橋脚	3.00	5.50	-	-	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水研62、水晶式
3	国土交通省	竹房	紀の川	紀の川市	桃山町段新田	竹房橋左岸下流 100m	1.50	2.50	10.90	10.45	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水研62型
4	国土交通省	麻生津	紀の川	紀の川市	北涌	麻生津橋左岸上流 100m	2.50	4.00	-	-	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式
5	国土交通省	高島	貴志川	紀の川市	桃山町調月	高島橋右岸下流 150m	2.50	4.00	8.08	8.05	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)超音波式
6	国土交通省	野上	貴志川	海南市	野上中	野上新橋右岸上流 45m	2.00	4.00	-	-	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水圧式
7	国土交通省	湊	紀の川	和歌山市	湊	紀の川河口より1.6km左岸	2.00	-	-	-	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式
8	国土交通省	布施屋	紀の川	和歌山市	布施屋	川辺橋左岸上流 300m	-	-	12.81	13.70	国土交通省	和歌山河川国道事務所	073-402-0265	(テ)水晶式
9	国土交通省	相賀	熊野川	新宮市	相賀	熊野川河口より10.6km右岸	-	-	-	-	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	(テ)水晶式
10	国土交通省	あけぼの(外)	熊野川	新宮市	あけぼの	市田川河口	-	-	-	-	国土交通省	紀南河川国道事務所	0739-22-4813	(テ)リットスイッチ式
11	伊都	小原田	橋本川	橋本市	小原田	南門橋左岸下流 350m	1.50	2.00	4.60	4.50	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
12	伊都	山田	山田川	橋本市	山田	出塔橋左岸上流 100m	0.80	1.50	3.20	3.10	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
13	伊都	西川橋	嵯峨谷川	橋本市	高野口町下中	西川橋左岸上流 100m	1.50	2.50	3.20	3.20	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
14	伊都	北川橋	穴伏川	かつらぎ町	萩原	北川橋右岸下流 200m	2.00	2.50	4.50	4.00	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
15	伊都	梁瀬	有田川	かつらぎ町	花園梁瀬	梁瀬大橋左岸上流	2.00	3.50	5.40	7.30	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
16	伊都	九度山	丹生川	九度山町	椎出	赤瀬橋橋脚	-	-	8.00	9.90	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
17	伊都	伏原	雨天樋川	橋本市	高野口町伏原	雨天樋川樋門上流 50m	-	-	3.70	3.70	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
18	伊都	佐野	藤谷川	かつらぎ町	佐野	藤谷川橋左岸下流 30m	-	-	2.90	3.50	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
19	伊都	大藪	桜谷川	かつらぎ町	大藪	あじさい橋右岸下流 100m	-	-	4.80	4.80	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
20	伊都	上筒香	丹生川	高野町	上筒香	堂前橋右岸下流 1m	-	-	5.80	5.80	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
21	伊都	古沢橋	不動谷川	九度山町	下古沢	古沢橋左岸	-	-	5.03	5.03	和歌山県	伊都振興局建設部	0736-34-1700	(テ)半導体式
22	那賀	神田	柘榴川	紀の川市	桃山町神田	八幡橋右岸上流 150m	2.10	2.90	4.50	6.10	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
23	那賀	西大井	海神川	紀の川市	西大井	紀の川市役所左岸上流 30m	1.50	2.00	3.50	3.10	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
24	那賀	巴王橋	真国川	紀の川市	桃山町中畑	巴王橋左岸下流 20m	-	-	6.00	7.00	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式

別表第2 水位観測所

2.水位の状況を公表している観測所(国管理 <http://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>)

令和 8年 5月 29日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
25	那賀	根来	根来川	岩出市	中迫	六枚橋左岸	-	-	3.30	3.30	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
26	那賀	高塚	春日川	岩出市	高塚	前川橋左岸下流 90m	-	-	9.00	8.90	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
27	那賀	中島	住吉川	岩出市	中黒	乾橋右岸下流 50m	-	-	4.00	4.00	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
28	那賀	金池	相谷川	岩出市	金池	住吉川合流点 左岸上流 80m	-	-	1.31	1.22	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
29	那賀	野田原	野田原川	紀の川市	桃山町野田原	野田原橋下流右岸6m	-	-	-	-	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
30	那賀	上鞆渚	真国川	紀の川市	上鞆渚	南地橋下流左岸22m	-	-	-	-	和歌山県	那賀振興局建設部	0736-61-0044	(テ)半導体式
31	海草	伊勢橋	大門川	和歌山市	北新金屋丁	伊勢橋右岸	1.20	1.70	4.20	4.20	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
32	海草	鳴神橋	大門川	和歌山市	鳴神	鳴神橋左岸上流 10m	2.50	3.00	4.90	4.90	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
33	海草	観音橋	千手川	和歌山市	六十谷	参詣橋右岸下流 70m	1.50	2.00	4.60	4.40	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
34	海草	鳴滝橋	鳴滝川	和歌山市	園部	鳴滝橋左岸下流 30m	1.80	2.20	5.70	5.80	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
35	海草	報国橋	土入川	和歌山市	島橋西ノ丁	報国橋左岸上流 300m	1.70	2.20	4.30	4.30	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
36	海草	加太	堤川	和歌山市	加太	山田橋右岸上流 500m	1.00	1.50	3.10	3.10	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
37	海草	西野	真国川	紀美野町	西野	養原橋右岸上流5m	-	-	7.20	7.20	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
38	海草	滝本橋	真国川	紀美野町	花野原	滝本橋左岸下流 10m	-	-	6.47	-	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
39	海草	田村橋	貴志川	紀美野町	田	田村橋右岸下流 40m	-	-	-	5.82	和歌山県	海南工事事務所	073-483-4824	(テ)半導体式
40	海草	新かみそり橋	七瀬川	和歌山市	永穂	新かみそり橋 左岸下流 50m	-	-	3.60	3.57	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
41	海草	伊太祈曽	和田川	和歌山市	伊太祈曽	常盤橋右岸下流 135m	-	-	2.67	2.64	和歌山県	海草振興局建設部	073-488-7876	(テ)半導体式
42	有田	保田橋	有田川	有田市	山田原	保田大橋橋脚	3.70	4.80	9.80	9.70	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
43	有田	宮原	有田川	有田市	宮原町	有田東大橋右岸下流 500m	3.60	4.20	9.80	10.30	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
44	有田	田殿	有田川	有田川町	長田	田殿橋橋脚	2.60	3.30	9.10	9.00	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
45	有田	徳田	有田川	有田川町	徳田	吉備頭首工左岸上流	5.60	6.60	9.70	7.40	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
46	有田	清水	有田川	有田川町	清水	清水橋右岸下流 130m	2.00	3.00	8.30	6.70	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	(テ)フロート式
47	有田	野	高山川	有田市	野	宮橋左岸上流 50m	-	-	2.20	3.40	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
48	有田	下中島	西谷川	有田市	下中島	JR橋左岸下流 50m	-	-	4.21	4.14	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
49	有田	糸我	お仙谷川	有田市	糸我町	お仙谷川ポンプ場横	-	-	5.13	4.16	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	(テ)半導体式
50	日高	里	由良川	由良町	里	国道橋上流 100m	1.30	1.80	3.90	3.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式

別表第2 水位観測所

2.水位の状況を公表している観測所(国管理 <http://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>)

令和 8年 5月 29日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
51	日高	野口橋	日高川	御坊市	藤田町	野口橋橋脚	4.00	5.50	13.00	13.30	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
52	日高	清水井橋	西川	日高町	高家	清水井橋橋脚	2.60	3.00	5.60	5.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
53	日高	尾上橋	西川	美浜町	吉原	尾上橋左岸下流 20m	2.00	2.50	5.00	5.70	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
54	日高	滝	南部川	みなべ町	滝	新高城橋右岸下流 10m	3.40	4.00	—	9.00	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
55	日高	谷口橋	志賀川	日高町	志賀	谷口橋右岸上流 直近	—	—	4.70	4.70	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
56	日高	衣奈	前田川	由良町	衣奈	旧衣奈小学校前	—	—	2.63	2.60	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
57	西牟婁	龍神	日高川	田辺市	龍神村安井	丸嶋橋右岸下流 100m	1.50	3.00	5.90	12.00	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
58	西牟婁	岩内	右会津川	田辺市	上秋津	森橋右岸下流 120m	2.00	2.50	4.40	3.20	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
59	西牟婁	はやざと大橋	芳養川	田辺市	芳養町	はやざと大橋右岸	1.50	2.00	5.60	5.60	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
60	西牟婁	原ノ瀬橋	富田川	田辺市	中辺路町栗栖川	原ノ瀬橋右岸	2.50	3.50	5.80	6.50	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
61	西牟婁	鮎川新橋	富田川	田辺市	鮎川	鮎川新橋橋脚	2.50	3.10	5.80	6.50	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
62	西牟婁	市鹿野	日置川	白浜町	市鹿野	市鹿野橋橋脚	3.50	4.50	13.20	14.00	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
63	西牟婁	川湯	大塔川	田辺市	本宮町川湯	川湯開拓橋左岸下流	2.00	2.50	5.90	8.20	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
64	西牟婁	本宮(音無)	音無川	田辺市	本宮町本宮	清水橋右岸下流 150m	0.90	1.90	4.30	4.40	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
65	西牟婁	中芳養	芳養川	田辺市	中芳養	県営中芳養団地前 右岸上流80m	—	—	3.15	3.24	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
66	西牟婁	三石橋	庄川	白浜町	庄川	三石橋右岸下流	—	—	7.70	7.50	和歌山県	西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	(テ)半導体式
67	串本	古座橋	古座川	串本町	西向	古座橋右岸橋脚	2.00	2.50	3.90	4.10	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
68	串本	くじ野川	闇野川	串本町	闇野川	寺の元橋左岸下流 3m	1.30	1.60	3.00	3.10	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
69	串本	出合橋	田原川	串本町	上田原	出合橋右岸下流 25m	1.40	1.80	4.20	4.60	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
70	串本	高瀬	古座川	古座川町	高瀬	高瀬橋左岸上流 30m	—	—	8.20	5.50	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	(テ)水晶式
71	串本	西川	古座川	古座川町	西川	下瀬橋右岸下流 300m	—	—	—	6.50	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	(テ)水晶式
72	串本	中崎	小川	古座川町	中崎	中崎橋右岸上流 200m	—	—	—	9.30	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
73	串本	直見	小川	古座川町	直見	妙見橋右岸上流 10m	—	—	6.20	9.30	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	(テ)水晶式
74	串本	平井	平井川	古座川町	平井	和郷橋右岸上流 100m	—	—	4.70	6.60	和歌山県	七川ダム管理事務所	0735-76-0009	(テ)水晶式
75	串本	太間地橋	太間川	すさみ町	周参見	太間地橋左岸上流 120m	—	—	5.10	5.10	和歌山県	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755	(テ)半導体式
76	新宮	敷屋大橋	熊野川	新宮市	熊野川町西敷屋	敷屋大橋橋脚	—	—	20.50	21.00	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式

別表第2 水位観測所

2.水位の状況を公表している観測所(国管理 <http://www.river.go.jp/>)(県管理 <http://kasensabo01.pref.wakayama.lg.jp/>)

令和 8年 5月 29日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話番号	備考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
77	新宮	上長井	赤木川	新宮市	熊野川町上長井	小和瀬橋右岸下流 50m	3.00	3.50	4.80	5.30	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
78	新宮	市田川	市田川	新宮市	新宮	右岸	-	-	6.70	7.10	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
79	新宮	佐野川	佐野川	新宮市	三輪崎	中央橋右岸	-	-	2.80	2.80	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
80	新宮	下里	太田川	那智勝浦町	下里	下里郵便局前右岸	1.70	2.50	3.90	4.20	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
81	新宮	湯川	湯川川	那智勝浦町	湯川	ゆかし湯上流 200m	-	-	3.22	3.17	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
82	新宮	長谷橋	長谷川	那智勝浦町	井関	長谷橋右岸	-	-	4.58	4.20	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
83	新宮	浮島川	浮島川	新宮市	千穂3丁目	第一蘭沢橋右岸上流 10m	-	-	2.90	2.90	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
84	新宮	三輪崎	佐野川	新宮市	三輪崎	第一佐野橋左岸上流 3m	-	-	3.50	3.40	和歌山県	東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	(テ)半導体式
85	新宮	九重	北山川	新宮市	熊野川町九重	国道169号右岸	-	-	4.00	4.00	電源開発(株)	北山川電力所	07468-5-2158	(テ)フロート式
計 85箇所														

別表第2 水位観測所

3.参考①(その他の観測所)

令和7年10月31日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水 位		堤 防 高		管理者	観測者	電話番号	備 考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
1	海草	東橋	日方川	海南市	日方	東橋右岸上流 直近	0.90	1.20	2.80	2.80	海南市	海南市海南消防署	073-482-0119	量水標
2	海草	石橋	山田川	海南市	大野中	石橋左岸上流直近	1.00	1.20	1.95	1.70	海南市	海南市海南消防署	073-482-0119	量水標
3	海草	寄川橋	山田川	海南市	鳥居	寄川橋左岸上流 直近	1.00	1.20	1.65	2.15	海南市	海南市海南消防署	073-482-0119	量水標
4	海草	紺屋橋	亀の川	海南市	多田	紺屋橋左岸上流 直近	1.20	1.30	3.50	3.50	海南市	海南市海南消防署	073-482-0119	量水標
5	海草	広瀬橋	貴志川	紀美野町	樋下	広瀬橋中央部	2.00	4.00	6.00	6.00	紀美野町	紀美野町総務課	073-489-5912	町防災無線(電波式)
6	海草	妙見橋	真国川	紀美野町	円明寺	妙見橋中央部	2.00	2.00	6.00	6.00	紀美野町	紀美野町総務課	073-489-5912	町防災無線(電波式)
7	有田	箕島都市下水路 3号樋門	有田川	有田市	新堂	箕島都市下水路3号樋門	2.50	3.10	7.20	7.00	有田市	有田市建設課	0737-83-1111	量水標
8	有田	寺杣橋	広川	広川町	下津木	寺杣橋橋脚	1.50	2.00	2.80	2.80	広川町	広川町消防団寺杣分団	0737-67-2268	量水標
9	日高	荊木	森後川	日高町	荊木	森後川右岸	-	-	-	-	日高町	日高町役場	0738-63-2051	電波式
10	日高	小中	小中川	日高町	小中	小中樋門上流側中央部	-	-	-	-	日高町	日高町役場	0738-63-2051	電波式
11	日高	中志賀	志賀川	日高町	志賀	大江谷橋中央部	-	-	-	-	日高町	日高町役場	0738-63-2051	電波式
12	西牟婁	落合橋	右会津川	田辺市	秋津川	落合橋橋脚	2.50	3.00	6.30	6.30	田辺市	田辺市消防団秋津川分団	0739-22-0119	量水標
13	西牟婁	松井橋	芳養川	田辺市	芳養町	松井橋橋脚	2.20	2.70	4.80	4.30	田辺市	田辺市消防団芳養分団	0739-22-0119	量水標
14	西牟婁	栄	富田川	白浜町	栄	富田橋右岸下流 10m	2.50	3.00	3.90	3.90	白浜町	白浜町消防団第6分団	0739-43-0119	量水標
15	西牟婁	萩	熊野川	田辺市	本宮町伏拝	三里橋右岸	2.00	4.00	-	-	田辺市	田辺市本宮行政局	0735-42-0070	量水標
16	西牟婁	小野橋	大塔川	田辺市	本宮町静川	小野橋中央部	-	-	-	-	田辺市	田辺市消防本部田辺消防署本宮分署	0735-42-1000	(テ)
17	伊都	土居橋	大谷川	橋本市	学文路	土居橋橋脚	-	-	-	-	橋本市	橋本市	0736-33-1111	エッジAIカメラ
合計 17 箇所														

別表第2 水位観測所

3.参考②(施設管理のための観測所)

令和7年10月31日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水 位		堤 防 高		管理者	観測者	電話番号	備 考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
1	海草	第一橋本橋	加茂川	海南市	下津町橋本	第1橋本橋橋脚	1.50	2.00	3.50	3.50	和歌山県	海南市下津消防署	073-492-0119	量水標
2	海草	小原川橋	小原川	海南市	下津町下津	小原川橋左岸 下流 直近	1.00	1.30	2.30	2.30	和歌山県	海南市下津消防署	073-492-0119	量水標
3	有田	岩淵	広川	広川町	下津木	平瀬橋左岸上流 1500m	-	-	-	-	和歌山県	有田振興局建設部広川出張所	0737-67-2104	(テ)水晶式
4	有田	落合	広川	広川町	上津木	公門原橋上流 20m	-	-	-	-	和歌山県	有田振興局建設部広川出張所	0737-67-2104	(テ)水晶式
5	有田	名島	広川	広川町	名島	名島橋右岸上流 300m	-	-	-	-	和歌山県	有田振興局建設部広川出張所	0737-67-2104	(テ)水晶式
6	有田	国道橋	山田川	湯浅町	湯浅	国道橋橋脚	-	-	3.00	3.00	和歌山県	有田振興局建設部	0737-63-4111	量水標
7	有田	板尾	有田川	有田川町	板尾	大岩橋右岸上流 50m	2.00	3.00	5.00	4.50	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	(テ)水晶式
8	有田	川口	有田川	有田川町	川口	東川橋右岸下流 1500m	-	-	-	-	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	(テ)フロート式
9	有田	徳田(ダ)	有田川	有田川町	徳田	金屋橋左岸下流 900m	-	-	-	-	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	(テ)フロート式
10	有田	下中島	有田川	有田市	下中島	有田中央大橋下流 300m	-	-	-	-	和歌山県	二川ダム管理事務所	0737-23-0251	(テ)水晶式
11	日高	湊	熊野川	御坊市	塩屋	熊野川水門	-	-	4.20	4.20	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
12	日高	入山(1)	西川	美浜町	和田	御倉橋左岸下流 200m	-	-	4.80	4.90	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
13	日高	入山(2)	東裏川	美浜町	和田	御倉橋左岸救内ポンプ場内	-	-	1.60	3.30	和歌山県	日高振興局建設部	0738-22-3111	(テ)半導体式
14	日高	川辺	日高川	日高川町	早藤	松瀬橋右岸	3.80	5.00	10.20	9.50	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	(テ)半導体式
15	日高	龍神	日高川	田辺市	龍神村安井	丸嶋橋右岸下流100m	1.50	3.00	5.90	12.00	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	(テ)半導体式
16	日高	宇呂住	南部川	みなべ町	清川	宇呂住橋上流 30m	-	-	6.15	6.15	近畿農政局	南紀用土地改良区	0739-74-3325	(テ)圧力式
17	日高	島ノ瀬	南部川	みなべ町	東神野川	島ノ瀬ダム管理事務所	-	-	41.50	41.50	近畿農政局	南紀用土地改良区	0739-74-3325	(テ)水晶式
18	日高	鉛岩	南部川	みなべ町	東本庄	鉛岩橋上流 90m	-	-	-	-	近畿農政局	南紀用土地改良区	0739-74-3325	(テ)水晶式
19	西牟婁	広井原	日高川	田辺市	龍神村広井原	昭栄橋右岸下流	-	-	-	-	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	(テ)圧力式
20	西牟婁	本宮 (赤井谷川)	熊野川	田辺市	本宮町本宮	赤井谷口	3.50	5.00	-	-	和歌山県	田辺市消防本部田辺消防署本宮分署	0735-42-1000	量水標
21	西牟婁	合川	日置川	田辺市	合川	殿山ダム	-	-	-	-	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	(テ)フロート式、水晶式
22	西牟婁	平瀬	日置川	田辺市	平瀬	中の瀬橋下流 8m	-	-	-	-	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	(テ)フロート式
23	西牟婁	竹垣内	日置川	白浜町	竹垣内	竹垣内右岸	-	-	-	-	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	(テ)フロート式
24	西牟婁	五味	前の川	田辺市	五味	高野吊橋上流 10m	-	-	-	-	関西電力㈱	田辺水力センター	0739-26-2705	(テ)フロート式
25	新宮	小匠ダム	小匠川	那智勝浦町	小匠	小匠ダム	-	-	-	-	和歌山県(農)	那智勝浦町	0735-52-0555 ^{役場} 0735-57-0291 ^{ダム}	(テ)水晶式

別表第2 水位観測所

3.参考②(施設管理のための観測所)

令和7年10月31日時点

番号	所管振興局 建設部等	観測所	河川名	所在地		設置場所	水 位		堤 防 高		管理者	観測者	電話番号	備 考
				市町村	大字		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸				
26	新宮	小匠	小匠川	那智勝浦町	小匠	小匠	-	-	-	-	和歌山県(農)	那智勝浦町	0735-52-0555 ^{役場} 0735-57-0291 ^{ダム}	(テ)水晶式
27	新宮	出合	太田川	那智勝浦町	小匠	旧出合小学校下流左岸	-	-	-	-	和歌山県(農)	那智勝浦町	0735-52-0555 ^{役場} 0735-57-0291 ^{ダム}	(テ)水晶式
28	新宮	南大居	太田川	那智勝浦町	南大居		-	-	-	-	和歌山県(農)	那智勝浦町	0735-52-0555 ^{役場} 0735-57-0291 ^{ダム}	(テ)水晶式
29	新宮	宮井	熊野川	新宮市	熊野川町柳原	国道168号右岸	-	-	-	-	電源開発(株)	十津川電力所	0746-64-0210	(テ)フロート式
30	新宮	相賀	熊野川	新宮市	相賀	相賀橋右岸上流 700m	-	-	-	10.50	電源開発(株)	北山川電力所	07468-5-2158	(テ)圧力式
合計30箇所														

別表第 3

潮 位 観 測 所

別表第3 潮位観測所

令和7年10月31日時点

観測所名	所 在 地		管 理 者	観 測 者	電話番号	備 考
	市町村名	字				
和歌山	和歌山市	湊	気象庁	和歌山地方気象台	073-422-5348	和歌山下津港
海南	海南市	冷水	国土地理院	測地観測センター 地殻監視課	029-864-5972	和歌山下津港(R7年度廃止予定)
湯浅広港	広川町	和田	和歌山県	和歌山県港湾漁港整備課	073-441-3165	湯浅広港
御坊	御坊市	野島	気象庁	和歌山地方気象台	073-422-5348	祓井戸漁港
白浜	白浜町	堅田	気象庁	和歌山地方気象台	073-422-5348	堅田漁港
串本	串本町	串本	気象庁	和歌山地方気象台	073-422-5348	袋港
串本漁港	串本町	串本	和歌山県	和歌山県港湾漁港整備課	073-441-3165	串本漁港
浦神	那智勝浦町	浦神	気象庁	和歌山地方気象台	073-422-5348	浦神港
新宮港	新宮市	三輪崎	和歌山県	和歌山県港湾漁港整備課	073-441-3165	新宮港

潮位観測情報:URL <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#10/33.883/135.441/&contents=tidelevel>(気象庁HP)

別表第 4

重 要 水 防 箇 所

- 1 国土交通大臣直轄管理河川
- 2 知事管理河川
- 3 海岸（国土交通省、農林水産省）
- 4 た め 池

別表第４ 重要水防箇所

１．国土交通省大臣直轄管理河川

重要水防箇所評定基準（案）

近畿地方整備局

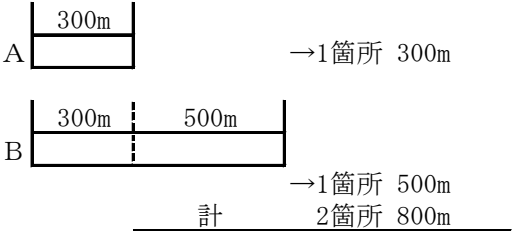
種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	■計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	■計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	■堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ■堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	■堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 ■堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	■堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ■基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	■堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 ■堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ■水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ■橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ■波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	■水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	■河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 ■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	■橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			■出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			■堤防を新しく作ってから３年以内の箇所。
破堤跡			■過去に破堤（堤防が決壊すること）したことがある箇所。
旧川跡			■以前は川であったところが現在では堤防となっている箇所。
陸閘			■陸閘が設置されている箇所。

直轄河川重要水防箇所総括調書

和歌山河川国道事務所

① 府 県 名	② 河 川 名	③ 直轄管理 区間延長 (km)	④ 水防不要 区 間 (km)	水 防 の 必 要 性 が あ る 区 間											備考
				⑤ 水防不能 区 間 (km)	重 要 水 防 箇 所 指 定 区 間								⑨ 重 要 水 防 箇所非指定 区間 (km)		
					⑥ 計			⑦ A			⑧ B				
					堤 防		工作物	堤 防		工作物	堤 防			工作物	
				(箇所)	(km)	(箇所)	(箇所)	(km)	(箇所)	(箇所)	(km)	(箇所)			
和歌山県	紀の川	左岸	54.3	11.7	0.0	46	27.7	16	7	4.3	6	39	23.4	10	14.9
		右岸	53.5	7.4	0.0	50	22.7	22	6	2.5	13	44	20.2	9	23.4
		計	107.8	19.1	0.0	96	50.4	38	13	6.8	19	83	43.6	19	38.3
	貴志川	左岸	5.3	0.2	0.0	3	0.9	1	1	0.4	0	2	0.5	1	4.2
		右岸	5.5	0.0	0.0	3	1.0	1	0	0.0	1	3	1.0	0	4.5
		計	10.8	0.2	0.0	6	1.9	2	1	0.4	1	5	1.5	1	8.7
小計	左岸	59.6	11.9	0.0	49	28.6	17	8	4.7	6	41	23.9	11	19.1	
	右岸	59.0	7.4	0.0	53	23.7	23	6	2.5	14	47	21.2	9	27.9	
	計	118.6	19.3	0.0	102	52.3	40	14	7.2	20	88	45.1	20	47.0	
奈良県	紀の川 (吉野川)	左岸	7.1	3.8	0.0	8	2.7	1	2	0.9	1	6	1.8	0	0.6
		右岸	7.3	2.7	0.0	8	2.7	1	3	0.9	1	5	1.8	0	1.9
		計	14.4	6.5	0.0	16	5.4	2	5	1.8	2	11	3.6	0	2.5
事務所計	左岸	66.7	15.7	0.0	57	31.3	18	10	5.6	7	47	25.7	11	19.7	
	右岸	66.3	10.1	0.0	61	26.4	24	9	3.4	15	52	23.0	9	29.8	
	計	133.0	25.8	0.0	118	57.7	42	19	9.0	22	99	48.7	20	49.5	

- 注 1. 直轄河川延長は、平成30年度の河川延長とする。
2. 調査対象は直轄管理区間で、2条7号区間は含まない。
3. 水防不要区間は山付け部、はん濫しても被害がない等、水防の必要が認められない区間とする。
4. 水防不能区間は水防の必要性はあるが、水防できない区間とする。
- ただし、無堤区間はすべてA評定区間とし、備考欄に「無堤区間」と明記する。
5. 重要水防箇所非指定区間は水防の必要性がある区間から⑤と⑥を除いた区間とする。
6. A、Bの集計において複数の種別が重複する場合、箇所数はそのまま集計し延長は次により集計する。
- Aの延長（Bとの重複分は含む）
- Bの延長（Aとの重複分は除く）
7. 対象とする流量を現河道に流した時の水位の根拠河道は、令和3年度測量河道に令和5年度末までの工事実績を加えたものとしている。
- 測量年度
- 紀の川 -1.0k～62.2k:令和3年度
- 貴志川 0.0k～5.2k:令和3年度



[illegible]

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
1	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊 ～和歌山市久保丁四丁目	0.2 ～ 2.0	1,661	12000 (1.0)	3.55	5.50	2.00	紀の川下流	旧川跡
19	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市築港五丁目	0.4	199	12000 (0.4)	3.17	5.72	2.00	紀の川下流	
2	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊	0.8 ～ 2.2	982	12000 (1.4)	3.81	6.71	2.00	紀の川下流	旧川跡
20-1	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市湊	0.8 ～ 1.0	385	12000 (0.8)	3.34	5.34	2.00	紀の川下流	
500	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	和歌山市湊 ～和歌山市築港一丁目	1 ～ 1.2	372	12000 (1.0)	3.55	5.50	2.00	紀の川下流	
20-2	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市久保丁四丁目	2.0 ～ 2.2	415	12000 (2.0)	4.06	6.39	2.00	紀の川下流	
7	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市久保丁四丁目	2.0 + 0.0	-	12000 (2.0)	4.06	6.39	2.00	紀の川下流	紀の川大橋
8	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市湊紺屋町三丁目	2.4	-	12000 (2.4)	4.23	6.71	2.00	紀の川下流	破堤跡
28	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市西藏前丁 ～和歌山市石橋丁	2.8 ～ 3.0	447	12000 (2.8)	4.57	7.06	2.00	紀の川下流	
9	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市西藏前丁、 和歌山市石橋丁	2.8 + 19.8	-	12000 (2.8)	4.57	7.06	2.00	紀の川下流	河西橋
300	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市北島	3.2 + 173.6	-	12000 (3.2)	4.98	7.53	2.00	紀の川下流	北島橋
10	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市北島 ～和歌山市福島	3.4 ～ 3.6	707	12000 (3.4)	5.16	7.54	2.00	紀の川下流	旧川跡
30	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	和歌山市北島	3.4	354	12000 (3.4)	5.16	7.54	2.00	紀の川下流	
32-1	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市西布経丁五丁目	3.4	233	12000 (3.4)	5.16	8.89	2.00	紀の川下流	
32-2	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市本町九丁目	3.8	218	12000 (3.8)	5.44	8.80	2.00	紀の川下流	
11	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市本町九丁目	3.6 + 120.0	-	12000 (3.6)	5.16	8.90	2.00	紀の川下流	南海本線 紀ノ川橋梁

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
12	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市栗 ～和歌山市船所	4.2 ～ 4.4	430	12000 (4.2)	5.60	8.26	2.00	紀の川下流	旧川跡
14	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市中之島	4.6 ～ 5.2	779	12000 (4.8)	5.49	9.24	2.00	紀の川下流	旧川跡
15	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市園部	6.2 ～ 6.4	752	12000 (6.2)	6.66	10.26	2.00	紀の川下流	旧川跡
16	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市有本	6.2 + 0.0	-	12000 (6.2)	6.66	11.78	2.00	紀の川下流	有本樋門
17	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市有本 ～和歌山市出島	6.4 ～ 9.6	3,538	12000 (8.0)	9.83	11.95	2.00	紀の川下流	旧川跡
53	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市松島	6.8 + 160	-	12000 (6.8)	7.45	10.86	2.00	紀の川下流	JR阪和線 紀の川橋梁
22	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市松島	7.6 + 100	-	12000 (7.6)	9.29	11.45	2.00	紀の川下流	県営第二工水取水口
501	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	和歌山市松島	7.8	204	12000 (7.8)	9.61	11.56	2.00	紀の川下流	
301	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市直川、 和歌山市市田屋	7.8 + 43.234	-	12000 (7.8)	9.61	12.02	2.00	紀の川下流	紀の川橋（阪和道）
73-1	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市出島	8.0	205	12000 (8.0)	9.83	11.95	2.00	紀の川下流	
511	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	和歌山市出島	8.0	205	12000 (8.0)	9.83	11.95	2.00	紀の川下流	
70	紀の川	右岸	堤体漏水	B	和歌山市小豆島	8.4 ～ 9.0	780	12000 (8.6)	10.56	12.62	2.00	紀の川下流	
73-2	紀の川	左岸	堤体漏水	B	和歌山市出島 ～和歌山市布施屋	8.4 ～ 12.2	4,176	12000 (10.2)	12.10	14.57	2.00	紀の川下流	
302	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市小豆島	8.8 + 170.4	-	12000 (8.8)	10.72	12.92	2.00	紀の川下流	北田井ノ瀬橋
23	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市出島	9.0 - 84.5	-	12000 (9.0)	11.15	13.37	2.00	紀の川下流	南田井ノ瀬橋
21-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	和歌山市小豆島 ～和歌山市永穂	9.0 ～ 10.0	1,092	12000 (9.4)	11.76	13.55	2.00	紀の川下流	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
24	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市小豆島 ～和歌山市永穂	9.4 ～ 9.6	317	12000 (9.4)	11.76	13.55	2.00	紀の川下流	旧川跡
18-3	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	和歌山市出島	9.4 ～ 9.6	426	12000 (9.4)	11.76	13.65	2.00	紀の川下流	
78	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	和歌山市出島	9.4	217	12000 (9.4)	11.76	13.65	2.00	紀の川下流	
79	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	和歌山市永穂	9.8 ～ 10.0	391	12000 (9.8)	11.95	13.67	2.00	紀の川下流	
25	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市出島 ～和歌山市吐前	10.0 ～ 12.4	2,651	12000 (11.2)	12.82	15.47	2.00	紀の川下流	旧川跡
27	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市永穂 ～岩出市中島	10.4 ～ 14.2	4,080	12000 (12.2)	13.78	17.17	2.00	紀の川下流	旧川跡
127	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	和歌山市川辺	12.6	350	12000 (12.6)	14.09	17.41	2.00	紀の川下流	
31	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市吐前	13.0	216	12000 (13.0)	14.66	17.77	2.00	紀の川下流	旧川跡
34	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	和歌山市吐前	13.8	200	12000 (13.8)	15.98	18.73	2.00	紀の川下流	旧川跡
271	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市中島	14.8	119	12000 (14.8)	17.35	21.12	2.00	紀の川下流	旧川跡
36	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市中島 ～岩出市宮	15.8 ～ 16.6	1,224	12000 (16.2)	19.39	23.95	2.00	紀の川下流	旧川跡
39	紀の川	左岸	陸 閘	要注意	岩出市船戸	16.6 - 77	-	12000 (16.6)	19.72	21.86	2.00	紀の川下流	船戸第一陸閘
40	紀の川	左岸	陸 閘	要注意	岩出市船戸	16.6 + 59.9	-	12000 (16.6)	19.72	21.86	2.00	紀の川下流	船戸第二陸閘
42	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 79.2	-	12000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	岩出樋管
43	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 148.0	-	12000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	岩出井堰
41	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市清水	16.8	-	12000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
44	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	17.0 + 89	-	12000 (17.0)	23.93	26.14	2.00	紀の川下流	岩出第一樋管
45-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	岩出市高塚 ～紀の川市下井阪	19.0 ～ 21.0	2,074	9500 (20.0)	26.20	27.37	2.00	紀の川下流	
46	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市高塚	19.0	393	12000 (19.0)	25.44	26.01	2.00	紀の川下流	旧川跡
47	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	岩出市山崎	19.0 ～ 19.2	684	12000 (19.0)	25.44	26.21	2.00	紀の川下流	
48	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市岡田	19.6	-	9500 (19.6)	26.10	27.09	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
50-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段新田	19.6 ～ 22.4	3,132	9500 (21.0)	26.99	27.58	1.50	紀の川下流	
51	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	19.8	-	9500 (19.8)	26.13	27.36	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
49	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市桃山町段	19.6 ～ 20.4	1,130	9500 (20.0)	26.20	27.37	1.50	紀の川下流	旧川跡
52	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2 - 3.6	-	9500 (20.2)	26.28	27.30	1.50	紀の川下流	岡田樋管
272	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町市段	20.4	-	9500 (20.4)	26.29	26.80	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9500 (20.8)	26.42	27.90	1.50	紀の川下流	井阪橋
55	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市下井阪	20.8 ～ 21.0	407	9500 (20.8)	26.42	27.90	1.50	紀の川下流	旧川跡
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段	20.8 - 75.0	-	9500 (20.8)	26.42	27.49	1.50	紀の川下流	段樋管
54	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	20.8	238	9500 (20.8)	26.42	27.49	1.50	紀の川下流	旧川跡
502	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市中井阪	21.2 + 100.0	250	9500 (21.2)	27.33	30.64	1.50	紀の川下流	
57	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市畑野上 ～紀の川市窪	21.4 ～ 23.2	2,474	9500 (22.2)	28.64	30.01	1.50	紀の川下流	旧川跡

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
60	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段	21.4	-	9500 (21.4)	27.75	28.28	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
129	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市畑野上	21.4 + 14	160	9500 (21.4)	27.75	31.07	1.50	紀の川下流	
58-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市畑野上	21.6	260	9500 (21.6)	27.93	28.50	1.50	紀の川下流	
63	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市尾崎 ～紀の川市花野	22.0 ～ 22.2	511	9500 (22.0)	28.46	29.46	1.50	紀の川下流	
64	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町段新田	22.6	-	9500 (22.6)	28.91	30.63	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
131	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市打田	22.6 + 100.0	200	9500 (22.6)	28.91	30.86	1.50	紀の川下流	
503	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市窪	23.6 + 111.4	-	9500 (23.6)	29.89	32.92	1.50	紀の川下流	竹房橋
66	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市窪	23.8	-	9500 (23.8)	32.32	35.50	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
121	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市窪	24.0	196	9500 (24.0)	32.67	31.73	1.50	紀の川下流	
504	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市窪	24.0 ～ 24.2	269	9500 (24.0)	32.67	33.88	1.50	紀の川下流	
67	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市遠方	24.6	283	9500 (24.6)	33.59	35.54	1.50	紀の川下流	旧川跡
71	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市窪 ～紀の川市上田井	24.8 ～ 25.2	664	9500 (25.0)	35.52	35.13	1.50	紀の川下流	
123	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市窪	24.8	211	9500 (24.8)	34.94	34.68	1.50	紀の川下流	
68	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市遠方 ～紀の川市風市	24.8 ～ 26.4	1,443	9500 (25.6)	35.89	36.63	1.50	紀の川下流	
72	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市上田井	25.2	213	9500 (25.2)	35.69	35.43	1.50	紀の川下流	旧川跡
77	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市上田井 ～紀の川市嶋	25.4 ～ 26.4	1,201	9500 (25.8)	35.96	36.50	1.50	紀の川下流	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
74	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市上田井	25.8	165	9500 (25.8)	35.96	36.50	1.50	紀の川下流	旧川跡
75	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市風市 ～紀の川市杉原	26.0 ～ 27.4	1,462	9500 (26.8)	36.47	38.19	1.50	紀の川下流	旧川跡
76	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市風市	26.0	-	9500 (26.0)	36.02	37.04	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
81	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	紀の川市嶋	26.6 26.6 -120 ～ +20.0	140	9500 (26.6)	36.37	38.04	1.50	紀の川下流	
130	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市風市	26.6	189	9500 (26.6)	36.37	38.06	1.50	紀の川下流	
83	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.0 27.2 +100 ～ +100	136	9500 (27.2)	36.87	36.75	1.50	紀の川下流	
82	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市松井	27.0	-	9500 (27.0)	36.66	38.64	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4 - 18.6	-	9500 (27.4)	37.01	39.50	1.50	紀の川下流	立石樋門
85	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.4 ～ 27.8	529	9500 (27.6)	37.13	39.76	1.50	紀の川下流	旧川跡
88	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	27.8	-	9500 (27.8)	37.24	40.01	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
87	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	27.8 ～ 28.2	721	9500 (28.0)	37.99	41.99	1.50	紀の川下流	旧川跡
90	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市粉河	28.0 、 28.2	-	9500 (28.0)	37.99	40.43	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
93	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.6 ～ 29.2	712	9500 (28.8)	39.47	46.28	1.50	紀の川下流	旧川跡
94	紀の川	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市荒見	28.8	-	9500 (28.8)	39.47	46.28	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
95	紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	紀の川市東野 ～紀の川市藤崎	29.0 、 29.2	-	9500 (29.0)	39.58	43.46	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
287	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市藤崎	29.2	242	9500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	紀の川下流	藤崎狭窄部

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 + 30	-	9500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 + 84.0	-	9500 (29.2)	40.16	42.67	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
286	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市荒見	29.4	253	9500 (29.4)	44.56	44.57	1.50	紀の川下流	藤崎狭窄部
100-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市後田	29.6	215	8300 (29.6)	45.76	45.67	1.50	紀の川下流	
100-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市後田	29.8 ~ 30.0	310	8300 (29.8)	46.43	46.33	1.50	紀の川下流	
99	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	29.8	-	8300 (29.8)	46.43	46.33	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S34.09)
132	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市後田	30.0	134	8300 (30.0)	47.23	47.14	1.50	紀の川下流	
100-3	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市後田 ～紀の川市名手西野	30.2 ~ 31.0	926	8300 (30.6)	47.67	46.92	1.50	紀の川下流	
102	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市後田	30.2	-	8300 (30.2)	47.55	46.85	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
103-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市西脇	30.2	284	8300 (30.2)	47.55	47.55	1.50	紀の川下流	
103-2	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市西脇	30.4 ~ 30.6	399	8300 (30.4)	47.60	46.93	1.50	紀の川下流	
103-3	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市西脇 ～紀の川市北涌	30.8 ~ 31.2	527	8300 (31.0)	47.86	47.85	1.50	紀の川下流	
134	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市西脇	30.6	183	8300 (30.6)	47.67	47.37	1.50	紀の川下流	
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 + 5.0	-	8300 (30.8)	47.71	47.22	1.50	紀の川下流	後田1号樋管
306	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市西脇、 紀の川市北涌	30.8 + 20.0	-	8300 (30.8)	47.71	47.56	1.50	紀の川下流	麻生津橋
107	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北涌	31.0	-	8300 (31.0)	47.86	47.85	1.50	紀の川下流	破堤跡 (S40.09)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
113	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	紀の川市名手市場 ～紀の川市穴伏	31.2 ～ 32.2	1,061	8300 (31.6)	48.36	48.36	1.50	紀の川下流	
109	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北涌	31.2 ～ 32.0	981	8300 (31.6)	48.36	46.10	1.50	紀の川下流	旧川跡
103-4	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	紀の川市北涌	31.4 ～ 31.6	422	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	
307	紀の川	左岸	工作物	B	紀の川市北涌	31.4 + 8	-	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	麻生津大橋
112	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市北涌	31.4	-	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	破堤跡
138	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市穴伏	31.6 ～ 32.0	566	8300 (31.8)	48.38	48.94	1.50	紀の川下流	
103-5	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	紀の川市北涌	31.8 ～ 31.8 +16	16	8300 (31.8)	48.38	48.27	1.50	紀の川下流	
114	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.2 ～ 32.4 +90	326	8300 (32.4)	49.78	49.55	1.50	紀の川下流	パラペット区間
140	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	かつらぎ町背ノ山	33.2	190	7900 (33.2)	51.40	50.38	1.50	五條	
118	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	かつらぎ町島 ～かつらぎ町東浜田	33.2 ～ 35.2	2,080	7900 (34.2)	52.84	53.31	1.50	五條	
141-1	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	かつらぎ町島	33.4 ～ 33.6	399	7900 (33.4)	51.87	52.33	1.50	五條	
119	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	かつらぎ町背ノ山 ～かつらぎ町丁ノ町	33.6 ～ 38.8	5,455	7900 (36.2)	55.62	56.20	1.50	五條	
141-2	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	かつらぎ町東浜田	34.8	186	7900 (34.8)	53.45	54.35	1.50	五條	
120	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町窪 ～かつらぎ町笠田東	33.8 ～ 35.0	1,457	7900 (34.4)	53.00	53.69	1.50	五條	旧川跡
142	紀の川	右岸	堤体漏水	B	かつらぎ町笠田東	35.0 ～ 35.6	775	7900 (35.2)	53.81	55.00	1.50	五條	
145	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	かつらぎ町笠田東	35.0	150	7900 (35.0)	53.58	54.86	1.50	五條	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
122	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町東浜田	35.0 ～ 35.1	30	7900 (35.0)	53.58	54.63	1.50	五條	H23台風12号
124	紀の川	左岸	工作物	A	かつらぎ町東浜田	35.2 - 26.0	-	7900 (35.2)	53.81	54.35	1.50	五條	大門口橋
217	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	かつらぎ町笠田東	35.4	192	7900 (35.4)	53.76	54.99	1.50	五條	
308	紀の川	右岸	工作物	B	かつらぎ町笠田東	35.6 + 65.9	-	7900 (35.6)	53.74	55.16	1.50	五條	大門口大橋
148	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	かつらぎ町東浜田	36.4 ～ 36.6	364	7900 (36.4)	56.04	56.51	1.50	五條	
126	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町東浜田 ～かつらぎ町兄井	36.2 ～ 37.8	1,791	7900 (37.0)	56.80	57.46	1.50	五條	旧川跡
133	紀の川	右岸	工作物	A	かつらぎ町佐野	36.4 - 65.0	-	7900 (36.4)	56.04	56.20	1.50	五條	折居樋門
128	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	かつらぎ町東浜田 ～かつらぎ町三谷	36.0 ～ 39.6	3,737	7900 (37.8)	58.17	58.85	1.50	五條	
150	紀の川	右岸	堤体漏水	B	かつらぎ町佐野 ～かつらぎ町蛭子	36.8 ～ 37.8	1,223	7900 (37.2)	57.01	57.82	1.50	五條	
137	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町寺尾	37.0 、 37.2	-	7900 (37.2)	57.01	57.77	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
309	紀の川	右岸	工作物	B	かつらぎ町大谷、 かつらぎ町蛭子	37.4 + 146.26	-	7900 (37.4)	57.14	58.06	1.50	五條	かつらぎ橋
505	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町兄井	38.4 - 59.0	90	7900 (38.4)	58.84	59.56	1.50	五條	
144	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町丁ノ町 ～かつらぎ町妙寺	38.6 ～ 40.8	2,204	7900 (39.8)	60.38	62.05	1.50	五條	旧川跡
143	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町兄井 ～かつらぎ町三谷	38.6 ～ 39.0	561	7900 (38.8)	59.40	60.05	1.50	五條	旧川跡
146	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町三谷	38.8	-	7900 (38.8)	59.40	60.05	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
147	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町丁ノ町	39.2	-	7900 (39.2)	59.73	61.30	1.50	五條	破堤跡 (S34.09)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
149	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	かつらぎ町三谷	39.8	-	7900 (39.8)	60.38	61.96	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
506	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	かつらぎ町三谷	40.0 ～ 40.2	419	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	
155	紀の川	右岸	堤体漏水	B	かつらぎ町妙寺	40.0	191	7900 (40.0)	60.97	62.58	1.50	五條	
151	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 78.5	-	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	三谷橋
152	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 78.5	-	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	三谷橋 (歩道橋)
153	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 75.0	-	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	三谷橋 (水管橋)
157-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	かつらぎ町妙寺 ～かつらぎ町中飯降	40.4 ～ 41.4	1,120	7900 (40.8)	63.02	63.89	1.50	五條	
160-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	九度山町慈尊院	41.2 ～ 42.2	1,046	7900 (41.6)	64.02	63.12	1.50	五條	無堤区間
507	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町中飯降	41.4 + 50.0	165	7900 (41.4)	63.68	65.18	1.50	五條	
162	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	41.6 ～ 42.8	1,214	7900 (42.2)	66.31	64.16	1.50	五條	旧川跡
163	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	かつらぎ町中飯降 ～橋本市高野口町大野	41.8 ～ 42.2	758	7900 (42.0)	66.18	67.09	1.50	五條	
166	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	41.8 、 42.0	-	7900 (42.0)	66.18	63.80	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
165	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	かつらぎ町中飯降	42.0	161	7900 (42.0)	66.18	67.09	1.50	五條	
169	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町大野	42.2 + 60.0	-	7900 (42.2)	66.31	67.47	1.50	五條	浦島川樋門
170	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市高野口町大野	42.2	-	7900 (42.2)	66.31	67.47	1.50	五條	破堤跡 (S34.09)
160-2	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	九度山町慈尊院	42.6 ～ 43.0	585	7900 (42.8)	67.03	65.54	1.50	五條	無堤区間

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
173	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	42.6	-	7900 (42.6)	66.39	65.04	1.50	五條	破堤跡 (S34.09)
275	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町向島	42.8 - 28.4	-	7900 (42.8)	67.03	68.78	1.50	五條	垣花樋門
174	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市高野口町向島 ～橋本市高野口町小田	43.0 ～ 43.8	976	7900 (43.4)	68.36	70.18	1.50	五條	旧川跡
160-3	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	九度山町慈尊院	43.2 ～ 43.4	400	7900 (43.2)	67.87	67.94	1.50	五條	
156	紀の川	右岸	堤体漏水	B	橋本市高野口町小田	43.8	155	7900 (43.8)	69.26	71.27	1.50	五條	
175-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市高野口町小田	44.2	169	7200 (44.2)	70.52	71.58	1.50	五條	
175-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市高野口町小田	44.6	194	7200 (44.6)	71.66	72.46	1.50	五條	
177	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	九度山町九度山	44.4	272	7200 (44.4)	69.79	70.13	1.50	五條	無堤区間 (一部HWL堤)
176	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山 ～橋本市学文路	44.4 ～ 46.2	1,975	7200 (45.4)	74.35	71.50	1.50	五條	旧川跡
181	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	橋本市高野口町小田	44.5 ～ 44.6	105	7200 (44.6)	71.66	72.46	1.50	五條	
177-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	九度山町九度山 ～橋本市学文路	44.6 ～ 46.0	1,402	7200 (45.2)	74.21	72.13	1.50	五條	無堤区間 (一部HWL堤)
182	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町小田	44.6 + 38	-	7200 (44.6)	71.66	72.46	1.50	五條	小田井堰
179	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	九度山町九度山	44.6	219	7200 (44.6)	71.66	70.60	1.50	五條	
184	紀の川	右岸	水衝洗掘	B	橋本市高野口町小田	44.8 ～ 44.9	20	7200 (44.8)	71.97	74.32	1.50	五條	H23台風12号
183	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山	44.8	-	7200 (44.8)	71.97	71.23	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
186-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市高野口町伏原	45.6 ～ 46.0	510	7200 (45.8)	74.54	75.21	1.50	五條	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
158	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	橋本市高野口町伏原 ～橋本市神野々	45.6 ～ 46.2	664	7200 (45.8)	74.54	75.21	1.50	五條	
187	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町伏原	45.6 - 159.3	-	7200 (45.6)	74.40	74.98	1.50	五條	伏原樋管
188	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市高野口町伏原	45.6	-	7200 (45.6)	74.40	74.98	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
185	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市学文路	45.6	-	7200 (45.6)	74.40	72.90	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
189	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	橋本市学文路	45.7 ～ 45.9	150	7200 (45.8)	74.54	73.23	1.50	五條	H23台風12号
312	紀の川	右岸	工作物	B	橋本市神野々	46.0 + 107.8	-	7200 (46.0)	74.65	75.48	1.50	五條	岸上橋
190	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	橋本市学文路 ～橋本市南馬場	46.2 ～ 47.6	1,692	7200 (46.8)	75.94	76.82	1.50	五條	
186-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市神野々	46.4 ～ 46.8	436	7200 (46.6)	75.90	76.85	1.50	五條	
192	紀の川	左岸	陸閘	要注意	橋本市学文路	46.4 + 25.6	-	7200 (46.4)	75.70	76.04	1.50	五條	学文路陸閘
196	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市岸上	47.0 + 90.0	-	7200 (47.0)	76.08	77.58	1.50	五條	岸上排水樋管 (深ヶ坪排水路)
195	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市南馬場 ～橋本市清水	47.0 ～ 48.2	1,220	7200 (47.6)	77.48	78.37	1.50	五條	旧川跡
197	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市岸上	47.2 ～ 47.6	674	7200 (47.4)	77.26	93.46	1.50	五條	旧川跡
191	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市岸上	47.6	296	7200 (47.6)	77.48	78.29	1.50	五條	
203	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市市脇五丁目 ～橋本市東家六丁目	49.0 ～ 49.2	407	7200 (49.0)	80.18	80.09	1.50	五條	
205	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市市脇五丁目	49.0	-	7200 (49.0)	80.18	80.09	1.50	五條	破堤跡 (S28.09)
206	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	橋本市清水 ～橋本市向副	49.2 ～ 51.0	1,897	6800 (50.0)	82.25	83.74	1.50	五條	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
207	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市清水	49.2	-	7200 (49.2)	80.86	81.38	1.50	五條	破堤跡 (S34.09)
208	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市市脇六丁目 ～橋本市橋本二丁目	49.4 ～ 50.2	962	7200 (49.8)	81.99	82.40	1.50	五條	
180	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	橋本市東家六丁目	49.4	180	7200 (49.4)	81.13	81.90	1.50	五條	
198	紀の川	右岸	基礎地盤 漏水	B	橋本市東家五丁目	49.8	211	7200 (49.8)	81.99	82.40	1.50	五條	
199	紀の川	左岸	堤体漏水	B	橋本市賢堂	49.8	198	7200 (49.8)	81.99	82.89	1.50	五條	
201-1	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	橋本市賢堂	49.8	198	7200 (49.8)	81.99	82.89	1.50	五條	
201-2	紀の川	左岸	基礎地盤 漏水	B	橋本市向副	50.2	190	6800 (50.2)	82.58	83.26	1.50	五條	
314	紀の川	左岸	工作物	B	橋本市向副	50.0 + 51.6	-	6800 (50.0)	82.25	83.74	1.50	五條	橋本橋
202	紀の川	左岸	堤体漏水	B	橋本市向副	50.2	190	6800 (50.2)	82.58	83.26	1.50	五條	
211	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市向副	50.2	-	6800 (50.2)	82.58	83.26	1.50	五條	破堤跡 (S34.09)
214	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市向副	50.8	-	6800 (50.8)	83.65	84.44	1.50	五條	破堤跡 (S34.09)
292	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	橋本市隅田町河瀬 ～橋本市隅田町下兵庫	51.6 ～ 51.8	391	6800 (51.6)	86.07	86.52	1.50	五條	
217-1	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	橋本市上田 ～橋本市中道	52.0 ～ 52.2	376	6800 (52.0)	87.12	93.30	1.50	五條	旧川跡
315	紀の川	右岸	工作物	B	橋本市隅田町芋生	53.8 + 180.81	-	6800 (53.8)	93.08	98.15	1.50	五條	新恋野橋
204	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	五條市大津町	56.2	192	6800 (56.2)	97.63	98.85	1.50	五條	
219	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	五條市上野町 ～五條市犬飼町	56.4 +70 ～ 56.8 +230	516	6800 (56.6)	97.55	93.64	1.50	五條	無堤区間

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
218	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	五條市上野町	56.4 ～ 56.8	561	6800 (56.6)	97.55	93.64	1.50	五條	旧川跡
209	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	五條市中町	56.4 ～ 56.6	390	6800 (56.4)	97.74	97.10	1.50	五條	
222	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	五條市犬飼町 ～五條市二見五丁目	57.2 ～ 58.2	1,193	6800 (57.6)	98.71	98.10	1.50	五條	旧川跡
223-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	五條市二見五丁目	57.4	157	6800 (57.4)	98.41	98.10	1.50	五條	無堤区間
508	紀の川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	五條市二見五丁目	57.4 57.4 ～ +97.5	98	6800 (57.4)	98.41	98.10	1.50	五條	新堤防、R4年度築堤
223-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	五條市二見五丁目	57.6	196	6800 (57.6)	98.71	98.10	1.50	五條	無堤区間
509	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	五條市黒駒町	57.6	140	6800 (57.6)	98.71	100.18	1.50	五條	
223-3	紀の川	右岸	越水 (溢水)	A	五條市二見五丁目	57.8	194	6800 (57.8)	99.05	96.80	1.50	五條	無堤区間
223-4	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	五條市二見五丁目	58.0 ～ 58.8	1,034	6800 (58.4)	99.91	100.86	1.50	五條	HWL堤
255	紀の川	左岸	越水 (溢水)	A	五條市野原西六丁目	58.6	466	5600 (58.6)	101.15	99.90	1.50	五條	HWL堤
255-1	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	五條市野原西一丁目	58.8 ～ 59.0	438	5600 (58.8)	100.49	101.29	1.50	五條	HWL堤
228-1	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	五條市新町二丁目	59.4	164	5600 (59.4)	101.88	103.23	1.50	五條	
212	紀の川	左岸	堤体漏水	B	五條市野原西一丁目	59.8 ～ 60	282	5600 (59.8)	101.87	103.38	1.50	五條	
228-2	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	五條市本町二丁目	60.0	203	5600 (60.0)	102.27	103.50	1.50	五條	
255-3	紀の川	左岸	越水 (溢水)	B	五條市野原西一丁目 ～五條市野原西二丁目	60.0 ～ 60.4	536	5600 (60.2)	102.20	103.41	1.50	五條	
234	紀の川	右岸	工作物	A	五條市五條二丁目、 五條市五條三丁目	60.2 + 64.0	-	5600 (60.2)	102.20	104.13	1.50	五條	田中樋門

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
238	紀の川	左岸	工作物	A	五條市野原西三丁目	60.6 + 5	-	5600 (60.6)	102.82	104.75	1.50	五條	野原第2樋管
240	紀の川	左岸	水衝洗掘	B	五條市野原中一丁目 ～五條市野原東二丁目	61.2 60.8 ～ -40	360	5600 (61.2)	104.25	105.80	1.50	五條	H23台風12号
510	紀の川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	五條市野原中二丁目	61.2 61.2 -40 ～ +40	80	5600 (61.2)	104.25	105.80	1.50	五條	新堤防、R4年度築堤
216	紀の川	右岸	越水 (溢水)	B	五條市小島町	61.8	226	5600 (61.8)	104.39	105.08	1.50	五條	
248	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	0.0 ～ 1.6	1,768	3100 (0.8)	24.84	26.96	1.20	紀の川下流	旧川跡
247	貴志川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	岩出市山崎 ～紀の川市貴志川町丸栖	0.0 ～ 2.0	1,860	3100 (1.0)	25.19	27.19	1.20	紀の川下流	旧川跡
221	貴志川	右岸	堤体漏水	B	紀の川市桃山町調月	0.8 ～ 1.2	735	3100 (1.0)	25.19	27.20	1.20	紀の川下流	
513	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市大字丸栖	1.0 1.2 +70 ～ +170	264	3100 (1.2)	25.43	27.61	1.20	紀の川下流	R5.6出水
250	貴志川	右岸	工作物	A	紀の川市桃山町調月	1.4 - 163.3	-	3100 (1.4)	25.80	27.83	1.20	紀の川下流	調月樋門
225	貴志川	右岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市桃山町調月	1.6	223	3100 (1.6)	25.95	27.96	1.20	紀の川下流	
514	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	A	紀の川市大字丸栖	1.6 1.8 +40 ～ +180	359	3100 (1.8)	26.65	28.16	1.20	紀の川下流	噴砂による被災履歴 (R5.6出水) 過去に被災履歴あり・対策
253	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月	2.0	-	3100 (2.0)	27.02	28.53	1.20	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)
254	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市桃山町調月 ～紀の川市貴志川町井ノ口	2.2 ～ 5.4	3,326	3100 (3.8)	29.74	31.56	1.20	紀の川下流	旧川跡
256	貴志川	左岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町前田 ～紀の川市貴志川町国主	2.6 ～ 5.4	2,951	3100 (4.0)	30.16	31.85	1.20	紀の川下流	旧川跡
232	貴志川	左岸	基礎地盤 漏水	B	紀の川市貴志川町前田	2.8	204	3100 (2.8)	28.16	29.68	1.20	紀の川下流	
261	貴志川	右岸	新堤防・破堤 跡・旧川跡	要注意	紀の川市貴志川町北	3.6	-	3100 (3.6)	29.30	31.54	1.20	紀の川下流	破堤跡 (S28.09)

直轄河川重要水防箇所箇所別調書

和歌山河川国道事務所

[illegible]

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(重点区間)

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
121	紀の川	左岸	紀の川市窪	24.0	196	9500 (24.0)	32.67	31.73	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
71	紀の川	右岸	紀の川市窪 ～紀の川市上田井	24.8 ～ 25.2	664	9500 (25.0)	35.52	35.13	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
83	紀の川	右岸	紀の川市松井 ～紀の川市粉河	27.0 ～ 27.2 +100 ～ +100	136	9500 (27.2)	36.87	36.75	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
286	紀の川	左岸	紀の川市荒見	29.4	253	9500 (29.4)	44.56	44.57	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
100-1	紀の川	右岸	紀の川市後田	29.6	215	8300 (29.6)	45.76	45.67	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
100-3	紀の川	右岸	紀の川市後田 ～紀の川市名手西野	30.2 ～ 31.0	926	8300 (30.6)	47.67	46.92	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
103-2	紀の川	左岸	紀の川市西脇	30.4 ～ 30.6	399	8300 (30.4)	47.60	46.93	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
103-4	紀の川	左岸	紀の川市北涌	31.4 ～ 31.6	422	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	越水(溢水) (A)
114	紀の川	右岸	紀の川市穴伏 ～かつらぎ町高田	32.2 ～ 32.4 ～ +90	326	8300 (32.4)	49.78	49.55	1.50	紀の川下流	越水(溢水)(A) パラペット区間
140	紀の川	右岸	かつらぎ町背ノ山	33.2	190	7900 (33.2)	51.40	50.38	1.50	五條	越水(溢水) (A)
160-1	紀の川	左岸	九度山町慈尊院	41.2 ～ 42.2	1,046	7900 (41.6)	64.02	63.12	1.50	五條	越水(溢水) (A) 無堤区間
160-2	紀の川	左岸	九度山町慈尊院	42.6 ～ 43.0	585	7900 (42.8)	67.03	65.54	1.50	五條	越水(溢水) (A) 無堤区間
177-1	紀の川	左岸	九度山町九度山 ～橋本市学文路	44.6 ～ 46.0	1,402	7200 (45.2)	74.21	72.13	1.50	五條	越水(溢水) (A) 無堤区間
209	紀の川	左岸	五條市中町	56.4 ～ 56.6	390	6800 (56.4)	97.74	97.10	1.50	五條	越水(溢水) (A)
219	紀の川	右岸	五條市上野町 ～五條市犬飼町	56.4 ～ 56.8 +70 ～ +230	516	6800 (56.6)	97.55	93.64	1.50	五條	越水(溢水) (A)
223-1	紀の川	右岸	五條市二見五丁目	57.4	~~165~~ -165	6800 (57.4)	98.41	98.10	1.50	五條	越水(溢水) (A) 無堤区間

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(工作物)

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
7	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市久保丁四丁目	2.0 + 0.0	-	12000 (2.0)	4.06	6.39	2.00	紀の川下流	紀の川大橋
9	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市西藏前丁、 和歌山市石橋丁	2.8 + 19.8	-	12000 (2.8)	4.57	7.06	2.00	紀の川下流	河西橋
300	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市北島	3.2 + 173.6	-	12000 (3.2)	4.98	7.53	2.00	紀の川下流	北島橋
11	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市本町九丁目	3.6 + 120.0	-	12000 (3.6)	5.16	8.90	2.00	紀の川下流	南海本線 紀ノ川橋梁
16	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市有本	6.2 + 0.0	-	12000 (6.2)	6.66	11.78	2.00	紀の川下流	有本樋門
53	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市松島	6.8 + 160.0	-	12000 (6.8)	7.45	10.86	2.00	紀の川下流	JR阪和線 紀の川橋梁
22	紀の川	左岸	工作物	A	和歌山市松島	7.6 + 100.0	-	12000 (7.6)	9.29	11.45	2.00	紀の川下流	県営第二工水取 水口
301	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市直川、 和歌山市市田屋	7.8 + 43.2	-	12000 (7.8)	9.61	12.02	2.00	紀の川下流	紀の川橋(阪和 道)
302	紀の川	右岸	工作物	B	和歌山市小豆島	8.8 + 170.4	-	12000 (8.8)	10.72	12.92	2.00	紀の川下流	北田井ノ瀬橋
23	紀の川	左岸	工作物	B	和歌山市出島	9.0 - 84.5	-	12000 (9.0)	11.15	13.37	2.00	紀の川下流	南田井ノ瀬橋
42	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 79.2	-	12000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	岩出樋管
43	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8 + 148.0	-	12000 (16.8)	20.45	24.83	2.00	紀の川下流	岩出井堰
44	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	17.0 + 89.0	-	12000 (17.0)	23.93	26.14	2.00	紀の川下流	岩出第一樋管
52	紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2 - 3.6	-	9500 (20.2)	26.28	27.30	1.50	紀の川下流	岡田樋管

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(工作物)

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
303	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市下井阪	20.8 + 120.2	-	9500 (20.8)	26.42	27.90	1.50	紀の川下流	井阪橋
56	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市桃山町段	20.8 - 75.0	-	9500 (20.8)	26.42	27.49	1.50	紀の川下流	段樋管
503	紀の川	右岸	工作物	B	紀の川市窪	23.6 + 111.4	-	9500 (23.6)	29.89	32.92	1.50	紀の川下流	竹房橋
86	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市粉河	27.4 - 18.6	-	9500 (27.4)	37.01	39.50	1.50	紀の川下流	立石樋門
97	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市藤崎	29.2 + 30.0	-	9500 (29.2)	40.16	41.55	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
96	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市荒見	29.2 + 84.0	-	9500 (29.2)	40.16	42.67	1.50	紀の川下流	藤崎井堰
104	紀の川	右岸	工作物	A	紀の川市名手西野	30.8 + 5.0	-	8300 (30.8)	47.71	47.22	1.50	紀の川下流	後田1号樋管
306	紀の川	左岸	工作物	A	紀の川市西脇、 紀の川市北涌	30.8 + 20.0	-	8300 (30.8)	47.71	47.56	1.50	紀の川下流	麻生津橋
307	紀の川	左岸	工作物	B	紀の川市北涌	31.4 + 8.0	-	8300 (31.4)	48.10	45.90	1.50	紀の川下流	麻生津大橋
124	紀の川	左岸	工作物	A	かつらぎ町東洪田	35.2 - 26.0	-	7900 (35.2)	53.81	54.35	1.50	五條	大門口橋
308	紀の川	右岸	工作物	B	かつらぎ町笠田東	35.6 + 65.9	-	7900 (35.6)	53.74	55.16	1.50	五條	大門口大橋
133	紀の川	右岸	工作物	A	かつらぎ町佐野	36.4 - 65.0	-	7900 (36.4)	56.04	56.20	1.50	五條	折居樋門
309	紀の川	右岸	工作物	B	かつらぎ町大谷、 かつらぎ町蛭子	37.4 + 146.3	-	7900 (37.4)	57.14	58.06	1.50	五條	かつらぎ橋
151	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 78.5	-	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	三谷橋

直轄河川重要水防箇所箇所別調書(工作物)

和歌山河川国道事務所

① 図面対 象番号	② 河川名	③ 左右岸 の別	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離 杭	⑧ 延 長	⑨ 対象とする 流量	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位	⑪ 現堤防高	⑫ 計画堤防 余裕高	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考
152	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 78.5	-	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	三谷橋(歩道橋)
153	紀の川	左岸	工作物	B	かつらぎ町三谷	40.0 + 75.0	-	7900 (40.0)	60.97	62.32	1.50	五條	三谷橋(水管橋)
169	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町大野	42.2 + 60.0	-	7900 (42.2)	66.31	67.47	1.50	五條	浦島川樋門
275	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町向島	42.8 - 28.4	-	7900 (42.8)	67.03	68.78	1.50	五條	垣花樋門
182	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町小田	44.6 + 38.0	-	7200 (44.6)	71.66	72.46	1.50	五條	小田井堰
187	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市高野口町伏原	45.6 - 159.3	-	7200 (45.6)	74.40	74.98	1.50	五條	伏原樋管
312	紀の川	右岸	工作物	B	橋本市神野々	46.0 + 107.8	-	7200 (46.0)	74.65	75.48	1.50	五條	岸上橋
196	紀の川	右岸	工作物	A	橋本市岸上	47.0 + 90.0	-	7200 (47.0)	76.08	77.58	1.50	五條	岸上排水樋管 (深ヶ坪排水路)
314	紀の川	左岸	工作物	B	橋本市向副	50.0 + 51.6	-	6800 (50.0)	82.25	83.74	1.50	五條	橋本橋
315	紀の川	右岸	工作物	B	橋本市隅田町芋生	53.8 + 181	-	6800 (53.8)	93.08	98.15	1.50	五條	新恋野橋
234	紀の川	右岸	工作物	A	五條市五條二丁目、 五條市五條三丁目	60.2 + 64.0	-	5600 (60.2)	102.20	104.13	1.50	五條	田中樋門
238	紀の川	左岸	工作物	A	五條市野原西三丁目	60.6 + 5.0	-	5600 (60.6)	102.82	104.75	1.50	五條	野原第2樋管
250	貴志川	右岸	工作物	A	紀の川市桃山町調月	1.4 - 163.3	-	3100 (1.4)	25.80	27.83	1.20	紀の川下流	調月樋門
512	貴志川	左岸	工作物	B	紀の川市大字北	3.6 + 70.0	-	3100 (3.6)	29.30	31.46	1.20	紀の川下流	貴志橋

直轄河川重要水防箇所箇所別調査書

事務所名：紀南河川国道事務所

① 図面 対応 番号 R5版	② 河川名	③ 左右岸	④ 種 別	⑤ 重要度	⑥ 地 先 名	⑦ 距 離	⑧ 杭 延 長 (m)	⑨ 対象流量 (m ³ /s)	⑩ 対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位※ (T.P.+m)	⑪ 現堤防高 (桁下高) ※ (T.P.+m)	⑫ 計画堤防 余裕高 (m)	⑬ 担当 出張所	⑭ 備 考	
1	熊野川	左	越水（溢水）	B	三重県南牟婁郡紀宝町義殿～成川	0.2k-100	～ 1.8k+100	1,800	24,000 (1.0k)	6.875	7.89	2.00	新宮河 川国道	
2	熊野川	右	越水（溢水）	B	和歌山県新宮市あけぼの～池田	0.2k-100	～ 1.4k+100	1,400	24,000 (0.8k)	6.335	7.65	2.00	新宮河 川国道	
3	熊野川	右	越水（溢水）	B	和歌山県新宮市阿須賀	1.8k-100	～ 1.8k+100	200	24,000 (1.8k)	8.377	9.15	2.00	新宮河 川国道	
4	熊野川	右	越水（溢水）	B	和歌山県新宮市船町	2.4k-100	～ 2.4+100	200	24,000 (2.4k)	10.051	12.03	2.00	新宮河 川国道	
5	熊野川	右	越水（溢水）	B	和歌山県新宮市船町	3.0k-100	～ 3.4k+100	600	24,000 (3.2k)	11.655	13.36	2.00	新宮河 川国道	
6	熊野川	左右	工作物	B	三重県南牟婁郡紀宝町成川～和歌山県新宮市阿須賀	1.6k+40	～ 1.6k+172	132	24,000 (1.6k)	8.283	(11.42) (9.70)	2.00	新宮河 川国道	J R 熊野川橋梁
7	熊野川	左右	工作物	B	三重県南牟婁郡紀宝町成川～和歌山県新宮市船町	2.2k+57	～ 2.2k+81	24	24,000 (2.2k)	9.450	(10.16) (10.11)	2.00	新宮河 川国道	熊野大橋
8	熊野川	右	陸開	要注意	和歌山県新宮市船町	2.2k+100			24,000 (2.2k)	9.730	11.69	2.00	新宮河 川国道	船町第2 陸開（下流）
9	熊野川	右	陸開	要注意	和歌山県新宮市船町	2.2k+150			24,000 (2.2k)	9.890	11.69	2.00	新宮河 川国道	船町第2 陸開（上流）
10	熊野川	右	陸開	要注意	和歌山県新宮市船町	2.4k+10			24,000 (2.4k)	10.080	12.03	2.00	新宮河 川国道	船町第1 陸開
11	熊野川	左	越水（溢水）	B	三重県南牟婁郡紀宝町餅田	3.0k-100	～ 3.2k+100	400	24,000 (3.0k)	11.459	13.16	2.00	新宮河 川国道	
12	熊野川	左	越水（溢水）	A	三重県南牟婁郡紀宝町北檜枝	4.2k-100	～ 4.6k+100	600	24,000 (4.4k)	15.038	13.76	2.00	新宮河 川国道	4.5k付近に1軒
13	市田川	左右	工作物	B	和歌山県新宮市田鶴原1丁目	1.3k+84			140 (1.3k)	3.818	(4.24) (4.28)	0.60	新宮河 川国道	田鶴原橋
14	市田川	左右	工作物	B	和歌山県新宮市下田1丁目	1.5k			120 (1.5k)	3.974	(4.21) (4.28)	0.60	新宮河 川国道	J R 市田川橋梁 紀勢本線
15	市田川	右	越水（溢水）	B	和歌山県新宮市下田町	2.0k-40	～ 2.0k	40	120 (2.0k)	4.426	4.87	0.60	新宮河 川国道	
16	相野谷川	左右	工作物	B	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	2.2k+89			580 (2.2k)	4.491	(4.98) (4.97)	0.60	新宮河 川国道	明和橋
17	相野谷川	左	越水（溢水）	B	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	2.2k-100	～ 2.8k+100	800	580 (2.4k)	4.590	4.98	0.60	新宮河 川国道	前回は輪中堤整備による水位上昇のための検討対象外
18	相野谷川	右	越水（溢水）	B	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	3.2k-100	～ 3.6k+100	600	580 (3.2k)	5.108	5.47	0.60	新宮河 川国道	一連区間でB設定
19	相野谷川	左右	工作物	B	三重県南牟婁郡紀宝町大里	3.8k+32			480 (3.8k)	5.786	(6.25) (6.25)	0.60	新宮河 川国道	東下橋
20	相野谷川	左	越水（溢水）	B	三重県南牟婁郡紀宝町大里	3.6k-100	～ 4.2k+100	800	480 (3.8k)	5.725	6.13	0.60	新宮河 川国道	
21	相野谷川	左右	工作物	B	三重県南牟婁郡紀宝町大里	4.2k+66			480 (4.2k)	6.169	(6.74) (6.74)	0.60	新宮河 川国道	相川橋
22	相野谷川	左	越水（溢水）	B	三重県南牟婁郡紀宝町大里	5.6k+60	～ 5.7k	40	320 (5.7k)	9.631	9.99	0.60	新宮河 川国道	
23	相野谷川	左	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	1.8k-32	～ 2.2k	432	580 (2.0k)			0.60	新宮河 川国道	旧川跡 輪中堤（高岡）
24	相野谷川	右	陸開	要注意	三重県南牟婁郡紀宝町餅田	0.6k			580 (0.6k)			0.60	新宮河 川国道	弁慶橋陸開 輪中堤（餅田）
25	相野谷川	右	陸開	要注意	三重県南牟婁郡紀宝町餅田	0.85k			580 (0.8k)			0.60	新宮河 川国道	餅田西陸開 輪中堤（餅田）
26	相野谷川	左	陸開	要注意	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	1.6k			580 (2.0k)			0.60	新宮河 川国道	高岡第一陸開 輪中堤（高岡）
27	相野谷川	左	陸開	要注意	三重県南牟婁郡紀宝町高岡	2.2k			580 (2.2k)			0.60	新宮河 川国道	高岡第二陸開 輪中堤（高岡）
28	相野谷川	右	陸開	要注意	三重県南牟婁郡紀宝町大里	3.95k			480 (4.0k)			0.60	新宮河 川国道	大里陸開 輪中堤（大里）

2. 知事管理河川

和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準

第1条（総則）

この基準は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項に基づく、和歌山県水防計画第6章第1節〔第8章第1節〕の重要水防箇所のうち、県が管理する河川の箇所を設定することについての基準を示すものである。

第2条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水または高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

第3条（箇所設定の基準）

河川の背後地が別表1のいずれかに該当し、かつ河川の現状が別表2のいずれかに該当する箇所。

別表1

種別	評 定 基 準
1	市街地または集落を形成している区域があること。
2	重要な公共施設（鉄道、国道、県市町村道、官公署、学校、病院等）が存在する区域があること。
3	農地、工場等地域の経済において重要な区域があること。
4	その他、上記に準じる重要な区域があること。

別表2

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防			堤防を新しく作ってから3年以内の箇所。
破堤跡			過去に破堤（堤防が決壊すること）したことがある箇所。
旧川跡			以前は川であったところが現在では堤防となっている箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

別表第4 知事管理河川重要水防箇所集計表

区分			海草	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	串本	新宮	合計
重要水防箇所	箇所		70	66	71	106	62	93	103	72	643
	延長(m)		67,465	57,720	24,300	110,180	66,103	51,815	53,580	66,529	497,692
内訳	A	箇所	60	40	39	66	50	44	33	43	375
		延長(m)	61,635	35,210	12,840	72,750	54,943	25,470	19,240	49,359	331,447
	B	箇所	10	25	17	38	12	47	70	26	245
		延長(m)	5,830	22,410	8,520	37,130	11,160	25,505	34,340	15,870	160,765
	要注意	箇所	0	1	15	2	0	2	0	3	23
		延長(m)	0	100	2,940	300	0	840	0	1,300	5,480

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
海草 - 1	紀の川	七瀬川	左	和歌山市	R24号	～ 阪和線架橋	2,230	A	堤防高	
海草 - 2	紀の川	七瀬川	右	和歌山市	R24号	～ 阪和線架橋	2,230	A	堤防高	
海草 - 3	紀の川	鳴滝川	左	和歌山市	市道橋下流60m	～ 不動尊	920	A	水衝・洗掘	
海草 - 4	紀の川	鳴滝川	右	和歌山市	市道橋	～ 不動尊	860	A	水衝・洗掘	
海草 - 5	紀の川	打手川	左	和歌山市	西川橋	～ 西川橋上流200m	200	B	水衝・洗掘	
海草 - 6	紀の川	打手川	右	和歌山市	西川橋	～ 西川橋上流200m	200	B	水衝・洗掘	
海草 - 7	紀の川	土入川	左	和歌山市	河合橋下流80m	～ 河合橋下流30m	50	B	工作物	南海加太線橋梁
海草 - 8	紀の川	土入川	右	和歌山市	河合橋下流80m	～ 河合橋下流30m	50	B	工作物	南海加太線橋梁
海草 - 9	堤川	堤川	左	和歌山市	南海加太線下流50m	～ 南海加太線上流290m	340	A	堤防高	
海草 - 10	堤川	堤川	右	和歌山市	南海加太線	～ 南海加太線上流290m	290	A	堤防高	
海草 - 11	堤川	堤川	左	和歌山市	県道粉河加太線暗渠下流150m	～ 県道暗渠	150	A	堤防高	
海草 - 12	堤川	堤川	右	和歌山市	県道粉河加太線暗渠下流150m	～ 県道暗渠	150	A	堤防高	
海草 - 13	紀の川	大門川	左	和歌山市	北中橋	～ 鳴神橋	2,380	A	堤防高	
海草 - 14	紀の川	大門川	右	和歌山市	北中橋	～ 鳴神橋	2,380	A	堤防高	
海草 - 15	紀の川	和田川	左	和歌山市	おちあい橋	～ 高橋	900	A	堤防高	
海草 - 16	紀の川	和田川	右	和歌山市	おちあい橋	～ 高橋	900	A	堤防高	
海草 - 17	紀の川	和田川	左	和歌山市	丈夫橋	～ 高速道路橋	2,560	A	法崩れ・すべり	法崩れ
海草 - 18	紀の川	和田川	右	和歌山市	丈夫橋	～ 高速道路橋	2,560	A	法崩れ・すべり	法崩れ
海草 - 19	紀の川	和田川	左	和歌山市	宝恵橋	～ 坂田橋	1,080	A	法崩れ・すべり	法崩れ
海草 - 20	紀の川	和田川	右	和歌山市	宝恵橋	～ 坂田橋	1,080	A	法崩れ・すべり	法崩れ
海草 - 21	紀の川	紀三井寺川	左	和歌山市	R42号橋	～ 市道橋	590	B	堤防断面	
海草 - 22	紀の川	紀三井寺川	右	和歌山市	R42号橋	～ 市道橋	590	A	堤防高	
海草 - 23	紀の川	中津川	左	和歌山市	国道橋	～ 和田川分岐点	1,160	B	法崩れ・すべり	法崩れ
海草 - 24	紀の川	中津川	右	和歌山市	国道橋	～ 和田川分岐点	1,160	B	法崩れ・すべり	法崩れ
海草 - 25	亀の川	亀の川	左	和歌山市	国体3号橋上流500m	～ 羽鳥橋	600	A	堤防高	
海草 - 26	亀の川	亀の川	右	和歌山市	国体3号橋上流470m	～ 羽鳥橋	630	A	堤防高	
海草 - 27	亀の川	大坪川	右	和歌山市	JR下流380m	～ JR	380	B	堤防高	
海草 - 28	紀の川	貴志川	左	海南市	八幡橋下流970m	～ 野上新橋	1,900	A	堤防断面	
海草 - 29	紀の川	貴志川	右	海南市	八幡橋下流1,800m	～ 新山橋上流150m	4,680	A	堤防断面	
海草 - 30	紀の川	貴志川	左	海南市	鳴瀬大橋	～ 新山橋上流150m	1,030	A	堤防断面	
海草 - 31	日方川	日方川	左	海南市	新巽橋上流370m	～ 比瀬橋	470	A	堤防断面	
海草 - 32	日方川	日方川	右	海南市	新巽橋上流370m	～ 田津原橋	1,070	A	堤防断面	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所				重要度	危険理由	備 考
				市町村名	場所		延長 (m)			
					下流	上流				
海草 - 33	日方川	日方川	左	海南省	八反田橋下流100m	～ 雨守橋上流250m	570	A	堤防断面	
海草 - 34	日方川	日方川	右	海南省	新町橋	～ 雨守橋上流250m	3,740	A	堤防断面	
海草 - 35	日方川	日方川	左	海南省	新町橋	～ 高校橋上流260m	2,740	A	堤防断面	
海草 - 36	亀の川	亀の川	左	海南省	阪井橋	～ 脇田橋	450	A	堤防断面	
海草 - 37	亀の川	亀の川	左	海南省	下河原橋	～ 浄源橋	110	A	堤防断面	
海草 - 38	亀の川	亀の川	右	海南省	竹添橋	～ 北山橋下流210m	670	A	堤防断面	
海草 - 39	亀の川	亀の川	左	海南省	丸山橋下流250m	～ 丸山橋上流250m	500	A	堤防断面	
海草 - 40	亀の川	亀の川	右	海南省	丸山橋下流250m	～ 丸山橋下流100m	150	A	堤防断面	
海草 - 41	亀の川	亀の川	左	海南省	尼久仁橋下流120m	～ 新矢口橋	3,050	A	堤防断面	
海草 - 42	亀の川	亀の川	右	海南省	門田橋下流100m	～ 新矢口橋	1210	A	堤防断面	
海草 - 43	亀の川	大坪川	左	海南省	海南橋下流150m	～ 隅田橋	255	A	堤防断面	
海草 - 44	亀の川	大坪川	左	海南省	隅田橋	～ 上流550m	550	A	堤防断面	
海草 - 45	亀の川	大坪川	右	海南省	隅田橋	～ 上流550m	550	A	堤防断面	
海草 - 46	加茂川	加茂川	左	海南省	宮川合流点	～ 岩崎橋下流30m	1,800	B	堤防断面	
海草 - 47	加茂川	加茂川	右	海南省	前川橋	～ 大崎橋	550	A	堤防断面	
海草 - 48	加茂川	加茂川	右	海南省	岩崎橋	～ 加茂郷橋	280	A	堤防断面	
海草 - 49	加茂川	加茂川	左	海南省	加茂橋	～ 大橋	1,370	A	堤防断面	
海草 - 50	加茂川	加茂川	右	海南省	加茂橋上流130m	～ 大橋	1,240	A	堤防断面	
海草 - 51	加茂川	加茂川	右	海南省	青木橋	～ 小松原上橋	730	A	堤防断面	
海草 - 52	加茂川	加茂川	左	海南省	小松原橋	～ 小松原上橋	200	A	堤防断面	
海草 - 53	加茂川	加茂川	右	海南省	第二橋本橋下流200m	～ 第二橋本橋下流70m	130	A	堤防断面	
海草 - 54	加茂川	加茂川	左	海南省	第二橋本橋	～ 第一橋本橋	280	A	堤防断面	
海草 - 55	加茂川	市坪川	右	海南省	落合橋	～ とのかけ橋	1,610	A	堤防断面	区間内870m改修済み
海草 - 56	加茂川	宮川	左	海南省	ダラニ橋	～ 八反田橋上流180m	600	A	堤防断面	
海草 - 57	加茂川	宮川	右	海南省	ダラニ橋	～ 栄橋	1,760	A	堤防断面	
海草 - 58	加茂川	宮川	左	海南省	浜中橋下流130m	～ 栄橋	980	A	堤防断面	
海草 - 59	小原川	小原川	左	海南省	新川橋	～ 殿橋上流40m	1,370	A	堤防断面	
海草 - 60	小原川	小原川	右	海南省	新川橋	～ 小原児童館前	1,830	A	堤防断面	
海草 - 61	小島川	小島川	左	海南省	住吉橋	～ 住吉橋上流150m	150	A	堤防断面	
海草 - 62	小島川	小島川	右	海南省	住吉橋	～ 住吉橋上流150m	150	A	堤防断面	
海草 - 63	紀の川	貴志川	左	紀美野町	黒沢橋上流320m	～ 黒沢橋上流640m	320	A	水衝・洗掘	区間内70m除く
海草 - 64	紀の川	貴志川	右	紀美野町	黒沢橋上流240m	～ 黒沢橋上流620m	380	A	水衝・洗掘	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
海草 - 65	紀の川	貴志川	右	紀美野町	吉見橋下流120m	～ 吉見橋上流120m	240	B	法崩れ・すべり	法崩れ、区間内70m改修済み
海草 - 66	紀の川	真国川	右	紀美野町	上ノ川橋下流100m	～ 上ノ川橋	100	A	堤防高	
海草 - 67	紀の川	貴志川	右	紀美野町	天神橋上流100m	～ 大門橋	480	A	堤防断面	
海草 - 68	紀の川	貴志川	右	紀美野町	滝川橋下流280m	～ 滝川橋下流180m	100	A	水衝・洗掘	
海草 - 69	紀の川	貴志川	左	紀美野町	三尾川大橋上流50m	～ 三尾川大橋上流150m	100	A	水衝・洗掘	
海草 - 70	紀の川	貴志川	左	紀美野町	神原大橋上流70m	～ 神原大橋上流470m	400	A	水衝・洗掘	
那賀 - 1	紀の川	烏子川	左	紀の川市	JR和歌山線	～ 県道粉河加太線	1,700	A	堤防高	
那賀 - 2	紀の川	烏子川	右	紀の川市	JR和歌山線	～ 県道粉河加太線	1,700	A	堤防高	
那賀 - 3	紀の川	佐川	左	紀の川市	佐川島池橋	～ 市道那賀打田線上流100m	3,500	A	堤防断面	
那賀 - 4	紀の川	佐川	右	紀の川市	佐川島池橋	～ 市道那賀打田線上流100m	3,500	A	堤防断面	
那賀 - 5	紀の川	佐川	左	紀の川市	西川樋門	～ 市道打田大和街道1号線	800	B	堤防断面	
那賀 - 6	紀の川	佐川	右	紀の川市	西川樋門	～ 市道打田大和街道1号線	800	B	堤防断面	
那賀 - 7	紀の川	海神川	左	紀の川市	市道東国分赤尾線上流150m	～ 県道粉河加太線上流300m	1,500	B	堤防断面	
那賀 - 8	紀の川	海神川	右	紀の川市	市道東国分赤尾線上流150m	～ 県道粉河加太線上流300m	1,500	B	堤防断面	
那賀 - 9	紀の川	春日川	左	紀の川市	県道粉河加太線	～ 東三谷春日川橋	600	A	堤防高	
那賀 - 10	紀の川	春日川	右	紀の川市	県道粉河加太線	～ 東三谷春日川橋	600	A	堤防高	
那賀 - 11	紀の川	春日川	左	紀の川市	市道東国分赤尾線下流100m	～ 七板橋下流50m	1,000	A	堤防高	
那賀 - 12	紀の川	春日川	右	紀の川市	市道東国分赤尾線下流100m	～ 七板橋下流50m	1,000	A	堤防高	
那賀 - 13	紀の川	木積川	左	紀の川市	岩出市界	～ 市道淡路街道上流100m	300	B	水衝・洗掘	
那賀 - 14	紀の川	宮川	左	紀の川市	市道東国分赤尾線上流200m	～ 市道淡路街道下流100m	200	B	堤防断面	
那賀 - 15	紀の川	宮川	右	紀の川市	市道東国分赤尾線上流200m	～ 市道淡路街道下流100m	200	B	堤防断面	
那賀 - 16	紀の川	名手川	左	紀の川市	祝橋下流200m	～ 橋橋上流100m	3,700	B	水衝・洗掘	
那賀 - 17	紀の川	名手川	右	紀の川市	川原橋	～ 橋橋上流100m	1,400	B	水衝・洗掘	
那賀 - 18	紀の川	名手川	左	紀の川市	第二中野井市営住宅西側	～ 旧粉河町界	400	A	堤防高	
那賀 - 19	紀の川	中津川	左	紀の川市	秋葉橋	～ 紀の川市社会福祉協議会粉河支所上流200m	900	B	堤防断面	
那賀 - 20	紀の川	中津川	右	紀の川市	秋葉橋	～ 紀の川市社会福祉協議会粉河支所上流200m	900	B	堤防断面	
那賀 - 21	紀の川	中津川	左	紀の川市	紀の川用水	～ 紀の川用水上流300m	400	B	水衝・洗掘	
那賀 - 22	紀の川	中津川	右	紀の川市	紀の川用水	～ 紀の川用水上流300m	400	B	水衝・洗掘	
那賀 - 23	紀の川	松井川	左	紀の川市	紀の川合流点	～ 県道粉河加太線下流300m	2,000	B	水衝・洗掘	
那賀 - 24	紀の川	松井川	右	紀の川市	紀の川合流点	～ 県道粉河加太線下流300m	2,000	B	水衝・洗掘	
那賀 - 25	紀の川	中筋川	左	紀の川市	荒見451番地	～ 九頭神社下流100m	500	B	堤防断面	
那賀 - 26	紀の川	中筋川	右	紀の川市	荒見451番地	～ 九頭神社下流100m	500	B	堤防断面	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
那賀 - 27	紀の川	真国川	左	紀の川市	まえがわ橋	～ 高知橋下流300m	740	A	堤防高	
那賀 - 28	紀の川	真国川	右	紀の川市	まえがわ橋	～ まえがわ橋上流370m	370	A	堤防高	
那賀 - 29	紀の川	真国川	左	紀の川市	下鞆渚376番地先の橋から下流200m	～ 同橋から上流100m	300	A	堤防高	
那賀 - 30	紀の川	真国川	左	紀の川市	下鞆渚146番地先上流30mの橋	～ 同地先上流260m	230	A	堤防高	
那賀 - 31	紀の川	真国川	右	紀の川市	下鞆渚146番地先上流30mの橋	～ 同地先上流250m	220	A	堤防高	
那賀 - 32	紀の川	真国川	左	紀の川市	京石橋	～ 京石橋上流490m	490	A	堤防高	
那賀 - 33	紀の川	真国川	左	紀の川市	鞆渚撰果場	～ 中鞆渚1577番地西側上流150m	900	A	堤防高	
那賀 - 34	紀の川	真国川	右	紀の川市	鞆渚撰果場	～ 鞆渚撰果場上流500m	500	A	堤防高	
那賀 - 35	紀の川	真国川	左	紀の川市	明神橋	～ 中鞆渚66番地先	780	A	堤防高	
那賀 - 36	紀の川	真国川	右	紀の川市	明神橋	～ 明神橋上流150m	150	A	堤防高	
那賀 - 37	紀の川	本川	右	紀の川市	八幡橋(県道かつらぎ桃山線)	～ 八幡橋上流300m	300	B	水衝・洗掘	
那賀 - 38	紀の川	本川	右	紀の川市	中鞆渚424番地先下流850m	～ 中鞆渚424番地先	800	B	水衝・洗掘	
那賀 - 39	紀の川	穴伏川	右	紀の川市	紀の川合流点	～ 西国橋下流150m	790	B	堤防高	
那賀 - 40	紀の川	重谷川	右	紀の川市	下川橋	～ 西国橋下流150m	600	B	水衝・洗掘	
那賀 - 41	紀の川	名手谷川	左	紀の川市	紀の川合流点	～ 名手市場847番地4東側	900	A	堤防高	
那賀 - 42	紀の川	名手谷川	右	紀の川市	紀の川合流点	～ 名手市場847番地4東側	900	A	堤防高	
那賀 - 43	紀の川	麻生津川	左	紀の川市	紀の川合流点	～ 北浦橋	200	A	堤防高	
那賀 - 44	紀の川	麻生津川	右	紀の川市	紀の川合流点	～ 麻生津中130番地13先上流200m	700	A	堤防高	
那賀 - 45	紀の川	牛平川	左	紀の川市	紀の川合流点	～ 西脇463番地先	700	B	堤防断面	
那賀 - 46	紀の川	牛平川	右	紀の川市	紀の川合流点	～ 西脇463番地先	700	B	堤防断面	
那賀 - 47	紀の川	柘榴川	左	紀の川市	最上大橋	～ 妙見橋	350	B	法崩れ・すべり	
那賀 - 48	紀の川	野田原川	右	紀の川市	平谷橋下流50m	～ 平谷橋	50	A	堤防高	
那賀 - 49	紀の川	野田原川	左	紀の川市	野田原1040番地1南側橋から下流80m	～ 同橋から上流20m	100	A	堤防高	
那賀 - 50	紀の川	野田原川	右	紀の川市	小勝組第3資材置場南側の橋	～ 同橋上流100m	100	A	堤防高	
那賀 - 51	紀の川	野田原川	左	紀の川市	野田原38番地北側の橋	～ 同橋上流50m	50	A	堤防高	
那賀 - 52	紀の川	野田原川	右	紀の川市	旧野田原下消防器具庫下流50m	～ 旧野田原下消防器具庫	50	A	堤防高	
那賀 - 53	紀の川	野田原川	左	紀の川市	野田原104番地4南側の橋下流100m	～ 野田原104番地4南側の橋	100	A	堤防高	
那賀 - 54	紀の川	野田原川	右	紀の川市	野田原104番地4南側の橋下流100m	～ 野田原104番地4南側の橋	100	A	堤防高	
那賀 - 55	紀の川	野田原川	右	紀の川市	貴志川合流点	～ 貴志川合流点上流100m	100	要注意	水衝・洗掘	
那賀 - 56	紀の川	野田原川	右	紀の川市	貴志川合流点上流100m	～ 貴志川合流点上流270m	170	B	水衝・洗掘	
那賀 - 57	紀の川	木積川	左	岩出市	市道西国分5号線	～ 東坂本小川製作所	800	A	堤防高	
那賀 - 58	紀の川	木積川	右	岩出市	市道西国分5号線	～ 東坂本小川製作所	800	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
那賀 - 59	紀の川	根来川	左	岩出市	山田川合流点上流360m	～ 根来新橋	1,140	A	堤防高	
那賀 - 60	紀の川	根来川	右	岩出市	山田川合流点上流360m	～ 根来新橋	1,140	A	堤防高	
那賀 - 61	紀の川	相谷川	左	岩出市	住吉川合流点	～ 原川合流点	400	A	堤防高	
那賀 - 62	紀の川	相谷川	右	岩出市	住吉川合流点	～ 原川合流点	400	A	堤防高	
那賀 - 63	紀の川	住吉川	左	岩出市	R24号住吉川橋	～ 住吉橋(県道粉河加太線)	3,100	A	堤防高	
那賀 - 64	紀の川	住吉川	右	岩出市	R24号住吉川橋	～ 住吉橋(県道粉河加太線)	3,100	A	堤防高	
那賀 - 65	紀の川	古戸川	左	岩出市	春日川合流点	～ 紀の川市界	1,200	A	堤防高	
那賀 - 66	紀の川	古戸川	右	岩出市	春日川合流点	～ 紀の川市界	1,200	A	堤防高	
伊都 - 1	紀の川	高橋川	左	橋本市	長瀬橋上流80m	～ 長瀬橋上流380m	300	B	堤防高	
伊都 - 2	紀の川	橋本川	左	橋本市	松ヶ枝橋	～ JR鉄橋上流350m	450	要注意	堤防高	
伊都 - 3	紀の川	橋本川	左	橋本市	紀の川合流点	～ 松ヶ枝橋	350	要注意	堤防高	
伊都 - 4	紀の川	橋本川	右	橋本市	東谷川合流点下流400m	～ 東谷川合流点	400	要注意	堤防高	
伊都 - 5	紀の川	橋本川	右	橋本市	紀の川合流点	～ 松ヶ枝橋	350	要注意	堤防高	
伊都 - 6	紀の川	橋本川	右	橋本市	松ヶ枝橋	～ JR鉄橋	100	要注意	堤防高	
伊都 - 7	紀の川	市脇川	左	橋本市	観音寺	～ 観音寺上流30m	30	B	堤防高	
伊都 - 8	紀の川	山田川	左	橋本市	国道24号	～ 国道24号上流470m	470	A	堤防高	
伊都 - 9	紀の川	山田川	右	橋本市	国道24号	～ 国道24号上流470m	470	A	堤防高	
伊都 - 10	紀の川	山田川	左	橋本市	東谷橋	～ 岩谷橋上流100m	300	B	堤防高	
伊都 - 11	紀の川	山田川	右	橋本市	東谷橋	～ 岩谷橋上流100m	300	B	堤防高	
伊都 - 12	紀の川	去年川	右	橋本市	去年川橋下流80m	～ 去年川橋	80	B	水衝・洗掘	
伊都 - 13	紀の川	吉原川	左	橋本市	JR鉄橋	～ JR鉄橋上流100m	100	A	堤防高	
伊都 - 14	紀の川	吉原川	右	橋本市	JR鉄橋	～ JR鉄橋上流100m	100	A	堤防高	
伊都 - 15	紀の川	田原川	右	橋本市	田原3号橋上流150m	～ 田原4号橋	350	A	堤防高	
伊都 - 16	紀の川	田原川	左	橋本市	田原3号橋上流150m	～ 田原4号橋	350	A	堤防高	
伊都 - 17	紀の川	大谷川	左	橋本市	県管理界	～ 直土田橋	280	要注意	堤防高	
伊都 - 18	紀の川	大谷川	右	橋本市	県管理界	～ 直土田橋	280	要注意	堤防高	
伊都 - 19	紀の川	雨天樋川	左	橋本市	県管理界	～ 悠久の杜北西の橋	210	要注意	堤防高	
伊都 - 20	紀の川	雨天樋川	右	橋本市	県管理界	～ 悠久の杜北西の橋	210	要注意	堤防高	
伊都 - 21	紀の川	中谷川	右	かつらぎ町	国道24号	～ JR鉄橋	50	要注意	堤防高	
伊都 - 22	紀の川	弁天谷川	右	かつらぎ町	国道24号下流100m	～ 興農橋	300	A	堤防高	
伊都 - 23	紀の川	桜谷川	左	かつらぎ町	JR妙寺駅裏	～ JR下中島踏切	200	A	堤防高	
伊都 - 24	紀の川	桧谷川	左	かつらぎ町	大藪川合流点	～ JR鉄橋	390	B	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
伊都 - 25	紀の川	桧谷川	右	かつらぎ町	大藪川合流点	～ JR鉄橋	390	B	堤防高	
伊都 - 26	紀の川	大藪川	左	かつらぎ町	桧谷川合流点	～ JR鉄橋	370	A	堤防高	
伊都 - 27	紀の川	大藪川	右	かつらぎ町	桧谷川合流点	～ JR鉄橋上流80m	450	A	堤防高	
伊都 - 28	紀の川	中谷川	左	かつらぎ町	町道大谷1号(旧国道)下流50m	～ JR鉄橋	470	A	堤防高	
伊都 - 29	紀の川	中谷川	右	かつらぎ町	町道大谷1号(旧国道)下流50m	～ JR鉄橋	470	A	堤防高	
伊都 - 30	紀の川	中谷川	左	かつらぎ町	国道24号	～ 町道大谷1号(旧国道)下流50m	50	要注意	堤防高	
伊都 - 31	紀の川	中谷川	右	かつらぎ町	国道24号	～ 町道大谷1号(旧国道)下流50m	50	要注意	堤防高	
伊都 - 32	紀の川	四邑川	左	かつらぎ町	四邑川橋	～ 四邑川橋上流300m	300	A	堤防高	
伊都 - 33	紀の川	四邑川	右	かつらぎ町	四邑川橋	～ 四邑川橋上流300m	300	A	堤防高	
伊都 - 34	紀の川	藤谷川	左	かつらぎ町	国道24号	～ JR鉄橋	510	A	堤防高	
伊都 - 35	紀の川	藤谷川	右	かつらぎ町	国道24号	～ JR鉄橋	510	A	堤防高	
伊都 - 36	紀の川	風呂谷川	左	かつらぎ町	JR下流15m	～ JR上流15m	30	要注意	堤防高	
伊都 - 37	紀の川	風呂谷川	右	かつらぎ町	JR下流15m	～ JR上流15m	30	要注意	堤防高	
伊都 - 38	紀の川	窪谷川	左	かつらぎ町	JR鉄橋下流50m	～ JR鉄橋上流50m	100	A	堤防高	
伊都 - 39	紀の川	窪谷川	右	かつらぎ町	JR鉄橋下流100m	～ JR鉄橋	100	A	堤防高	
伊都 - 40	紀の川	穴伏川	左	かつらぎ町	白岩大橋	～ 広口簡易郵便局	320	B	堤防高	
伊都 - 41	紀の川	穴伏川	右	かつらぎ町	境谷川合流点	～ 広口簡易郵便局	1,710	B	堤防高	
伊都 - 42	紀の川	穴伏川	左	かつらぎ町	穴伏川橋	～ 北川橋	2,620	B	堤防高	
伊都 - 43	紀の川	落合谷川	左	かつらぎ町	見好37号橋	～ 見好37号橋上流100m	100	要注意	堤防高	
伊都 - 44	紀の川	落合谷川	右	かつらぎ町	見好37号橋	～ 見好37号橋上流100m	100	A	堤防高	
伊都 - 45	紀の川	不動谷川	左	九度山町	椎出大橋	～ あかり橋	250	B	堤防高	
伊都 - 46	紀の川	不動谷川	右	九度山町	高野下駅舎	～ あかり橋	440	A	堤防高	
伊都 - 47	紀の川	不動谷川	右	九度山町	あかり橋下流100m	～ あかり橋	100	A	洗掘・水衝	
伊都 - 48	紀の川	不動谷川	左	九度山町	えいたい橋	～ 堰堤	750	A	堤防高	
伊都 - 49	紀の川	不動谷川	右	九度山町	えいたい橋上流100m	～ 堰堤	650	A	堤防高	
伊都 - 50	紀の川	不動谷川	左	九度山町	初花橋上流50m	～ 初花橋上流200m	150	A	堤防高	
伊都 - 51	紀の川	不動谷川	右	九度山町	初花橋上流50m	～ 初花橋上流200m	150	A	堤防高	
伊都 - 52	紀の川	不動谷川	右	九度山町	弁天橋上流120m	～ 弁天橋上流170m	50	A	法崩れ・すべり	法崩れ
伊都 - 53	紀の川	不動谷川	右	九度山町	新宮前橋下流60m	～ 新宮前橋下流30m	30	B	法崩れ・すべり	法崩れ
伊都 - 54	紀の川	丹生川	右	九度山町	永代橋下流50m	～ 永代橋上流100m	150	B	法崩れ・すべり	法崩れ
伊都 - 55	紀の川	丹生川	左	九度山町	永代橋下流50m	～ 永代橋上流100m	150	B	法崩れ・すべり	法崩れ
伊都 - 56	紀の川	丹生川	左	九度山町	赤瀬橋	～ 赤瀬橋上流100m	100	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					
					下流	上流				
伊都 - 57	紀の川	丹生川	右	九度山町	赤瀬橋下流450m	～ 赤瀬橋	450	A	堤防高	
伊都 - 58	紀の川	丹生川	左	九度山町	千石橋	～ 千石橋上流150m	150	A	堤防高	
伊都 - 59	紀の川	丹生川	右	九度山町	さえもん下流250m	～ さえもん上流300m	550	A	堤防高	
伊都 - 60	紀の川	丹生川	左	九度山町	大柳橋下流150m	～ 大柳橋	150	A	堤防高	
伊都 - 61	紀の川	丹生川	右	九度山町	大柳橋	～ 迎の辻橋下流200m	510	A	堤防高	
伊都 - 62	紀の川	北又川	左	九度山町	北又児童公園下流550m	～ 北又児童公園下流50m	500	A	堤防高	
伊都 - 63	紀の川	丹生川	左	高野町	桜地藏橋	～ 成金線1号橋	720	A	堤防高	
伊都 - 64	紀の川	丹生川	右	高野町	桜地藏橋	～ 成金線1号橋	720	A	堤防高	
伊都 - 65	紀の川	丹生川	右	高野町	中筒香3号線1号橋上流50m	～ 中筒香3号線1号橋上流90m	140	A	工作物	堰
伊都 - 66	紀の川	丹生川	右	高野町	町道中筒香線1号橋上流50m	～ 町道中筒香3号線1号橋上流90m	40	A	堤防高	
伊都 - 67	紀の川	丹生川	右	高野町	堂前橋	～ 堰堤	450	A	堤防高	
伊都 - 68	紀の川	三尾川	左	高野町	千石橋上流50m	～ 千石橋上流100m	50	A	水衝・洗掘	
伊都 - 69	有田川	有田川	左	かつらぎ町	梁瀬大橋下流400m	～ 梁瀬大橋上流100m	500	B	水衝・洗掘	
伊都 - 70	有田川	有田川	左	かつらぎ町	緑橋(旧花園中学校入口)下流500m	～ 緑橋(旧花園中学校入口)	500	B	水衝・洗掘	
伊都 - 71	有田川	有田川	右	かつらぎ町	緑橋(旧花園中学校入口)下流500m	～ 緑橋(旧花園中学校入口)	500	B	水衝・洗掘	
有田 - 1	有田川	有田川	左	有田市	箕島漁港	～ 有田大橋上流100m	860	B	堤防高	
有田 - 2	有田川	有田川	左	有田市	有田大橋上流100m	～ 国道42号県道分岐点	1,490	A	堤防断面	
有田 - 3	有田川	有田川	左	有田市	国道42号県道分岐点	～ 有田川町界	5,870	B	堤防高	
有田 - 4	有田川	有田川	右	有田市	港町(元吉田造船)	～ 保田橋上流100m	3,270	B	堤防高	
有田 - 5	有田川	有田川	右	有田市	保田橋上流100m	～ 保田橋上流600m	500	A	堤防高	
有田 - 6	有田川	有田川	右	有田市	保田橋上流600m	～ 有田東大橋上流300m	3,700	B	堤防断面	
有田 - 7	有田川	有田川	右	有田市	有田東大橋上流300m	～ 有田川町界	580	A	堤防高	
有田 - 8	有田川	西谷川	左	有田市	喜多郷橋	～ 宮前川合流地点	900	A	堤防高	
有田 - 9	有田川	西谷川	左	有田市	宮前川合流地点350m	～ 宮原町道里神527－1地先	350	A	堤防高	
有田 - 10	有田川	西谷川	右	有田市	喜多郷橋	～ 宮前川合流地点	900	A	堤防高	
有田 - 11	有田川	西谷川	右	有田市	宮前川合流地点350m	～ 宮原町道里神527－1地先	350	A	堤防高	
有田 - 12	有田川	箕川	左	有田市	市道11号線5号橋	～ 箕川橋	850	B	堤防高	
有田 - 13	有田川	箕川	右	有田市	市道11号線5号橋	～ 箕川橋	850	A	堤防高	
有田 - 14	有田川	高山川	左	有田市	有田川合流点	～ 有田市野字植松667地先	680	A	堤防高	
有田 - 15	有田川	お仙谷川	左	有田市	赤畑モータース前無名橋	～ 市道18号線無名橋上流60m	650	A	堤防高	
有田 - 16	有田川	お仙谷川	右	有田市	赤畑モータース前無名橋	～ 市道18号線無名橋上流60m	650	A	堤防高	
有田 - 17	有田川	宮前川	左	有田市	西谷川合流地点	～ 宮前町須谷天神谷802－3	2,400	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
有田 - 18	有田川	宮前川	右	有田市	西谷川合流地点	宮原町須谷天神谷802－3	2,400	A	堤防高	
有田 - 19	山田川	山田川	左	湯浅町	三之橋下流100m	垣内橋	500	B	堤防高	
有田 - 20	山田川	山田川	右	湯浅町	三之橋下流70m	三之橋	70	B	堤防高	
有田 - 21	山田川	山田川	右	湯浅町	垣内橋下流200m	垣内橋	200	B	堤防高	
有田 - 22	山田川	山田川	左	湯浅町	落合橋下流50m	落合橋	50	B	堤防高	
有田 - 23	山田川	山田川	右	湯浅町	落合橋下流50m	落合橋	50	A	堤防高	
有田 - 24	山田川	山田川	左	湯浅町	落合橋	野口橋	500	B	堤防高	
有田 - 25	山田川	山田川	右	湯浅町	落合橋	野口橋	500	B	堤防高	
有田 - 26	山田川	山田川	左	湯浅町	一之橋	一之橋上流230m	230	B	堤防高	
有田 - 27	山田川	熊井川	左	湯浅町	逆川合流点	町道栖原46号線	80	A	堤防高	
有田 - 28	山田川	熊井川	右	湯浅町	逆川合流点	町道栖原46号線	80	A	堤防高	
有田 - 29	山田川	逆川	左	湯浅町	JR	まるや冷蔵上流50m	680	A	堤防高	
有田 - 30	山田川	逆川	右	湯浅町	JR	まるや冷蔵上流50m	680	A	堤防高	
有田 - 31	山田川	北谷川	左	湯浅町	山田川合流点	上流2000m	2,000	A	堤防高	
有田 - 32	山田川	北谷川	右	湯浅町	山田川合流点	上流2000m	2,000	A	堤防高	
有田 - 33	出合川	出合川	左	湯浅町	河口	県道有田湯浅線	300	A	堤防高	
有田 - 34	出合川	出合川	右	湯浅町	河口	県道有田湯浅線	300	A	堤防高	
有田 - 35	出合川	出合川	左	湯浅町	河口	JAありだ田出張所前	170	B	堤防高	
有田 - 36	出合川	出合川	右	湯浅町	河口	JAありだ田出張所前	170	B	堤防高	
有田 - 37	広川	広川	右	湯浅町	JR線路橋	国道新広橋	500	B	水衝・洗掘	
有田 - 38	広川	広川	左	広川町	広橋	JR広川橋梁	180	A	堤防高	
有田 - 39	広川	広川	左	広川町	新広橋上流100m	名島頭首工	460	A	堤防高	
有田 - 40	広川	広川	左	広川町	名島頭首工	柳瀬橋	300	B	堤防高	
有田 - 41	広川	広川	左	広川町	新柳瀬橋	段井堰	830	B	堤防高	
有田 - 42	広川	広川	左	広川町	大滝川河口下流80m地点	大滝橋上流50m	590	A	堤防高	
有田 - 43	広川	広川	左	広川町	河瀬橋下流200m	畑垣内頭首工	760	B	堤防高	
有田 - 44	広川	広川	左	広川町	井殿橋	今井堰	770	A	堤防高	
有田 - 45	広川	広川	左	広川町	新寺杣橋	塚の原堰	270	B	堤防高	
有田 - 46	広川	広川	右	広川町	新広橋上流100m	新柳瀬橋	1,430	A	堤防高	
有田 - 47	広川	広川	右	広川町	津兼谷川河口	河瀬橋	2,280	A	堤防高	
有田 - 48	広川	広川	右	広川町	湯浅御坊道路高架下	畑垣内頭首工	330	A	堤防高	
有田 - 49	広川	広川	右	広川町	井殿橋	庄橋工業対岸	1,950	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
有田 - 50	広川	広川	右	広川町	社会福祉専門学校下	～ 塚の原堰	380	B	堤防高	
有田 - 51	江上川	江上川	左	広川町	江上橋	～ 半田橋	1,550	A	堤防高	
有田 - 52	江上川	江上川	右	広川町	江上橋	～ 半田橋	1,550	A	堤防高	
有田 - 53	有田川	有田川	左	有田川町	環境センター	～ 田殿大橋上流300m	1,500	A	堤防高	
有田 - 54	有田川	有田川	左	有田川町	田殿大橋上流300m	～ 吉備橋上流150m	1,700	A	堤防高	
有田 - 55	有田川	有田川	左	有田川町	吉備橋上流150m	～ 吉備橋上流650m	500	A	堤防高	
有田 - 56	有田川	有田川	左	有田川町	吉備橋上流650m	～ 中央大橋上流350m	860	A	堤防高	
有田 - 57	有田川	有田川	左	有田川町	中央大橋上流350m	～ 金屋大橋	2,170	B	堤防高	
有田 - 58	有田川	有田川	右	有田川町	有田市区域界	～ 旧金屋町区域界	3,170	A	堤防高	
有田 - 59	有田川	有田川	右	有田川町	旧金屋町区域界	～ 早月谷川合流点	2,260	A	堤防高	
有田 - 60	有田川	有田川	左	有田川町	森ヶ滝橋	～ 女夫石橋	1,500	A	堤防高	
有田 - 61	有田川	有田川	右	有田川町	東川橋下流1200m	～ 平野橋	1,800	A	堤防高	
有田 - 62	有田川	有田川	左	有田川町	東川橋下流500m	～ 平野橋	1,100	A	堤防高	
有田 - 63	有田川	有田川	右	有田川町	榎瀬橋下流800m	～ 榎瀬橋	800	B	堤防高	
有田 - 64	有田川	有田川	右	有田川町	谷口橋下流500m	～ 谷口橋	500	B	堤防高	
有田 - 65	有田川	有田川	左	有田川町	立神橋	～ 立神橋上流1100m	1100	B	堤防高	
有田 - 66	有田川	有田川	左	有田川町	板尾大橋下流600m	～ 板尾大橋	600	B	堤防高	
有田 - 67	有田川	有田川	右	有田川町	板尾大橋	～ 板尾大橋上流500m	500	B	堤防高	
有田 - 68	有田川	有田川	右	有田川町	押手橋	～ 鳥居橋	800	B	堤防高	
有田 - 69	有田川	田口川	左	有田川町	田口橋	～ 田口中央橋上流100m	500	B	堤防高	
有田 - 70	有田川	田口川	右	有田川町	田口橋	～ 田口中央橋上流100m	500	B	堤防高	
有田 - 71	有田川	大谷川	左	有田川町	下新田橋	～ 温泉橋上流200m	300	A	堤防高	樋門
有田 - 72	有田川	大谷川	右	有田川町	下新田橋	～ 温泉橋上流200m	300	A	堤防高	樋門
有田 - 73	有田川	賢谷川	左	有田川町	谷口橋	～ 賢橋	800	B	水衝・洗掘	
有田 - 74	有田川	賢谷川	右	有田川町	谷口橋	～ 賢橋	800	B	水衝・洗掘	
有田 - 75	有田川	鳥尾川	左	有田川町	環境センター	～ 吉備小橋上流350m	2,900	B	堤防高	
有田 - 76	有田川	鳥尾川	右	有田川町	環境センター	～ 吉備小橋上流350m	2,900	B	堤防高	
有田 - 77	有田川	鳥尾川	左	有田川町	吉備小橋上流350m	～ 鳥尾池	2,300	A	堤防高	
有田 - 78	有田川	鳥尾川	右	有田川町	吉備小橋上流350m	～ 鳥尾池	2,300	A	堤防高	
有田 - 79	有田川	天満川	左	有田川町	環境センター前	～ JR高架橋	600	A	堤防高	
有田 - 80	有田川	天満川	右	有田川町	環境センター前	～ JR高架橋	600	A	堤防高	
有田 - 81	有田川	天満川	左	有田川町	JR高架橋	～ 市伏池下	2,000	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
有田 - 82	有田川	天満川	右	有田川町	JR高架橋	～ 市伏池下	2,000	A	堤防高	
有田 - 83	有田川	庄川	左	有田川町	吉備橋上流150m	～ 有田川町水道課西50m	750	A	堤防高	
有田 - 84	有田川	庄川	右	有田川町	吉備橋上流150m	～ 有田川町水道課西50m	750	A	堤防高	
有田 - 85	有田川	庄川	左	有田川町	有田川町水道課西50m	～ 鷹巣池北200m	1,500	A	堤防高	
有田 - 86	有田川	庄川	右	有田川町	有田川町水道課西50m	～ 鷹巣池北200m	1,500	A	堤防高	
有田 - 87	有田川	吉見川	左	有田川町	第二吉見大橋	～ 吉見若宮八幡宮	900	A	堤防高	
有田 - 88	有田川	吉見川	右	有田川町	第二吉見大橋	～ 吉見若宮八幡宮	900	A	堤防高	
有田 - 89	山田川	熊井川	左	有田川町	熊井橋	～ 熊井橋上流150m	150	要注意	破堤跡・旧河川	
有田 - 90	山田川	熊井川	右	有田川町	熊井橋	～ 熊井橋上流150m	150	要注意	破堤跡・旧河川	
有田 - 91	山田川	熊井川	左	有田川町	熊井橋上流150m	～ 道京工業団地下	1,400	A	堤防高	
有田 - 92	山田川	熊井川	右	有田川町	熊井橋上流150m	～ 道京工業団地下	1,400	A	堤防高	
有田 - 93	山田川	熊井川	左	有田川町	道京工業団地下	～ 矢熊池下	900	A	堤防高	
有田 - 94	山田川	熊井川	右	有田川町	道京工業団地下	～ 矢熊池下	900	A	堤防高	
有田 - 95	有田川	早月谷川	左	有田川町	稻荷橋	～ 宮橋	1,700	A	堤防高	
有田 - 96	有田川	早月谷川	右	有田川町	稻荷橋	～ 宮橋	1,700	A	堤防高	
有田 - 97	有田川	早月谷川	左	有田川町	新伏羊橋	～ 狐津姫橋	700	A	堤防高	
有田 - 98	有田川	早月谷川	右	有田川町	新伏羊橋	～ 狐津姫橋	700	A	堤防高	
有田 - 99	有田川	長谷川谷川	右	有田川町	若宮橋上流300m	～ 高見橋下流500m	1,500	A	堤防高	
有田 - 100	有田川	四村川	右	有田川町	岩倉神社上流300m	～ 岩倉神社上流500m	200	B	堤防高	
有田 - 101	有田川	四村川	左	有田川町	高平橋下流50m	～ 高平橋上流200m	250	B	堤防高	
有田 - 102	有田川	四村川	右	有田川町	尾崎橋	～ 尾崎橋上流400m	400	B	堤防高	
有田 - 103	有田川	四村川	左	有田川町	川合橋下流130m	～ 川合橋	130	B	堤防高	
有田 - 104	有田川	四村川	右	有田川町	川合橋下流220m	～ 川合橋上流80m	300	A	堤防高	
有田 - 105	有田川	湯川川	右	有田川町	八坂神社下流500m	～ 八坂神社上流	500	A	堤防高	
有田 - 106	有田川	湯川川	右	有田川町	ふるさと村施設	～ ふるさと村施設上流1300m	1,300	B	堤防高	
日高 - 1	王子川	王子川	左	御坊市	南塩屋橋	～ 姥免橋	830	B	堤防高	
日高 - 2	王子川	王子川	右	御坊市	農協前	～ 姥免橋	500	A	堤防高	
日高 - 3	王子川	王子川	右	御坊市	国道42号線	～ 王子橋	100	B	堤防高	
日高 - 4	日高川	東裏川	左	御坊市	美浜町境界線	～ JR橋	600	A	堤防高	
日高 - 5	日高川	東裏川	右	御坊市	美浜町境界線	～ JR橋	450	A	堤防高	
日高 - 6	日高川	下川	左	御坊市	大和樋門	～ 善明寺橋	1,900	A	堤防高	
日高 - 7	日高川	下川	右	御坊市	大和樋門	～ 善明寺橋	1,900	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
日高 - 8	日高川	堂閉川	左	御坊市	八幡橋	～ 日高川町境界線	200	A	堤防高	
日高 - 9	日高川	堂閉川	右	御坊市	八幡橋	～ 日高川町境界線	200	A	堤防高	
日高 - 10	日高川	熊野川	左	御坊市	荒毛橋	～ 荒毛橋上流180m	180	A	堤防高	
日高 - 11	日高川	熊野川	右	御坊市	荒毛橋	～ 荒毛橋上流180m	180	A	堤防高	
日高 - 12	上野川	上野川	左	御坊市	タイヨーム	～ 法師ヶ谷川合流点	200	A	堤防高	
日高 - 13	上野川	上野川	右	御坊市	タイヨーム	～ 法師ヶ谷川合流点	200	A	堤防高	
日高 - 14	壁川	壁川	左	御坊市	国道42号	～ 国道42号上流600m	600	B	堤防高	
日高 - 15	壁川	壁川	右	御坊市	国道42号	～ 国道42号上流600m	600	B	堤防高	
日高 - 16	野島川	野島川	左	御坊市	国道42号	～ 国道42号上流400m	400	A	堤防高	
日高 - 17	野島川	野島川	右	御坊市	国道42号	～ 国道42号上流400m	400	B	堤防高	
日高 - 18	日高川	西川	左	美浜町	西川大橋	～ 和田椎崎橋	4,500	A	堤防高	
日高 - 19	日高川	西川	右	美浜町	日高川合流点	～ 和田椎崎橋	5,000	A	堤防高	
日高 - 20	日高川	東裏川	左	美浜町	西川合流点	～ 御坊市境界	1,100	A	堤防高	
日高 - 21	日高川	東裏川	右	美浜町	西川合流点	～ 御坊市境界	1,100	A	堤防高	
日高 - 22	日高川	西川	両	日高町	志賀川合流点	～ 西川橋	2,300	A	堤防高	
日高 - 23	日高川	志賀川	両	日高町	西川合流点	～ 谷口橋	1,200	A	堤防高	
日高 - 24	日高川	志賀川	両	日高町	大江谷橋	～ 折戸橋	320	A	堤防高	
日高 - 25	由良川	由良川	左	由良町	里(国道橋)	～ JR橋上流50m	3,000	A	堤防高	
日高 - 26	由良川	由良川	右	由良町	里(国道橋)	～ JR橋上流50m	3,000	A	堤防高	
日高 - 27	前田川	前田川	左	由良町	美奈登橋	～ 上出池	1,200	A	堤防高	
日高 - 28	前田川	前田川	右	由良町	美奈登橋	～ 上出池	1,200	A	堤防高	
日高 - 29	日高川	日高川	左	日高川町	江川合流点	～ 上和佐集会所前	1,000	A	堤防高	
日高 - 30	日高川	日高川	右	日高川町	土生川合流点	～ 小熊、高速道路橋上流200m	900	B	水衝・洗掘	
日高 - 31	日高川	土生川	左	日高川町	日高川合流点	～ 一の井橋	1,500	B	堤防高	
日高 - 32	日高川	土生川	右	日高川町	日高川合流点	～ 一の井橋	1,500	B	堤防高	
日高 - 33	日高川	別所川	左	日高川町	日高川合流点	～ 清水橋	200	B	堤防高	
日高 - 34	日高川	別所川	右	日高川町	日高川合流点	～ 清水橋	200	B	堤防高	
日高 - 35	日高川	日高川	左	日高川町	畑ヶ瀬橋	～ 三佐奥の谷川合流点	400	A	堤防高	
日高 - 36	日高川	日高川	左	日高川町	長子橋	～ 旧川中第一小学校	350	A	堤防高	
日高 - 37	日高川	日高川	左	日高川町	上田原橋	～ 原日浦橋	2,100	B	堤防高	
日高 - 38	日高川	日高川	右	日高川町	新田橋	～ 旧船着中学校	350	A	堤防高	
日高 - 39	南部川	南部川	左	みなべ町	共和新橋	～ 平須橋上流200m	5,600	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
日高 - 40	南部川	南部川	右	みなべ町	南部橋	～ 平須橋	6,240	A	堤防高	
日高 - 41	南部川	南部川	右	みなべ町	向平橋下流300m	～ 向平橋	300	A	堤防高	
日高 - 42	南部川	辺川	左	みなべ町	南部川合流点	～ 辺川宮	500	A	堤防高	
日高 - 43	南部川	辺川	右	みなべ町	南部川合流点	～ 辺川宮	500	A	堤防高	
日高 - 44	南部川	高野川	左	みなべ町	市井川合流点	～ 高野区民会館	500	A	堤防高	
日高 - 45	東岩代川	東岩代川	左	みなべ町	汐入橋	～ 旧木下橋	700	A	堤防高	
日高 - 46	東岩代川	東岩代川	右	みなべ町	汐入橋	～ 旧木下橋	700	A	堤防高	
日高 - 47	東岩代川	東岩代川	左	みなべ町	中根橋	～ 正ヶ谷橋	370	A	堤防高	
日高 - 48	東岩代川	東岩代川	右	みなべ町	中根橋	～ 正ヶ谷橋	370	A	堤防高	
日高 - 49	堺川	堺川	左	みなべ町	堺橋(町道)	～ 堺橋(町道)上流450m	450	A	堤防高	
日高 - 50	堺川	堺川	右	みなべ町	堺橋(町道)	～ 堺橋(町道)上流450m	450	A	堤防高	
日高 - 51	切目川	切目川	右	印南町	深山橋下流300m	～ 深山橋上流100m	400	A	堤防高	
日高 - 52	切目川	切目川	右	印南町	羽六橋下流200m	～ 舟野橋下流30m	2,230	B	堤防高	
日高 - 53	切目川	切目川	左	印南町	共栄橋下流100m	～ 上角橋下流50m	1,050	A	堤防高	
日高 - 54	切目川	切目川	右	印南町	共栄橋	～ 上角橋下流50m	950	A	堤防高	
日高 - 55	印南川	印南川	左	印南町	印南原JR橋	～ 印南原JR橋上流600m	600	A	堤防高	
日高 - 56	印南川	印南川	右	印南町	印南原JR橋	～ 印南原JR橋上流600m	600	A	堤防高	
日高 - 57	印南川	印南川	左	印南町	尻掛橋上流70m	～ 山中橋	850	A	堤防高	
日高 - 58	印南川	印南川	右	印南町	印南中学校	～ 大洲橋	465	A	堤防高	
日高 - 59	印南川	印南川	左	印南町	白河橋下流114m	～ 白河橋	114	A	堤防高	
日高 - 60	印南川	印南川	右	印南町	白河橋下流114m	～ 白河橋	114	A	堤防高	
日高 - 61	印南川	山谷川	左	印南町	山谷橋上流205m	～ 山谷橋上流300m	95	A	堤防高	
日高 - 62	印南川	山谷川	右	印南町	山谷橋上流205m	～ 山谷橋上流300m	95	A	堤防高	
西牟婁 - 1	日高川	日高川	左	田辺市	手谷川合流点	～ 福井橋	400	A	堤防高	
西牟婁 - 2	日高川	日高川	右	田辺市	福井橋上流50m	～ 宮ノ瀬橋	1,100	B	堤防高	
西牟婁 - 3	日高川	日高川	右	田辺市	上山路橋下流50m	～ 西警察官駐在所前	450	B	堤防高	
西牟婁 - 4	左会津川	左会津川	左	田辺市	新会津橋	～ 新会津橋上流200m	200	A	堤防高	
西牟婁 - 5	左会津川	左会津川	左	田辺市	新会津橋上流200m	～ 小泉龍神橋	1,300	B	法崩れ・すべり	法崩れ
西牟婁 - 6	左会津川	左会津川	右	田辺市	高雄大橋上流100m	～ 堀田橋	400	B	堤防高	
西牟婁 - 7	左会津川	左会津川	右	田辺市	小泉龍神橋	～ 下万呂目座橋	1,000	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 8	左会津川	左会津川	右	田辺市	中の宮橋上流100m	～ 細井橋上流50m	2,000	B	堤防断面	
西牟婁 - 9	左会津川	右会津川	左	田辺市	青木歩道橋	～ 田尻橋上流100m	800	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
西牟婁 - 10	左会津川	右会津川	左	田辺市	青木歩道橋	～ 田尻橋上流100m	800	A	堤防断面	
西牟婁 - 11	左会津川	右会津川	右	田辺市	秋津野橋下流250m	～ 左向谷川合流点	1,500	A	堤防高	
西牟婁 - 12	左会津川	右会津川	右	田辺市	川中口橋下流300m	～ 川中口橋	300	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 13	左会津川	右会津川	左	田辺市	川中口橋下流300m	～ 川中口橋	300	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 14	左会津川	久保田川	右	田辺市	若者橋上流500m	～ 若者橋上流950m	450	B	堤防高	
西牟婁 - 15	芳養川	芳養川	左	田辺市	田尻橋	～ 田尻橋上流200m	200	B	堤防高	
西牟婁 - 16	芳養川	芳養川	右	田辺市	田尻橋	～ 中芳養泉養寺橋	800	A	堤防高	
西牟婁 - 17	芳養川	芳養川	左	田辺市	土堂橋	～ 中芳養平野橋	800	A	堤防高	
西牟婁 - 18	芳養川	芳養川	右	田辺市	土堂橋	～ 中芳養平野橋	800	A	堤防高	
西牟婁 - 19	芳養川	芳養川	左	田辺市	境橋上流420m	～ 中芳養脇田橋	480	A	堤防高	
西牟婁 - 20	芳養川	芳養川	右	田辺市	境橋上流420m	～ 中芳養脇田橋	480	A	堤防高	
西牟婁 - 21	芳養川	小畔川	左	田辺市	船山橋下流290m	～ 船山橋	290	A	堤防高	
西牟婁 - 22	芳養川	小畔川	右	田辺市	船山橋下流290m	～ 船山橋	290	A	堤防高	
西牟婁 - 23	芳養川	田川	左	田辺市	県道上富田南部線下流210m	～ 県道上富田南部線	210	B	堤防高	
西牟婁 - 24	芳養川	田川	右	田辺市	県道上富田南部線下流210m	～ 県道上富田南部線	210	B	堤防高	
西牟婁 - 25	出井川	出井川	左	田辺市	河口	～ 県道田辺白浜線下流100m	400	B	堤防高	
西牟婁 - 26	出井川	出井川	右	田辺市	河口	～ 県道田辺白浜線下流100m	400	B	堤防高	
西牟婁 - 27	名喜里川	名喜里川	左	田辺市	河口	～ 名喜里橋上流200m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 28	名喜里川	名喜里川	右	田辺市	河口	～ 名喜里橋上流200m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 29	名喜里川	名喜里川	左	田辺市	JR鉄橋下流200m	～ JR鉄橋	200	A	堤防高	
西牟婁 - 30	名喜里川	名喜里川	右	田辺市	JR鉄橋下流200m	～ JR鉄橋上流600m	800	B	堤防高	
西牟婁 - 31	橋谷川	橋谷川	左	田辺市	河口	～ 新庄町橋谷鉄橋	330	B	堤防高	
西牟婁 - 32	橋谷川	橋谷川	右	田辺市	河口	～ 新庄町橋谷鉄橋	330	B	堤防高	
西牟婁 - 33	仙波谷川	仙波谷川	左	田辺市	内ノ浦大橋上流100m	～ 内ノ浦大橋上流600m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 34	仙波谷川	仙波谷川	左	田辺市	内ノ浦大橋上流100m	～ 内ノ浦大橋上流600m	500	A	堤防断面	
西牟婁 - 35	仙波谷川	仙波谷川	右	田辺市	内ノ浦大橋上流100m	～ 内ノ浦大橋上流600m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 36	富田川	富田川	右	白浜町	JR鉄橋下流80m	～ JR鉄橋上流420m	500	B	堤防高	
西牟婁 - 37	富田川	富田川	左	白浜町	富田橋上流100m	～ 児童館	800	B	堤防高	
西牟婁 - 38	富田川	富田川	右	白浜町	白鷺橋下流650m	～ 白鷺橋下流50m	600	B	堤防断面	
西牟婁 - 39	富田川	富田川	右	白浜町	郵便橋下流500m	～ 郵便橋下流400m	100	B	堤防高	
西牟婁 - 40	富田川	庄川	右	白浜町	庄川ミニ会館下流200m	～ 瓜生橋下流200m	600	A	堤防高	
西牟婁 - 41	朝来帰川	朝来帰川	左	白浜町	河口	～ 長迫橋下流500m	1,000	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所				重要度	危険理由	備 考
				市町村名	場所		延長 (m)			
					下流	上流				
西牟婁 - 42	朝来帰川	朝来帰川	右	白浜町	河口	～ 長追橋下流500m	1,000	A	堤防高	
西牟婁 - 43	富田川	富田川	左	田辺市	原之瀬橋	～ 原之瀬橋上流150m	150	A	水衝・洗掘	
西牟婁 - 44	富田川	富田川	左	田辺市	原之瀬橋	～ 原之瀬橋上流150m	150	A	堤防高	
西牟婁 - 45	富田川	富田川	右	田辺市	富源橋下流200m	～ 富源橋上流200m	400	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 46	富田川	中川	右	田辺市	大氏橋	～ 大氏橋上流200m	200	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 47	富田川	西谷川	右	田辺市	西谷公民館下流95m	～ 西谷公民館	95	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 48	日置川	日置川	左	田辺市	津呂大橋	～ 北野橋	500	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 49	日置川	熊野川	左	田辺市	面川林業会館下流300m	～ 面川林業会館	300	B	漏水	
西牟婁 - 50	日置川	熊野川	左	田辺市	面川林業会館下流300m	～ 面川林業会館	300	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 51	日置川	竹ノ又川	右	田辺市	竹ノ又橋下流500m	～ 竹ノ又橋下流320m	180	B	漏水	
西牟婁 - 52	日置川	竹ノ又川	右	田辺市	竹ノ又橋下流500m	～ 竹ノ又橋下流320m	180	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 53	富田川	富田川	左	上富田町	畑山橋下流300m	～ 畑山橋下流100m	200	B	堤防高	
西牟婁 - 54	富田川	富田川	左	上富田町	山王橋下流500m	～ 山王橋	500	B	堤防断面	
西牟婁 - 55	富田川	富田川	右	上富田町	岩田橋下流1000m	～ 岩田橋下流600m	400	B	堤防断面	
西牟婁 - 56	富田川	馬川	左	上富田町	青木橋上流50m	～ 救馬橋	610	B	堤防断面	
西牟婁 - 57	富田川	馬川	右	上富田町	青木橋上流50m	～ 救馬橋	610	B	堤防断面	
西牟婁 - 58	富田川	清水谷川	右	上富田町	清水橋	～ 清水橋上流700m	700	B	堤防断面	
西牟婁 - 59	富田川	惣田川	左	上富田町	JR鉄道橋上流70m	～ JR鉄道橋上流490m	420	要注意	堤防高	
西牟婁 - 60	富田川	惣田川	右	上富田町	JR鉄道橋上流70m	～ JR鉄道橋上流490m	420	要注意	堤防高	
西牟婁 - 61	日置川	日置川	左	白浜町	田野井橋下流700m	～ 田野井橋	700	A	堤防高	
西牟婁 - 62	日置川	日置川	左	白浜町	口ヶ谷橋下流600m	～ 口ヶ谷橋上流800m	1,400	A	堤防高	
西牟婁 - 63	日置川	日置川	左	白浜町	大橋下流400m	～ 大橋上流300m	700	A	堤防高	
西牟婁 - 64	日置川	日置川	左	白浜町	小房吊橋下流250m	～ 小房吊橋上流250m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 65	日置川	日置川	右	白浜町	大橋上流300m	～ 旧玉伝小学校	500	A	堤防高	
西牟婁 - 66	日置川	日置川	右	白浜町	JR鉄道橋下流50m	～ 日置川水道事業所	1,300	B	堤防高	
西牟婁 - 67	日置川	日置川	右	白浜町	田野井橋	～ 田野井橋上流300m	300	B	堤防高	
西牟婁 - 68	日置川	日置川	右	白浜町	口ヶ谷橋下流1000m	～ 口ヶ谷橋下流100m	900	A	堤防高	
西牟婁 - 69	日置川	日置川	右	白浜町	安居橋下流2300m	～ 安居橋	2,300	B	堤防高	
西牟婁 - 70	日置川	日置川	左	白浜町	向平橋下流1000m	～ 向平橋	1,000	B	堤防高	
西牟婁 - 71	日置川	日置川	右	白浜町	安居橋上流500m	～ 安居橋上流1000m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 72	日置川	日置川	左	白浜町	安居橋上流1200m	～ 安居橋上流2000m	800	A	堤防高	
西牟婁 - 73	日置川	日置川	左	白浜町	安居橋下流300m	～ 安居橋上流300m	600	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
西牟婁 - 74	日置川	日置川	右	白浜町	川原谷川合流点下流800m	川原谷川合流点	800	B	堤防高	
西牟婁 - 75	日置川	日置川	左	白浜町	宇津木橋下流300m	宇津木橋	300	B	堤防高	
西牟婁 - 76	日置川	日置川	右	白浜町	向平橋上流200m	久木橋	1,100	A	堤防高	
西牟婁 - 77	日置川	城川	右	白浜町	合谷1号橋	合谷1号橋上流500m	500	A	堤防高	
西牟婁 - 78	日置川	城川	右	白浜町	日置川合流点	日置川合流点上流450m	450	A	堤防高	
西牟婁 - 79	新宮川	熊野川	左	田辺市	三里大橋下流400m	三里大橋	400	A	堤防高	
西牟婁 - 80	新宮川	熊野川	左	田辺市	上の谷合流点下流600m	上の谷合流点	600	A	堤防高	
西牟婁 - 81	新宮川	熊野川	右	田辺市	三里大橋下流430m	三里大橋	430	A	堤防高	
西牟婁 - 82	新宮川	熊野川	右	田辺市	大居地区全域	大居地区全域	1,100	B	堤防高	
西牟婁 - 83	新宮川	熊野川	右	田辺市	大斎原一帯	大斎原一帯	400	B	堤防高	
西牟婁 - 84	新宮川	熊野川	右	田辺市	請川高齢者支援ハウス下流100m	請川高齢者支援ハウス	100	B	堤防高	
西牟婁 - 85	新宮川	熊野川	左	田辺市	三里大橋	三里大橋上流100m	100	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 86	新宮川	熊野川	右	田辺市	三里大橋	三里大橋上流150m	150	B	水衝・洗掘	
西牟婁 - 87	新宮川	音無川	左	田辺市	熊野川合流点	本宮行政局	600	A	堤防高	
西牟婁 - 88	新宮川	音無川	右	田辺市	熊野川合流点	私語橋	350	A	堤防高	
西牟婁 - 89	新宮川	大塔川	左	田辺市	熊野川合流点	旧請川橋	200	A	堤防高	
西牟婁 - 90	新宮川	大塔川	左	田辺市	川湯地区県道沿一帯	川湯地区県道沿一帯	300	A	堤防高	
西牟婁 - 91	新宮川	大塔川	右	田辺市	川湯橋下流500m	川湯橋	500	A	堤防高	
西牟婁 - 92	新宮川	大塔川	左	田辺市	大塔橋下流100m	大塔橋上流100m	200	A	堤防高	
西牟婁 - 93	新宮川	大塔川	右	田辺市	熊野川合流点	旧請川橋	300	B	水衝・洗掘	
串本 - 1	周参見川	周参見川	左	すさみ町	原(長宇井橋上流70m)	原(長宇井橋上流100m)	30	B	堤防高	
串本 - 2	周参見川	周参見川	左	すさみ町	立野(沼田谷橋上流150m)	立野(沼田谷橋上流630m)	480	A	堤防高	
串本 - 3	周参見川	周参見川	左	すさみ町	防地(上水道水源地)	防地(上水道水源地上流900m)	900	B	堤防高	
串本 - 4	周参見川	周参見川	左	すさみ町	防地、田中、本城、堀地、石橋(遠見橋)	防地、田中、本城、堀地、石橋(旧給食センター前水路合流点)	630	A	堤防高	
串本 - 5	周参見川	周参見川	左	すさみ町	下地、本城(すさみ橋下流300m)	下地、本城(すさみ橋)	300	B	堤防高	
串本 - 6	周参見川	周参見川	右	すさみ町	沼田谷(沼田谷橋上流20m)	沼田谷(沼田谷橋上流370m)	350	B	堤防高	
串本 - 7	周参見川	周参見川	右	すさみ町	沼田谷(沼田谷橋下流600m)	沼田谷(沼田谷橋下流200m)	400	B	堤防高	
串本 - 8	周参見川	周参見川	右	すさみ町	堀切、山崎(遠見橋)	堀切、山崎(望児橋上流180m)	680	B	堤防高	
串本 - 9	周参見川	周参見川	右	すさみ町	平松(太間川合流点)	平松(すさみ橋)	100	A	堤防高	
串本 - 10	周参見川	太間川	左	すさみ町	平松(周参見川合流点)	入松(松の本橋)	1,980	A	堤防高	
串本 - 11	周参見川	太間川	右	すさみ町	入松(松の本橋)	入松(松の本橋上流100m)	100	A	堤防高	
串本 - 12	周参見川	太間川	右	すさみ町	太間地(太間地橋)	入松(松の本橋)	1,290	B	堤防断面	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
串本 - 13	周参見川	太間川	右	すさみ町	平松(平松橋)	～ 太間地(太間地橋)	600	A	堤防高	
串本 - 14	和深川	和深川	左	すさみ町	口和深(君嶋橋下流550m)	～ 口和深(君嶋橋)	550	B	堤防高	
串本 - 15	和深川	和深川	右	すさみ町	口和深(河口)	～ 口和深(君嶋橋)	970	B	堤防高	
串本 - 16	日置川	城川	左	すさみ町	大附字古川(出合橋下流1100m)	～ 大附字古川(出合橋下流800m)	300	B	水衝・洗掘	
串本 - 17	日置川	城川	左	すさみ町	大附字古川(出合橋下流1100m)	～ 大附字古川(出合橋下流800m)	300	B	堤防高	
串本 - 18	日置川	城川	右	すさみ町	大附(出合橋上流120m)	～ 大附(出合橋上流200m)	80	B	水衝・洗掘	
串本 - 19	日置川	城川	右	すさみ町	大附(出合橋上流120m)	～ 大附(出合橋上流200m)	80	B	堤防高	
串本 - 20	古座川	佐本川	左	すさみ町	佐本大谷(大谷橋下流250m)	～ 佐本大谷(大谷橋上流100m)	350	B	水衝・洗掘	
串本 - 21	古座川	佐本川	左	すさみ町	佐本大谷(大谷橋下流250m)	～ 佐本大谷(大谷橋上流100m)	350	B	堤防高	
串本 - 22	古座川	佐本川	右	すさみ町	佐本大谷(大谷橋下流250m)	～ 佐本大谷(大谷橋上流100m)	350	A	水衝・洗掘	
串本 - 23	古座川	佐本川	右	すさみ町	佐本大谷(大谷橋下流250m)	～ 佐本大谷(大谷橋上流100m)	350	A	堤防高	
串本 - 24	江須の川	江須の川	左	すさみ町	江住(JR鉄橋)	～ 江住(JR鉄橋上流350m)	350	B	水衝・洗掘	
串本 - 25	江須の川	江須の川	左	すさみ町	江住(JR鉄橋)	～ 江住(JR鉄橋上流350m)	350	B	堤防高	
串本 - 26	江須の川	江須の川	右	すさみ町	江住(河口)	～ 江住(JR鉄橋)	350	B	水衝・洗掘	
串本 - 27	江須の川	江須の川	右	すさみ町	江住(河口)	～ 江住(JR鉄橋)	350	B	堤防高	
串本 - 28	江住川	江住川	左	すさみ町	江住(江住橋下流100m)	～ 江住(江住橋上流700m)	800	A	水衝・洗掘	
串本 - 29	江住川	江住川	左	すさみ町	江住(江住橋下流100m)	～ 江住(江住橋上流700m)	800	A	堤防高	
串本 - 30	江住川	江住川	右	すさみ町	江住(江住橋下流120m)	～ 江住(江住橋上流310m)	430	B	堤防高	
串本 - 31	里野西地川	里野西地川	左	すさみ町	里野(JR暗渠)	～ 里野(JR暗渠上流400m)	400	B	堤防高	
串本 - 32	鬲野川	鬲野川	左	串本町	大乗郷(汐入橋)	～ 大乗郷(汐入橋上流320m)	320	B	堤防高	
串本 - 33	鬲野川	鬲野川	右	串本町	大乗郷(汐入橋)	～ 大乗郷(汐入橋上流320m)	320	B	堤防高	
串本 - 34	二色川	二色川	左	串本町	二色(JR鉄橋下流250m)	～ 二色(JR鉄橋)	250	A	水衝・洗掘	
串本 - 35	二色川	二色川	左	串本町	二色(JR鉄橋下流250m)	～ 二色(JR鉄橋)	250	A	堤防高	
串本 - 36	高富川	高富川	左	串本町	高富(稻荷橋下流400m)	～ 高富(稻荷橋)	400	B	水衝・洗掘	
串本 - 37	高富川	高富川	左	串本町	高富(稻荷橋下流400m)	～ 高富(稻荷橋)	400	B	堤防高	
串本 - 38	高富川	高富川	右	串本町	高富(稻荷橋下流400m)	～ 高富(稻荷橋)	400	A	水衝・洗掘	
串本 - 39	高富川	高富川	右	串本町	高富(稻荷橋下流400m)	～ 高富(稻荷橋)	400	A	堤防高	
串本 - 40	有田川	有田川	左	串本町	有田(有田橋)	～ 有田(西ノ前橋下流250m)	850	B	水衝・洗掘	
串本 - 41	有田川	有田川	左	串本町	有田(有田橋)	～ 有田(西ノ前橋下流250m)	850	B	堤防高	
串本 - 42	有田川	有田川	右	串本町	有田(有田橋)	～ 有田(西ノ前橋)	1,100	B	水衝・洗掘	
串本 - 43	有田川	有田川	右	串本町	有田(有田橋)	～ 有田(西ノ前橋)	1,100	B	堤防高	
串本 - 44	有田川	大山川	右	串本町	有田(寺前橋)	～ 有田(寺前橋上流50m)	50	B	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所				重要度	危険理由	備 考
				市町村名	場所		延長 (m)			
					下流	上流				
串本 - 45	田並川	田並川	左	串本町	田並(田並橋)	田並(常水川橋)	500	B	水衝・洗掘	
串本 - 46	田並川	田並川	左	串本町	田並(田並橋)	田並(常水川橋)	500	B	堤防高	
串本 - 47	田並川	田並川	右	串本町	田並(田並橋)	田並(常水川橋)	500	A	水衝・洗掘	
串本 - 48	田並川	田並川	右	串本町	田並(田並橋)	田並(常水川橋)	500	A	堤防高	
串本 - 49	和深川	和深川	左	串本町	和深(村栄橋下流230m)	和深(村栄橋上流70m)	300	B	水衝・洗掘	
串本 - 50	和深川	和深川	左	串本町	和深(村栄橋下流230m)	和深(村栄橋上流70m)	300	B	堤防高	
串本 - 51	和深川	和深川	右	串本町	和深(JR鉄橋)	和深(の場橋)	500	B	水衝・洗掘	
串本 - 52	和深川	和深川	右	串本町	和深(JR鉄橋)	和深(の場橋)	500	B	堤防高	
串本 - 53	田子川	田子川	左	串本町	田子(田子橋)	田子(堂目橋下流100m)	200	B	堤防高	
串本 - 54	田子川	田子川	右	串本町	田子(田子橋)	田子(堂目橋)	300	B	堤防高	
串本 - 55	熊谷川	熊谷川	右	串本町	和深(熊谷橋下流100m)	和深(熊谷橋)	100	B	堤防高	
串本 - 56	宮川	宮川	左	串本町	串本(宮川橋)	串本(宮川橋上流200m)	200	B	堤防高	
串本 - 57	江田川	江田川	右	串本町	江田(江田会館上流70m)	江田(江田会館上流100m)	30	B	水衝・洗掘	
串本 - 58	江田川	江田川	右	串本町	江田(江田会館上流70m)	江田(江田会館上流100m)	30	B	堤防高	
串本 - 59	姫川	姫川	右	串本町	姫(河口)	姫(姫橋上流350m)	400	B	堤防高	
串本 - 60	伊串川	伊串川	左	串本町	伊串(河口)	伊串(伊串橋上流300m)	390	B	堤防高	
串本 - 61	伊串川	伊串川	右	串本町	伊串(河口)	伊串(伊串橋上流300m)	370	B	堤防高	
串本 - 62	神野川	神野川	左	串本町	神野川(河口)	神野川(JR鉄橋上流300m)	500	B	堤防高	
串本 - 63	古座川	古座川	左	串本町	古座、中湊(河口)	古座、中湊(JR鉄橋)	1,050	A	堤防断面	
串本 - 64	古座川	古座川	右	串本町	古田、西向(河口)	古田、西向(河内橋上流100m)	2,850	B	堤防断面	
串本 - 65	古座川	右東谷川	左	串本町	古座(古座川合流点)	古座(カンカン谷橋上流100m)	300	A	堤防高	
串本 - 66	古座川	右東谷川	右	串本町	古座(古座川合流点)	古座(カンカン谷橋上流100m)	300	A	堤防高	
串本 - 67	津荷川	津荷川	左	串本町	津荷(JR鉄橋下流240m)	津荷(JR鉄橋)	240	B	堤防高	
串本 - 68	津荷川	津荷川	左	串本町	津荷(河口)	津荷(旧津荷小学校上流300m)	600	A	堤防高	
串本 - 69	津荷川	津荷川	右	串本町	津荷(河口)	津荷(JR鉄橋)	1,080	B	堤防高	
串本 - 70	田原川	田原川	左	串本町	田原(河口)	田原(報徳橋)	2,200	A	堤防高	
串本 - 71	田原川	田原川	右	串本町	田原(河口)	田原(上ノ宮橋上流300m)	1,600	B	堤防高	
串本 - 72	田原川	佐部川	左	串本町	佐部(根木地橋下流250m)	佐部(明神橋上流100m)	700	B	堤防高	
串本 - 73	田原川	佐部川	右	串本町	佐部(根木地橋下流250m)	佐部(明神橋上流100m)	700	B	堤防高	
串本 - 74	古座川	古座川	右	古座川町	長追(長追橋)	長追(長追橋上流250m)	250	B	堤防高	
串本 - 75	古座川	古座川	左	古座川町	蔵土(三尾川橋下流530m)	蔵土(三尾川橋下流30m)	500	B	堤防高	
串本 - 76	古座川	古座川	左	古座川町	蔵土(住吉神社下流300m)	蔵土(住吉神社上流100m)	400	B	堤防断面	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
串本 - 77	古座川	古座川	左	古座川町	洞尾(洞尾本谷橋下流500m)	～ 洞尾(洞尾本谷橋)	500	B	堤防高	
串本 - 78	古座川	古座川	左	古座川町	相瀬(相瀬橋上流100m)	～ 相瀬(相瀬橋上流350m)	250	B	堤防断面	
串本 - 79	古座川	古座川	右	古座川町	相瀬(相瀬橋下流500m)	～ 相瀬(相瀬橋)	500	A	堤防断面	
串本 - 80	古座川	古座川	右	古座川町	相瀬(相瀬橋下流500m)	～ 相瀬(相瀬橋)	500	A	堤防高	
串本 - 81	古座川	古座川	左	古座川町	立合(峯口橋下流550m)	～ 立合(峯口橋下流50m)	500	B	堤防断面	
串本 - 82	古座川	古座川	左	古座川町	一雨(鶴川橋下流300m)	～ 一雨(鶴川橋上流200m)	500	A	堤防高	
串本 - 83	古座川	古座川	右	古座川町	大柳(大柳橋下流350m)	～ 大柳(大柳橋上流150m)	500	B	堤防断面	
串本 - 84	古座川	古座川	左	古座川町	明神(潤野橋下流650m)	～ 明神(潤野橋上流550m)	1,200	B	堤防断面	
串本 - 85	古座川	古座川	右	古座川町	潤野(潤野橋下流900m)	～ 潤野(潤野橋下流100m)	800	A	堤防高	
串本 - 86	古座川	古座川	左	古座川町	川口(明神橋下流300m)	～ 川口(明神橋)	300	B	堤防高	
串本 - 87	古座川	古座川	左	古座川町	川口(高瀬橋上流100m)	～ 川口(高瀬橋上流300m)	200	B	堤防断面	
串本 - 88	古座川	古座川	右	古座川町	高瀬(高瀬橋下流350m)	～ 高瀬(高瀬橋上流50m)	400	B	堤防断面	
串本 - 89	古座川	古座川	左	古座川町	月野瀬(主谷川合流点)	～ 月野瀬(主谷川合流点上流500m)	500	B	水衝・洗掘	
串本 - 90	古座川	古座川	左	古座川町	月野瀬(主谷川合流点)	～ 月野瀬(主谷川合流点上流500m)	500	B	堤防断面	
串本 - 91	古座川	古座川	左	古座川町	宇津木(河内橋上流200m)	～ 宇津木(河内橋上流350m)	150	B	堤防断面	
串本 - 92	古座川	古座川	左	古座川町	高池(JR鉄橋)	～ 高池(古座川町役場上流50m)	1,300	A	堤防断面	
串本 - 93	古座川	小川	左	古座川町	中崎(中崎橋下流350m)	～ 中崎(中崎橋下流100m)	250	B	堤防断面	
串本 - 94	古座川	小川	左	古座川町	中崎(中崎橋下流350m)	～ 中崎(中崎橋下流100m)	250	B	堤防高	
串本 - 95	古座川	小川	右	古座川町	中崎(中崎橋下流600m)	～ 中崎(中崎橋下流200m)	400	B	堤防断面	
串本 - 96	古座川	小川	左	古座川町	直見(妙見橋下流250m)	～ 直見(妙見橋上流200m)	450	B	堤防断面	
串本 - 97	古座川	小川	右	古座川町	直見(妙見橋下流900m)	～ 直見(妙見橋)	900	A	堤防断面	
串本 - 98	古座川	小川	右	古座川町	直見(妙見橋下流900m)	～ 直見(妙見橋)	900	A	堤防高	
串本 - 99	古座川	池野山川	左	古座川町	池野山(望月橋)	～ 池野山(望月橋上流100m)	100	A	堤防高	
串本 - 100	古座川	主谷川	左	古座川町	月野瀬(古座川合流点)	～ 月野瀬(古座川合流点上流200m)	200	A	水衝・洗掘	
串本 - 101	古座川	主谷川	左	古座川町	月野瀬(古座川合流点)	～ 月野瀬(古座川合流点上流200m)	200	A	堤防高	
串本 - 102	古座川	主谷川	右	古座川町	月野瀬(古座川合流点)	～ 月野瀬(古座川合流点上流200m)	200	A	水衝・洗掘	
串本 - 103	古座川	主谷川	右	古座川町	月野瀬(古座川合流点)	～ 月野瀬(古座川合流点上流200m)	200	A	堤防高	
新宮 - 1	新宮川	浮島川	左	新宮市	第1蘭之沢橋	～ 浮島の森下	230	A	堤防高	
新宮 - 2	新宮川	浮島川	右	新宮市	第1蘭之沢橋	～ 浮島の森下	230	A	堤防高	
新宮 - 3	新宮川	高田川	左	新宮市	大宮橋	～ 杉の郷	500	A	堤防高	
新宮 - 4	新宮川	高田川	右	新宮市	若者広場	～ 近大水産研究場新宮実験場	200	A	堤防高	
新宮 - 5	佐野川	佐野川	左	新宮市	佐野湾	～ 早川(製紙水管橋)	3,200	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
新宮 - 6	佐野川	佐野川	右	新宮市	佐野湾	～ 巴川製紙水管橋	3,200	A	堤防高	
新宮 - 7	佐野川	荒木川	左	新宮市	佐野川合流点	～ 市梨橋	1,000	A	堤防高	
新宮 - 8	佐野川	荒木川	右	新宮市	佐野川合流点	～ 市梨橋	1,000	A	堤防高	
新宮 - 9	新宮川	熊野川	左	新宮市	宮井大橋	～ 相須	2,000	A	堤防高	
新宮 - 10	新宮川	熊野川	右	新宮市	日能橋	～ 三和大橋上流120m	700	B	堤防高	
新宮 - 11	新宮川	熊野川	右	新宮市	変電所	～ 宮井コミュニティー消防センター	250	B	堤防高	
新宮 - 12	新宮川	赤木川	左	新宮市	小口自然の家キャンプ場	～ 渡月橋	500	B	堤防高	
新宮 - 13	新宮川	赤木川	左	新宮市	赤木橋下流500m	～ 赤木橋	500	B	堤防高	
新宮 - 14	新宮川	赤木川	左	新宮市	日能橋	～ 高倉神社(相須)	1,800	B	堤防高	
新宮 - 15	新宮川	赤木川	右	新宮市	小和瀬橋下流50m	～ 小和瀬橋上流450m	500	A	堤防高	
新宮 - 16	新宮川	赤木川	右	新宮市	小口自然の家	～ 第一高倉橋	90	B	堤防高	
新宮 - 17	新宮川	赤木川	右	新宮市	赤木橋	～ 高倉神社(赤木)上流200m	500	A	堤防高	
新宮 - 18	新宮川	玉置川	左	新宮市	上地橋下流500m	～ 上地橋	500	A	堤防高	
新宮 - 19	新宮川	北山川	右	新宮市	玉置口橋下流150m	～ 瀬の郷管理棟上流150m	464	A	堤防高	
新宮 - 20	新宮川	北山川	右	新宮市	花井バス停前	～ 九重集会所上流50m	300	A	堤防高	
新宮 - 21	新宮川	北山川	右	新宮市	瀬大橋上流300m	～ 瀬大橋上流600m	300	A	堤防高	
新宮 - 22	新宮川	熊野川	右	新宮市	山本	～ 能城	1,200	A	堤防高	
新宮 - 23	新宮川	熊野川	左	新宮市	西敷屋	～ 西敷屋	800	B	堤防高	
新宮 - 24	新宮川	熊野川	右	新宮市	東敷屋	～ 東敷屋	700	要注意	堤防高	
新宮 - 25	新宮川	赤木川	左	新宮市	棕井	～ 棕井	500	要注意	堤防高	
新宮 - 26	新宮川	熊野川	右	新宮市	田長	～ 田長	1,300	A	堤防高	
新宮 - 27	新宮川	東の川	左	新宮市	西	～ 西	100	要注意	堤防高	
新宮 - 28	新宮川	東の川	右	新宮市	上長井	～ 上長井	90	B	堤防高	
新宮 - 29	新宮川	志古川	左	新宮市	日足字志古	～ 日足字志古	500	A	堤防高	
新宮 - 30	田無川	田無川	右	那智勝浦町	浦神湾	～ 鬼頭橋	340	B	堤防高	
新宮 - 31	太田川	太田川	左	那智勝浦町	中の川合流点	～ 高遠井橋上流750m	1,415	A	堤防高	
新宮 - 32	太田川	太田川	左	那智勝浦町	太田橋下流250m	～ 太田橋上流350m	600	A	堤防高	
新宮 - 33	太田川	太田川	左	那智勝浦町	大谷川合流点	～ 諏訪神社	800	A	堤防高	
新宮 - 34	太田川	太田川	左	那智勝浦町	R42号	～ 大宮橋	700	A	堤防高	
新宮 - 35	太田川	太田川	左	那智勝浦町	JR鉄橋	～ 下里神社	800	A	堤防高	
新宮 - 36	太田川	太田川	左	那智勝浦町	下里海岸	～ JR鉄橋	300	A	堤防高	
新宮 - 37	太田川	太田川	右	那智勝浦町	高遠井橋下流500m	～ 高遠井橋上流800m	1,300	A	堤防高	

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
新宮 - 38	太田川	太田川	右	那智勝浦町	太田橋下流100m	～ 築紫橋上流500m	1,150	A	堤防高	
新宮 - 39	太田川	太田川	右	那智勝浦町	下里海岸	～ 太田橋	4,700	A	堤防高	
新宮 - 40	太田川	井鹿川	左	那智勝浦町	太田川合流点	～ ヌタノ前橋上流700m	3,500	B	堤防高	
新宮 - 41	太田川	井鹿川	右	那智勝浦町	太田川合流点	～ ヌタノ前橋上流700m	3,500	A	堤防高	
新宮 - 42	太田川	懸川	左	那智勝浦町	太田川合流点	～ 植の畑橋上流200m	500	B	堤防高	
新宮 - 43	太田川	懸川	右	那智勝浦町	太田川合流点	～ 植の畑橋上流200m	500	B	堤防高	
新宮 - 44	二河川	二河川	左	那智勝浦町	二河橋	～ 中上橋	1,860	A	堤防高	
新宮 - 45	二河川	二河川	右	那智勝浦町	湯川川合流点	～ 中上橋上流100m	2,100	A	堤防高	
新宮 - 46	二河川	湯川川	左	那智勝浦町	ゆかし渦	～ 桜ヶ丘団地	700	B	堤防高	
新宮 - 47	二河川	湯川川	右	那智勝浦町	ゆかし渦	～ 柿ノ木橋	1,200	A	堤防高	
新宮 - 48	那智川	那智川	左	那智勝浦町	那智湾	～ ニノ瀬橋上流150m	5,200	A	堤防高	
新宮 - 49	那智川	那智川	右	那智勝浦町	川関橋上流400m	～ 長谷川合流点	600	A	堤防高	
新宮 - 50	那智川	那智川	右	那智勝浦町	那智湾	～ 川関橋上流250m	1,400	B	堤防高	
新宮 - 51	那智川	大谷川	左	那智勝浦町	那智川合流点	～ 大谷1号橋上流400m	600	B	堤防高	
新宮 - 52	那智川	井谷川	左	那智勝浦町	那智川合流点	～ 片山橋	150	B	堤防高	
新宮 - 53	那智川	井谷川	右	那智勝浦町	那智川合流点	～ 五百田橋	500	B	堤防高	
新宮 - 54	那智川	長谷川	左	那智勝浦町	那智川合流点	～ 口長谷橋上流30m	310	B	堤防高	
新宮 - 55	那智川	長谷川	右	那智勝浦町	那智川合流点	～ 口長谷橋	280	B	水衝・洗掘	
新宮 - 56	長野川	長野川	右	那智勝浦町	港川橋下流350m	～ 長野橋	1,150	A	堤防高	
新宮 - 57	長野川	長野川	左	那智勝浦町	宇久井港	～ 尾後川上流100m	700	A	堤防高	
新宮 - 58	与根子川	与根子川	左	太地町	地藏院上流100m	～ JR橋	90	A	堤防高	
新宮 - 59	与根子川	与根子川	右	太地町	地藏院上流100m	～ JR橋	90	B	堤防高	
新宮 - 60	新宮川	北山川	右	北山村	勝手神社下流100m	～ 新大沼橋	1,300	B	堤防高	
新宮 - 61	新宮川	北山川	右	北山村	竹原地区全域	～ 竹原地区全域	800	B	水衝・洗掘	
新宮 - 62	太田川	太田川	左	那智勝浦町	出合橋下流800m付近	～ 出合橋下流800m付近	70	B	法崩れ・すべり	法崩れ
新宮 - 63	太田川	太田川	左	那智勝浦町	平瀬橋付近	～ 平瀬橋付近	70	A	法崩れ・すべり	法崩れ
新宮 - 64	太田川	太田川	右	那智勝浦町	円満地公園上流100m付近	～ 円満地公園上流100m付近	60	B	法崩れ・すべり	法崩れ
新宮 - 65	太田川	太田川	右	那智勝浦町	口色川地内	～ 口色川地内	400	A	堤防高	
新宮 - 66	太田川	太田川	左	那智勝浦町	口色川地内	～ 口色川地内	400	A	堤防高	
新宮 - 67	二河川	二河川	左	那智勝浦町	中上橋上流2000m付近	～ 中上橋上流2000m付近	30	B	法崩れ・すべり	法崩れ
新宮 - 68	那智川	那智川	右	那智勝浦町	曼荼羅河川公園上流400m	～ 市野々橋	2,300	A	堤防高	工事中(R8完予定)
新宮 - 69	那智川	那智川	左	那智勝浦町	陰陽橋付近	～ 陰陽橋付近	50	A	法崩れ・すべり	法崩れ

別表第4 知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所			重要度	危険理由	備 考	
				市町村名	場所					延長 (m)
					下流	上流				
新宮 - 70	那智川	長谷川	左	那智勝浦町	長谷橋付近	～ 長谷橋付近	10	B	法崩れ・すべり	法崩れ
新宮 - 71	狗子ノ川	狗子ノ川	右	那智勝浦町	大徳神社下流30m付近	～ 大徳神社下流30m付近	50	A	堤防高	
新宮 - 72	佐野川	木の川	左	新宮市	区民会館	～ 区民会館上流800m	800	A	法崩れ・すべり	法崩れ

3. 海 岸

海岸 重要水防箇所選定基準

1. 海岸法第2条の3に基づき、県が策定した紀州灘沿岸海岸保全基本計画及び熊野灘沿岸海岸保全基本計画において高潮による浸水区域を想定し、対策工を計画している海岸（箇所）のうち、過去10年間に背後地への越波や飛石が発生した海岸（沿岸市町からヒアリング結果による）または、現在、海岸事業を実施中の海岸
2. 過去5年間に、高潮により背後地に浸水被害が発生した海岸

別表第4 重要水防箇所

3. 海岸

令和7年10月31日時点

番号	所管	担当事務所	名称	重要水防箇所所在地	延長 (m)	備 考
国 - 1	国土交通省水管理・国土保全局	有田振興局建設部	栖原	有田郡湯浅町栖原地先	456	平成27年度越波等被害有り
国 - 2	国土交通省水管理・国土保全局	有田振興局建設部	小浦	有田郡広川町山本地先	178	平成27年度越波等被害有り
国 - 3	国土交通省水管理・国土保全局	日高振興局建設部	吉原・和田	日高郡美浜町吉原・和田	3,050	平成26年度越波等被害有り
国 - 4	国土交通省水管理・国土保全局	西牟婁振興局建設部	白浜	西牟婁郡白浜町白浜	270	海岸事業実施中
国 - 5	国土交通省水管理・国土保全局	西牟婁振興局建設部	日置	西牟婁郡白浜町日置	600	平成16年度より海岸事業実施中
国 - 6	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局串本建設部	江住	西牟婁郡すさみ町江住	380	平成27年度越波等被害有り
国 - 7	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局串本建設部	田並	東牟婁郡串本町田並	470	平成27年度越波等被害有り
国 - 8	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局串本建設部	大久保生・片江生	東牟婁郡串本町串本	500	平成27年度越波等被害有り
国 - 9	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局串本建設部	出雲	東牟婁郡串本町出雲	930	平成27年度越波等被害有り
国 - 10	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局串本建設部	伊串・西向	東牟婁郡串本町西向	410	平成27年度越波等被害有り
国 - 11	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局串本建設部	古座	東牟婁郡串本町古座	400	平成27年度越波等被害有り
国 - 12	国土交通省水管理・国土保全局	東牟婁振興局新宮建設部	天満浜の宮	東牟婁郡那智勝浦町勝浦	1,200	平成21年度より海岸事業実施中
国土交通省水管理・国土保全局所管 合計					8,844	
港 - 1	国土交通省港湾局	和歌山港湾事務所	和歌山下津港（海南港地区）	海南市船尾～冷水	6,729	平成21年度より海岸事業実施中（国）
港 - 2	国土交通省港湾局	和歌山下津港湾事務所	和歌山下津港（有田港地区）	有田市港町～箕島	900	平成23年度より海岸事業実施中
港 - 3	国土交通省港湾局	有田振興局建設部	湯浅広港（湯浅・広川地区）	有田郡湯浅町湯浅～広川町広	1,710	平成23年度より海岸事業実施中
港 - 4	国土交通省港湾局	日高振興局建設部	由良港（神谷・小杭地区）	日高郡由良町神谷・日高町小杭	450	平成24年度より海岸事業実施中
港 - 5	国土交通省港湾局	日高振興局建設部	日高港（浜の瀬・田井・吉原地区）	日高郡美浜町浜の瀬・田井・吉原	922	平成27年度より海岸事業実施中
港 - 6	国土交通省港湾局	西牟婁振興局建設部	文里港（神子浜新庄地区）	田辺市神子浜～新庄	1,000	平成21年度より海岸事業実施中
港 - 7	国土交通省港湾局	東牟婁振興局串本建設部	袋港（串本二色地区）	東牟婁郡串本町二色	500	平成27年度越波等被害有り
港 - 8	国土交通省港湾局	東牟婁振興局串本建設部	古座港（西向地区）	東牟婁郡串本町西向	250	平成27年度越波等被害有り
港 - 9	国土交通省港湾局	東牟婁振興局串本建設部	古座港（古座地区）	東牟婁郡串本町古座	200	平成27年度越波等被害有り
国土交通省港湾局所管 合計					12,661	
農 - 1	農林水産省（水産庁）	湯浅町役場産業建設課	栖原	有田郡湯浅町栖原	745	平成27年度越波等被害有り
農 - 2	農林水産省（水産庁）	由良町役場地域整備課	小引	日高郡由良町小引	556	平成27年度越波等被害有り
農 - 3	農林水産省（水産庁）	美浜町役場農林水産建設課	三尾	日高郡美浜町三尾	800	平成27年度越波等被害有り
農 - 4	農林水産省（水産庁）	みなべ町役場産業課	南部	日高郡みなべ町南部	2,701	平成2430年度越波等被害有り
農 - 5	農林水産省（水産庁）	東牟婁振興局串本建設部	串本	東牟婁郡串本町串本	270	平成27年度越波等被害有り
農 - 6	農林水産省（水産庁）	東牟婁振興局串本建設部	下田原	東牟婁郡串本町田原	1,053	平成27年度越波等被害有り
農林水産省（水産庁） 合計					6,125	
一 - 1	一般公共海岸	日高振興局建設部	大引	日高郡由良町大引	1,000	平成26年度越波等被害有り
一 - 2	一般公共海岸	日高振興局建設部	三尾	日高郡美浜町三尾	200	平成23年度越波等被害有り
一般公共海岸 合計					1,200	

4. ため池

当該ため池の下流部に民家や公共施設等が存在することにより、洪水等の影響による水防活動の必要性を総合的に考慮して次のとおり定める。

設定の基準
農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域(次号及び第3号において「浸水区域」という。)のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等(住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号及び第3号において同じ。)が存するもの。
貯水する容量が1,000 m^3 以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存するもの。
貯水する容量が5,000 m^3 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存するもの。
農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして、第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれ大きいと認められるもの。

表-1

令和7年10月31日時点

振興局別	市町村	重要水防箇所	備考
海草振興局管内	和歌山市	288	
	海南市	172	
	紀美野町	21	
那賀振興局管内	紀の川市	291	
	岩出市	31	
伊都振興局管内	橋本市	177	
	かつらぎ町	57	
	九度山町	21	
	高野町	3	
有田振興局管内	有田市	13	
	湯浅町	25	
	広川町	61	
	有田川町	103	
日高振興局管内	御坊市	59	
	美浜町	11	
	日高町	98	
	由良町	39	
	印南町	102	
	みなべ町	67	
	日高川町	51	
西牟婁振興局管内	田辺市	69	
	白浜町	25	
	上富田町	34	
	すさみ町	0	
東牟婁振興局管内	新宮市	4	
	那智勝浦町	7	
	太地町	0	
	古座川町	15	
	北山村	0	
	串本町	12	
総計		1,856	

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1	海草	302010001	小林池	和歌山市 滝畑		鉄道、高速道路
2	海草	302010004	樗子池上	和歌山市 上黒谷	31	鉄道、高速道路
3	海草	302010005	樗子池下	和歌山市 上黒谷		高速道路
4	海草	302010006	新池(湯屋谷)	和歌山市 湯屋谷	110	鉄道
5	海草	302010007	窪池(湯屋谷)	和歌山市 湯屋谷	142	鉄道
6	海草	302010008	大子谷池	和歌山市 湯屋谷	18	県道
7	海草	302010009	花子池	和歌山市 湯屋谷	134	
8	海草	302010012	観音寺池	和歌山市 谷	13	
9	海草	302010013	花ヤ池	和歌山市 谷	178	
10	海草	302010014	宮池(谷)	和歌山市 谷	112	
11	海草	302010015	がま池	和歌山市 谷	119	鉄道
12	海草	302010016	谷口池	和歌山市 谷	24	県道
13	海草	302010017	皿池(上黒谷)	和歌山市 上黒谷	83	県道
14	海草	302010019	ハズ池	和歌山市 上黒谷	100	県道
15	海草	302010020	籠池(上黒谷)	和歌山市 上黒谷	64	県道
16	海草	302010021	坊池(上黒谷)	和歌山市 上黒谷	47	県道
17	海草	302010022	おんぼ池	和歌山市 上黒谷	105	県道
18	海草	302010024	奥ノ池上(上黒谷)	和歌山市 上黒谷	291	鉄道
19	海草	302010025	奥ノ池下(上黒谷)	和歌山市 上黒谷	307	鉄道
20	海草	302010028	新池(北別所)	和歌山市 北別所	267	
21	海草	302010035	上久六池	和歌山市 上野	75	鉄道、県道
22	海草	302010036	下久六池	和歌山市 上野	54	鉄道、県道
23	海草	302010037	山田池(北野)	和歌山市 北野	72	鉄道、県道
24	海草	302010041	私池(上野)	和歌山市 上野	4	鉄道、県道
25	海草	302010042	内池(上野)	和歌山市 上野	252	鉄道、県道
26	海草	302010043	皿池(北野)	和歌山市 北野	10	鉄道、県道
27	海草	302010044	新池(北野)	和歌山市 北野	179	鉄道、県道
28	海草	302010045	若宮池	和歌山市 北野	151	鉄道
29	海草	302010047	個人池(北野)	和歌山市 北野	22	鉄道、県道
30	海草	302010050	長谷池	和歌山市 弘西	221	養護学校、中学校
31	海草	302010051	米山池	和歌山市 弘西	181	支援学校
32	海草	302010052	名草池	和歌山市 弘西	733	鉄道、高速道路、県道外
33	海草	302010053	深谷池	和歌山市 弘西	7	支援学校、高速道路
34	海草	302010054	内山池	和歌山市 弘西		高速道路
35	海草	302010056	天王池	和歌山市 府中	7	鉄道、高速道路
36	海草	302010058	奥新池(府中)	和歌山市 府中	13	
37	海草	302010059	平野池	和歌山市 府中	11	鉄道、高速道路
38	海草	302010060	新池(府中)	和歌山市 府中	8	鉄道、高速道路
39	海草	302010061	湯谷池	和歌山市 府中	55	鉄道、高速道路
40	海草	302010062	八幡上池	和歌山市 府中	92	小学校、鉄道
41	海草	302010064	奥新池(直川)	和歌山市 直川		鉄道、県道
42	海草	302010065	奥ノ池(直川)	和歌山市 直川		小学校、鉄道
43	海草	302010066	中ノ池	和歌山市 直川	136	小学校、鉄道
44	海草	302010067	口ノ池	和歌山市 直川	272	鉄道
45	海草	302010068	中谷池	和歌山市 直川	579	鉄道、県道
46	海草	302010071	市谷池	和歌山市 直川	137	児童支援施設、鉄道
47	海草	302010072	三味上池	和歌山市 直川	213	鉄道
48	海草	302010073	三味下池	和歌山市 直川	210	鉄道
49	海草	302010074	霊梅池	和歌山市 六十谷	39	
50	海草	302010075	上栗池	和歌山市 六十谷	71	鉄道
51	海草	302010077	新池(園部)	和歌山市 園部	281	県道、文化会館、小学校
52	海草	302010078	龍池(六十谷)	和歌山市 六十谷	137	鉄道
53	海草	302010079	下栗池	和歌山市 六十谷	103	鉄道
54	海草	302010080	未谷上池	和歌山市 六十谷	119	県道
55	海草	302010081	未谷下池	和歌山市 六十谷	135	県道
56	海草	302010083	口新池	和歌山市 六十谷	428	県道
57	海草	302010084	奥新池(六十谷)	和歌山市 六十谷	109	小学校
58	海草	302010085	三味池	和歌山市 六十谷	332	幼稚園、小学校、県道
59	海草	302010088	蓮池(六十谷)	和歌山市 六十谷	332	幼稚園、小学校、県道
60	海草	302010091	柳谷池	和歌山市 園部	677	
61	海草	302010092	宮池(園部)	和歌山市 園部	293	小学校、県道
62	海草	302010093	ショウブ池	和歌山市 園部	212	小学校、県道
63	海草	302010094	枇杷谷池	和歌山市 園部	197	県道
64	海草	302010096	口峠谷池	和歌山市 園部	160	県道
65	海草	302010100	大池(善明寺)	和歌山市 善明寺	87	保育園、県道
66	海草	302010103	雨谷池	和歌山市 大谷	139	病院
67	海草	302010106	大谷上池	和歌山市 大谷		小学校、県道
68	海草	302010107	大谷下池	和歌山市 大谷	263	小学校、県道
69	海草	302010108	大池(大谷)	和歌山市 大谷	84	小学校、県道
70	海草	302010109	東谷池	和歌山市 平井	1295	国道
71	海草	302010110	西溪池	和歌山市 平井	309	国道、県道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
72	海草	302010111	政所池	和歌山市 平井	156	国道
73	海草	302010112	畑池(大谷)	和歌山市 大谷	26	国道
74	海草	302010113	大池(栄谷)	和歌山市 栄谷	111	県道
75	海草	302010116	西谷池	和歌山市 栄谷	629	鉄道、県道、自治会館外
76	海草	302010117	三笠池	和歌山市 中	1993	国道、県道、小学校外
77	海草	302010118	寺谷池	和歌山市 中		鉄道、県道
78	海草	302010119	上池(梅原)	和歌山市 梅原	234	県道
79	海草	302010120	下ノ池	和歌山市 梅原	213	県道
80	海草	302010121	万蔵池	和歌山市 梅原		県道
81	海草	302010122	安楽池	和歌山市 木ノ本	489	県道
82	海草	302010123	龍池(木ノ本)	和歌山市 木ノ本	37	県道
83	海草	302010125	大池(木ノ本)	和歌山市 木ノ本	679	県道
84	海草	302010126	大台池	和歌山市 木ノ本	1463	県道
85	海草	302010127	女谷池	和歌山市 木ノ本	190	保育園
86	海草	302010129	坂ノ谷中池	和歌山市 西庄	202	県道
87	海草	302010130	坂ノ谷下池	和歌山市 西庄	97	県道
88	海草	302010131	岩ノ谷池	和歌山市 西庄	168	県道
89	海草	302010132	平ノ上池	和歌山市 西庄	2147	県道、自治会館
90	海草	302010133	平ノ下池	和歌山市 西庄	295	
91	海草	302010134	城ヶ谷池	和歌山市 西庄	18	
92	海草	302010136	池ノ谷池	和歌山市 本脇	76	県道
93	海草	302010137	丸池	和歌山市 本脇	41	県道
94	海草	302010138	蛇ノ舞池	和歌山市 本脇	30	県道
95	海草	302010140	小屋木池	和歌山市 磯ノ浦	33	県道
96	海草	302010146	鷺ノ巣ノ池	和歌山市 日野	19	
97	海草	302010147	春日池	和歌山市 日野	31	
98	海草	302010148	大井谷池	和歌山市 磯ノ浦	1	鉄道
99	海草	302010152	山田池(加太)	和歌山市 加太		その他
100	海草	302010154	大崎小池	和歌山市 加太	7	
101	海草	302010176	参マイ池	和歌山市 上三毛	29	鉄道、県道
102	海草	302010177	中川池	和歌山市 上三毛		鉄道、県道
103	海草	302010180	鎌池(上三毛)	和歌山市 上三毛	4	鉄道、県道
104	海草	302010183	長谷池	和歌山市 上三毛	12	鉄道
105	海草	302010185	南ノ芝池	和歌山市 上三毛	98	県道
106	海草	302010186	京森池	和歌山市 上三毛	31	県道
107	海草	302010190	馬場洗池	和歌山市 上三毛	3	県道
108	海草	302010191	皿池(上三毛)	和歌山市 上三毛	11	県道
109	海草	302010192	谷口池	和歌山市 下三毛	32	県道
110	海草	302010196	次郎池	和歌山市 下三毛	43	保育園、県道
111	海草	302010199	奥ノ池(下三毛)	和歌山市 下三毛	143	高等学校
112	海草	302010201	孫六池	和歌山市 下三毛	28	
113	海草	302010204	大明神池	和歌山市 東田中	11	
114	海草	302010207	尾崎池	和歌山市 金谷	15	
115	海草	302010210	奥ノ池(金谷)	和歌山市 金谷	27	県道、自治会館
116	海草	302010211	弁財天池	和歌山市 金谷	16	
117	海草	302010218	押池	和歌山市 金谷	65	
118	海草	302010226	北端池	和歌山市 金谷	3	
119	海草	302010227	百十池	和歌山市 金谷	1	
120	海草	302010229	山田池	和歌山市 和佐関戸	49	
121	海草	302010236	別所谷下池	和歌山市 禰宜	14	県道
122	海草	302010237	別所谷上池	和歌山市 禰宜	71	県道
123	海草	302010239	鐘池	和歌山市 禰宜	104	県道
124	海草	302010241	和坂池	和歌山市 禰宜	11	県道
125	海草	302010242	皿池(禰宜)	和歌山市 禰宜	4	県道
126	海草	302010244	大池(禰宜)	和歌山市 禰宜	16	
127	海草	302010245	マト谷池	和歌山市 禰宜	5	
128	海草	302010247	大谷池(禰宜)	和歌山市 禰宜	3	
129	海草	302010248	大谷池(下和佐)	和歌山市 下和佐	13	
130	海草	302010249	苦屋谷池	和歌山市 下和佐	12	
131	海草	302010250	口池(下和佐)	和歌山市 下和佐	9	
132	海草	302010251	奥池(下和佐)	和歌山市 下和佐	17	
133	海草	302010253	大池(岩橋)	和歌山市 岩橋	78	
134	海草	302010254	大岩谷池	和歌山市 岩橋	66	県道
135	海草	302010255	長尾池	和歌山市 岩橋	54	県道
136	海草	302010259	大谷池(鳴神)	和歌山市 鳴神	122	病院
137	海草	302010260	ソゴ寺池	和歌山市 井辺		高速道路
138	海草	302010266	藤井池	和歌山市 西	36	県道
139	海草	302010273	大谷池	和歌山市 西	69	小学校
140	海草	302010274	墓地谷池	和歌山市 森小手穂	95	
141	海草	302010276	上念仏池	和歌山市 森小手穂	6	小学校、県道
142	海草	302010277	下念仏池	和歌山市 森小手穂	39	小学校、県道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
143	海草	302010282	東谷池	和歌山市 寺内	1	高速道路
144	海草	302010283	ハサミ池	和歌山市 森小手穂	5	高速道路
145	海草	302010284	新池	和歌山市 森小手穂	3	高速道路
146	海草	302010288	カゴ池(森小手穂)	和歌山市 森小手穂	12	県道
147	海草	302010294	田所池	和歌山市 三葛	214	県道
148	海草	302010295	皿池(三葛)	和歌山市 三葛	69	県道
149	海草	302010296	志連田池	和歌山市 内原		鉄道
150	海草	302010297	デン田池	和歌山市 内原	2	鉄道
151	海草	302010298	奥池(内原)	和歌山市 内原	2	鉄道
152	海草	302010299	下汚池	和歌山市 内原		鉄道
153	海草	302010300	上汚池	和歌山市 内原		鉄道
154	海草	302010303	こも池	和歌山市 内原	2	鉄道
155	海草	302010305	深池(吉原)	和歌山市 吉原	115	小学校
156	海草	302010306	ジュンドウ池	和歌山市 吉原	192	小学校
157	海草	302010308	大池(吉原)	和歌山市 吉原	406	小学校
158	海草	302010310	岩池	和歌山市 吉原	285	小学校
159	海草	302010311	清水谷口池	和歌山市 吉原	51	
160	海草	302010312	清水谷池	和歌山市 吉原	65	県道
161	海草	302010313	大門池(広原)	和歌山市 広原	56	
162	海草	302010314	沖池	和歌山市 広原	33	
163	海草	302010315	こも池(広原)	和歌山市 広原	114	県道
164	海草	302010316	オオカミ坂池	和歌山市 冬野	43	
165	海草	302010322	寺池(冬野)	和歌山市 冬野	22	
166	海草	302010323	中池(冬野)	和歌山市 冬野	23	
167	海草	302010324	池川池	和歌山市 冬野	17	県道
168	海草	302010325	大谷池(冬野)	和歌山市 冬野	88	県道
169	海草	302010326	下池(冬野)	和歌山市 冬野	44	県道
170	海草	302010327	上池(冬野)	和歌山市 冬野	52	県道
171	海草	302010331	符ノ谷池	和歌山市 冬野	52	文化会館、保育園、県道
172	海草	302010332	広田池	和歌山市 冬野	35	県道
173	海草	302010333	足ヶ谷池	和歌山市 冬野	18	県道
174	海草	302010334	奥ノ谷池	和歌山市 本渡	108	文化会館、保育園
175	海草	302010335	山田池(本渡)	和歌山市 本渡	6	
176	海草	302010338	西ノ奥ノ池	和歌山市 朝日	61	県道
177	海草	302010340	重助池	和歌山市 朝日	22	
178	海草	302010343	浅池	和歌山市 朝日	213	小学校、県道
179	海草	302010344	赤阪池	和歌山市 朝日	46	小学校、県道
180	海草	302010347	土池(朝日)	和歌山市 朝日	8	
181	海草	302010348	三左衛門池	和歌山市 朝日	16	
182	海草	302010349	大皿池	和歌山市 江南	35	県道
183	海草	302010350	二ツ池北	和歌山市 江南	16	県道
184	海草	302010351	二ツ池南	和歌山市 江南	23	県道
185	海草	302010352	東池(本渡)	和歌山市 本渡	1	
186	海草	302010354	下奥ノ池	和歌山市 薬勝寺	29	高速道路、県道
187	海草	302010355	上奥ノ池	和歌山市 薬勝寺	29	高速道路、県道
188	海草	302010356	仁井辺下池	和歌山市 仁井辺	8	県道
189	海草	302010357	仁井辺上池	和歌山市 仁井辺	10	県道
190	海草	302010358	清水池	和歌山市 江南		県道
191	海草	302010359	里ノ池	和歌山市 江南	56	県道
192	海草	302010362	ショウブ谷上池	和歌山市 相坂	6	高速道路
193	海草	302010364	谷奥池	和歌山市 井戸	49	県道
194	海草	302010365	応供寺池	和歌山市 相坂	62	県道
195	海草	302010367	上池(相坂)	和歌山市 相坂	21	
196	海草	302010368	下池(相坂)	和歌山市 相坂	15	
197	海草	302010369	東池(相坂)	和歌山市 相坂	254	鉄道、高速道路、公民館
198	海草	302010370	成福寺池	和歌山市 松原	77	幼稚園
199	海草	302010371	諏訪池	和歌山市 松原	60	幼稚園
200	海草	302010375	宮畑池	和歌山市 薬勝寺	13	
201	海草	302010376	新池(松原)	和歌山市 松原	6	県道
202	海草	302010377	大池(薬勝寺)	和歌山市 薬勝寺	37	県道
203	海草	302010378	王寺谷下池	和歌山市 薬勝寺		高速道路、県道
204	海草	302010381	彦次池	和歌山市 森小手穂	50	鉄道、県道
205	海草	302010382	本谷新池	和歌山市 吉礼	325	鉄道、県道
206	海草	302010383	本谷池	和歌山市 吉礼	6	鉄道、県道
207	海草	302010384	砂羅池	和歌山市 吉礼	5	県道
208	海草	302010387	大池(吉礼)	和歌山市 吉礼	309	県道
209	海草	302010389	外池	和歌山市 吉礼	1	県道
210	海草	302010391	奥ノ谷池	和歌山市 吉礼	4	鉄道
211	海草	302010392	小池(吉礼)	和歌山市 吉礼	2	県道
212	海草	302010396	上池(口須佐)	和歌山市 口須佐	22	県道
213	海草	302010400	上池(口須佐)	和歌山市 口須佐	24	県道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
214	海草	302010401	小谷池	和歌山市 吉礼	55	小学校、支所
215	海草	302010407	西谷池(奥須佐)	和歌山市 奥須佐	30	県道
216	海草	302010408	奥谷池(奥須佐)	和歌山市 奥須佐	15	
217	海草	302010409	堂池(奥須佐)	和歌山市 奥須佐	4	県道
218	海草	302010417	新池(頭陀寺)	和歌山市 頭陀寺	6	県道
219	海草	302010421	トビ谷池	和歌山市 境原	24	県道
220	海草	302010420	中池(境原)	和歌山市 境原	6	県道
221	海草	302010425	青木谷池	和歌山市 境原	23	県道
222	海草	302010433	桜池(伊太祁曽)	和歌山市 伊太祁曽	125	県道
223	海草	302010434	ハス池(大河内)	和歌山市 大河内	4	
224	海草	302010436	サクラ谷池	和歌山市 伊太祁曽	6	
225	海草	302010438	泉谷池	和歌山市 南畑	7	
226	海草	302010439	ハス池(南畑)	和歌山市 南畑	7	県道
227	海草	302010420	東池(南原)	和歌山市 南原	1	
228	海草	302010441	新出池(南畑)	和歌山市 南畑	7	
229	海草	302010442	芝の浦上池	和歌山市 南畑	18	
230	海草	302010443	芝の浦下池	和歌山市 南畑	12	
231	海草	302010444	神水池	和歌山市 南畑	18	県道
232	海草	302010445	露ヶ谷池	和歌山市 南畑	62	
233	海草	302010446	北底池	和歌山市 黒谷	7	県道
234	海草	302010448	新池(黒谷)	和歌山市 黒谷	7	県道
235	海草	302010449	妙見池	和歌山市 黒谷	15	県道
236	海草	302010450	奥谷池	和歌山市 黒谷	23	県道
237	海草	302010451	菰作池	和歌山市 黒谷	10	県道
238	海草	302010452	有ノ木池	和歌山市 黒谷	16	
239	海草	302010457	新池(黒岩)	和歌山市 黒谷	116	県道
240	海草	302010458	すりばち池	和歌山市 黒谷	7	県道
241	海草	302010463	星ヶ谷池	和歌山市 黒谷	31	
242	海草	302010465	ショウブ池	和歌山市 黒谷	287	県道
243	海草	302010466	寺池(黒岩)	和歌山市 黒谷	28	県道
244	海草	302010467	友測池	和歌山市 黒谷	78	県道
245	海草	302010470	新池(大河内)	和歌山市 大河内	86	
246	海草	302010476	戸ノ谷池	和歌山市 南畑	22	県道
247	海草	302010478	千蔵池	和歌山市 大河内	2	
248	海草	302010480	後屋谷池	和歌山市 大河内	41	
249	海草	302010485	北谷池	和歌山市 大河内	52	県道
250	海草	302010486	釜池(大河内)	和歌山市 大河内	23	
251	海草	302010493	大池(永山)	和歌山市 永山	246	鉄道、県道、自治会館外
252	海草	302010494	中池(山東中)	和歌山市 山東中	130	県道
253	海草	302010495	下池(大河内)	和歌山市 大河内	143	県道
254	海草	302010496	コガ池(山東中)	和歌山市 山東中	23	県道
255	海草	302010498	東奥大池	和歌山市 永山	86	県道
256	海草	302010504	オシヤ池	和歌山市 永山	49	県道
257	海草	302010505	ヒル池	和歌山市 永山	11	
258	海草	302010513	米山池	和歌山市 永山	1	鉄道、県道
259	海草	302010516	奥ノ谷池	和歌山市 永山	20	鉄道、県道
260	海草	302010521	北池(木枕)	和歌山市 木枕	10	
261	海草	302010522	えびす谷下池	和歌山市 明王寺		その他
262	海草	302010524	ヒシ池	和歌山市 矢田	7	
263	海草	302010526	前池(矢田)	和歌山市 矢田	12	
264	海草	302010528	新池(永山)	和歌山市 永山	223	鉄道、県道
265	海草	302010530	小浜池	和歌山市 明王寺	2	
266	海草	302010532	ニゴリ池	和歌山市 明王寺	3	
267	海草	302010533	小谷池(塩ノ谷)	和歌山市 塩ノ谷	2	
268	海草	302010534	鴨折池	和歌山市 塩ノ谷	5	県道
269	海草	302010535	弥治谷池	和歌山市 平尾	46	県道
270	海草	302010536	坂ノ谷池	和歌山市 平尾	9	県道
271	海草	302010537	カゴ池(平尾)	和歌山市 平尾	8	県道
272	海草	302010540	十谷池	和歌山市 平尾	103	県道
273	海草	302010545	取子下池	和歌山市 明王寺	64	県道
274	海草	302010546	取子上池	和歌山市 平尾	96	県道
275	海草	302010547	谷奥池(明王寺)	和歌山市 明王寺	16	県道
276	海草	302010548	谷奥池	和歌山市 明王寺	21	県道
277	海草	302010550	下瀬出池	和歌山市 明王寺	9	
278	海草	302010551	上瀬出池	和歌山市 明王寺	14	
279	海草	302010552	西ノ谷池	和歌山市 明王寺	15	
280	海草	302010553	下竹ヤ谷池	和歌山市 明王寺	31	
281	海草	302010554	上竹ヤ谷池	和歌山市 明王寺	39	
282	海草	302010557	大門池(明王寺)	和歌山市 明王寺	6	
283	海草	302010558	丹生池	和歌山市 明王寺	39	
284	海草	302010559	丹生池(東)	和歌山市 明王寺	33	

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
285	海草	302010561	奥ノ谷池	和歌山市 明王寺	22	
286	海草	302010565	岩井出西池	和歌山市 吉礼		県道
287	海草	302010567	八幡池	和歌山市 府中	98	鉄道
288	海草	302010568	雄ノ山池	和歌山市 滝畑		高速道路
289	海草	302020020	御霊池	海南市 鳥居	200	教育施設、市道、国道
290	海草	302020023	慶権寺池	海南市 鳥居	500	教育施設、市道、国道
291	海草	302020024	細工谷池	海南市 大野中	200	教育施設、市道、国道
292	海草	302020025	細工谷子池	海南市 大野中	200	教育施設、市道、国道
293	海草	302020026	皿池	海南市 大野中	100	市道
294	海草	302020030	才ノ神東池	海南市 山田	5	市道
295	海草	302020031	蓮池(山田)	海南市 山田	50	市道
296	海草	302020033	溝ノ谷池	海南市 幡川	20	市道
297	海草	302020037	雨守池	海南市 幡川	20	市道、国道
298	海草	302020045	松本池	海南市 日方	10	市道
299	海草	302020049	深原池	海南市 日方	20	市道
300	海草	302020051	龍走池	海南市 井田	30	市道、国道
301	海草	302020054	上谷池	海南市 船尾	50	市道
302	海草	302020055	寒谷池	海南市 船尾	50	市道
303	海草	302020057	麦日池	海南市 幡川	20	市道
304	海草	302020060	大池(大野中)	海南市 大野中	500	教育施設、市道、国道
305	海草	302020061	正法寺谷池	海南市 岡田	20	市道、県道
306	海草	302020063	南木谷西池	海南市 岡田	25	市道、県道
307	海草	302020070	二ツ池(上池)	海南市 岡田	44	市道、県道
308	海草	302020071	二ツ池(下池)	海南市 岡田	44	市道、県道
309	海草	302020073	クモ池	海南市 且来	200	市道、県道
310	海草	302020075	ニゴリ池	海南市 且来	30	市道
311	海草	302020081	鰹田池	海南市 小野田	50	市道
312	海草	302020088	芦谷池	海南市 小野田	30	市道
313	海草	302020092	丸山南池	海南市 小野田	10	市道
314	海草	302020093	丸山北池	海南市 小野田	10	市道
315	海草	302020094	まいなげ池	海南市 且来	10	市道、県道
316	海草	302020095	奥池(且来)	海南市 且来	30	市道
317	海草	302020101	大池(多田)	海南市 多田	13	市道
318	海草	302020102	駒ヶ谷池	海南市 多田	4	市道、県道
319	海草	302020107	中谷池(小野田)	海南市 小野田	20	市道、県道
320	海草	302020110	山縣池	海南市 小野田	20	市道、県道
321	海草	302020112	上奥垣内池	海南市 小野田	15	市道
322	海草	302020113	上奥垣内池	海南市 小野田	15	市道
323	海草	302020114	五紋池	海南市 小野田	40	市道
324	海草	302020115	奥山池	海南市 小野田	62	市道、県道
325	海草	302020116	新池(小野田)	海南市 小野田	62	市道、県道
326	海草	302020120	大豆芝池	海南市 多田	5	市道
327	海草	302020123	滝ヶ峰池	海南市 多田	10	市道
328	海草	302020131	辻池	海南市 且来	20	市道
329	海草	302020135	大明神池	海南市 且来	180	教育施設、市道、県道
330	海草	302020137	濁池	海南市 阪井	50	市道、国道
331	海草	302020140	大谷池(阪井)	海南市 阪井	20	市道、県道
332	海草	302020142	玉輪池	海南市 阪井	10	市道、県道
333	海草	302020144	藤田池	海南市 阪井	30	市道、県道、国道
334	海草	302020145	藤田中池	海南市 阪井	30	市道、県道、国道
335	海草	302020146	藤田上池	海南市 阪井	30	市道、県道、国道
336	海草	302020147	北山上池	海南市 阪井	30	市道、県道、国道
337	海草	302020148	北山下池	海南市 阪井	5	市道、県道、国道
338	海草	302020149	瀬野の池	海南市 重根	20	市道、国道
339	海草	302020155	小島池の下	海南市 重根	50	市道、県道
340	海草	302020156	小嶋池	海南市 重根	150	市道、県道
341	海草	302020160	車瀬池	海南市 重根	30	市道、県道
342	海草	302020165	南池(重根)	海南市 重根	5	市道、県道
343	海草	302020167	新池(重根)	海南市 重根	220	市道、県道
344	海草	302020172	菖蒲池	海南市 重根	15	市道、県道
345	海草	302020173	森脇の池	海南市 重根	20	市道、県道
346	海草	302020174	猿渡池	海南市 重根	20	市道、県道
347	海草	302020182	竜部池	海南市 阪井	200	市道、県道、国道
348	海草	302020188	ホシヤ谷池	海南市 阪井	80	市道、国道
349	海草	302020189	亀池(阪井)	海南市 阪井	500	市道、県道、国道
350	海草	302020191	字の池	海南市 阪井	20	市道、国道
351	海草	302020192	宮池(阪井)	海南市 阪井	30	市道、国道
352	海草	302020194	新亀池(阪井)	海南市 阪井	500	市道、県道、国道
353	海草	302020198	才池	海南市 阪井	200	市道、県道、国道
354	海草	302020199	新池(阪井)	海南市 阪井	200	市道、県道、国道
355	海草	302020205	坂井池	海南市 別所	1	市道、県道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
356	海草	302020224	池ノ久保池	海南市 別所	2	市道、県道
357	海草	302020244	赤松ノ池	海南市 扱沢	10	市道、県道
358	海草	302020320	口池(重根)	海南市 重根	10	市道、県道
359	海草	302020322	下田和池	海南市 沖野々	25	市道、国道
360	海草	302020323	上田和池	海南市 沖野々	25	市道、国道
361	海草	302020325	御影堂池	海南市 沖野々	30	市道、国道
362	海草	302020326	沖谷池	海南市 沖野々	30	市道、国道
363	海草	302020327	西田池(沖野々)	海南市 沖野々	30	市道、国道
364	海草	302020329	観音池	海南市 野上中	10	市道、国道
365	海草	302020331	藤井池	海南市 野上中	5	市道、国道
366	海草	302020338	中谷池(木津)	海南市 木津	15	市道、県道、国道
367	海草	302020339	タビ形池	海南市 木津	10	市道、国道
368	海草	302020341	皿池(木津)	海南市 木津	43	市道、県道、国道
369	海草	302020342	葉山池	海南市 木津	40	市道、県道、国道
370	海草	302020343	下吉谷池	海南市 木津	41	市道、県道
371	海草	302020344	上吉谷池	海南市 木津	41	市道、県道
372	海草	302020346	小池(別院)	海南市 別院	46	市道
373	海草	302020347	やしやぶじゃ池	海南市 別院		市道
374	海草	302020349	歩路池	海南市 別院	41	市道、県道
375	海草	302020350	奥観音池	海南市 別院	80	教育施設、市道、県道
376	海草	302020351	観音池	海南市 別院	80	教育施設、市道、県道
377	海草	302020352	皿池(別院)	海南市 別院	6	市道、県道
378	海草	302020369	上池(孟子)	海南市 孟子	15	市道
379	海草	302020370	こも池	海南市 孟子	10	市道
380	海草	302020378	天堤池	海南市 孟子	8	市道
381	海草	302020380	不動池	海南市 孟子	8	市道
382	海草	302020383	中の谷池	海南市 高津	6	市道
383	海草	302020384	竜王池	海南市 高津	2	市道
384	海草	302020392	上大池	海南市 高津	5	市道
385	海草	302020393	下大池	海南市 高津	5	市道
386	海草	302020397	鉄砲池	海南市 高津	5	市道
387	海草	302020406	犬飼池	海南市 孟子	31	市道
388	海草	302020413	待池	海南市 高津	20	市道
389	海草	302020414	海池	海南市 高津	1	市道
390	海草	302020421	奥池(下津野)	海南市 下津野	10	市道、国道
391	海草	302020422	上池(下津野)	海南市 下津野	10	市道、国道
392	海草	302020424	曾和池	海南市 原野	111	教育施設、市道、国道
393	海草	302020429	堂池	海南市 原野	10	市道、国道
394	海草	302020430	下池(原野)	海南市 原野	2	市道、国道
395	海草	302020432	小屋池	海南市 原野	5	市道、国道
396	海草	302020433	しょうじ池	海南市 原野	10	市道、国道
397	海草	302020434	らっちゃ池	海南市 原野	5	市道、国道
398	海草	302020439	皿池(原野)	海南市 原野	3	市道、国道
399	海草	302020440	中池(原野)	海南市 原野	1	市道、国道
400	海草	302020441	大地池	海南市 原野	1	市道、国道
401	海草	302020442	大池(原野)	海南市 原野	30	市道、国道
402	海草	302020450	岩谷下池	海南市 七山	10	市道、国道
403	海草	302020452	岩谷中池	海南市 七山	50	市道、国道
404	海草	302020458	新池(原野)	海南市 原野	2	市道、国道
405	海草	302020466	新池(七山)	海南市 七山	2	市道、国道
406	海草	302020468	新田池(七山)	海南市 七山	2	市道、国道
407	海草	302020469	小池(七山)	海南市 七山	3	市道、国道
408	海草	302020470	大池(七山)	海南市 七山	3	市道、国道
409	海草	302020473	畑池(七山)	海南市 七山	50	市道、県道、国道
410	海草	302020475	ただら上池	海南市 七山	5	市道、県道、国道
411	海草	302020480	新田池(七山)	海南市 七山	18	教育施設、市道、国道
412	海草	302020481	新池(七山)	海南市 七山	18	教育施設、市道、国道
413	海草	302020487	下池(七山)	海南市 七山	3	市道、国道
414	海草	302020503	上池(海老谷)	海南市 海老谷	3	市道、国道
415	海草	302020526	赤池(上谷)	海南市 上谷	2	市道、国道
416	海草	302020563	椎ノ木谷池	海南市 次ヶ谷	5	市道、国道
417	海草	302020564	上池(次ヶ谷)	海南市 次ヶ谷	5	市道、国道
418	海草	302020576	下の池	海南市 野上新	2	市道、県道
419	海草	302020579	白かせ池	海南市 野上新	15	市道、県道
420	海草	302020581	中池(野上新)	海南市 野上新	5	市道、県道
421	海草	302020584	しやりお池	海南市 野上新	5	市道、県道
422	海草	302020587	中池(野上新)	海南市 野上新	5	市道、県道
423	海草	302020598	青畑池	海南市 野上新	5	市道、県道
424	海草	302020599	新池(野上新)	海南市 野上新	10	市道、県道
425	海草	302020600	観音池	海南市 野上新	10	市道、県道
426	海草	302020601	東田池	海南市 野上新	20	市道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
427	海草	302020608	大池(野上新)	海南省 野上新	5	市道
428	海草	302020610	新池(野上新)	海南省 野上新	5	市道
429	海草	302020612	又池	海南省 野上新	5	市道
430	海草	302020613	すこ池	海南省 野上新	10	市道
431	海草	302020614	観音池	海南省 野上新	3	市道
432	海草	302020615	はりま池	海南省 野上新	2	市道
433	海草	302020619	奥池(九品寺)	海南省 九品寺	20	市道、県道
434	海草	302020620	ピワコ池	海南省 九品寺	20	市道、県道
435	海草	302020621	新子池	海南省 野上新	20	市道
436	海草	302020623	百間谷池	海南省 九品寺	30	市道、県道
437	海草	302020627	土井池	海南省 九品寺	20	市道、県道
438	海草	302020634	栗林池	海南省 九品寺	15	市道、県道
439	海草	302020635	新池(九品寺)	海南省 九品寺	13	教育施設、市道、県道
440	海草	302020641	無名池	海南省 重根	5	市道
441	海草	302020657	無名池	海南省 上谷	5	市道
442	海草	302022004	西ノ池	海南省 下津町笠畑	3	市道、県道
443	海草	302022006	東ノ池	海南省 下津町笠畑	1	市道、県道
444	海草	302022111	地蔵池	海南省 下津町橋本	1	市道
445	海草	302022112	地蔵上池	海南省 下津町橋本	1	市道
446	海草	302022121	岩屋谷上池	海南省 下津町小松原	49	教育施設、市道、県道
447	海草	302022122	岩屋谷下池	海南省 下津町小松原	49	教育施設、市道、県道
448	海草	302022124	大池(青枝)	海南省 下津町青枝	30	市道
449	海草	302022136	岡池(中)	海南省 下津町中	30	市道
450	海草	302022139	梅田下池	海南省 下津町梅田	30	市道、県道
451	海草	302022140	柳谷池	海南省 下津町梅田	50	市道、県道
452	海草	302022142	山田池	海南省 下津町下	30	市道、県道
453	海草	302022143	丁池	海南省 下津町丁		市道、国道
454	海草	302022145	東光寺池	海南省 下津町上	80	市道、県道、国道
455	海草	302022146	東光寺下池	海南省 下津町上	80	市道、県道、国道
456	海草	302022148	放生池	海南省 下津町上	80	市道、県道
457	海草	302022176	大池(小原)	海南省 下津町小原	154	教育施設、市道
458	海草	302022180	奥池(小原)	海南省 下津町小原	50	教育施設、市道
459	海草	302022196	神田池	海南省 下津町下津	70	市道
460	海草	302022197	大正池	海南省 下津町下津	10	市道
461	海草	303041001	檉河池	紀美野町 動木	72	国道・県道
462	海草	303041002	露谷池	紀美野町 動木	15	国道・県道
463	海草	303041016	馬谷池	紀美野町 動木	11	交番・町道
464	海草	303041045	黒池	紀美野町 動木	8	町道
465	海草	303041048	金魚池	紀美野町 動木	6	町道
466	海草	303041050	中池(動木)	紀美野町 動木	6	町道
467	海草	303041122	埋谷口池	紀美野町 小畑	16	国道
468	海草	303041123	埋谷中池	紀美野町 小畑	16	国道
469	海草	303041124	埋谷奥池	紀美野町 小畑	16	国道
470	海草	303041132	大杖上西池	紀美野町 長谷	1	町道
471	海草	303041133	大杖上東池	紀美野町 長谷	1	町道
472	海草	303041156	境谷池	紀美野町 長谷	6	県道
473	海草	303041168	かこ池	紀美野町 下佐々	5	県道
474	海草	303041171	菖蒲池	紀美野町 下佐々	5	県道
475	海草	303041173	皿の池	紀美野町 下佐々	1	県道
476	海草	303041175	湯の戸池	紀美野町 下佐々	2	町道
477	海草	303041209	田人池	紀美野町 西野	6	県道
478	海草	303041239	不動池	紀美野町 松瀬	5	県道
479	海草	303041257	二ツ池上池	紀美野町 奥佐々	1	町道
480	海草	303042009	亀池	紀美野町 南畑		国道
481	海草	303042037	日裏池	紀美野町 鎌滝	3	国道
482	那賀	302081001	海神池	紀の川市 北中	135	小学校 保育所 県道 集会所
483	那賀	302081003	皿池	紀の川市 南中	9	県道
484	那賀	302081006	金兵衛池	紀の川市 南中	6	
485	那賀	302081007	天神池	紀の川市 北大井	4	重ね池
486	那賀	302081008	西新池(二ツ池)	紀の川市 北大井	3	重ね池
487	那賀	302081010	蓮池	紀の川市 池田新	34	
488	那賀	302081011	東新池(新池)	紀の川市 北大井	7	重ね池
489	那賀	302081014	笠の池	紀の川市 南勢田	2	
490	那賀	302081015	松尾池	紀の川市 南勢田	12	重ね池 鉄道 国道 県道
491	那賀	302081016	上ノ池	紀の川市 北勢田	46	重ね池 県道
492	那賀	302081022	平池	紀の川市 北勢田	1	県道
493	那賀	302081027	知谷池	紀の川市 北勢田	1	工場 京奈和道路
494	那賀	302081028	新池	紀の川市 北勢田	1	工場 京奈和道路
495	那賀	302081029	大池	紀の川市 北勢田	152	工場 鉄道 国道 県道
496	那賀	302081032	佐川池	紀の川市 重行	6	県道 集会所
497	那賀	302081033	横谷池	紀の川市 重行	13	県道 集会所

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
498	那賀	302081037	蓮池(重行)	紀の川市 重行	1	京奈和道路
499	那賀	302081038	堀池(重行)	紀の川市 重行	1	重ね池 京奈和道路
500	那賀	302081039	西浦池	紀の川市 重行	31	県道
501	那賀	302081040	南新池	紀の川市 重行	34	県道
502	那賀	302081043	細池	紀の川市 北中	6	
503	那賀	302081044	小骨池	紀の川市 北中	8	
504	那賀	302081045	宮池(神領)	紀の川市 神領	12	集会所
505	那賀	302081048	両屋谷池	紀の川市 神領	10	県道 市道(北側広域)
506	那賀	302081051	岩室池	紀の川市 池田新	187	鉄道 国道 県道 集会所
507	那賀	302081054	皿池(池田新)	紀の川市 池田新	14	県道
508	那賀	302081056	深池(池田新)	紀の川市 池田新	9	
509	那賀	302081059	別所池	紀の川市 東山田	3	
510	那賀	302081060	蓮池(東山田 東原)	紀の川市 東山田	1	重ね池
511	那賀	302081062	新田池	紀の川市 東山田	1	
512	那賀	302081065	池ノ谷池	紀の川市 西山田	5	集会所
513	那賀	302081075	西宝入池	紀の川市 枇杷谷	22	重ね池 県道 京奈和道路 集会所
514	那賀	302081076	東宝入池	紀の川市 枇杷谷	26	重ね池 県道 京奈和道路 集会所
515	那賀	302081084	浅尾池	紀の川市 東三谷	109	県道
516	那賀	302081085	春日池	紀の川市 東三谷	228	集会所 国道 県道
517	那賀	302081086	新池	紀の川市 東三谷	12	重ね池
518	那賀	302081087	丈之池	紀の川市 中三谷	51	県道
519	那賀	302081088	弁天池	紀の川市 中三谷	6	県道
520	那賀	302081092	桜池	紀の川市 西三谷	255	重ね池
521	那賀	302081094	内谷池	紀の川市 西三谷	93	県道
522	那賀	302081096	別所池	紀の川市 西三谷	100	集会所 県道 重ね池
523	那賀	302081097	西三谷皿池	紀の川市 西三谷	350	集会所 県道 重ね池 国道
524	那賀	302081101	小田ノ池	紀の川市 古和田	42	重ね池 集会所
525	那賀	302081102	中ノ池	紀の川市 古和田	7	重ね池 集会所 寺院
526	那賀	302081103	妙見池	紀の川市 古和田	33	寺院 集会所
527	那賀	302081104	差熊池	紀の川市 西大井	26	重ね池 鉄道 国道
528	那賀	302081105	森ノ池	紀の川市 南中	104	寺院 集会所
529	那賀	302081106	上広野池	紀の川市 赤尾	1	重ね池 鉄道
530	那賀	302081107	下広野池	紀の川市 広野	1	重ね池 鉄道
531	那賀	302081108	上ノ池	紀の川市 赤尾	47	重ね池 工場 鉄道
532	那賀	302081109	森ノ池	紀の川市 赤尾	18	重ね池 工場 鉄道
533	那賀	302081110	湯ノ池	紀の川市 赤尾	11	寺院 集会所
534	那賀	302081112	小木ノ池	紀の川市 赤尾	3	鉄道
535	那賀	302081114	荒落池	紀の川市 東大井	66	鉄道 工場
536	那賀	302081116	正覚池	紀の川市 東大井	14	県道 鉄道 工場
537	那賀	302081118	角田池	紀の川市 東大井		重ね池 老人養護施設 鉄道 工場
538	那賀	302081119	小池	紀の川市 東大井	21	県道 老人養護施設 鉄道
539	那賀	302081120	山沼池	紀の川市 東大井	6	
540	那賀	302081121	普門寺池	紀の川市 東大池	3	集会所
541	那賀	302081122	上水池	紀の川市 東大井	8	中学校 郵便局
542	那賀	302081123	中ノ池	紀の川市 東大井	10	重ね池 中学校 郵便局
543	那賀	302081125	柏原池	紀の川市 西大井	4	学習センター
544	那賀	302081126	蘇鉄池	紀の川市 西大井	22	重ね池 市道(都市計画道路)
545	那賀	302081145	細田池	紀の川市 高野	1	集会所
546	那賀	302081205	栗鹽池	紀の川市 桃山町大原	2	集会所
547	那賀	302082002	東池(東川原)	紀の川市 東川原	4	県道 集会所
548	那賀	302082003	はす池	紀の川市 東川原	4	県道
549	那賀	302082006	川原池	紀の川市 東川原	3	重ね池
550	那賀	302082013	谷口池	紀の川市 西川原	4	
551	那賀	302082018	竹寺池	紀の川市 上丹生谷	1	県道
552	那賀	302082019	木村池	紀の川市 上丹生谷	1	県道
553	那賀	302082024	箆池	紀の川市 上丹生谷	21	公民館 県道
554	那賀	302082029	風呂の池	紀の川市 上丹生谷	2	県道
555	那賀	302082040	稲本池	紀の川市 東川原	2	県道
556	那賀	302082041	松浦池	紀の川市 東川原	1	県道
557	那賀	302082044	野上大池	紀の川市 野上	9	京奈和道路
558	那賀	302082050	額田小池	紀の川市 野上	2	
559	那賀	302082052	上人池(野上)	紀の川市 野上	26	
560	那賀	302082053	馬宿大池	紀の川市 馬宿	26	県道 重ね池
561	那賀	302082055	月差池	紀の川市 馬宿		重ね池 県道
562	那賀	302082059	瓢箪池	紀の川市 馬宿	31	県道 重ね池
563	那賀	302082060	尻池	紀の川市 馬宿		重ね池 県道
564	那賀	302082063	加茂太郎池	紀の川市 馬宿	12	重ね池 県道
565	那賀	302082064	末代池	紀の川市 馬宿	33	重ね池
566	那賀	302082066	蛭池	紀の川市 馬宿	1	重ね池
567	那賀	302082068	大溜池	紀の川市 馬宿	97	県道
568	那賀	302082077	谷口池	紀の川市 東野	19	鉄道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
569	那賀	302082080	福塚池	紀の川市 粉河		県道 重ね池
570	那賀	302082081	新池(粉河)	紀の川市 粉河	255	重ね池 県道
571	那賀	302082087	中後池	紀の川市 東野	1	重ね池 鉄道
572	那賀	302082095	弥谷下池	紀の川市 粉河	4	重ね池
573	那賀	302082108	用心池	紀の川市 粉河	5	
574	那賀	302082111	大池(中津川)	紀の川市 中津川	55	重ね池
575	那賀	302082113	吉右エ門池	紀の川市 中津川	12	重ね池
576	那賀	302082116	山池	紀の川市 東毛	5	
577	那賀	302082121	東毛大池	紀の川市 粉河	4	重ね池
578	那賀	302082122	深堀池	紀の川市 粉河	28	重ね池
579	那賀	302082123	十能池	紀の川市 粉河	11	
580	那賀	302082124	小池	紀の川市 粉河	6	重ね池
581	那賀	302082126	川原池	紀の川市 藤井	2	
582	那賀	302082129	濁り池	紀の川市 藤井		市道(北側広域)
583	那賀	302082132	新池(藤井)	紀の川市 藤井	271	
584	那賀	302082134	柳谷池	紀の川市 藤井	1	
585	那賀	302082135	高井谷池	紀の川市 藤井	105	
586	那賀	302082138	滝の池	紀の川市 藤井	1	重ね池
587	那賀	302082140	西浦池	紀の川市 藤井	10	重ね池
588	那賀	302082147	中泥池	紀の川市 北長田		重ね池 県道
589	那賀	302082148	下泥池	紀の川市 猪垣	15	重ね池
590	那賀	302082149	下打田池	紀の川市 粉河	4	県道 鉄道
591	那賀	302082150	竹の池	紀の川市 北長田	31	保育所 重ね池
592	那賀	302082151	奥ノ池	紀の川市 北長田	1	重ね池
593	那賀	302082156	平池(長田中)	紀の川市 長田中	23	
594	那賀	302082157	子持池	紀の川市 長田中	20	重ね池
595	那賀	302082161	皿池	紀の川市 深田	21	鉄道 国道
596	那賀	302082162	阿弥陀池	紀の川市 長田中	37	鉄道 国道
597	那賀	302082165	桜池	紀の川市 北志野	200	集会所 国道 県道 鉄道 小学校 保育所 他
598	那賀	302082168	大池(北志野)	紀の川市 北志野	8	重ね池
599	那賀	302082169	久保目池	紀の川市 北志野	8	
600	那賀	302082170	大回り池	紀の川市 北志野	1	
601	那賀	302082171	地藏池	紀の川市 南志野	110	重ね池
602	那賀	302082172	皿池	紀の川市 南志野	51	
603	那賀	302082178	呂の池	紀の川市 長田中	33	鉄道
604	那賀	302082181	垣内池	紀の川市 別所	6	
605	那賀	302082182	霊仏池	紀の川市 上田井	45	重ね池
606	那賀	302082185	新池	紀の川市 上田井	38	重ね池
607	那賀	302082186	杉田池	紀の川市 上田井	2	重ね池
608	那賀	302082187	野末池	紀の川市 上田井	19	
609	那賀	302082188	尼御前池	紀の川市 上田井	22	
610	那賀	302082189	鳥淵池	紀の川市 上田井	59	鉄道
611	那賀	302082190	小池(庄助池)	紀の川市 上田井	4	
612	那賀	302082195	明見池	紀の川市 荒見	3	県道
613	那賀	302082197	備後池	紀の川市 荒見	8	県道
614	那賀	302082198	堂山池	紀の川市 荒見	12	県道
615	那賀	302082199	三ツ池下池	紀の川市 荒見	3	重ね池
616	那賀	302082200	三ツ池中池	紀の川市 荒見	3	重ね池
617	那賀	302082203	愚中池	紀の川市 荒見	8	
618	那賀	302082204	櫛の池	紀の川市 荒見	7	
619	那賀	302082208	下池	紀の川市 荒見	6	重ね池
620	那賀	302082209	上池(荒見)	紀の川市 荒見	6	重ね池
621	那賀	302082217	柑本池	紀の川市 杉原	7	
622	那賀	302083001	垣内池	紀の川市 西野山	28	県道
623	那賀	302083004	井戸池	紀の川市 西野山	9	重ね池
624	那賀	302083005	小池	紀の川市 西野山	8	鉄道
625	那賀	302083013	次郎兵衛池	紀の川市 西野山	8	重ね池
626	那賀	302083019	小谷池	紀の川市 西野山	2	
627	那賀	302083020	柳池	紀の川市 江川中	1	重ね池 県道
628	那賀	302083026	こも池	紀の川市 江川中	1	県道
629	那賀	302083027	たたみ池	紀の川市 江川中	2	重ね池
630	那賀	302083028	上池(江川中)	紀の川市 江川中	2	重ね池
631	那賀	302083032	八兵衛池	紀の川市 江川中		重ね池 県道
632	那賀	302083034	向井池	紀の川市 江川中		県道
633	那賀	302083035	原池	紀の川市 江川中	1	重ね池
634	那賀	302083037	ほうじゃ池	紀の川市 江川中	4	
635	那賀	302083038	半像池	紀の川市 江川中	4	
636	那賀	302083040	山田池	紀の川市 切畑	32	重ね池 県道
637	那賀	302083041	高池	紀の川市 切畑	2	県道
638	那賀	302083057	脇谷上池	紀の川市 切畑	3	重ね池
639	那賀	302083061	清兵衛池	紀の川市 切畑	3	重ね池

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
640	那賀	302083069	とろり池	紀の川市 切畑	2	
641	那賀	302083070	名手下池	紀の川市 名手下	1	重ね池
642	那賀	302083087	平野上池	紀の川市 平野	2	国道
643	那賀	302083090	平野下池	紀の川市 平野	2	重ね池
644	那賀	302083096	林ヶ峯新池	紀の川市 平野		重ね池 直売所
645	那賀	302083100	平野中池	紀の川市 平野	1	重ね池 市道(北側広域)
646	那賀	302083103	個内田池	紀の川市 平野	8	
647	那賀	302083110	菖蒲池	紀の川市 平野	1	
648	那賀	302083116	作五郎池	紀の川市 平野	3	重ね池 市道(北側広域)
649	那賀	302083121	うら出池	紀の川市 平野	2	集会所
650	那賀	302083123	愛宕池	紀の川市 北涌	3	県道
651	那賀	302083124	上新池	紀の川市 麻生津中	52	保育所 県道 集会所
652	那賀	302083125	下新池	紀の川市 麻生津中	44	保育所 県道 集会所
653	那賀	302083127	横谷大池	紀の川市 横谷	10	紀ノ川左岸広域農道
654	那賀	302083131	志野池	紀の川市 北涌	9	
655	那賀	302083132	松池	紀の川市 西脇	16	県道
656	那賀	302083133	林池	紀の川市 横谷	5	紀ノ川左岸広域農道
657	那賀	302083141	志野池	紀の川市 西脇	5	
658	那賀	302083144	宮池(麻生津中)	紀の川市 麻生津中	24	神社
659	那賀	302083153	片山池	紀の川市 横谷	1	
660	那賀	302083156	沢池	紀の川市 西脇	2	県道
661	那賀	302083167	峠池	紀の川市 赤沼田	1	県道 寺院
662	那賀	302083169	切畑新池	紀の川市 切畑	2	重ね池
663	那賀	302083178	北涌兜玉池	紀の川市 北涌	7	県道
664	那賀	302084008	南谷池	紀の川市 桃山町元	3	集会所 県道
665	那賀	302084028	松山池	紀の川市 桃山町神田		集会所
666	那賀	302084033	ヤブ池	紀の川市 桃山町神田	1	重ね池 集会所
667	那賀	302084039	大原池	紀の川市 桃山町大原	1	県道
668	那賀	302084043	西の池	紀の川市 桃山町最上	10	老人養護施設
669	那賀	302084044	峯池	紀の川市 桃山町最上	13	重ね池
670	那賀	302084045	中の池	紀の川市 桃山町最上	24	
671	那賀	302084048	新池(最上)	紀の川市 桃山町最上	8	
672	那賀	302084050	赤山池	紀の川市 桃山町最上	8	
673	那賀	302084055	金剛池	紀の川市 桃山町調月	21	重ね池 集会所
674	那賀	302084058	増田池	紀の川市 桃山町調月	80	工場
675	那賀	302084062	桜池(調月)	紀の川市 桃山町調月	49	重ね池 国道 集会所
676	那賀	302084063	松池	紀の川市 桃山町調月	49	重ね池 国道 集会所
677	那賀	302084064	小池(調月)	紀の川市 桃山町調月	25	重ね池 国道 集会所
678	那賀	302084065	大目寿池	紀の川市 桃山町調月	36	
679	那賀	302084067	上曾池	紀の川市 桃山町調月	59	重ね池
680	那賀	302084068	曾池	紀の川市 桃山町調月	65	国道 集会所
681	那賀	302084069	管の谷池	紀の川市 桃山町調月	22	国道
682	那賀	302084071	金性池	紀の川市 桃山町調月	64	重ね池
683	那賀	302084102	山谷池	紀の川市 桃山町野田原	5	県道
684	那賀	302085003	竈池(井ノ口)	紀の川市 貴志川町井ノ口	168	県道
685	那賀	302085004	髭谷池	紀の川市 貴志川町高尾	87	小学校 保育所 集会所
686	那賀	302085005	真名池	紀の川市 貴志川町高尾	160	重ね池 老人養護施設
687	那賀	302085006	濁池	紀の川市 貴志川町高尾	11	老人養護施設
688	那賀	302085007	狩場池	紀の川市 貴志川町高尾	97	市道 老人養護施設
689	那賀	302085009	徳玄池	紀の川市 貴志川町高尾	10	国道
690	那賀	302085011	大滝池	紀の川市 貴志川町井ノ口	16	国道
691	那賀	302085012	境谷池	紀の川市 貴志川町井ノ口	2	
692	那賀	302085013	西谷池	紀の川市 貴志川町井ノ口	43	小学校
693	那賀	302085015	藤十郎池	紀の川市 貴志川町岸小野	1	幼稚園
694	那賀	302085016	菖蒲池	紀の川市 貴志川町岸小野	12	幼稚園
695	那賀	302085019	細尾池	紀の川市 貴志川町岸小野	2	
696	那賀	302085020	梅ノ志池	紀の川市 貴志川町岸小野	13	国道
697	那賀	302085021	蛭池	紀の川市 貴志川町岸小野	2	
698	那賀	302085022	堂ヶ谷池	紀の川市 貴志川町岸小野	36	
699	那賀	302085024	長池(岸小野)	紀の川市 貴志川町岸小野	8	国道
700	那賀	302085027	梨谷池	紀の川市 貴志川町北	6	国道
701	那賀	302085028	蝶ノ花池	紀の川市 貴志川町北	12	市道
702	那賀	302085029	新池	紀の川市 貴志川町北	44	国道
703	那賀	302085031	芹池	紀の川市 貴志川町北	14	重ね池
704	那賀	302085033	渋ヶ谷池(秋華谷池)	紀の川市 貴志川町北	34	工場
705	那賀	302085035	松葉谷池	紀の川市 貴志川町北	20	寺院 国道
706	那賀	302085038	菩提池上	紀の川市 貴志川町北	27	
707	那賀	302085039	菩提池下	紀の川市 貴志川町北	26	国道 重ね池
708	那賀	302085049	作兵衛池	紀の川市 貴志川町長原	14	集会所
709	那賀	302085051	熊ノ倉池	紀の川市 貴志川町国主	90	集会所
710	那賀	302085052	奥池(国主池)	紀の川市 貴志川町国主	2	

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
711	那賀	302085056	すりっこ池	紀の川市 貴志川町長原	1	
712	那賀	302085058	籠池(長山)	紀の川市 貴志川町長山	4	重ね池
713	那賀	302085060	新池(長原)	紀の川市 貴志川町長山	1	
714	那賀	302085062	蓮池	紀の川市 貴志川町長原	10	
715	那賀	302085064	文兵衛池	紀の川市 貴志川町長原	4	寺院
716	那賀	302085066	野田上池	紀の川市 貴志川町長原	1	
717	那賀	302085068	寺池(長山)	紀の川市 貴志川町長山	2	鉄道 県道
718	那賀	302085069	新見勢池	紀の川市 貴志川町長山	5	
719	那賀	302085072	奥ノ池	紀の川市 貴志川町長山	11	重ね池 鉄道
720	那賀	302085079	畑返池	紀の川市 貴志川町長山	9	鉄道
721	那賀	302085080	蓮池	紀の川市 貴志川町長山	3	
722	那賀	302085081	芦池(長山)	紀の川市 貴志川町長山	12	鉄道 県道
723	那賀	302085084	蛭ヶ池	紀の川市 貴志川町長山	2	
724	那賀	302085088	尺谷池	紀の川市 貴志川町長山	108	県道 鉄道
725	那賀	302085089	実造池	紀の川市 貴志川町西山	4	重ね池
726	那賀	302085090	瓜畑池	紀の川市 貴志川町西山	1	
727	那賀	302085091	真名型池	紀の川市 貴志川町西山	4	集会所
728	那賀	302085092	一字池	紀の川市 貴志川町西山	14	
729	那賀	302085100	大山池	紀の川市 貴志川町西山	29	
730	那賀	302085106	車谷池	紀の川市 貴志川町西山	18	
731	那賀	302085107	尻棒池	紀の川市 貴志川町西山	7	
732	那賀	302085108	大池(西山)	紀の川市 貴志川町西山	23	集会所 集落排水施設
733	那賀	302085115	地獄谷池	紀の川市 貴志川町西山	28	集会所 集落排水施設
734	那賀	302085116	菖蒲池	紀の川市 貴志川町西山	2	
735	那賀	302085117	皿池(西山)	紀の川市 貴志川町西山	23	集会所 寺院
736	那賀	302085118	真名藪池	紀の川市 貴志川町西山	9	
737	那賀	302085119	浄水池	紀の川市 貴志川町岸宮	6	
738	那賀	302085120	岸宮新池	紀の川市 貴志川町岸宮	4	
739	那賀	302085133	細谷池上(毒池)	紀の川市 貴志川町岸宮	1	
740	那賀	302085134	細谷池下	紀の川市 貴志川町岸宮	1	重ね池
741	那賀	302085135	宮ノ池	紀の川市 貴志川町岸宮	73	集会所
742	那賀	302085136	霧谷池	紀の川市 貴志川町岸宮	216	集会所 寺院
743	那賀	302085137	亀池	紀の川市 貴志川町岸宮	12	
744	那賀	302085140	与田池	紀の川市 貴志川町岸宮	14	
745	那賀	302085141	大池(岸宮)	紀の川市 貴志川町岸宮	25	重ね池
746	那賀	302085142	土堀池	紀の川市 貴志川町岸宮	19	重ね池
747	那賀	302085144	入田池上	紀の川市 貴志川町鳥居	41	重ね池 高校 県道
748	那賀	302085145	入田池下	紀の川市 貴志川町鳥居	30	重ね池 高校 県道
749	那賀	302085146	薮刈池	紀の川市 貴志川町鳥居	26	
750	那賀	302085152	早田池	紀の川市 貴志川町国主	1	
751	那賀	302085160	平池	紀の川市 貴志川町神戸	401	集会所 県道 鉄道
752	那賀	302085161	梅田池	紀の川市 貴志川町神戸	13	県道
753	那賀	302085162	切池	紀の川市 貴志川町神戸	39	重ね池 県道
754	那賀	302085163	前田池	紀の川市 貴志川町上野山	133	
755	那賀	302085168	丸山池	紀の川市 貴志川町尼寺	2	老人養護施設
756	那賀	302085169	稽古庵池	紀の川市 貴志川町尼寺	1	重ね池 老人養護施設
757	那賀	302085171	白岩池	紀の川市 貴志川町尼寺	19	重ね池
758	那賀	302085176	皿池	紀の川市 貴志川町尼寺	10	
759	那賀	302085178	新池(尼寺)	紀の川市 貴志川町尼寺	124	重ね池
760	那賀	302085187	滝谷池	紀の川市 貴志川町北山	7	集会所 寺院
761	那賀	302085190	奥ノ池(上)	紀の川市 貴志川町丸栖	96	
762	那賀	302085191	中ノ池	紀の川市 貴志川町北山	105	県道 集会所
763	那賀	302085192	皿池(丸栖)	紀の川市 貴志川町丸栖	248	県道
764	那賀	302085193	畑池(丸栖)	紀の川市 貴志川町前田	196	
765	那賀	302085194	行者池	紀の川市 貴志川町丸栖	14	県道
766	那賀	302085195	掃磨池	紀の川市 貴志川町丸栖	6	
767	那賀	302085196	奥ノ池(下)	紀の川市 貴志川町丸栖	165	
768	那賀	302085197	高畑池	紀の川市 貴志川町北山	75	
769	那賀	302085199	村池	紀の川市 貴志川町尼寺	11	重ね池
770	那賀	302081098	山戸池	紀の川市 西三谷	31	
771	那賀	302082007	長四郎池	紀の川市 東川原	1	
772	那賀	302085125	御池	紀の川市 貴志川町西山	21	
773	那賀	302090012	昭和池	岩出市 山	108	民家密集地 県道
774	那賀	302090013	岩谷池	岩出市 山	108	民家密集地 県道
775	那賀	302090014	黒谷池	岩出市 山	348	民家密集地 県道
776	那賀	302090015	大池(山)	岩出市 山	348	民家密集地 県道
777	那賀	302090016	西ノ池	岩出市 相谷	78	民家密集地 県道
778	那賀	302090017	大谷池	岩出市 相谷	246	民家密集地 幼稚園 県道
779	那賀	302090018	後住池	岩出市 相谷	246	民家密集地 県道
780	那賀	302090019	蔵谷池	岩出市 相谷	72	民家密集地 県道
781	那賀	302090020	大供池	岩出市 西安上	98	民家密集地 県道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
782	那賀	302090021	前谷池	岩出市 安上	186	民家密集地 県道
783	那賀	302090023	東の場池	岩出市 安上	69	民家密集地 県道
784	那賀	302090024	徳上池	岩出市 安上	87	民家密集地
785	那賀	302090025	五坊池	岩出市 安上	36	民家密集地 県道 保健福祉センター
786	那賀	302090027	住持池	岩出市 根来	872	民家密集地 県道
787	那賀	302090028	中左近池	岩出市 根来	441	民家密集地 県道
788	那賀	302090029	桃坂新池	岩出市 根来	177	民家密集地 県道
789	那賀	302090031	新池(根来)	岩出市 根来	140	民家密集地 保育所 図書館 県道
790	那賀	302090032	大門池	岩出市 根来	103	民家密集地 保育所 図書館 県道
791	那賀	302090033	丹生池	岩出市 根来	225	民家密集地 県道
792	那賀	302090036	鮎谷上池	岩出市 桜台	146	民家密集地 県道
793	那賀	302090038	瓦谷下池	岩出市 桜台	166	民家密集地 中学校 体育館
794	那賀	302090045	箆池(東坂本)	岩出市 北大池	517	民家密集地 県道
795	那賀	302090046	上ノ池	岩出市 東坂本	517	民家密集地 県道
796	那賀	302090047	新池(東坂本)	岩出市 東坂本	517	民家密集地 県道
797	那賀	302090051	どろ池	岩出市 新田広芝	55	民家密集地
798	那賀	302090053	上皿池	岩出市 東坂本	67	民家密集地 県道
799	那賀	302090059	大池(水栖)	岩出市 水栖	595	民家密集地 駐在所 児童館
800	那賀	302090063	船戸池	岩出市 船戸	39	民家密集地 JR(船戸駅)
801	那賀	302090064	大池(山崎)	岩出市 山崎	73	民家密集地 県道
802	那賀	302090066	竹谷池	岩出市 山崎	24	民家密集地 県道
803	那賀	302090068	岩ノ谷池	岩出市 山崎	35	民家密集地
804	伊都	302030002	メクラ池	橋本市 古佐田	2	
805	伊都	302030005	平池(妻)	橋本市 妻	50	
806	伊都	302030006	長池(妻)	橋本市 妻	25	
807	伊都	302030007	蓮池(妻)	橋本市 妻	11	
808	伊都	302030008	山谷池	橋本市 原田	91	
809	伊都	302030011	大林池	橋本市 原田	39	
810	伊都	302030014	中池	橋本市 原田		市道
811	伊都	302030015	穂池	橋本市 原田	28	市道
812	伊都	302030016	新池(原田)	橋本市 原田		市道
813	伊都	302030017	新池(東家)	橋本市 東家		国道
814	伊都	302030018	小平池	橋本市 東家	49	国道
815	伊都	302030020	新池(吉原)	橋本市 吉原	5	
816	伊都	302030028	溜池(市脇)	橋本市 市脇	14	
817	伊都	302030029	新池(市脇)	橋本市 市脇	14	
818	伊都	302030030	奥池(市脇)	橋本市 市脇	10	国道、避難施設、病院
819	伊都	302030031	三ヶ村池	橋本市 市脇	41	国道、避難施設、病院
820	伊都	302030033	東善那池	橋本市 市脇	190	国道
821	伊都	302030034	新池(小原田)	橋本市 小原田	2	国道
822	伊都	302030038	寺池(小原田)	橋本市 小原田	35	
823	伊都	302030041	山下池	橋本市 小原田	28	
824	伊都	302030044	小池(小原田)	橋本市 小原田	108	
825	伊都	302030047	松森池	橋本市 小原田	48	
826	伊都	302030048	佃池	橋本市 小原田	39	
827	伊都	302030064	土山池	橋本市 菖蒲谷	7	
828	伊都	302030069	芦ヶ谷池	橋本市 吉原	46	
829	伊都	302030077	古池(菖蒲谷)	橋本市 菖蒲谷	28	
830	伊都	302030079	赤沢池	橋本市 菖蒲谷	32	
831	伊都	302030082	ヒシ池	橋本市 菖蒲谷	8	
832	伊都	302030084	牛谷上池	橋本市 山田	9	
833	伊都	302030085	牛谷下池	橋本市 山田	9	
834	伊都	302030086	長水池	橋本市 山田	47	
835	伊都	302030087	長池(山田)	橋本市 山田	27	
836	伊都	302030095	鈴木池	橋本市 山田	17	
837	伊都	302030096	上池(山田)	橋本市 山田	3	
838	伊都	302030100	留池(吉原)	橋本市 神野々	556	国道
839	伊都	302030101	新池(山田)	橋本市 山田	19	
840	伊都	302030102	金剛童子池	橋本市 山田	19	
841	伊都	302030116	平三郎池	橋本市 吉原	35	
842	伊都	302030122	新池(吉原)	橋本市 吉原	2	
843	伊都	302030126	蓮池(吉原)	橋本市 吉原	2	
844	伊都	302030132	新田池	橋本市 吉原	6	
845	伊都	302030142	次郎池(村池)	橋本市 吉原	4	
846	伊都	302030144	古善池	橋本市 吉原	24	
847	伊都	302030148	小谷池	橋本市 出塔	60	
848	伊都	302030149	目舞谷池	橋本市 出塔	36	
849	伊都	302030161	浦池(鳥坪池)	橋本市 野	6	国道
850	伊都	302030165	仲田池	橋本市 野	11	国道
851	伊都	302030166	新池(神野々)	橋本市 神野々	7	
852	伊都	302030167	中飯降池	橋本市 神野々	10	

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
853	伊都	302030169	畑田池	橋本市 神野々	32	
854	伊都	302030172	古池(柱本)	橋本市 柱本	8	
855	伊都	302030180	新田池	橋本市 矢倉脇	17	中学校
856	伊都	302030191	上平池	橋本市 橋谷	42	国道
857	伊都	302030192	上平船井池	橋本市 橋谷		国道
858	伊都	302030196	大池(橋谷)	橋本市 橋谷	11	
859	伊都	302030199	毘沙門池	橋本市 橋谷	10	
860	伊都	302030204	丸尾池	橋本市 御幸辻	22	国道
861	伊都	302030205	八王子池	橋本市 御幸辻	98	国道
862	伊都	302030207	小西池	橋本市 御幸辻	9	
863	伊都	302030215	昭和池	橋本市 胡麻生、城山台一丁目	79	県道
864	伊都	302030218	油屋池	橋本市 胡麻生	7	
865	伊都	302030225	新池(胡麻生)	橋本市 胡麻生	8	
866	伊都	302030227	新池(北馬場)	橋本市 北馬場	4	
867	伊都	302030229	上池(上の池)	橋本市 北馬場	2	市道
868	伊都	302030231	下の池	橋本市 北馬場	5	市道
869	伊都	302030252	山本垣内池	橋本市 紀見	26	
870	伊都	302030264	畑尾池	橋本市 紀見	23	県道
871	伊都	302030269	柳谷池	橋本市 紀見	12	
872	伊都	302030270	にこり池	橋本市 紀見	18	
873	伊都	302030279	不動谷池	橋本市 紀見	29	県道
874	伊都	302030280	奥池(紀見)	橋本市 紀見	3	
875	伊都	302030285	三日月池	橋本市 紀見	11	
876	伊都	302030288	新池(細川)	橋本市 城山台	49	県道
877	伊都	302030289	堂谷池	橋本市 細川	12	県道
878	伊都	302030290	新宮池	橋本市 細川	20	市道
879	伊都	302030299	中野池	橋本市 細川	6	
880	伊都	302030300	西垣内池	橋本市 細川	20	
881	伊都	302030302	吉エ門池	橋本市 紀見	18	市道
882	伊都	302030328	湯屋谷池	橋本市 境原	6	
883	伊都	302030336	里池(隅田町河瀬)	橋本市 隅田町河瀬	36	国道
884	伊都	302030337	鳥部池	橋本市 隅田町河瀬	29	
885	伊都	302030339	長池(隅田町河瀬)	橋本市 隅田町河瀬	9	国道
886	伊都	302030341	皿池(隅田町下兵庫)	橋本市 隅田町下兵庫	111	
887	伊都	302030342	鍋池	橋本市 隅田町下兵庫	111	
888	伊都	302030343	米山池	橋本市 隅田町下兵庫	121	
889	伊都	302030344	大寺池(今池)	橋本市 隅田町下兵庫	83	国道
890	伊都	302030350	青池	橋本市 隅田町中島	5	
891	伊都	302030351	花岡池	橋本市 隅田町中島	10	
892	伊都	302030353	野口池	橋本市 隅田町中島	18	
893	伊都	302030355	高尾池	橋本市 紀ノ光台一丁目	11	
894	伊都	302030357	源蔵池	橋本市 隅田町中島	1	
895	伊都	302030362	土井池	橋本市 隅田町芋生	5	
896	伊都	302030365	岩倉池	橋本市 隅田町山内、霜草	388	国道、避難施設
897	伊都	302030369	陀羅谷池	橋本市 隅田町真土	15	国道
898	伊都	302030371	姥谷池	橋本市 隅田町真土	393	国道
899	伊都	302030372	北谷池	橋本市 隅田町真土	18	
900	伊都	302030377	赤阪池2号	橋本市 隅田町真土		国道
901	伊都	302030379	御姥谷池	橋本市 あやの台二丁目	24	
902	伊都	302030394	松ヶ谷池	橋本市 隅田町平野	4	県道
903	伊都	302030395	私池	橋本市 隅田町平野	5	
904	伊都	302030399	細野池	橋本市 隅田町平野	11	
905	伊都	302030410	畑田池	橋本市 紀ノ光台三丁目	1	
906	伊都	302030415	平端池(奥山池)	橋本市 隅田町山内	8	
907	伊都	302030420	小田池	橋本市 隅田町山内	3	
908	伊都	302030421	大田池	橋本市 隅田町山内	57	
909	伊都	302030422	井上池	橋本市 隅田町山内	51	
910	伊都	302030436	八兵エ池	橋本市 隅田町山内	21	
911	伊都	302030437	城場池	橋本市 隅田町山内	38	県道、避難施設
912	伊都	302030438	鶴池	橋本市 隅田町山内	41	
913	伊都	302030442	釈迦池	橋本市 隅田町山内	17	
914	伊都	302030450	堂ノ谷池(堂谷池)	橋本市 紀ノ光台三丁目		避難施設
915	伊都	302030452	大明池	橋本市 紀ノ光台三丁目	49	
916	伊都	302030461	横谷池	橋本市 小峰台三丁目	17	県道
917	伊都	302030462	枇杷谷池(びや谷池)	橋本市 隅田町霜草	11	
918	伊都	302030482	つつじよう池	橋本市 恋野	5	
919	伊都	302030485	円津庵池	橋本市 恋野	5	県道
920	伊都	302030486	本田池	橋本市 恋野	28	県道
921	伊都	302030493	神野池(久保利池)	橋本市 恋野	8	
922	伊都	302030503	尾崎池	橋本市 恋野	26	
923	伊都	302030511	村池(赤塚)	橋本市 赤塚	50	県道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
924	伊都	302030512	中池(赤塚)	橋本市 赤塚	38	
925	伊都	302030513	あいあい池	橋本市 赤塚	2	
926	伊都	302030524	鎌詰西池	橋本市 上田	5	県道
927	伊都	302030525	鎌詰東池	橋本市 中道	3	県道
928	伊都	302030527	布施池(伏谷池)	橋本市 上田	16	
929	伊都	302030533	似賀尾池	橋本市 只野	4	県道
930	伊都	302030542	長池(学文路)	橋本市 学文路	61	国道
931	伊都	302030543	弁天池	橋本市 学文路		国道
932	伊都	302030544	大池(学文路)	橋本市 学文路	15	国道
933	伊都	302030545	岩壺池	橋本市 学文路	61	国道
934	伊都	302030546	土居池	橋本市 学文路	17	国道
935	伊都	302030547	牛河内池	橋本市 南馬場		市道
936	伊都	302030548	宮谷池	橋本市 南馬場	6	
937	伊都	302030549	風呂谷池(南馬場)	橋本市 南馬場	188	
938	伊都	302030550	平谷池	橋本市 清水、南馬場	86	国道
939	伊都	302030551	下土居池	橋本市 南馬場、学文路	2	
940	伊都	302030553	ハバ池	橋本市 南馬場	2	
941	伊都	302030584	隠れ谷池	橋本市 清水		国道
942	伊都	302030585	加賀根池	橋本市 清水	58	国道
943	伊都	302030587	西谷池	橋本市 賢堂、清水	34	国道
944	伊都	302030588	妙見谷池	橋本市 賢堂	53	
945	伊都	302030589	宮谷池(堂ノ谷池)	橋本市 賢堂	36	
946	伊都	302030592	風呂谷池(向副)	橋本市 向副	92	国道
947	伊都	302030593	倉谷池	橋本市 向副	33	県道
948	伊都	302030594	蔵垣内池	橋本市 向副	9	県道
949	伊都	302030595	中野池	橋本市 向副	83	
950	伊都	302030596	摺り込み池	橋本市 向副		国道
951	伊都	302030600	塩谷池	橋本市 横座	9	国道、県道
952	伊都	302030601	しゅうこ池	橋本市 横座	18	
953	伊都	302030615	赤尾池	橋本市 吉原	85	
954	伊都	302030617	小屋谷池	橋本市 吉原	1	市道
955	伊都	302030619	須ヶ谷池	橋本市 隅田町平野	12	
956	伊都	302032009	立華寺池	橋本市 高野口町田原	21	
957	伊都	302032010	池ノ内上池	橋本市 高野口町田原	10	
958	伊都	302032011	池ノ内下池	橋本市 高野口町田原	14	
959	伊都	302032016	池谷池	橋本市 高野口町九重	4	
960	伊都	302032026	五味田池	橋本市 高野口町上中	1	
961	伊都	302032038	重三郎池	橋本市 高野口町下中	1	
962	伊都	302032039	谷池(下中)	橋本市 高野口町下中	1	
963	伊都	302032044	茂工門池	橋本市 高野口町上中	1	
964	伊都	302032050	大広池	橋本市 高野口町下中	7	
965	伊都	302032053	蓮池(下中)	橋本市 高野口町下中	2	
966	伊都	302032063	堂の浦池	橋本市 高野口町下中	23	
967	伊都	302032064	瀬間池	橋本市 高野口町嵯峨谷	3	
968	伊都	302032087	西新池(大野新池)	橋本市 高野口町大野	9	
969	伊都	302032088	長十郎池	橋本市 高野口町大野	1	
970	伊都	302032089	玉池	橋本市 高野口町大野	6	
971	伊都	302032090	皿池(大野)	橋本市 高野口町大野	2	
972	伊都	302032097	西浦池	橋本市 高野口町伏原	73	
973	伊都	302032098	野中池	橋本市 高野口町伏原	225	
974	伊都	302032101	新池(名倉)	橋本市 高野口町名倉	14	
975	伊都	302032104	引ノ池下池	橋本市 高野口町応其	334	国道、駐在所
976	伊都	302032105	引ノ池上池	橋本市 高野口町応其	484	国道、駐在所
977	伊都	302032107	空池	橋本市 高野口町名倉	14	
978	伊都	302032109	下ノ池	橋本市 高野口町名倉	3	
979	伊都	302032110	小林池	橋本市 妻	18	
980	伊都	302032113	ハス池	橋本市 菖蒲谷	2	
981	伊都	303410020	花谷池	かつらぎ町 中飯降	1	国道、JR、町道
982	伊都	303410027	上七ツ池	かつらぎ町 中飯降	2	国道、JR、町道
983	伊都	303410028	油池	かつらぎ町 中飯降	1	町道
984	伊都	303410029	丸測池	かつらぎ町 中飯降	2	町道
985	伊都	303410043	お茶池	かつらぎ町 短野	1	
986	伊都	303410057	亀伏池	かつらぎ町 西飯降	1	町道
987	伊都	303410069	西の池	かつらぎ町 短野	3	集会所、町道
988	伊都	303410080	首ヶ池	かつらぎ町 妙寺	2	町道
989	伊都	303410082	奥の池	かつらぎ町 妙寺	2	
990	伊都	303410083	皿池	かつらぎ町 妙寺	1	町道
991	伊都	303410084	畑谷池	かつらぎ町 妙寺	47	中学校、国道、県道、JR、町道
992	伊都	303410085	登り尾池	かつらぎ町 妙寺	6	町道
993	伊都	303410092	桧ノ森池	かつらぎ町 丁ノ町	7	町営住宅、町道
994	伊都	303410096	下村池	かつらぎ町 丁ノ町	2	町道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
995	伊都	303410097	土池	かつらぎ町 丁ノ町	2	町道
996	伊都	303410113	皿池(丁ノ町)	かつらぎ町 丁ノ町	2	
997	伊都	303410115	七兵工池	かつらぎ町 丁ノ町	1	
998	伊都	303410116	八兵工池	かつらぎ町 丁ノ町	1	
999	伊都	303410120	六人池	かつらぎ町 丁ノ町	4	町道
1000	伊都	303410124	惣持池	かつらぎ町 丁ノ町	6	町道
1001	伊都	303410129	大池(丁ノ町)	かつらぎ町 丁ノ町	1	町道
1002	伊都	303410130	三人主池	かつらぎ町 丁ノ町	1	
1003	伊都	303410146	柏木大池	かつらぎ町 柏木	1	町道
1004	伊都	303410170	マンボ池	かつらぎ町 柏木	5	町道
1005	伊都	303410172	長池	かつらぎ町 大藪	1	JR、町道
1006	伊都	303410176	オクサ池	かつらぎ町 大谷	3	JR、町道
1007	伊都	303410178	小松谷池	かつらぎ町 大谷	5	JR、町道
1008	伊都	303410191	熊谷池	かつらぎ町 柏木	1	町道
1009	伊都	303410198	佐野大池	かつらぎ町 佐野	6	国道、JR
1010	伊都	303410219	友宗池	かつらぎ町 広浦	1	町道
1011	伊都	303410238	上人池	かつらぎ町 笠田中	2	県道、町道
1012	伊都	303410239	猪ノ谷池(赤坂池)	かつらぎ町 笠田中	2	県道、町道
1013	伊都	303410254	宮池(萩原)	かつらぎ町 萩原	7	町道
1014	伊都	303410272	高田大池	かつらぎ町 高田	3	JR、町道
1015	伊都	303410278	高田新池	かつらぎ町 高田	3	JR、町道
1016	伊都	303410288	西山下池	かつらぎ町 西渋田	4	県道、町道
1017	伊都	303410290	西山上海池	かつらぎ町 西渋田	2	県道、町道
1018	伊都	303410291	中尾谷池(中谷池)	かつらぎ町 西渋田	1	県道、町道
1019	伊都	303410293	休場池	かつらぎ町 西渋田	6	町道
1020	伊都	303410296	薬師池	かつらぎ町 西渋田	5	町道
1021	伊都	303410297	雲地池	かつらぎ町 西渋田	4	町道
1022	伊都	303410309	東渋田大池	かつらぎ町 東渋田	9	県道、町道
1023	伊都	303410310	前田池	かつらぎ町 東渋田	1	
1024	伊都	303410316	羽山池	かつらぎ町 山崎	1	県道、町道
1025	伊都	303410320	大池	かつらぎ町 下天野	1	県道、町道
1026	伊都	303410345	地極谷池(3号ため池)	かつらぎ町 上天野	1	町道
1027	伊都	303410362	田中池	かつらぎ町 下天野	1	県道、町道
1028	伊都	303410374	神田大池(竜王谷池)	かつらぎ町 神田	1	町道
1029	伊都	303410389	鎮地池	かつらぎ町 丁ノ町	1	町道
1030	伊都	303410392	潮谷池	かつらぎ町 上天野	1	町道
1031	伊都	303410398	森本池2	かつらぎ町 西渋田	1	
1032	伊都	303410414	門池	かつらぎ町 西渋田	2	
1033	伊都	303410422	奥の作池②	かつらぎ町 山崎	2	町道
1034	伊都	303410423	北岡池	かつらぎ町 教良寺	1	
1035	伊都	303410428	中尾池	かつらぎ町 柏木	1	
1036	伊都	303410452	大師池(大婦池)	かつらぎ町 柏木	1	
1037	伊都	303410465	中飯降③池	かつらぎ町 中飯降		グラウンド
1038	伊都	303430001	上ノ畑池2号	九度山町 慈尊院	1	県道
1039	伊都	303430003	新池(慈尊院)	九度山町 慈尊院	32	県道
1040	伊都	303430004	古池(慈尊院)	九度山町 慈尊院	32	県道
1041	伊都	303430006	弥治兵衛池	九度山町 入郷	21	県道
1042	伊都	303430011	岡新池	九度山町 入郷	12	県道、集会所
1043	伊都	303430012	本田新池(西新田池)	九度山町 入郷	12	県道、集会所
1044	伊都	303430013	風の池	九度山町 入郷	3	
1045	伊都	303430015	鷹飛池	九度山町 入郷	3	
1046	伊都	303430025	地獄池	九度山町 九度山		国道、鉄道
1047	伊都	303430029	大池(九度山)	九度山町 九度山	30	公営住宅
1048	伊都	303430030	蝦蟇池	九度山町 九度山	30	公営住宅
1049	伊都	303430034	大長池	九度山町 九度山	27	集会所、公営住宅
1050	伊都	303430035	新池(九度山)	九度山町 九度山	120	集会所、公営住宅
1051	伊都	303430037	利左エ門池	九度山町 九度山	14	集会所、公営住宅
1052	伊都	303430038	太利池	九度山町 九度山		国道、鉄道
1053	伊都	303430040	谷田池	九度山町 九度山	7	国道、鉄道
1054	伊都	303430067	朝倉池	九度山町 河根	9	
1055	伊都	303430073	澄尾池	九度山町 河根	9	集会所
1056	伊都	303430097	田迫の池	九度山町 丹生川	9	
1057	伊都	303430099	古池(入郷)	九度山町 入郷	16	県道、道の駅
1058	伊都	303430103	大池(入郷)	九度山町 入郷	16	県道、道の駅
1059	伊都	303440001	アズ池	高野町 西富貴	5	県道・町道・支所・診療所・児童館
1060	伊都	303440004	新谷池	高野町 東富貴	4	県道・町道
1061	伊都	303440005	苗代池	高野町 東富貴	2	町道
1062	有田	302040001	新池(糸我)	有田市 糸我町中番	117	
1063	有田	302040003	村池(宮原町道)	有田市 宮原町道	150	道会館
1064	有田	302040011	一本池	有田市 千田	23	
1065	有田	302040012	鳥間池	有田市 千田	30	

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1066	有田	302040016	大谷池	有田市 山地	23	
1067	有田	302040017	五反田池	有田市 山地	120	長寿荘
1068	有田	302040018	星越池	有田市 初島町里	379	初島小学校、和歌山医療スポーツ専門学校、里中央ユニティーセンター、北原会館
1069	有田	302040019	北野池	有田市 初島町浜	35	
1070	有田	302040020	葉師池	有田市 初島町浜	47	
1071	有田	302040021	弓場池	有田市 初島町里	50	初島小学校、国道、JR
1072	有田	302040022	皿池(初島)	有田市 初島町里		国道、JR
1073	有田	302040024	新池(初島)	有田市 初島町里	50	
1074	有田	302040027	鎌池	有田市 千田	152	野井公民館
1075	有田	303610002	上池(山田)	湯浅町 山田	12	
1076	有田	303610003	下池(山田)	湯浅町 山田	12	
1077	有田	303610009	蓮池(山田)	湯浅町 山田	15	
1078	有田	303610015	花谷小池	湯浅町 青木	4	
1079	有田	303610017	大根谷池	湯浅町 青木	132	役場、消防署
1080	有田	303610019	大谷池(青木)	湯浅町 青木	150	役場、消防署、保育所、国道
1081	有田	303610020	柳谷池	湯浅町 別所	40	役場、消防署、保育所、国道
1082	有田	303610021	野中池	湯浅町 青木	126	保育所、国道
1083	有田	303610022	長池(青木)	湯浅町 青木	70	国道
1084	有田	303610023	坂部池	湯浅町 湯浅	81	振興局
1085	有田	303610025	新池(吉川)	湯浅町 吉川	35	国道
1086	有田	303610026	古池(吉川)	湯浅町 吉川	30	
1087	有田	303610027	文田池	湯浅町 吉川	17	小学校
1088	有田	303610028	碓谷池	湯浅町 吉川	54	小学校
1089	有田	303610029	上池(吉川)	湯浅町 吉川	74	小学校
1090	有田	303610030	北谷池	湯浅町 吉川	167	小学校、公民館
1091	有田	303610031	蒔地池(イモジ池)	湯浅町 吉川	69	公民館
1092	有田	303610032	子池	湯浅町 吉川	9	
1093	有田	303610036	乙鳥池	湯浅町 吉川	147	
1094	有田	303610041	乙鳥上池	湯浅町 吉川	14	
1095	有田	303610047	矢田池	湯浅町 栖原	90	県道
1096	有田	303610051	宮池(栖原)	湯浅町 栖原	30	
1097	有田	303610052	古池(田)	湯浅町 田	17	
1098	有田	303610053	長池(田)	湯浅町 田	91	県道
1099	有田	303610054	里池(田)	湯浅町 田	109	
1100	有田	303620002	鈴子池	広川町 唐尾	8	県道
1101	有田	303620003	内台池	広川町 唐尾	35	県道・線路
1102	有田	303620004	柄朽井池	広川町 西広	2	
1103	有田	303620006	櫻長池	広川町 西広	3	
1104	有田	303620008	さきお池	広川町 西広	20	
1105	有田	303620011	打越池	広川町 西広	25	
1106	有田	303620012	東池(西広)	広川町 西広	70	県道
1107	有田	303620015	北谷池	広川町 西広	16	県道
1108	有田	303620016	寺谷池	広川町 西広	128	県道・線路
1109	有田	303620018	光明寺池	広川町 山本	121	県道・駅
1110	有田	303620019	はい池	広川町 山本		県道
1111	有田	303620020	芝池	広川町 山本	9	県道
1112	有田	303620021	中池(山本)	広川町 山本	1	県道
1113	有田	303620022	大池(山本字長山)	広川町 山本	1	
1114	有田	303620023	森屋谷池	広川町 山本	5	
1115	有田	303620025	谷ノ池	広川町 山本	6	
1116	有田	303620026	小池(山本)	広川町 山本	3	
1117	有田	303620030	黒岩池(1)	広川町 山本	5	
1118	有田	303620032	黒岩池(2)	広川町 山本	4	
1119	有田	303620033	管谷池	広川町 山本	4	線路
1120	有田	303620034	六法池	広川町 山本	12	県道
1121	有田	303620035	黒岩長池	広川町 山本	2	
1122	有田	303620037	沢池	広川町 山本	6	
1123	有田	303620039	にぎり池	広川町 山本	10	
1124	有田	303620040	泣谷上池	広川町 山本	13	県道
1125	有田	303620041	泣谷下池	広川町 山本	3	
1126	有田	303620045	お池	広川町 山本	5	
1127	有田	303620047	柳谷池	広川町 山本	1	
1128	有田	303620057	中山池	広川町 山本	1	
1129	有田	303620060	志出池	広川町 上中野	113	県道・駅
1130	有田	303620061	小松尾池	広川町 上中野	45	小学校・水道事務所
1131	有田	303620062	古ヶ谷池	広川町 上中野	3	
1132	有田	303620063	盆ノ谷池	広川町 上中野	18	
1133	有田	303620064	新池(上中野)	広川町 上中野	25	小学校・水道事務所
1134	有田	303620066	光見寺池	広川町 上中野	53	
1135	有田	303620067	皿池(上中野)	広川町 上中野	93	線路
1136	有田	303620068	坊主池	広川町 上中野		水道事務所

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1137	有田	303620071	辰巳池	広川町 南金屋	50	
1138	有田	303620072	新の池	広川町 南金屋	22	線路
1139	有田	303620076	浅良池	広川町 南金屋	3	
1140	有田	303620078	土井一号池	広川町 殿	20	
1141	有田	303620079	土井二号池	広川町 殿	20	
1142	有田	303620083	折杭池	広川町 柳瀬	21	
1143	有田	303620084	新池(柳瀬)	広川町 柳瀬	21	
1144	有田	303620094	三船池	広川町 井関	15	国道
1145	有田	303620096	津兼池	広川町 井関	1	国道
1146	有田	303620098	畑垣内池	広川町 河瀬	1	県道
1147	有田	303620100	横縄手池	広川町 河瀬		高速道路
1148	有田	303620103	大正池	広川町 下津木	155	国道・県道
1149	有田	303620112	唐尾4池(町)	広川町 唐尾		その他
1150	有田	303620119	西広3池(町)	広川町 西広		線路
1151	有田	303620124	西広8池(町)	広川町 西広		その他
1152	有田	303620130	西広14池(町)	広川町 西広	20	
1153	有田	303620131	西広15池(町)	広川町 西広		その他
1154	有田	303620132	西広16池(町)	広川町 西広	20	
1155	有田	303620136	山本4池(町)	広川町 山本	2	
1156	有田	303620137	山本5池(町)	広川町 山本	4	
1157	有田	303620143	上中野1池(町)	広川町 上中野	32	
1158	有田	303620150	殿1池(町)	広川町 殿	20	
1159	有田	303620151	殿2池(町)	広川町 殿	3	
1160	有田	303620152	殿3池(町)	広川町 殿	20	
1161	有田	303661001	矢熊池	有田川町 奥	114	JR、県道、町道、集落排水施設
1162	有田	303661002	白豆池	有田川町 奥	114	JR、県道、町道、集落排水施設
1163	有田	303661003	橙谷池	有田川町 奥	114	JR、県道、町道、集落排水施設
1164	有田	303661004	平谷池	有田川町 奥	114	JR、県道、町道、集落排水施設
1165	有田	303661005	土生池	有田川町 土生	263	JR、湯浅御坊道路、県道、町道
1166	有田	303661006	市伏池	有田川町 奥	218	県道、町道、保育所
1167	有田	303661007	津弥谷池	有田川町 奥	9	町道、保育所
1168	有田	303661008	右近四郎池	有田川町 奥	27	町道
1169	有田	303661009	上池(奥)	有田川町 奥	25	町道
1170	有田	303661010	音部池	有田川町 熊井	12	県道、町道
1171	有田	303661011	谷池(熊井)	有田川町 熊井	17	JR、県道、町道
1172	有田	303661012	山田池(代替池)	有田川町 熊井	26	町道
1173	有田	303661013	谷池(水尻)	有田川町 水尻	66	JR、国道42号、県道、町道
1174	有田	303661014	北池(水尻)	有田川町 水尻	70	JR、国道42号、町道
1175	有田	303661015	中池(水尻)	有田川町 水尻	8	JR、町道
1176	有田	303661016	南池(水尻)	有田川町 水尻	7	JR、町道
1177	有田	303661017	新出池	有田川町 水尻	2	町道
1178	有田	303661019	簗池	有田川町 水尻	25	JR、国道42号、町道
1179	有田	303661020	扇谷池	有田川町 水尻	178	JR、県道、町道
1180	有田	303661021	小島池	有田川町 小島	12	町道
1181	有田	303661022	北谷池	有田川町 植野	19	町道
1182	有田	303661024	手水池	有田川町 下津野	162	県道、町道、中学校、小学校、保育所
1183	有田	303661025	菰池	有田川町 下津野	73	県道、町道、中学校
1184	有田	303661026	寺池(下津野)	有田川町 下津野	98	県道、町道
1185	有田	303661027	宮池(下津野)	有田川町 下津野	98	県道、町道
1186	有田	303661030	牛熊池	有田川町 西丹生園	11	県道、町道
1187	有田	303661031	碓池	有田川町 東丹生園	8	県道、町道
1188	有田	303661032	鳥尾池	有田川町 吉見	60	県道、町道
1189	有田	303661033	鷹ノ巣池	有田川町 垣倉	156	県道、町道、保育所、集落排水施設
1190	有田	303661034	平池(徳田)	有田川町 徳田	211	県道、町道、小学校
1191	有田	303661035	熊住池	有田川町 徳田	58	県道、町道
1192	有田	303661036	鳥羽沢池	有田川町 吉見	7	県道、町道
1193	有田	303661037	幸岸池	有田川町 吉見	17	県道、町道
1194	有田	303661038	猪谷池	有田川町 大賀畑		国道480号、町道
1195	有田	303661039	明王寺池	有田川町 明王寺	63	JR、国道42号、町道
1196	有田	303661040	奥池	有田川町 徳田	50	町道
1197	有田	303662001	妙見池	有田川町 吉原	36	国道424号、町道、集落排水施設
1198	有田	303662003	奥の池	有田川町 吉原	53	県道、町道、金屋テニス公園
1199	有田	303662006	鴻の池	有田川町 吉原	56	国道424号、町道、小学校、集落排水施設
1200	有田	303662007	新田池(吉原)	有田川町 吉原	30	国道424号、町道、中学校
1201	有田	303662008	地下池	有田川町 吉原	19	国道424号、町道
1202	有田	303662011	鍛屋池	有田川町 吉原	5	町道
1203	有田	303662014	白石池	有田川町 吉原	1	
1204	有田	303662028	大池(観喜寺)	有田川町 歓喜寺	1	町道
1205	有田	303662030	中田池	有田川町 歓喜寺	2	町道
1206	有田	303662034	庵坂池	有田川町 岩野河	11	国道480号、町道
1207	有田	303662038	鷹の巣池(岩野河)	有田川町 岩野河		国道480号、町道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1208	有田	303662039	風呂の谷池	有田川町 岩野河	11	国道480号、町道
1209	有田	303662070	年後池	有田川町 中井原	130	国道480号、町道、明恵の里スポーツ公園
1210	有田	303662071	よもぎ池	有田川町 中井原	2	国道480号、町道、道の駅
1211	有田	303662072	新よもぎ池	有田川町 中井原	2	国道480号、町道、道の駅
1212	有田	303662073	生谷池	有田川町 中井原	130	国道480号、町道、明恵の里スポーツ公園
1213	有田	303662074	菖蒲谷池	有田川町 中井原	120	国道424号、町道
1214	有田	303662077	三ツ池上	有田川町 中野	11	国道424号、県道、町道
1215	有田	303662078	三ツ池中	有田川町 中野	11	国道424号、県道、町道
1216	有田	303662079	三ツ池下	有田川町 中野	11	国道424号、県道、町道
1217	有田	303662080	松本池	有田川町 中野	37	国道424号、町道
1218	有田	303662083	新池(小川)	有田川町 小川	4	国道424号、町道
1219	有田	303662084	善佐池	有田川町 小川	5	県道
1220	有田	303662085	丸池	有田川町 小川	11	県道
1221	有田	303662087	寺池(小川)	有田川町 小川	3	町道
1222	有田	303662094	篠坂池	有田川町 伏羊	4	県道、町道
1223	有田	303662104	安の谷池下	有田川町 長谷川	11	国道480号、町道
1224	有田	303662105	安の谷池上	有田川町 長谷川	11	国道480号、町道
1225	有田	303662108	原毛谷池	有田川町 長谷川	2	国道480号、町道
1226	有田	303662111	込谷池	有田川町 長谷川	2	国道480号、町道
1227	有田	303662112	大南池	有田川町 長谷川	4	国道480号、町道
1228	有田	303662119	丹生池	有田川町 丹生	24	国道480号、町道
1229	有田	303662120	新池(糸野)	有田川町 糸野	24	国道480号、町道
1230	有田	303662121	寺池(糸野)	有田川町 糸野	20	国道480号、町道
1231	有田	303662122	大門池	有田川町 糸野	20	国道480号、町道
1232	有田	303662184	橋戸池下	有田川町 生石	2	県道、町道
1233	有田	303662208	八王子池	有田川町 生石	4	町道
1234	有田	303662212	机田池	有田川町 延坂	4	県道、町道
1235	有田	303662215	岩室池	有田川町 延坂	5	町道
1236	有田	303662250	下の池	有田川町 沼田	4	県道、町道
1237	有田	303662251	小池(沼田 売谷)	有田川町 沼田	4	県道、町道
1238	有田	303662252	中の池	有田川町 沼田	4	県道、町道
1239	有田	303662253	先の池	有田川町 沼田	4	県道、町道
1240	有田	303662320	土山池	有田川町 本堂	4	県道、町道
1241	有田	303662328	古池(中峯)	有田川町 中峯	19	県道、町道
1242	有田	303662329	胡麻池	有田川町 中峯	6	県道、町道
1243	有田	303662332	天池	有田川町 中峯	4	町道
1244	有田	303662341	油田池下	有田川町 中峯	5	県道、町道
1245	有田	303662342	岩の脇池	有田川町 中峯	1	町道
1246	有田	303662346	妙見池	有田川町 中峯	4	町道
1247	有田	303662347	天王谷池	有田川町 中峯	3	町道
1248	有田	303662356	能蔵下池	有田川町 西ヶ峯		国道424号、町道
1249	有田	303662357	楠谷池	有田川町 西ヶ峯		国道424号、町道
1250	有田	303662358	水ヶ峯池	有田川町 西ヶ峯	1	国道424号、町道
1251	有田	303662359	大石池	有田川町 西ヶ峯	1	町道
1252	有田	303662364	中山池(瀬井)	有田川町 瀬井		県道
1253	有田	303662369	新池(瀬井)	有田川町 瀬井	5	県道、町道
1254	有田	303662373	堂ノ碕池	有田川町 彦ヶ瀬	1	町道
1255	有田	303662379	栗ノ碕池2	有田川町 彦ヶ瀬	2	国道424号、町道
1256	有田	303663031	金比羅池	有田川町 三田	14	県道、町道、道の駅
1257	有田	303663035	赤岩池	有田川町 清水	4	国道480号、町道
1258	有田	303663045	的場池	有田川町 久野原	13	国道480号、町道
1259	有田	303663046	上芝池	有田川町 久野原	5	町道
1260	有田	303663047	内芝池	有田川町 久野原	4	国道480号、町道
1261	有田	303663052	亀屋池	有田川町 杉野原	5	町道
1262	有田	303663053	臥龍池	有田川町 杉野原		国道480号、町道
1263	有田	303663056	東谷池	有田川町 熊井	6	県道、町道
1264	日高	302050001	古池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	220	市道
1265	日高	302050002	新池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	207	市道
1266	日高	302050003	薬師池	御坊市 湯川町富安	207	市道
1267	日高	302050006	丸池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	9	市道
1268	日高	302050007	留山上池	御坊市 湯川町富安	2	市道
1269	日高	302050012	留山池	御坊市 湯川町富安	1	市道
1270	日高	302050017	奥池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	21	市道
1271	日高	302050018	中池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	21	市道
1272	日高	302050019	空池	御坊市 湯川町富安	21	市道
1273	日高	302050020	隠谷池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	138	県道、市道
1274	日高	302050021	隠谷池	御坊市 湯川町富安	138	県道、市道
1275	日高	302050025	碕池(湯川町富安)	御坊市 湯川町富安	12	市道
1276	日高	302050030	遠田池	御坊市 湯川町富安	219	市道、公民館、保育園
1277	日高	302050031	東原池	御坊市 湯川町富安	68	市道
1278	日高	302050033	池ノ谷池	御坊市 湯川町富安	51	市道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1279	日高	302050036	蓮池(湯川町丸山)	御坊市 湯川町丸山	24	市道
1280	日高	302050038	会下谷池	御坊市 湯川町富安	22	市道
1281	日高	302050039	朱家谷池	御坊市 藤田町吉田	4	市道
1282	日高	302050040	畑池(藤田町吉田)	御坊市 藤田町吉田	5	県道、市道
1283	日高	302050045	花立池	御坊市 藤田町吉田	2	県道、市道
1284	日高	302050046	東岸池	御坊市 藤田町吉田	3	市道
1285	日高	302050048	新池(藤田町吉田)	御坊市 藤田町吉田	11	県道、市道
1286	日高	302050049	久々津谷池	御坊市 藤田町吉田	61	県道、市道
1287	日高	302050051	錦蘭池	御坊市 塩屋町北塩屋	32	国道、市道
1288	日高	302050052	風生池	御坊市 塩屋町北塩屋	1	市道
1289	日高	302050053	絵皮池	御坊市 塩屋町北塩屋	7	市道
1290	日高	302050060	王子谷池	御坊市 塩屋町北塩屋	34	市道、集会場
1291	日高	302050063	すみ池	御坊市 塩屋町北塩屋	1	
1292	日高	302050064	田中池	御坊市 塩屋町北塩屋	2	
1293	日高	302050065	屋瀬池	御坊市 塩屋町北塩屋	1	国道、市道
1294	日高	302050067	横松池	御坊市 塩屋町北塩屋		国道、市道
1295	日高	302050071	三ツ池	御坊市 塩屋町北塩屋	4	国道、市道
1296	日高	302050074	中場池	御坊市 塩屋町北塩屋		市道
1297	日高	302050075	九田谷池	御坊市 塩屋町北塩屋	1	国道、市道
1298	日高	302050077	沼田池	御坊市 塩屋町北塩屋		町道(印南町道)
1299	日高	302050078	傳次郎池	御坊市 塩屋町南塩屋	30	国道、市道
1300	日高	302050081	大池(塩屋町南塩屋)	御坊市 塩屋町南塩屋	1	市道、浄化センター
1301	日高	302050083	乙池	御坊市 塩屋町南塩屋		市道
1302	日高	302050084	中池(塩屋町南塩屋)	御坊市 塩屋町南塩屋		市道
1303	日高	302050085	上池(塩屋町南塩屋)	御坊市 塩屋町南塩屋	1	
1304	日高	302050088	下池(塩屋町南塩屋)	御坊市 塩屋町南塩屋	2	市道
1305	日高	302050093	伏原谷池	御坊市 塩屋町北塩屋	1	国道、市道
1306	日高	302050094	矢田奥池	御坊市 塩屋町北塩屋		市道
1307	日高	302050100	東山池	御坊市 岩内	2	県道
1308	日高	302050106	楠木谷池	御坊市 熊野	15	県道、市道
1309	日高	302050108	後谷池	御坊市 熊野	12	県道、市道
1310	日高	302050112	柳谷池	御坊市 熊野	6	市道
1311	日高	302050116	扇谷池	御坊市 熊野	1	県道、市道
1312	日高	302050119	大池(熊野)	御坊市 熊野		県道、市道
1313	日高	302050144	深山池	御坊市 明神川	11	市道
1314	日高	302050145	観音池	御坊市 名田町野島	20	国道
1315	日高	302050157	秋葉池	御坊市 名田町野島	7	国道、市道
1316	日高	302050160	老子池	御坊市 名田町上野	10	国道、市道
1317	日高	302050161	黒松池	御坊市 名田町野島		国道、市道
1318	日高	302050163	寺池(名田町上野)	御坊市 名田町上野	2	国道、市道、集会場
1319	日高	302050164	寺池(名田町上野)	御坊市 名田町上野	6	国道、市道、集会場
1320	日高	302050171	大郷池	御坊市 名田町楠井	1	国道、市道
1321	日高	302050172	新出池	御坊市 名田町楠井	2	国道、市道
1322	日高	302050177	落シ谷池	御坊市 塩屋町北塩屋	6	市道
1323	日高	303810001	本ノ脇池	美浜町 和田	0	県道
1324	日高	303810002	白谷池	美浜町 三尾	27	
1325	日高	303810003	大山谷池	美浜町 三尾	62	三尾小学校、三尾郵便局、警察駐在所、公民館、漁協
1326	日高	303810004	新池(三尾)	美浜町 三尾	42	
1327	日高	303810005	慶本池	美浜町 三尾	26	
1328	日高	303810006	古池(三尾)	美浜町 三尾	15	
1329	日高	303810007	立花池Ⅰ	美浜町 和田	7	
1330	日高	303810008	立花池Ⅱ	美浜町 和田	1	
1331	日高	303810010	上ノ池(和田)	美浜町 和田	44	
1332	日高	303810011	今池(和田)	美浜町 和田	27	県道
1333	日高	303810012	狭間池	美浜町 三尾	33	
1334	日高	303820001	油河池	日高町 原谷	5	内原保育所
1335	日高	303820004	流水畑池	日高町 原谷	6	
1336	日高	303820005	神田池	日高町 萩原	5	
1337	日高	303820006	里神小池	日高町 萩原	1	
1338	日高	303820007	里神池	日高町 萩原	1	
1339	日高	303820009	子守畑池	日高町 萩原	1	
1340	日高	303820010	観音寺池1号	日高町 萩原	1	
1341	日高	303820013	露谷池	日高町 萩原	50	
1342	日高	303820014	牛内池	日高町 萩原	9	県道井関御坊線
1343	日高	303820015	笠谷池	日高町 萩原	1	
1344	日高	303820016	奥の谷池	日高町 萩原	21	JR西日本、国道42号、内原小学校
1345	日高	303820017	奥山池	日高町 萩原	85	町道萩原荊木線、県道日高印南線、萩原公民館
1346	日高	303820018	藤谷池	日高町 萩原	3	
1347	日高	303820019	新池(池田)	日高町 池田	10	JR西日本
1348	日高	303820020	椎木谷池	日高町 池田	10	
1349	日高	303820021	由良谷池	日高町 池田	10	JR西日本

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1350	日高	303820024	曾我平上池	日高町 池田	1	
1351	日高	303820026	正徳池	日高町 池田	17	
1352	日高	303820028	疎口池	日高町 池田	250	内原小学校、JR西日本、国道42号
1353	日高	303820029	小井池	日高町 池田	1	
1354	日高	303820031	湯船池	日高町 荊木	7	
1355	日高	303820033	大池(荊木)	日高町 荊木	150	JR西日本、国道42号
1356	日高	303820034	山田池	日高町 荊木	1	
1357	日高	303820035	山際池	日高町 荊木	1	
1358	日高	303820036	極楽寺池	日高町 荊木	23	JR西日本、国道42号
1359	日高	303820037	五ツ谷池	日高町 高家	50	
1360	日高	303820038	御湯池	日高町 小中	2	
1361	日高	303820039	上池(小中)	日高町 小中	6	県道比井・紀伊内原停車場線
1362	日高	303820040	岩ノ谷池	日高町 小中	6	県道比井・紀伊内原停車場線
1363	日高	303820041	本城池	日高町 小中	5	県道比井・紀伊内原停車場線
1364	日高	303820042	新池(小中)	日高町 小中	7	県道比井・紀伊内原停車場線、保健福祉総合センター
1365	日高	303820044	堂ノ岡池	日高町 小中	5	県道比井・紀伊内原停車場線
1366	日高	303820045	坂の谷池	日高町 小中	5	
1367	日高	303820046	清浄池	日高町 小中	1	保健福祉総合センター
1368	日高	303820048	大谷池	日高町 小池	30	
1369	日高	303820049	下池(小池)	日高町 小池	10	
1370	日高	303820050	大池(小池)	日高町 小池	10	県道柏御坊線
1371	日高	303820051	寺谷池	日高町 小池	19	県道柏御坊線
1372	日高	303820053	別当谷池	日高町 志賀	8	県道柏御坊線
1373	日高	303820054	いもり池	日高町 志賀	2	県道柏御坊線
1374	日高	303820055	後垣田池	日高町 志賀	4	県道柏御坊線
1375	日高	303820057	清水谷池	日高町 志賀	30	県道柏御坊線
1376	日高	303820058	飯谷池	日高町 志賀	1	
1377	日高	303820059	王楽池	日高町 志賀	1	
1378	日高	303820060	弥谷池	日高町 志賀	6	県道柏御坊線
1379	日高	303820061	オセン谷池	日高町 志賀	8	県道柏御坊線
1380	日高	303820062	蓮池(志賀)	日高町 志賀	4	県道柏御坊線、下志賀コミュニティセンター
1381	日高	303820063	東谷池	日高町 志賀	3	
1382	日高	303820064	弥井田谷池1号	日高町 志賀	1	
1383	日高	303820068	東谷通り池	日高町 志賀	1	
1384	日高	303820069	新池(志賀)	日高町 志賀	9	
1385	日高	303820070	大谷池1号(志賀)	日高町 志賀	2	
1386	日高	303820071	大谷池2号(志賀)	日高町 志賀	3	
1387	日高	303820074	鳩ヶ池	日高町 志賀	1	
1388	日高	303820075	ふるんど池	日高町 志賀	10	
1389	日高	303820078	天満池(志賀)	日高町 志賀	2	
1390	日高	303820080	道城谷下池(志賀)	日高町 志賀	4	
1391	日高	303820087	片河谷池	日高町 志賀	7	
1392	日高	303820090	早津川口池	日高町 志賀	1	
1393	日高	303820092	三河谷池	日高町 志賀	25	
1394	日高	303820093	赤坂池	日高町 志賀	1	
1395	日高	303820094	老久保池	日高町 志賀	6	
1396	日高	303820095	早津川奥池	日高町 志賀	12	
1397	日高	303820102	羽山池	日高町 志賀	1	
1398	日高	303820103	ひし池	日高町 志賀	2	県道柏御坊線
1399	日高	303820105	大原谷池	日高町 志賀	3	県道柏御坊線
1400	日高	303820113	新池(志賀)	日高町 志賀	6	
1401	日高	303820115	口池(志賀)	日高町 志賀	6	
1402	日高	303820119	南池(志賀)	日高町 志賀	2	
1403	日高	303820125	大池(志賀)	日高町 志賀	80	武道館、志賀保育所、県道柏御坊線、県道比井紀伊内原停車場線
1404	日高	303820126	古小杭池	日高町 志賀		県道御坊由良線
1405	日高	303820128	大谷池(志賀)	日高町 志賀	10	県道御坊由良線
1406	日高	303820129	大井池	日高町 志賀		県道御坊由良線
1407	日高	303820130	小豆谷池	日高町 方杭	6	県道御坊由良線
1408	日高	303820134	大船河池	日高町 小浦	27	県道御坊由良線、小浦地区公民館
1409	日高	303820135	矢田ヶ谷池	日高町 小浦	4	県道御坊由良線、小浦地区公民館
1410	日高	303820136	津久野北ノ池	日高町 津久野	3	
1411	日高	303820138	唐子谷池	日高町 比井	17	県道御坊由良線、比井小学校
1412	日高	303820139	後谷池	日高町 比井		その他
1413	日高	303820141	テナル池	日高町 比井	1	県道御坊由良線、比井小学校
1414	日高	303820143	比井後池	日高町 比井	30	
1415	日高	303820144	溝手池	日高町 比井	50	
1416	日高	303820145	神田池	日高町 比井	6	
1417	日高	303820148	谷筋池1号	日高町 阿尾	4	
1418	日高	303820149	奥山池	日高町 小坂	15	小坂青年会場、町道産湯小坂線
1419	日高	303820151	打越池	日高町 小坂	1	
1420	日高	303820156	小谷上池(産湯)	日高町 産湯	10	県道御坊由良線

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1421	日高	303820158	常漬池	日高町 産湯	1	
1422	日高	303820160	清水谷池(阿尾)	日高町 阿尾	1	
1423	日高	303820165	釜ヶ内池1号(阿尾)	日高町 阿尾	1	県道御坊由良線
1424	日高	303820168	中通池1号	日高町 阿尾	4	
1425	日高	303820169	峠池(小坂)	日高町 小坂	15	小坂青年会場、町道産湯小坂線
1426	日高	303820172	柳谷池1号	日高町 阿尾	1	
1427	日高	303820177	成男池	日高町 原谷	1	
1428	日高	303820179	立岩池2号	日高町 萩原	8	
1429	日高	303820180	盆の谷池	日高町 池田	2	
1430	日高	303820181	大師谷上池	日高町 池田	2	
1431	日高	303820182	卵池	日高町 小池	2	
1432	日高	303830008	戸津井坂池	由良町 衣奈	12	町道、県道、漁港
1433	日高	303830009	粟飯谷池	由良町 衣奈	16	旧小学校、町道、県道
1434	日高	303830013	法華寺池	由良町 衣奈	6	町道
1435	日高	303830016	上出池	由良町 衣奈	14	町道、旧中学校
1436	日高	303830017	長谷池	由良町 衣奈	2	町道
1437	日高	303830019	上衣奈代池	由良町 衣奈	2	県道、町道(緊急時の町活用道路)
1438	日高	303830020	御影池	由良町 衣奈		上衣奈代池、町道(緊急時の町活用道路)、県道
1439	日高	303830023	小池	由良町 小引	12	町道、県道、小引コミュニティセンター
1440	日高	303830024	田津原池	由良町 大引	19	町道(緊急時の町活用道路)、県道
1441	日高	303830026	岩井谷池	由良町 大引	5	町道(緊急時の町活用道路)
1442	日高	303830027	峠溜池	由良町 神谷	20	町道
1443	日高	303830028	寺谷池	由良町 神谷	8	町道、県道、漁港
1444	日高	303830029	三宅谷池	由良町 吹井	1	町道、県道(緊急輸送道路)
1445	日高	303830030	奥谷池	由良町 吹井	13	町道、県道(緊急輸送道路)、旧保育所、老人憩の家
1446	日高	303830033	南坪池	由良町 江ノ駒	1	町道、県道
1447	日高	303830036	大谷池	由良町 江ノ駒	24	町道、憩の家
1448	日高	303830039	白木池	由良町 阿戸	8	県道、町道
1449	日高	303830040	西谷池	由良町 阿戸	34	町道、県道、町営住宅
1450	日高	303830042	真谷池	由良町 里	1	町道、鉄道
1451	日高	303830045	寺田池	由良町 里	30	町道、集会所、町営住宅
1452	日高	303830046	寺田小池	由良町 里	3	町道
1453	日高	303830050	水谷小池	由良町 門前	1	町道、県道(緊急輸送道路)
1454	日高	303830051	水谷池	由良町 門前	26	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)、鉄道、コミュニティセンター
1455	日高	303830052	東谷池	由良町 門前	10	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)、鉄道
1456	日高	303830055	小山三池	由良町 門前	3	町道、県道(緊急輸送道路)
1457	日高	303830057	畦地池	由良町 門前	23	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)、鉄道
1458	日高	303830058	大門池	由良町 門前	2	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)
1459	日高	303830059	鍛冶屋池	由良町 門前	11	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)、鉄道
1460	日高	303830060	天神池	由良町 門前	3	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)、鉄道
1461	日高	303830062	田首池	由良町 中	5	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)
1462	日高	303830063	白倉池	由良町 中	70	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)、鉄道、集会所
1463	日高	303830064	種田原池	由良町 中	2	町道、県道(緊急輸送道路)、国道(緊急輸送道路)
1464	日高	303830066	森口池	由良町 畑	1	町道、鉄道
1465	日高	303830067	森口池	由良町 畑	1	町道
1466	日高	303830068	橋谷池	由良町 畑	8	町道、国道(緊急輸送道路)
1467	日高	303830069	角前池	由良町 畑	1	町道、県道、国道(緊急輸送道路)
1468	日高	303830073	山本池	由良町 畑		町道、県道、国道(緊急時輸送道路)
1469	日高	303830074	栗谷池	由良町 畑	26	町道、県道、鉄道
1470	日高	303830075	橋立池	由良町 畑	2	町道
1471	日高	303900003	東谷池	印南町 印南	1	町道
1472	日高	303900007	長谷池	印南町 津井	3	国道42号
1473	日高	303900008	片見谷池	印南町 印南	30	町道・小学校・公民館・体育センター
1474	日高	303900009	宇杉谷池	印南町 印南	17	町道
1475	日高	303900010	大谷池(山口)	印南町 山口	4	町道
1476	日高	303900014	寺谷奥池	印南町 山口	15	県道・JR線路
1477	日高	303900015	不老ノ谷池	印南町 山口	5	町道
1478	日高	303900017	池ノ谷池(山口)	印南町 山口	6	県道・町道
1479	日高	303900018	池ノ谷池(山口)	印南町 山口	6	県道・町道
1480	日高	303900023	野尻池	印南町 印南原	4	県道・町道・JR線路
1481	日高	303900026	小川池	印南町 印南原	10	町道・コミュニティセンター
1482	日高	303900027	オカル池	印南町 印南原	14	県道・町道
1483	日高	303900034	峠谷池	印南町 印南原	17	県道・町道・JR線路
1484	日高	303900035	尻掛川池	印南町 印南原	4	町道・JR線路
1485	日高	303900050	家の上の池	印南町 印南原	2	町道
1486	日高	303900059	境松大池	印南町 印南原	8	町道
1487	日高	303900063	柳井谷池	印南町 印南原	4	町道
1488	日高	303900066	柳井谷池(印南原)	印南町 印南原	5	町道
1489	日高	303900067	柳井谷池(印南原)	印南町 印南原	5	町道
1490	日高	303900070	竹本池	印南町 印南原	4	町道
1491	日高	303900073	古野の池	印南町 印南原	4	国道425号・町道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1492	日高	303900078	向平の池	印南町 印南原	0	町道
1493	日高	303900080	ふな池	印南町 印南原	1	町道
1494	日高	303900082	仏谷池	印南町 印南原	4	町道
1495	日高	303900083	坂井谷池	印南町 印南原	4	町道
1496	日高	303900085	外内池(印南原)	印南町 印南原	4	町道
1497	日高	303900094	西ノ谷池	印南町 印南原	2	町道
1498	日高	303900099	平谷池	印南町 印南原	10	町道
1499	日高	303900100	平野岡池(印南原)	印南町 印南原	1	町道
1500	日高	303900102	平野岡池(印南原)	印南町 印南原	5	町道
1501	日高	303900104	坊ヶ平池(印南原)	印南町 印南原	5	町道
1502	日高	303900107	坊ヶ平池(印南原)	印南町 印南原	5	町道
1503	日高	303900119	神田池	印南町 印南原	4	県道・町道
1504	日高	303900123	岡本池	印南町 印南原	2	町道
1505	日高	303900125	松谿池	印南町 印南原	3	町道
1506	日高	303900127	糸巻池	印南町 印南原	4	町道
1507	日高	303900128	吉岡池	印南町 印南原	1	町道
1508	日高	303900130	小藪池	印南町 印南原	1	県道・町道
1509	日高	303900136	出口池(印南原)	印南町 印南原	2	県道・町道
1510	日高	303900137	出口池(印南原)	印南町 印南原	5	県道・町道
1511	日高	303900140	湯川池	印南町 印南原	5	県道・町道
1512	日高	303900141	出口池(印南原)	印南町 印南原	7	県道・町道
1513	日高	303900142	新池	印南町 印南原	5	県道・町道
1514	日高	303900145	東谷池(印南原)	印南町 印南原	8	県道・町道
1515	日高	303900146	津井田池	印南町 印南原	8	県道・町道
1516	日高	303900147	津井田池	印南町 印南原	4	県道・町道
1517	日高	303900151	三谷池	印南町 印南原	2	県道・町道・公民館
1518	日高	303900153	こずけ峠池	印南町 印南原	8	県道・町道・公民館
1519	日高	303900160	土用谷池	印南町 印南原	1	県道・町道
1520	日高	303900161	川口池	印南町 印南原	4	県道・町道
1521	日高	303900169	井戸ノ谷池(印南原)	印南町 印南原	4	町道
1522	日高	303900170	平原奥池	印南町 印南原	3	町道
1523	日高	303900174	オク池	印南町 印南原	3	町道
1524	日高	303900177	口池	印南町 印南原	4	町道
1525	日高	303900178	山西池	印南町 印南原	3	町道
1526	日高	303900179	井上池(印南原)	印南町 印南原	2	町道
1527	日高	303900180	井上池(印南原)	印南町 印南原	1	町道
1528	日高	303900182	平原池	印南町 印南原	3	町道
1529	日高	303900191	ほとけ池	印南町 印南原	4	県道・JR線路
1530	日高	303900199	猿橋池	印南町 印南原	1	国道425号・町道
1531	日高	303900200	郷地池	印南町 印南原	4	町道
1532	日高	303900208	岡本池	印南町 印南原	3	県道・町道
1533	日高	303900211	蓮池(印南原)	印南町 印南原	15	県道・町道・JR線路
1534	日高	303900226	宮ノ本池(立石)	印南町 立石	1	町道・集会場
1535	日高	303900232	宇津木谷池	印南町 明神川	7	町道
1536	日高	303900234	東谷池	印南町 明神川	4	町道
1537	日高	303900236	松尾池	印南町 明神川	3	国道425号
1538	日高	303900240	曾平池	印南町 明神川	2	町道
1539	日高	303900241	茅ヶ谷池	印南町 南谷	5	国道425号・町道
1540	日高	303900242	切山谷池	印南町 南谷	15	町道
1541	日高	303900244	片河池	印南町 南谷	5	町道
1542	日高	303900245	松山池	印南町 南谷	4	町道
1543	日高	303900247	茅ヶ谷池	印南町 南谷	1	国道425号・町道
1544	日高	303900256	横山谷池	印南町 南谷	3	町道
1545	日高	303900260	長池(南谷)	印南町 南谷	10	国道425号・町道
1546	日高	303900263	さら山池	印南町 南谷	10	町道
1547	日高	303900264	東谷池	印南町 南谷	15	町道
1548	日高	303900265	かいと谷ため池	印南町 南谷	3	町道
1549	日高	303900266	沼池	印南町 小原	9	国道425号・町道
1550	日高	303900268	井ノ谷池	印南町 丹生	9	町道
1551	日高	303900269	寺谷池	印南町 丹生	9	国道425号・町道
1552	日高	303900275	用谷奥池	印南町 美里	3	町道
1553	日高	303900276	用谷下池	印南町 美里	3	町道
1554	日高	303900277	深山池	印南町 古井	4	国道425号・町道
1555	日高	303900278	内之畑池	印南町 古井	5	県道・町道
1556	日高	303900279	勘田芝池	印南町 古井	4	県道・町道
1557	日高	303900280	市野瀬池	印南町 古井	2	県道・町道
1558	日高	303900287	大池(古井)	印南町 古井	50	国道425号・町道
1559	日高	303900288	中池(古井)	印南町 古井	50	国道425号・町道
1560	日高	303900290	高瀬池	印南町 櫻川	17	県道・町道・集会場
1561	日高	303900293	沖野谷池	印南町 櫻川	3	県道・町道・集会場
1562	日高	303900308	亀尾池(古屋)	印南町 古屋	4	町道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1563	日高	303900310	明見池	印南町 宮ノ前	15	県道・町道
1564	日高	303900316	井ノ谷池	印南町 島田	6	国道42号・町道・JR線路
1565	日高	303900319	長性谷池	印南町 島田	2	国道42号・町道・JR線路
1566	日高	303900326	橋ヶ谷池	印南町 島田	5	国道42号・町道・JR線路
1567	日高	303900327	滝ノ岡池	印南町 島田	5	町道
1568	日高	303900335	榎本池	印南町 島田	1	国道42号・町道・運動場・JR線路
1569	日高	303900337	橘谷池	印南町 島田	4	国道42号・町道・JR線路
1570	日高	303900342	亀池(西ノ地)	印南町 西ノ地	1	国道42号・町道
1571	日高	303900346	田ノ口新池	印南町 西ノ地	8	町道
1572	日高	303900349	夏見池	印南町 印南原	7	県道・町道・コミュニティセンター
1573	日高	303911002	前谷池	みなべ町 筋	26	町道
1574	日高	303911003	どめき池	みなべ町 筋	26	町道
1575	日高	303911005	大谷池(熊岡)	みなべ町 熊岡	15	町道
1576	日高	303911006	下谷池(熊岡)	みなべ町 熊岡	5	県道・町道
1577	日高	303911007	北谷池(熊岡)	みなべ町 熊岡	15	町道
1578	日高	303911008	下谷池(熊岡)新池(熊岡)	みなべ町 南道	6	県道・町道
1579	日高	303911009	井谷池	みなべ町 晩稲	13	県道・町道
1580	日高	303911010	大谷池(晩稲)	みなべ町 晩稲	12	県道・町道
1581	日高	303911011	有屋谷池	みなべ町 晩稲	11	県道・町道
1582	日高	303911012	黒栖谷(上)池	みなべ町 晩稲	3	町道
1583	日高	303911013	黒栖谷池(下)	みなべ町 晩稲	3	町道
1584	日高	303911014	下の谷(上)池	みなべ町 晩稲	19	町道
1585	日高	303911015	下の谷(下)池	みなべ町 晩稲	19	町道
1586	日高	303911016	上の谷池	みなべ町 晩稲	20	町道・区民会館
1587	日高	303911018	小倉谷池	みなべ町 東本庄	43	町道・区民会館
1588	日高	303911020	奥谷池	みなべ町 西本庄	36	町道
1589	日高	303911021	水越池	みなべ町 西本庄	12	町道・国道
1590	日高	303911023	方丈南池	みなべ町 東本庄	3	町道
1591	日高	303911024	久地池	みなべ町 東本庄	31	町道
1592	日高	303911025	定長池	みなべ町 東本庄	13	町道
1593	日高	303911026	八重谷池	みなべ町 東本庄	2	揚水機場
1594	日高	303911027	向前三池	みなべ町 東本庄	5	県道・町道
1595	日高	303911028	受領池	みなべ町 東本庄	2	県道
1596	日高	303911030	北谷池(東本庄)	みなべ町 東本庄	7	町道
1597	日高	303911031	滝谷(上)池	みなべ町 滝	1	町道
1598	日高	303911032	滝谷(下)池	みなべ町 滝	1	町道
1599	日高	303911033	中村池	みなべ町 熊瀬川	2	町道
1600	日高	303911043	大池(高野)	みなべ町 高野	1	県道・町道
1601	日高	303911045	後呂谷池	みなべ町 土井	14	町道
1602	日高	303911046	風呂之谷	みなべ町 土井	4	町道・区民会館
1603	日高	303911055	池沼池	みなべ町 広野	2	町道
1604	日高	303911056	広野池	みなべ町 広野	3	町道
1605	日高	303911060	下角第2池	みなべ町 清川	3	町道
1606	日高	303911062	小森池	みなべ町 清川		その他
1607	日高	303911063	政井谷池	みなべ町 徳蔵	4	町道
1608	日高	303912001	大池(堺)	みなべ町 堺	4	町道
1609	日高	303912002	小池(堺)	みなべ町 堺	4	町道
1610	日高	303912003	新池(堺)	みなべ町 堺	4	町道
1611	日高	303912004	井詰谷池	みなべ町 堺	16	町道
1612	日高	303912006	女郎池	みなべ町 芝	80	駅・県道・町営住宅
1613	日高	303912007	五反池	みなべ町 芝	80	駅・県道・町営住宅
1614	日高	303912008	峰池	みなべ町 植田	11	国道・町道
1615	日高	303912009	南谷池(旧牛倉池)	みなべ町 植田		町道
1616	日高	303912010	牛倉新池	みなべ町 植田	11	国道・町道
1617	日高	303912011	道免池	みなべ町 植田	3	JR線路
1618	日高	303912015	ハズ池	みなべ町 南道	16	県道
1619	日高	303912016	新池	みなべ町 南道	16	県道
1620	日高	303912017	小矢谷池	みなべ町 東吉田	2	県道
1621	日高	303912018	矢谷池	みなべ町 芝	4	県道
1622	日高	303912019	芝池	みなべ町 芝	29	県道・町道
1623	日高	303912022	五反池	みなべ町 山内	8	JR線路・町道
1624	日高	303912023	井正免池	みなべ町 山内	7	JR線路・町道
1625	日高	303912025	鴨池	みなべ町 山内	8	JR線路・町道
1626	日高	303912027	千里池	みなべ町 山内		JR線路
1627	日高	303912029	大目津池	みなべ町 山内	13	町道
1628	日高	303912030	東谷池	みなべ町 東岩代	6	国道・町道
1629	日高	303912032	古池(東岩代)	みなべ町 東岩代	1	町道
1630	日高	303912033	沙ヶ谷池	みなべ町 東岩代	1	町道
1631	日高	303912034	蔓谷ノ池	みなべ町 西岩代	1	町道
1632	日高	303912036	中ノ川池	みなべ町 西岩代	2	町道
1633	日高	303912037	池ノ谷池	みなべ町 西岩代	7	町道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1634	日高	303912038	新池(西岩代)	みなべ町 西岩代		国道・町道・JR路線
1635	日高	303912039	庄門谷池	みなべ町 西岩代		国道・町道・JR路線
1636	日高	303912040	中ノ池	みなべ町 西岩代	1	国道・町道・JR路線
1637	日高	303912041	畑池	みなべ町 西岩代	1	国道・町道・JR路線
1638	日高	303912042	漏斗池	みなべ町 西岩代	1	国道・町道・JR路線
1639	日高	303912044	石引谷池	みなべ町 南道	6	県道・町道
1640	日高	303921022	見川池	日高川町 千津川	6	
1641	日高	303921023	引谷池	日高川町 千津川	31	県道、下水処理場
1642	日高	303921026	市池畑	日高川町 千津川	5	
1643	日高	303921029	寺池(鐘巻)	日高川町 鐘巻	52	JR
1644	日高	303921030	艾池	日高川町 鐘巻	52	JR
1645	日高	303921031	新艾池	日高川町 鐘巻	52	JR
1646	日高	303921035	横枕池(鐘巻)	日高川町 鐘巻	0	
1647	日高	303921048	穴池	日高川町 土生	20	県道、役場、病院
1648	日高	303921049	新池(土生)	日高川町 土生	9	
1649	日高	303921050	実満池	日高川町 小熊	10	JR
1650	日高	303921052	矢田大池	日高川町 小熊	73	県道、役場
1651	日高	303921053	弥谷池	日高川町 小熊	18	学校
1652	日高	303921055	別所谷池	日高川町 小熊	21	
1653	日高	303921056	西谷池	日高川町 小熊	5	JR
1654	日高	303921058	横垣大池	日高川町 入野	3	
1655	日高	303921060	白池	日高川町 入野	1	JR
1656	日高	303921078	藤谷奥池	日高川町 玄子	8	県道
1657	日高	303921086	打谷5号池	日高川町 玄子	1	県道
1658	日高	303921109	東山田口池	日高川町 早藤	3	
1659	日高	303921124	古久保池	日高川町 蛇尾	2	
1660	日高	303921135	古池(平川)	日高川町 平川	2	
1661	日高	303921139	碓間池	日高川町 平川	4	県道、集会場
1662	日高	303921140	刈畑池	日高川町 平川	3	
1663	日高	303921144	久恵田池	日高川町 三百瀬	4	
1664	日高	303921146	大池(三百瀬)	日高川町 三百瀬	8	
1665	日高	303921148	新池(三百瀬)	日高川町 三百瀬	1	
1666	日高	303921149	小池(三百瀬)	日高川町 三百瀬	2	
1667	日高	303921158	神ノ川池	日高川町 山野		その他
1668	日高	303921162	前田池	日高川町 江川	16	
1669	日高	303921164	宮池(江川)	日高川町 江川	1	
1670	日高	303921165	越内池	日高川町 江川	1	
1671	日高	303921166	一橋池	日高川町 江川	5	
1672	日高	303921176	ズ谷一番池	日高川町 和佐	5	町道
1673	日高	303921179	栗屋谷池	日高川町 和佐	17	JR
1674	日高	303921184	志と志池	日高川町 和佐	5	
1675	日高	303921185	庵ノ谷池	日高川町 松瀬	6	
1676	日高	303922001	坂本(上)池	日高川町 船津	6	
1677	日高	303922002	大谷下池	日高川町 船津	6	
1678	日高	303922003	岡本池	日高川町 船津	1	
1679	日高	303922004	滝本池	日高川町 船津	7	県道
1680	日高	303922005	新田池	日高川町 高津尾	2	
1681	日高	303922007	加世谷池	日高川町 高津尾	2	
1682	日高	303922008	久保谷池	日高川町 佐井	3	
1683	日高	303922009	田井谷池	日高川町 佐井	1	
1684	日高	303922010	風呂の谷池	日高川町 佐井	24	
1685	日高	303922011	楠谷池	日高川町 佐井	5	
1686	日高	303922012	猪の谷池	日高川町 佐井	12	
1687	日高	303922013	柳瀬池	日高川町 坂野川	5	
1688	日高	303922018	長子池	日高川町 小釜本	2	
1689	日高	303923001	打尾ため池	日高川町 皆瀬	5	
1690	日高	303923002	竿本ため池	日高川町 熊野川	1	
1691	西牟婁	302060002	長谷上池	田辺市 上芳養	2	県道、市道
1692	西牟婁	302060008	鎌谷下池	田辺市 上芳養	3	県道、市道
1693	西牟婁	302060016	西の谷下池	田辺市 上芳養	1	重ね池、市道
1694	西牟婁	302060017	岡本池	田辺市 上芳養	4	市道
1695	西牟婁	302060024	小屋二谷池	田辺市 上芳養	3	市道、集会所
1696	西牟婁	302060025	鎌差下池	田辺市 上芳養	1	市道、集会所
1697	西牟婁	302060026	中谷池(上芳養)	田辺市 上芳養	5	市道
1698	西牟婁	302060032	荒堀池(1)	田辺市 上芳養	3	市道
1699	西牟婁	302060038	ササニ谷池	田辺市 上芳養	3	県道
1700	西牟婁	302060051	仏念池	田辺市 上芳養	1	市道
1701	西牟婁	302060056	ホケト池	田辺市 中芳養	9	県道、市道
1702	西牟婁	302060057	原田池	田辺市 中芳養	10	市道
1703	西牟婁	302060058	長屋谷池	田辺市 中芳養	6	県道、市道
1704	西牟婁	302060059	いも入段池	田辺市 中芳養	5	市道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1705	西牟婁	302060066	田尻池	田辺市 中芳養	15	県道、市道
1706	西牟婁	302060068	山谷池	田辺市 中芳養	4	県道、市道
1707	西牟婁	302060074	南郷池	田辺市 中芳養	8	県道、市道
1708	西牟婁	302060076	西野大池	田辺市 中芳養	7	県道、市道
1709	西牟婁	302060079	小池谷池	田辺市 中芳養	3	市道
1710	西牟婁	302060081	更池	田辺市 中芳養	5	重ね池、県道、市道、集会所
1711	西牟婁	302060084	大池(中芳養)	田辺市 中芳養	5	重ね池、県道、市道、集会所
1712	西牟婁	302060087	茨谷池	田辺市 芳養町	2	市道
1713	西牟婁	302060090	阿坂上池	田辺市 芳養町	2	重ね池、県道
1714	西牟婁	302060091	阿坂下池	田辺市 芳養町	3	重ね池、県道
1715	西牟婁	302060092	碓池	田辺市 芳養町	11	県道、市道
1716	西牟婁	302060094	津葉木池	田辺市 芳養町	3	市道
1717	西牟婁	302060098	巡谷池	田辺市 稲成町	36	国道、市道、集会所
1718	西牟婁	302060099	岩口池	田辺市 稲成町	30	市道
1719	西牟婁	302060102	流越池	田辺市 稲成町	1	県道
1720	西牟婁	302060112	丈ヶ谷池	田辺市 上秋津	20	市道
1721	西牟婁	302060114	辺谷池	田辺市 上秋津	34	県道、市道、集会所
1722	西牟婁	302060116	大峯池	田辺市 秋津町	8	市道
1723	西牟婁	302060117	岩倉池	田辺市 秋津町	19	市道
1724	西牟婁	302060118	矢田ヶ谷池	田辺市 秋津町	34	市道、集会所
1725	西牟婁	302060119	田尻池	田辺市 秋津町	10	県道、市道
1726	西牟婁	302060143	三栖新池	田辺市 中三栖	65	県道、市道
1727	西牟婁	302060148	堀下池	田辺市 下三栖	27	県道、市道
1728	西牟婁	302060149	大江ノ池	田辺市 下三栖	21	県道、市道
1729	西牟婁	302060150	鳥帽子(上)池	田辺市 下三栖	9	重ね池、市道
1730	西牟婁	302060151	鳥帽子(下)池	田辺市 下三栖	53	重ね池、市道
1731	西牟婁	302060152	ゴブ池	田辺市 下三栖	16	県道、市道
1732	西牟婁	302060156	柿見池	田辺市 下三栖	33	市道
1733	西牟婁	302060163	大谷池(中万呂)	田辺市 中万呂	10	県道、市道
1734	西牟婁	302060165	二又池	田辺市 中万呂	26	県道、市道
1735	西牟婁	302060166	天王池	田辺市 下万呂	87	市道
1736	西牟婁	302060167	平田池	田辺市 下万呂	56	県道、市道、集会所
1737	西牟婁	302060209	井戸の谷池	田辺市 新庄町	14	市道
1738	西牟婁	302060278	水源池	田辺市 新庄町		重ね池、市道
1739	西牟婁	302060279	中池	田辺市 新庄町		重ね池、市道
1740	西牟婁	302060280	新池	田辺市 新庄町	37	重ね池、市道、集会所
1741	西牟婁	302060281	西橋谷池	田辺市 新庄町	5	市道
1742	西牟婁	302060282	中橋谷池	田辺市 新庄町	31	県道、市道
1743	西牟婁	302060283	東橋谷池	田辺市 新庄町	34	県道、市道
1744	西牟婁	302060284	成川池	田辺市 新庄町	50	国道、市道、JR
1745	西牟婁	302060286	稲妻池	田辺市 新庄町	2	市道
1746	西牟婁	302060287	北菖蒲谷池	田辺市 学園	70	市道
1747	西牟婁	302060290	菖蒲谷池	田辺市 天神崎	16	市道、集会所
1748	西牟婁	302060291	目良池(1)	田辺市 目良	12	市道
1749	西牟婁	302060300	矢代池	田辺市 中芳養	8	県道、市道
1750	西牟婁	302060304	大屋谷池	田辺市 芳養町	4	市道
1751	西牟婁	302060328	大西池	田辺市 秋津町	36	市道
1752	西牟婁	302060332	二つ池	田辺市 神子浜一丁目	132	学校、市道、幼稚園
1753	西牟婁	302060333	西谷池	田辺市 元町	16	市道
1754	西牟婁	302062001	西上ノ池	田辺市 龍神村西	6	国道、市道、行政局
1755	西牟婁	302062002	西下ノ池	田辺市 龍神村西	4	国道、市道、診療所
1756	西牟婁	302062003	寺ノ原池	田辺市 龍神村東	1	国道
1757	西牟婁	302063011	新池(近露)	田辺市 中辺路町近露	6	重ね池、市道、集会所
1758	西牟婁	302063012	打樋池	田辺市 中辺路町近露	20	重ね池、市道、集会所、美術館
1759	西牟婁	302064001	寺尾溜池	田辺市 鮎川	10	県道、市道
1760	西牟婁	304010003	多々良池(奥)	白浜町 庄川	20	県道、町道、集会所
1761	西牟婁	304010004	多々良池(中)	白浜町 庄川	20	県道、町道、集会所
1762	西牟婁	304010005	多々良池(口)	白浜町 庄川	20	県道、町道、集会所
1763	西牟婁	304010006	小谷池	白浜町 庄川	2	町道
1764	西牟婁	304010007	猪ノ谷池	白浜町 庄川	44	町道
1765	西牟婁	304010008	露浦池	白浜町 庄川	32	町道
1766	西牟婁	304010011	田の口第二池	白浜町 富田	31	町道
1767	西牟婁	304010012	田の口第一池	白浜町 富田	31	町道
1768	西牟婁	304010017	寺前池	白浜町 栄	20	町道
1769	西牟婁	304010018	両願寺池	白浜町 才野	10	町道
1770	西牟婁	304010019	小屋谷池	白浜町 才野	3	町道
1771	西牟婁	304010020	栗ヶ谷池	白浜町 才野	1	町道
1772	西牟婁	304010021	耳上池	白浜町 才野	7	町道
1773	西牟婁	304010023	新池(才野)	白浜町 才野	2	町道
1774	西牟婁	304010025	路上の池	白浜町 才野	60	病院、県道、町道
1775	西牟婁	304010026	碓中池	白浜町 才野	60	病院、県道、町道

表-2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1776	西牟婁	304010027	碓裏池	白浜町 才野	60	小学校、病院、県道、町道
1777	西牟婁	304010030	間者池	白浜町 堅田	20	町道
1778	西牟婁	304010032	福田池	白浜町 堅田	10	町道
1779	西牟婁	304010033	福田谷池	白浜町 堅田	8	町道
1780	西牟婁	304010035	中池(堅田)	白浜町 堅田	200	JR白浜駅、集会所、県道、町道
1781	西牟婁	304010036	大池(堅田)	白浜町 堅田	200	JR白浜駅、集会所、県道、町道
1782	西牟婁	304010042	箱嶋奥池	白浜町 堅田	5	町道
1783	西牟婁	304010043	箱嶋池	白浜町 堅田	5	町道
1784	西牟婁	304012003	深田池	白浜町 安宅	20	小学校、町道
1785	西牟婁	304040000	峠池	上富田町 朝来	2	国道
1786	西牟婁	304040001	おぞめの池	上富田町 岩崎		鉄道、県道
1787	西牟婁	304040007	荒堀池	上富田町 朝来	214	鉄道、町道
1788	西牟婁	304040008	荒堀新池	上富田町 朝来	53	鉄道、町道
1789	西牟婁	304040009	杉ノ谷池	上富田町 朝来	1	町道
1790	西牟婁	304040010	稗田谷池	上富田町 朝来		町道
1791	西牟婁	304040011	飛曾川池	上富田町 朝来	1	町道、町営住宅
1792	西牟婁	304040012	榎ノ木池	上富田町 朝来	2	町道
1793	西牟婁	304040013	救馬谷池	上富田町 生馬	74	町道
1794	西牟婁	304040016	かくれ谷池	上富田町 生馬		町道、農集処理施設
1795	西牟婁	304040017	栗ヶ谷池	上富田町 生馬	8	町道、町営住宅
1796	西牟婁	304040018	とどろ池	上富田町 生馬	6	町道
1797	西牟婁	304040020	鴻友池	上富田町 岩田	19	町道
1798	西牟婁	304040021	井ノ谷池	上富田町 岩田	14	国道、町道
1799	西牟婁	304040022	方鹿池	上富田町 岩田	4	町道
1800	西牟婁	304040024	西ノ谷池	上富田町 岩田	5	国道、町道
1801	西牟婁	304040026	三栖谷池	上富田町 岡	25	県道、町道
1802	西牟婁	304040027	射矢ノ谷池	上富田町 岡	43	県道、町道
1803	西牟婁	304040028	簪ノ谷池	上富田町 岡	23	町道
1804	西牟婁	304040029	寺尾谷池	上富田町 岡	33	町道
1805	西牟婁	304040030	王子の谷池	上富田町 岩田	3	国道、町道
1806	西牟婁	304040031	根皆田池	上富田町 市ノ瀬	21	町道
1807	西牟婁	304040032	チシャン谷池	上富田町 市ノ瀬	36	国道、町道、清掃処理施設
1808	西牟婁	304040033	新池(市ノ瀬)	上富田町 市ノ瀬	42	町道
1809	西牟婁	304040034	次郎大衛門池	上富田町 市ノ瀬	10	町道
1810	西牟婁	304040036	観音上池	上富田町 市ノ瀬	20	町道
1811	西牟婁	304040037	観音下池	上富田町 市ノ瀬	16	町道
1812	西牟婁	304040038	大谷池	上富田町 市ノ瀬	3	町道
1813	西牟婁	304040039	寺池(市ノ瀬)	上富田町 市ノ瀬	28	町道
1814	西牟婁	304040040	堂ノ谷池	上富田町 市ノ瀬	18	町道
1815	西牟婁	304040041	半九郎池	上富田町 市ノ瀬	1	町道
1816	西牟婁	304040042	杉山池	上富田町 市ノ瀬	4	町道
1817	西牟婁	304040043	ジュンサイ池	上富田町 市ノ瀬	8	町道
1818	西牟婁	304040044	三五郎池	上富田町 下鮎川	76	町道
1819	東牟婁	302070001	広角の池	新宮市 広角	18	市道、県道、JR、警察署
1820	東牟婁	302070002	広角の堤	新宮市 新宮	2	市道、県道、国道、JR、警察署
1821	東牟婁	302070003	瀬古の池	新宮市 三輪崎	10	市道、国道
1822	東牟婁	302070005	尾畑の池	新宮市 三輪崎	1	市道
1823	東牟婁	304210005	笹の子池	那智勝浦町 湯川	100	国道、町道
1824	東牟婁	304210006	広芝池	那智勝浦町 湯川	100	国道、町道
1825	東牟婁	304210007	橋の川池	那智勝浦町 橋ノ川	6	町道
1826	東牟婁	304210009	粉白池	那智勝浦町 粉白	10	国道、JR
1827	東牟婁	304210010	与根子池	那智勝浦町 市屋	104	国道、JR
1828	東牟婁	304210011	与根子(新)池	那智勝浦町 市屋	104	国道、JR
1829	東牟婁	304210012	大谷池	那智勝浦町 南大居	4	町道、水道取水施設
1830	東牟婁	304240001	下部洞池	古座川町 高池	29	町道
1831	東牟婁	304240002	ビシャガ谷池	古座川町 池野山	101	県道、町道、警察、公民館、体育館、小学校、学童保育所、集会所、役場
1832	東牟婁	304240003	才床池	古座川町 池野山		し尿処理場
1833	東牟婁	304240005	西畑谷新池	古座川町 池野山	167	県道、町道、警察、公民館、体育館、小学校、学童保育所、集会所、役場、郵便局
1834	東牟婁	304240007	宮の奥池	古座川町 宇津木	9	町道
1835	東牟婁	304240009	畑野の池	古座川町 月野瀬	1	県道
1836	東牟婁	304240010	高瀬池	古座川町 高瀬	2	町道、福祉施設、福祉施設職員寮、運動場、テニスコート
1837	東牟婁	304240011	大串溜池	古座川町 潤野	3	町道
1838	東牟婁	304240013	大柳溜池	古座川町 大柳	8	町道
1839	東牟婁	304240014	長野の池	古座川町 三尾川	1	町道
1840	東牟婁	304240017	上の峯池	古座川町 下露		県道
1841	東牟婁	304240019	船原池	古座川町 西川	7	県道、町道
1842	東牟婁	304240021	下番池	古座川町 西川	3	県道、町道
1843	東牟婁	304240022	面谷池	古座川町 西川	14	県道、町道、区民館、郵便局
1844	東牟婁	304240023	田鶴谷池	古座川町 西川	3	県道、町道
1845	東牟婁	304280002	下佐池	串本町 高富	10	JR
1846	東牟婁	304280003	白旗池	串本町 二色		診療所、JR、国道

表－2

令和7年10月31日時点

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	想定被害	
					家屋数	公共施設等
1847	東牟婁	304280004	弁天池	串本町 くじの川	3	JR、国道、町道
1848	東牟婁	304282001	姫池	串本町 姫	4	JR、国道、町道
1849	東牟婁	304282002	池の谷池	串本町 伊串	1	JR、国道、町道
1850	東牟婁	304282003	大浦池	串本町 西向	20	JR、国道、町道、中学校
1851	東牟婁	304282004	東谷池	串本町 神野川	38	JR、国道、町道
1852	東牟婁	304282005	岩渕小池	串本町 西向	79	県道、町道、JR、古座庁舎
1853	東牟婁	304282006	岩渕大池	串本町 西向	79	県道、町道、JR、墓地、古座庁舎
1854	東牟婁	304282007	岩渕谷池	串本町 古田	8	県道、町道、JR、
1855	東牟婁	304282008	よこぼり池	串本町 中湊		県道、町道、JR、
1856	東牟婁	304282012	山中池	串本町 田原		JR、国道

別表第 5

水防上影響のある橋梁

別表第5 水防上影響のある橋梁

所管	河川名	橋梁名	管理者	位置	構造等				橋梁の状態又は水防上の影響	備考
					形式	幅員m	延長m	径間		
海草	大門川	阪和線大門川橋	JR西日本	和歌山市納定～中之島	単純鋼桁橋		9.7	3	橋脚の河川阻害による流下能力不足	JR阪和線
	大門川	新興橋	和歌山市	中之島	鋼トラス橋	5.8	27.3	1	桁下高不足による流下能力不足	市道宮北28号
	土入川	南海電鉄線	南海電鉄	和歌山市狐島～松江東四丁目	単純鋼桁橋		55.2	6	橋脚の河川阻害による流下能力不足	南海電鉄
那賀	烏子川	烏子川橋梁	JR西日本	紀の川市広野	鉄橋	5.5	3.4	1	桁下高不足による流下能力不足	JR和歌山線
	柘榴川	中ノ宮橋	紀の川市	紀の川市桃山町神田	H. 鋼式	3.0	18.3	2	Ⅲ判定(実施整備未定)	市道鷹巣尾中の宮線
	柘榴川	御旅橋	紀の川市	紀の川市桃山町神田	H. 鋼式	2.6	28.3	3	Ⅲ判定(実施整備未定)	市道神田小林線
	柘榴川	大原橋	紀の川市	紀の川市桃山町大原	H. 鋼式	2.5	20.0	3	桁下高不足による流下能力不足	農道
有田	逆川	無名橋	国土交通省	湯浅町吉川	ボックスカルバート	9.8	2.6	2	断面狭小による流下能力不足	国道42号
	出合川	田村橋	和歌山県	湯浅町田	床板橋	6.5	5.4	1	断面狭小による流下能力不足	町道田30号線
	三味川	無名橋	和歌山県	湯浅町栖原	床板橋	5.5	3.8	1	断面狭小による流下能力不足	県道 有田湯浅線
	早月谷川	吉田橋	和歌山県	有田川町小川	PC桁	7.5	24.7	1	桁下高不足による流下能力不足	県道 楠本小川線
日高	印南川	八幡橋	和歌山県	印南町印南	T型橋	3.8	28.8	3	桁下高不足による流下能力不足	県道 印南停車場線
	比井川	比井橋	和歌山県	日高町比井	床板	5.0	5.0	1	断面狭小による流下能力不足	県道 御坊由良線
串本	津荷川	上地橋	串本町	串本町津荷	コンクリートT型	1.7	11.3	1	桁下高不足による流下能力不足	農道
新宮	中里川	中里橋	和歌山県	那智勝浦町中里	コンクリート	6.9	9.5	1	桁下高不足による流下能力不足	県道 那智勝浦本宮線
	計	15橋								

別表第 6

重要なダム・水門等

- 1 水門・樋門・陸閘
- 2 ダム・ポンプ場・貯留管

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海草 - 1	紀の川	布施屋排水樋門	左岸 和歌山市布施屋769	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 2	紀の川	六十谷水門	右岸 和歌山市六十谷	新六箇井土地改良区理事長	新六箇井土地改良区理事長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 3	紀の川	有功樋門	右岸 和歌山市船所204-1	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 4	紀の川	不破排水樋門	右岸 和歌山市直川	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 5	紀の川	鴨井排水樋門	右岸 和歌山市小豆島	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 6	紀の川	高川樋門 高川排水機場	右岸 和歌山市田屋字布目58-2	高川樋門:近畿地方整備局長 高川排水機場:和歌山市長	和歌山市長	高川樋門操作要領による。	
海草 - 7	紀の川	永穂樋門	右岸 和歌山市永穂146	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 8	紀の川	松島樋門	左岸 和歌山市松島581の3	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 9	紀の川	西粟樋門	右岸 和歌山市粟437	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	西粟樋門操作要領による。	
海草 - 10	紀の川	野崎樋門	右岸 和歌山市北島553の4	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 11	紀の川	千旦樋門	左岸 和歌山市弥宣1342の1	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 12	紀の川	有本樋門	左岸 和歌山市有本774の2	近畿地方整備局長	和歌山市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
海草 - 13	紀の川	有本第二樋門有本揚排水機場	左岸 和歌山市有本	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	樋門操作及び排水ポンプ運転基準による。	
海草 - 14	和田川	朝日出島水門	左岸 和歌山市朝日北	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	県海草建設部 水門操作要領による。	○
海草 - 15	六箇井川	藤田樋門	左岸 和歌山市藤田	六箇井土地改良区理事長	六箇井土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 16	和田川	名草川樋門	左岸 和歌山市和田1037地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 17	和田川	名草樋門	左岸 和歌山市和田507	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位の状況に応じ樋門の開閉を行う	
海草 - 18	和田川	井戸樋門	左岸 和歌山市井戸	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	県海草建設部 水門操作要領による。	
海草 - 19	和田川	前代川樋門	左岸 和歌山市菖蒲谷	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 20	和田川	西溝地西辻樋門	左岸 和歌山市坂田665-4	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位の状況に応じ樋門の開閉を行う	
海草 - 21	和田川	浜田樋門	右岸 和歌山市坂田738	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位の状況に応じ樋門の開閉を行う	
海草 - 22	和田川	岡崎汐止天溝逃樋門	右岸 和歌山市西	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位の状況に応じ樋門の開閉を行う	
海草 - 23	和田川	田尻池浜樋門	右岸 和歌山市坂田718	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位の状況に応じ樋門の開閉を行う	
海草 - 24	大門川	音浦水門	和歌山市鳴神	紀の川左岸土地改良区	紀の川左岸土地改良区	増水状況により適宜操作する。	
海草 - 25	大門川	出水橋樋門	右岸 和歌山市太田667	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 26	大門川	出水樋門	左岸 和歌山市出水	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 27	中津川	鷹場樋門	左岸 和歌山市紀三井寺755番地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 28	中津川	中津川樋門	左岸 和歌山市三葛187-2地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 29	中津川	三葛下浜10号樋門	左岸 和歌山市三葛119-2地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 30	中津川	塩浜1号樋門	右岸 和歌山市紀三井寺855地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 31	亀の川	亀の川樋門	右岸 和歌山市内原948地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海草 - 32	亀の川	羽鳥橋樋門	左岸 和歌山市内原724地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 33	亀の川	紀三井寺放流ゲート	左岸 和歌山市紀三井寺190番3地先(紀三井寺ポンプ場地先)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 34	水軒川	曲樋門	左岸 和歌山市湊地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 35	水軒川	水軒市三郎樋門	右岸 (水軒1号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 36	水軒川	すっぽん樋門	右岸 (水軒2号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 37	水軒川	大浦樋門	右岸 (水軒3号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 38	水軒川	中橋北1号樋門	右岸 (水軒4号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 39	水軒川	中樋1号樋門	右岸 (水軒6号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 40	水軒川	中樋2号樋門	右岸 (水軒5号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 41	水軒川	南樋1号樋門	右岸 (水軒7号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 42	水軒川	南樋2号樋門	右岸 西浜地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 43	水軒川	南すっぽん樋門	右岸 (水軒8号ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 44	水軒川	養翠園1号樋門	西浜1164番地先(養翠園地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 45	水軒川	養翠園2号樋門	西浜1164番地先(養翠園地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 46	土入川	三箇立合樋門	左岸 和歌山市延時147	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 47	土入川	新四郎兵衛樋門	左岸 和歌山市向71	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 48	土入川	古川樋門	左岸 和歌山市向	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 49	土入川	狐島樋門	左岸 和歌山市狐島655－1	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 50	土入川	東松江バイパスゲート	右岸 松江東四丁目1294番54(東松江排水ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 51	土入川	松江北樋門	右岸 松江北一丁目793番29(松江排水ポンプ場地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 52	和歌山下津港(川尻川)	川尻川樋門	和歌山市磯ノ浦	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。(J-ALERT)	
海草 - 53	堤川	山田樋門	和歌山市加太	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	県海草建設部 水門操作要領による。	○
海草 - 54	中津川	三葛下浜1号樋門	左岸 和歌山市三葛180－3地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 55	土入川	土入北樋門	左岸 和歌山市湊1835	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 56	土入川	湊中州樋門	左岸 和歌山市湊1820	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 57	和歌川	手平大樋門	左岸 和歌山市手平1丁目3－41	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 58	和歌川	手平樋門	左岸 和歌山市手平6丁目1－29	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 59	和歌川	和歌川右岸第1樋門	和歌山市和歌浦東3-6-46地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	○
海草 - 60	和歌川	和歌川右岸第2樋門	和歌山市和歌川町1-13地先	和歌山県知事(河)	①和歌山市河川港湾課 ②和歌山県知事(河)	①高潮警報発令時 ②津波警報発令時	○
海草 - 61	和歌川	吹屋町樋門	左岸 和歌山市吹屋町一丁目地先	和歌山市	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 62	市町川	市町樋門	右岸 和歌山市和歌浦南二丁目地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海草 - 63	水路(貴志地区)	貴志北取込樋門	左岸 和歌山市延時地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	増水状況により適宜操作する。	
海草 - 64	水路(貴志地区)	貴志南取込口	右岸 和歌山市延時地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	増水状況により適宜操作する。	
海草 - 65	水路(宮地区)	麦代樋門	右岸 和歌山市有家地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	増水状況により適宜操作する。	
海草 - 66	和田川	中島汐止樋門	和歌山市中島	和歌山市長	和歌山市耕地課	外水位の状況に応じ樋門の開閉を行う	
海草 - 67	和歌山下津港	青岸鉄扉(No.20)	和歌山市青岸	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海草 - 68	和歌山下津港	防潮堤ゲート(No.77)	和歌山市薬種畑	南海フェリー(株)	南海フェリー(株)	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 69	和歌山下津港	本港1号鉄扉	和歌山市薬種畑	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 70	和歌山下津港	本港2号鉄扉	和歌山市薬種畑	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 71	和歌山下津港	本港3号鉄扉	和歌山市西浜字向ノ坪	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 72	和歌山下津港	南港1号鉄扉	和歌山市西浜字向ノ坪	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 73	和歌山下津港	南港2号鉄扉	和歌山市西浜字向ノ坪	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 74	和歌山下津港	南港3号鉄扉	和歌山市西浜字向ノ坪	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮の際に閉門する。	
海草 - 75	土入川	土入川陸閘1	右岸 和歌山市湊1丁目1223地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	出水・津波・高潮等の水位の上昇が見込まれる時に閉鎖する。	○
海草 - 76	土入川	土入川陸閘2	右岸 和歌山市湊3丁目102地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	出水・津波・高潮等の水位の上昇が見込まれる時に閉鎖する。	○
海草 - 77	土入川	土入川陸閘3	右岸 和歌山市湊3丁目103-2地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	出水・津波・高潮等の水位の上昇が見込まれる時に閉鎖する。	○
海草 - 78	堤川	堤川陸閘1	右岸 和歌山市加太1232地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 79	堤川	堤川陸閘2	右岸 和歌山市加太1231地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 80	堤川	堤川陸閘3	右岸 和歌山市加太1224地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 81	堤川	堤川陸閘4	右岸 和歌山市加太1223地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 82	堤川	堤川陸閘5	右岸 和歌山市加太1220地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 83	堤川	堤川陸閘6	左岸 和歌山市加太2076地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 84	堤川	堤川陸閘7	左岸 和歌山市加太502地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 85	堤川	堤川陸閘8	左岸 和歌山市加太505地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 86	堤川	堤川陸閘9	左岸 和歌山市加太506地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 87	堤川	堤川陸閘10	左岸 和歌山市加太513地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 88	堤川	堤川陸閘11	左岸 和歌山市加太739地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 89	堤川	堤川陸閘12	左岸 和歌山市加太739地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 90	堤川	堤川陸閘13	左岸 和歌山市加太605地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 91	堤川	堤川陸閘14	左岸 和歌山市加太597-2地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 92	堤川	堤川陸閘15	左岸 和歌山市加太597-1地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 93	和歌川	和歌川陸閘1	右岸 和歌山市和歌浦東4丁目655-1地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	出水・津波・高潮等の水位の上昇が見込まれる時に閉鎖する。	○

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海草 - 94	和歌川	和歌川陸閘2	右岸 和歌山市和歌浦東4丁目655-8地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	出水・津波・高潮等の水位の上昇が見込まれる時に閉鎖する。	○
海草 - 95	和歌川	和歌川陸閘3	右岸 和歌山市和歌浦東4丁目648-16地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 96	和歌川	和歌川陸閘4	右岸 和歌山市和歌浦東4丁目648-19地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 97	和歌川	和歌川陸閘5	左岸 和歌山市布引645-3地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 98	和歌川	和歌川陸閘6	左岸 和歌山市布引666-3地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 99	和歌川	和歌川陸閘7	左岸 和歌山市布引799-6地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 100	阿振川	阿振川陸閘1	右岸 和歌山市深山80地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海草 - 101	阿振川	阿振川陸閘2	右岸 和歌山市深山87地先	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	常時閉門。	○
海南 - 1	和歌山下津港	琴ノ浦水門	海南市船尾地先	和歌山県知事(港)	海南市長、和歌山市長	津波の際に閉門する。(J-ALERT)	
海南 - 2	和歌山下津港	日方水門	海南市日方地先	和歌山県知事(港)	海南市長	津波の際に閉門する。(J-ALERT)	
海南 - 3	和歌山下津港	内海水門	海南市名高地先	和歌山県知事(港)	海南市長	津波の際に閉門する。(J-ALERT)	
海南 - 4	和歌山下津港	黒江排水機場水門	海南市船尾185-98(黒江排水機場)	和歌山県知事(港)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。(遠隔化)(J-ALERT)	
海南 - 5	和歌山下津港	琴ノ浦ポンプ場水門	海南市船尾378-1(琴ノ浦ポンプ場)	海南市長	海南市長	高潮等の際に閉門する。	
海南 - 6	和歌山下津港	汐見橋樋門	海南市船尾160-35(汐見橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 7	和歌山下津港	一中樋門	海南市船尾253-38(一中排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 8	和歌山下津港	築港西樋門	海南市船尾704-149(築港西排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	高潮等の際に閉門する。	
海南 - 9	和歌山下津港	築港東樋門	海南市船尾704-149(築港東排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 10	和歌山下津港	陸閘(No.4)	海南市船尾260-96(ムンブリッジ橋の下)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 11	和歌山下津港	内海排水機場水門	海南市築地8(内海排水機場)	和歌山県知事(港)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。(遠隔化)(J-ALERT)	
海南 - 12	和歌山下津港	築地樋門	海南市日方1294-9(築地排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 13	和歌山下津港	船津樋門	海南市鳥居649-1(船津排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 14	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水325-31(冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 15	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水327(駐輪場付近)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 16	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水395-2(冷蔵庫の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 17	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水400(冷水集会所ブルーの横)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 18	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水416(冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 19	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水416(冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 20	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水419(冷水集会所の裏)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 21	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水483(冷水港第二護岸側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 22	和歌山下津港	陸閘	海南市冷水492(冷水港の浜側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 23	和歌山下津港	方排水機場水門	海南市下津町方568-6(方排水機場)	和歌山県知事(港)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。(遠隔化)(J-ALERT)	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海南 - 24	和歌山下津港	塩浜樋門	海南市下津町方635(塩浜樋門)	和歌山県知事(港)	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 25	和歌山下津港	陸閘	海南市下津町下津27-6(楠戸ゲート)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 26	和歌山下津港	陸閘(No.19)	海南市下津町下津224(造船所の端)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 27	和歌山下津港	陸閘(No.20)	海南市下津町下津278-6(建築事務所の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 28	和歌山下津港	陸閘(No.23)	海南市下津町下津3066-16(港湾防災管理事務所の横)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 29	和歌山下津港	陸閘(No.25)	海南市下津町下津3066-17(建設資材置場)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 30	和歌山下津港	小島川樋門(No.26)	海南市下津町下津1419(建設資材置場の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。(J-ALERT)	
海南 - 31	和歌山下津港	新田樋門(No.31)	海南市下津町下津1422-3(新田樋門)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。(J-ALERT)	
海南 - 32	和歌山下津港	樋門	海南市下津町下津3065-8(飲食店の横)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 33	和歌山下津港	陸閘(No.30)	海南市下津町下津1419-17(新田棧橋の出入り口)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 34	和歌山下津港	陸閘(No.32)	海南市下津町下津1419-25(飲食店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 35	和歌山下津港	陸閘(No.33)	海南市下津町下津1422-2(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 36	和歌山下津港	陸閘(No.35)	海南市下津町下津1446(新田公園出入り口)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 37	和歌山下津港	陸閘(No.36)	海南市下津町下津1454-8(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 38	和歌山下津港	陸閘(No.38)	海南市下津町下津1454-5(造船所の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 39	和歌山下津港	西ノ浦樋門(No.43)	海南市下津町下津2129-2(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。(J-ALERT)	
海南 - 40	和歌山下津港	西ノ浦樋門	海南市下津町下津3074-1(セメント工場の端)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 41	和歌山下津港	陸閘(No.40)	海南市下津町下津1545-7(マリンショップ店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 42	和歌山下津港	陸閘(No.41)	海南市下津町下津1545-14(建設事務所の北側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 43	和歌山下津港	陸閘(No.42)	海南市下津町下津1545-29(個人宅の横)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 44	和歌山下津港	陸閘(No.44)	海南市下津町下津2572-2(漁業組合の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 45	和歌山下津港	陸閘(No.45)	海南市下津町下津2576(倉庫の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 46	和歌山下津港	陸閘(No.46)	海南市下津町下津2576-1(ガレージの前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 47	和歌山下津港	陸閘(No.48)	海南市下津町下津3074-1(セメント工場の端)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 48	和歌山下津港	角落(No.52)	海南市下津町下津3100(大阪検疫所下津支所前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	常時閉鎖。	
海南 - 49	和歌山下津港	陸閘(No.15)	海南市下津町大崎259-1(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 50	和歌山下津港	陸閘(No.14)	海南市下津町大崎264(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 51	和歌山下津港	陸閘(No.13)	海南市下津町大崎268(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 52	和歌山下津港	陸閘(No.9)	海南市下津町大崎328(波止前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 53	和歌山下津港	陸閘(No.7)	海南市下津町大崎734-3(漁協前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 54	和歌山下津港	陸閘(No.6)	海南市下津町大崎833-5(漁業組合倉庫の端)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海南 - 55	和歌山下津港	陸閘 (No.2)	海南市下津町大崎951-7(鉄工所宅の端)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	常時閉鎖。	
海南 - 56	和歌山下津港	陸閘 (No.3)	海南市下津町大崎951-10(個人宅の端)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 57	塩津海岸	陸閘 (No.54)	海南市下津町塩津1438(露の浜)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 58	塩津海岸	陸閘 (No.55)	海南市下津町塩津1438(露の浜)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 59	塩津漁港	塩津水門	海南市下津町塩津286(塩津コミュニティセンターの端)	海南市長	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海南 - 60	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津16(魚与水産の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 61	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津18(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 62	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津54(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 63	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津106(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 64	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津123-3(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 65	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津123-5(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 66	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津348-1(山福水産の端)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 67	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津401(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 68	塩津漁港	陸閘	海南市下津町塩津519-1(造船所の端)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 69	戸坂漁港	陸閘	海南市下津町丸田1120-12(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 70	戸坂漁港	陸閘	海南市下津町丸田1120-19(戸坂漁協事務所の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 71	戸坂漁港	陸閘	海南市下津町丸田1148-10(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 72	戸坂漁港	陸閘	海南市下津町丸田1120-38(個人宅の前)	海南市長	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 73	日方川	新町橋樋門	海南市船尾179(新町橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	大雨及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 74	日方川	東浜東樋門	海南市船尾185-72(東浜東排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	常時閉門、状況により操作する。	
海南 - 75	日方川	朝日町樋門	海南市日方1001-1(朝日町排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	大雨及び津波、高潮等の際に閉門する。	
海南 - 76	日方川	日方小学校前樋門	海南市日方1271-40(日方小前排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	大雨及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 77	日方川	東橋樋門	海南市馬場町2-1-6(東橋排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	大雨及び津波、高潮等の際に閉門する。	
海南 - 78	日方川	大橋北樋門	海南市日方406-1(大橋北排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	大雨及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 79	小原川	拝待川樋門	海南市下津町下津537-5(元自転車店の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	○
海南 - 80	小原川	樋門1	海南市下津町下津537-5(元自転車店の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	○
海南 - 81	小原川	樋門2	海南市下津町下津537-12(時計店の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	○
海南 - 82	小原川	樋門3	和歌山県海南市下津町下津284-2(個人宅の前)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	○
海南 - 83	小原川	脇の浜樋門	海南市下津町下津3066-2(歯科医院の横)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮等の際に閉門する。	○
海南 - 84	小原川	角落	海南市下津町下津285-1(寄合橋右岸側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 85	小原川	角落	海南市下津町下津287-3(個人宅右岸側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海南 - 86	小原川	角落	海南市下津町下津291-2(元銀行店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 87	小原川	角落	海南市下津町下津291-3(電気工事店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 88	小原川	角落	海南市下津町下津296-1(美容室の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 89	小原川	角落	海南市下津町下津298-1(元スーパーの前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 90	小原川	角落	海南市下津町下津300-6(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 91	小原川	角落	海南市下津町下津301-4(個人宅の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 92	小原川	角落	海南市下津町下津363-1(薬局店の前)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 93	小原川	角落	海南市下津町下津530(薬局店の前)の県道側	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 94	小原川	角落	海南市下津町下津535-1(個人宅前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 95	小原川	角落	海南市下津町下津535-6(呉服店前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 96	小原川	角落	海南市下津町下津537-8(元スーパーの県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 97	小原川	角落	海南市下津町下津627(美容室前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 98	小原川	角落	海南市下津町下津770-1(元銀行店の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 99	小原川	角落	海南市下津町下津772-1(寄合橋の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 100	小原川	角落	海南市下津町下津772-3(個人宅前の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 101	小原川	角落	海南市下津町下津772-3(電気工事店の県道側)	和歌山県知事(港)	和歌山下津港湾事務所長	津波及び高潮等の際に閉門する。	
海南 - 102	女良川	赤川水門	海南市下津町方1578(赤川水門)	海南市長	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海南 - 103	女良川	方樋門	海南市下津町方663(方樋門)	和歌山県知事(港)	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海南 - 104	女良川	向山樋門	海南市下津町方1797(向山樋門)	和歌山県知事(港)	海南市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海南 - 105	亀の川	岡田水門	海南市岡田199-1(岡田排水ポンプ場)	海南市長	海南市長	外水位が高水位の際に閉門する。	
海南 - 106	宮川	宮川水門	海南市下津町方340-5(宮川排水機場)	和歌山県知事(河)	海南市長	津波及び高潮時の際に閉門する。(遠隔化・J-ALERT)	○
那賀 - 1	紀の川	藤崎頭首工	左岸 紀の川市荒見	荒見土地改良区理事長	荒見土地改良区理事長	藤崎頭首工操作要領による。	
那賀 - 2	紀の川	藤崎頭首工	右岸 紀の川市藤崎	藤崎井土地改良区理事長	藤崎井土地改良区理事長	藤崎頭首工操作要領による。	
那賀 - 3	紀の川	後田樋門	右岸 紀の川市後田	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 4	紀の川	後田第二排水樋門	左岸 紀の川市後田	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 5	名手川	藤崎排水樋門	右岸 紀の川市藤崎	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 6	紀の川	麻生津排水樋門	左岸 紀の川市西脇	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 7	紀の川	後田第二樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 8	紀の川	後田2号樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 9	紀の川	後田1号樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 10	紀の川	西野樋管	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
那賀 - 11	紀の川	穴伏樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 12	紀の川	穴伏第二樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 13	紀の川	穴伏第三樋門	右岸 紀の川市穴伏	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 14	紀の川	名手樋門	右岸 紀の川市名手西野	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 15	紀の川	遠方樋門	左岸 紀の川市遠方	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 16	紀の川	井田排水樋門	右岸 紀の川市粉河612	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 17	紀の川	荒見排水樋門	左岸 紀の川市荒見	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 18	紀の川	杉原樋管	左岸 紀の川市杉原49	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 19	紀の川	杉原第一樋門	左岸 紀の川市杉原	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 20	紀の川	荒見井水門	左岸 紀の川市荒見	荒見土地改良区理事長	荒見土地改良区理事長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 21	紀の川	井田第二排水樋門	右岸 紀の川市井田	紀の川市長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 22	紀の川	竜門樋門	左岸 紀の川市遠方	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 23	竜門川	中川排水樋門	左岸 紀の川市遠方	紀の川市長	紀の川市長	竜門川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 24	紀の川	立石樋門	右岸 紀の川市松井	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 25	紀の川	上田井樋門	右岸 紀の川市上田井	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 26	紀の川	嶋樋門	右岸 紀の川市嶋	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 27	紀の川	西川樋門	右岸 紀の川市窪	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 28	紀の川	窪樋管	右岸 紀の川市窪字竹之鼻620	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 29	紀の川	竹房樋門	右岸 紀の川市竹房	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 30	紀の川	段排水樋門	左岸 紀の川市桃山町段字北島367	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 31	紀の川	段樋管	左岸 紀の川市桃山町段字下嶋652	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 32	紀の川	前川樋門	左岸 紀の川市桃山町調月大字段北島	近畿地方整備局長	紀の川市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 33	貴志川	調月樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字高島169の2	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 34	貴志川	添田樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字後島326	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 35	貴志川	宮前第一樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字宮前1017	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 36	貴志川	宮前第二樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字西美濃島1201	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 37	貴志川	北島樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字北島121-1	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 38	貴志川	北島第二樋門	右岸 紀の川市桃山町調月字北島2820	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 39	紀の川	百合第一樋管	左岸 紀の川市桃山町元字山崎1の7	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 40	紀の川	百合第二樋管	左岸 紀の川市桃山町段大字新田字大黒401の1	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 41	拓榴川	最上樋門	右岸 紀の川市桃山町最上	紀の川市長	紀の川市長	拓榴川水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
那賀 - 42	拓榴川	最上第二樋門	右岸 紀の川市桃山町最上	紀の川市長	紀の川市長	浮上式自然開閉ゲートによる自動開閉	
那賀 - 43	拓榴川	妙見樋門	右岸 紀の川市桃山町元	紀の川市長	紀の川市長	拓榴川水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 44	貴志川	諸井頭首工	右岸 紀の川市貴志川町井ノ口	貴志川土地改良区理事長	貴志川土地改良区理事長	諸井頭首工管理規定による。	
那賀 - 45	貴志川	丸栖排水樋門	左岸 紀の川市貴志川町丸栖	近畿地方整備局長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 46	貴志川	丸栖東排水樋門	左岸 紀の川市貴志川町丸栖	紀の川市長	紀の川市長	貴志川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 47	丸田川	前田排水樋門	右岸 紀の川市貴志川町前田	紀の川市長	紀の川市長	丸田川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 48	丸田川	北山排水樋門	右岸 紀の川市貴志川町前田	紀の川市長	紀の川市長	丸田川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 49	紀の川	岩出頭首工	左岸 岩出市船戸 右岸 岩出市清水	紀の川左岸土地改良区長、 六箇井土地改良区長	紀の川左岸土地改良区長、 六箇井土地改良区長	岩出頭首工管理規定による。	
那賀 - 50	紀の川	船戸第一陸閘	左岸 岩出市船戸	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が高くなり国土交通省からの指示により閉門する。	
那賀 - 51	紀の川	船戸第二陸閘	左岸 岩出市船戸	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が高くなり国土交通省からの指示により閉門する。	
那賀 - 52	紀の川	山崎樋門	左岸 岩出市山崎	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 53	紀の川	岩出樋管	右岸 岩出市清水	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 54	紀の川	岩出第一樋管	右岸 岩出市清水	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
那賀 - 55	紀の川	岡田樋門	右岸 岩出市岡田	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 56	紀の川	岡田樋管	右岸 岩出市岡田	近畿地方整備局長	岩出市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 57	六ヶ井用水	山崎排水樋門	右岸 岩出市中島	岩出市長	岩出市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 58	六ヶ井用水	山崎地区合流工ゲート	左岸 岩出市畑毛	岩出市長	岩出市長	洪水、冠水時の排水を目的として操作する。	
那賀 - 59	春日川	溝川樋門	右岸 岩出市高塚	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 60	春日川	古戸川樋門	左岸 岩出市高塚	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 61	春日川	高塚樋門	右岸 岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 62	春日川	高塚樋管	右岸 岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 63	春日川	清水樋門	右岸 岩出市清水	岩出市長	岩出市長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 64	春日川	前川樋門	右岸 岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 65	春日川	高塚下排水路ゲート	右岸 岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	洪水、冠水時の排水を目的として操作する。	
那賀 - 66	根来川	西野樋門	左岸 岩出市西野	岩出市長	岩出市長	洪水、冠水時の排水を目的として操作する。	
那賀 - 67	住吉川	川添川樋門	左岸 岩出市中島	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	住吉川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
那賀 - 68	住吉川	鴨沼川樋門	右岸 岩出市中島	和歌山県知事(河)	那賀振興局建設部長	住吉川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 1	紀の川	西谷川樋門	左岸 橋本市学文路	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 2	紀の川	南馬場樋門	左岸 橋本市南馬場	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 3	紀の川	大谷川樋門	左岸 橋本市南馬場	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 4	紀の川	南馬場第二樋門	左岸 橋本市清水	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
伊都 - 5	紀の川	学文路樋管	左岸 橋本市学文路	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 6	紀の川	学文路陸閘	左岸 橋本市学文路	近畿地方整備局長	橋本市長	増水状況により操作する。	
伊都 - 7	紀の川	市脇一号樋門	右岸 橋本市市脇	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 8	紀の川	市脇第二樋門	右岸 橋本市市脇	橋本市長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 9	紀の川	東家樋門	右岸 橋本市東家	橋本市長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 10	紀の川	東家第二樋門	右岸 橋本市東家6丁目6-14	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 11	紀の川	東家一号樋管	右岸 橋本市東家	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 12	紀の川	東家二号樋管	右岸 橋本市東家	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 13	紀の川	東家三号樋管	右岸 橋本市東家	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 14	紀の川	東家四号樋管	右岸 橋本市東家	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 15	紀の川	市脇樋門	右岸 橋本市市脇	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 16	紀の川	野樋門	右岸 橋本市岸上	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 17	紀の川	野第二樋門	右岸 橋本市野	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 18	紀の川	神野々樋門	右岸 橋本市神野々	橋本市長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 19	紀の川	倉谷川樋門	左岸 橋本市向副	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 20	紀の川	洲之川樋門	左岸 橋本市賢堂	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 21	紀の川	加賀根谷川樋門	左岸 橋本市清水	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 22	紀の川	二軒茶屋樋門	左岸 橋本市向副	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 23	紀の川	安田島樋門	左岸 橋本市学文路	橋本市長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 24	紀の川	小田頭首工	右岸 橋本市高野口町小田	小田井土地改良区理事長	小田井土地改良区理事長	小田頭首工管理規定による。	
伊都 - 25	小田井用水	小田井用水 樋門1号	左岸 橋本市高野口町向島	小田井土地改良区理事長	小田井土地改良区理事長	小田井用水が溢水状態になった場合操作する。	
伊都 - 26	小田井用水	小田井用水 樋門2号	左岸 橋本市高野口町大野	小田井土地改良区理事長	小田井土地改良区理事長	小田井用水が溢水状態になった場合操作する。	
伊都 - 27	紀の川	垣花樋門	右岸 橋本市高野口町名倉130の2	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 28	紀の川	吉原樋門	右岸 橋本市高野口町伏原	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 29	紀の川	雨天樋川樋門	右岸 橋本市高野口町伏原	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 30	紀の川	浦島川樋門	右岸 橋本市高野口町大野	近畿地方整備局長	橋本市長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 31	紀の川	高野口樋管	右岸 橋本市高野口町小田	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 32	紀の川	伏原樋管	右岸 橋本市高野口町伏原	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 33	田原川	引の池導水路田原川樋門	左岸 橋本市高野口町田原	引の池土地改良区理事長	引の池土地改良区理事長	引の池の水量状況に応じて水門を開閉する。	
伊都 - 34	紀の川	中飯降樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町中飯降	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 35	紀の川	中飯降樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町中飯降	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
伊都 - 36	弁天谷川	中飯降陸閘門	左岸 伊都郡かつらぎ町中飯降	和歌山県知事(河)	かつらぎ町長	紀の川又は弁天谷川の水位が立合橋に冠水の恐れのある時閉門する。	
伊都 - 37	弁天谷川	妙寺陸閘門	右岸 伊都郡かつらぎ町妙寺	和歌山県知事(河)	かつらぎ町長	紀の川又は弁天谷川の水位が立合橋に冠水の恐れのある時閉門する。	
伊都 - 38	紀の川	妙寺樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町丁ノ町	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 39	紀の川	妙寺第2樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町新田	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 40	紀の川	妙寺第3樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町丁ノ町	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 41	紀の川	中飯降第2樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町中飯降	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 42	紀の川	妙寺第4樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町妙寺	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 43	紀の川	妙寺排水樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町妙寺	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 44	紀の川	妙寺樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町妙寺	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 45	紀の川	桜谷川樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町大藪	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 46	紀の川	みのり谷樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町大谷	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 47	紀の川	大谷第2樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町佐野	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 48	紀の川	折居樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町佐野	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 49	紀の川	笠田東樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町笠田東	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 50	紀の川	笠田樋管	右岸 伊都郡かつらぎ町笠田東	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 51	紀の川	堂田川樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町笠田東、笠田中	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 52	落合谷川	落合谷樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町三谷	和歌山県知事(河)	伊都振興局建設部長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 53	紀の川	兄井樋門	左岸 伊都郡かつらぎ町兄井	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	オートゲートによる自動開閉。	
伊都 - 54	紀の川	洪田第1樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町島	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 55	紀の川	洪田第2樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町島	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 56	紀の川	風呂谷川樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町笠田中、萩原	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 57	紀の川	名山樋門	左岸 伊都郡かつらぎ町東洪田	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 58	紀の川	洪田樋門	左岸 伊都郡かつらぎ町西洪田	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	
伊都 - 59	紀の川	洪田1号樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町東洪田	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 60	紀の川	洪田2号樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町東洪田	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 61	紀の川	三谷3号樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町三谷	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 62	紀の川	三谷2号樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町三谷	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 63	紀の川	三谷1号樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町三谷	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 64	紀の川	三谷排水樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町三谷	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 65	紀の川	洪田樋管	左岸 伊都郡かつらぎ町東洪田	近畿地方整備局長	和歌山河川国道事務所長	フラップゲートによる自動開閉。	
伊都 - 66	紀の川	窪谷川樋門	右岸 伊都郡かつらぎ町窪	近畿地方整備局長	かつらぎ町長	紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
有田 - 1	椒川	初島都市下水路1号樋門	有田市初島町浜	有田市長	有田市長	洪水時の状況により開閉する。	
有田 - 2	椒川	初島都市下水路3号樋門	有田市初島町浜	有田市長	有田市長	洪水時の状況により開閉する。	
有田 - 3	椒川	下半田ゲート	有田市初島町里	有田市長	有田市長	洪水時の状況により開閉する。	
有田 - 4	背戸川	箕島都市下水路1号樋門	有田市箕島	有田市長	有田市長	潮の干満潮により開閉する。	
有田 - 5	背戸川	箕島都市下水路2号樋門	右岸 有田市箕島	有田市長	有田市長	潮の干満潮により開閉する。	
有田 - 6	背戸川	箕島都市下水路3号樋門	右岸 有田市新堂	有田市長	有田市長	潮の干満潮により開閉する。	
有田 - 7	内川	新川樋門	右岸 有田市港町	有田市長	有田市長	潮の干満潮により開閉する。	
有田 - 8	有田川	山田原第1樋門	右岸 有田市山田原	有田市長	有田市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 9	有田川	山田原第2樋門	右岸 有田市山田原	有田市長	有田市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 10	有田川	水神樋門	右岸 有田市宮原町滝川原	和歌山県知事(河)	有田川土地改良区	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 11	有田川	天神樋門	右岸 有田市宮原町新町	和歌山県知事(河)	有田川土地改良区	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 12	有田川	崖樋門	左岸 有田市糸我町西	和歌山県知事(河)	有田市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 13	有田川	辰ヶ浜樋門	左岸 有田市宮崎町	有田川土地改良区理事長	有田川土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 14	高山川支川	山地3号樋門	有田市山地	有田市長	有田市長	高潮の危険が予想されるとき閉門。	
有田 - 15	千田海岸	高田樋門	有田市千田	有田市長	有田市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 16	高田海岸	千田漁港門扉	有田市千田	有田市長	有田市長	台風時等に閉鎖する。	
有田 - 17	山田川	山田川樋門(2)	左岸 有田郡湯浅町湯浅704先	和歌山県知事(河)	湯浅町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	○
有田 - 18	山田川	山田川樋門(3)	左岸 有田郡湯浅町湯浅1687先	湯浅町長	湯浅町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
有田 - 19	山田川	山田川樋門(4)	左岸 有田郡湯浅町湯浅1690先	湯浅町長	湯浅町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
有田 - 20	山田川	山田川樋門(5)	左岸 有田郡湯浅町湯浅1691先	湯浅町長	湯浅町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
有田 - 21	湯浅広港海岸	江上水門	有田郡広川町広1121-1地先	和歌山県知事(港)	広川町長	操作管理要綱による。(遠隔化)	
有田 - 22	唐尾漁港	唐尾漁港水門	有田郡広川町唐尾	広川町長	広川町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
有田 - 23	唐尾海岸	唐尾2号樋門	有田郡広川町唐尾	広川町長	広川町総務課長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
有田 - 24	西広川	西広川水門	有田郡広川町西広	和歌山県知事(河)	広川町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	○
有田 - 25	湯浅広港海岸	養源寺堀水門	有田郡広川町広1469地先	和歌山県知事(港)	広川町長	高潮の危険が予想される時。(遠隔化)	
有田 - 26	水路	白木水門	有田郡広川町山本	広川町長	広川町長	高潮の危険が予想される時。	
有田 - 27	有田川	徳田樋門	左岸 有田郡有田川町徳田5先	有田川町長	有田川町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 28	大谷川	大谷樋門	右岸 有田郡有田川町大谷19先	和歌山県知事(河)	有田振興局建設部長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 29	有田川	井口樋門	右岸 有田郡有田川町井口108先	有田川町長	有田川町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 30	有田川	宮原頭首工取水樋門	右岸 有田郡有田川町田口	有田川土地改良区理事長	有田川土地改良区理事長	頭首工管理規定による。	
有田 - 31	鳥尾川	上中島樋門	右岸 有田郡有田川町上中島193先	有田川土地改良区理事長	有田川土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
有田 - 32	鳥尾川	野田樋門	左岸 有田郡有田川町野田144先	有田川土地改良区理事長	有田川土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
有田 - 33	有田川	吉備頭首工	左岸 有田郡有田川町庄500-1先	有田川土地改良区理事長	有田川土地改良区理事長	頭首工管理規定による。	
有田 - 34	有田川	高山川樋門	有田市野	和歌山県知事(河)	有田市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
有田 - 35	箕島漁港	箕島漁港水門	有田市宮崎町	有田市長	有田市長	台風時等に閉鎖する。	
有田 - 36	唐尾漁港	唐尾陸閘門	有田郡広川町唐尾	広川町長	広川町総務課長	常時閉鎖(整備中)。	
有田 - 37	湯浅広港海岸	樋門No.2	有田郡湯浅町湯浅2735-1地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
有田 - 38	湯浅広港海岸	陸閘No.3	有田郡湯浅町湯浅2729地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	常時閉鎖。	
有田 - 39	湯浅広港海岸	樋門No.7	有田郡湯浅町湯浅5地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。(J-ALERT)	
有田 - 40	湯浅広港海岸	陸閘No.11	有田郡湯浅町湯浅2990地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	常時閉鎖。	
有田 - 41	湯浅広港海岸	陸閘No.16	有田郡湯浅町湯浅2988地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	常時閉鎖。	
有田 - 42	湯浅広港海岸	陸閘No.18	有田郡湯浅町湯浅2986地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	常時閉鎖。	
有田 - 43	湯浅広港海岸	陸閘No.19	有田郡湯浅町湯浅2982地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 44	湯浅広港海岸	陸閘No.20	有田郡湯浅町湯浅2982地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 45	湯浅広港海岸	陸閘No.21	有田郡湯浅町湯浅3029地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 46	湯浅広港海岸	陸閘No.22	有田郡湯浅町湯浅3029地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 47	湯浅広港海岸	陸閘No.23	有田郡湯浅町湯浅3029地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 48	湯浅広港海岸	陸閘No.24	有田郡湯浅町湯浅3029地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 49	湯浅広港海岸	陸閘No.25	有田郡湯浅町湯浅3029地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 50	湯浅広港海岸	陸閘No.26	有田郡湯浅町湯浅2977地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 51	湯浅広港海岸	樋門No.27	有田郡湯浅町湯浅2841地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
有田 - 52	湯浅広港海岸	陸閘No.28	有田郡湯浅町湯浅3034地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 53	湯浅広港海岸	陸閘No.29	有田郡湯浅町湯浅3034地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 54	湯浅広港海岸	陸閘No.30	有田郡湯浅町湯浅3034地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。	
有田 - 55	湯浅広港海岸	樋門No.31	有田郡湯浅町湯浅3106地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
有田 - 56	湯浅広港海岸	樋門No.32	有田郡湯浅町湯浅3198地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	湯浅排水機場排水ゲート	
有田 - 57	湯浅広港海岸	弁天堀水門	有田郡湯浅町湯浅359地先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	操作管理要綱による。(J-ALERT)	
有田 - 58	湯浅広港海岸	陸閘No.39	有田郡広川町広1585番地	和歌山県知事(港)	広川町総務課長	常時閉鎖。	
有田 - 59	湯浅広港海岸	陸閘No.40	有田郡広川町広1582番地	和歌山県知事(港)	広川町総務課長	操作管理要綱による。(遠隔化)(J-ALERT)	
有田 - 60	湯浅広港海岸	陸閘No.41	有田郡広川町広1121-4地先	広川町長	広川町総務課長	高潮の危険が予想される時。	
有田 - 61	湯浅広港海岸	陸閘No.42	有田郡広川町広1121-4地先	和歌山県知事(港)	広川町総務課長	操作管理要綱による。(遠隔化)(J-ALERT)	
有田 - 62	湯浅広港海岸	陸閘No.43	有田郡広川町広1121-14番	和歌山県知事(港)	広川町総務課長	操作管理要綱による。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
有田 - 63	湯浅広港海岸	陸閘No.44	有田郡広川町広1121-1地先	和歌山県知事(港)	広川町総務課長	操作管理要綱による。	
有田 - 64	湯浅広港海岸	樋門No.45	有田郡広川町和田2-1地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
有田 - 65	湯浅広港海岸	樋門No.46	有田郡広川町和田2-1地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
有田 - 66	湯浅広港海岸	樋門No.47	有田郡広川町和田2-1地先	和歌山県知事(港)	有田振興局建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
有田 - 67	湯浅広港海岸	陸閘No.49	有田郡広川町和田30-8先	和歌山県知事(港)	広川町総務課長	常時閉鎖。	
日高 - 1	上川	名屋樋門	御坊市名屋	和歌山県知事(港)	日高振興局建設部長	状況により開閉する。	
日高 - 2	下川	大和樋門	御坊市園	和歌山県知事(河)	御坊市長	状況により開閉する。	○
日高 - 3	上野川	津梅樋門	御坊市名田町上野	和歌山県知事(河)	御坊市長	状況により開閉する。(J-ALERT)	○
日高 - 4	野島川	秋近樋門	御坊市名田町野島	和歌山県知事(河)	御坊市長	状況により開閉する。(J-ALERT)	○
日高 - 5	熊野川	熊野川樋門	御坊市岩内	和歌山県知事(河)	御坊市長	状況により開閉する。	
日高 - 6	志賀川	小中樋門	左岸 日高郡日高町小中	和歌山県知事(河)	日高町長	状況により開閉する。	○
日高 - 7	産湯川	産湯樋門	日高郡日高町産湯	日高町長	産湯区長	状況により開閉する。	
日高 - 8	南出川	南出川樋門	日高郡日高町産湯	日高町長	産湯区長	状況により開閉する。	
日高 - 9	比井川	比井川樋門	日高郡日高町比井	日高町長	比井区長	状況により開閉する。	
日高 - 10	西川	千貫樋門	日高郡 美浜町和田100番地先	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	量水標3mに達した時及び状況の判断により操作する。	○
日高 - 11	西川	内川樋門	右岸 日高郡美浜町和田	美浜町土地改良区理事長	美浜町土地改良区理事長	量水標3mに達した時及び状況の判断により操作する。	
日高 - 12	西川	第一寺田樋門No.1	右岸 日高郡美浜町吉原	和歌山県知事(河)	美浜町長	量水標2mに達した時及び状況の判断により操作する。	○
日高 - 13	西川	第一寺田樋門No.2	右岸 日高郡美浜町吉原	和歌山県知事(河)	美浜町長	量水標2mに達した時及び状況の判断により操作する。	○
日高 - 14	西川	第二寺田樋門	左岸 日高郡美浜町田井	和歌山県知事(河)	美浜町長	量水標2mに達した時及び状況の判断により操作する。	○
日高 - 15	西川	東裏川樋門	左岸 日高郡美浜町和田100番地先	日高川土地改良区理事長	日高川土地改良区理事長	量水標3mに達した時及び状況の判断により操作する。	
日高 - 16	西川	田井樋門	左岸 日高郡美浜町田井	和歌山県知事(河)	美浜町長	量水標2mに達した時及び状況の判断により操作する。	○
日高 - 17	西川	椎崎堰	日高郡美浜町和田	日高川土地改良区理事長	日高川土地改良区理事長	状況により開閉する。	
日高 - 18	西川	千貫堰	日高郡美浜町和田	日高川土地改良区理事長	日高川土地改良区理事長	状況により開閉する。	
日高 - 19	南部川	片山水門	日高郡みなべ町谷口	みなべ町長	みなべ町長	状況により開閉する。	
日高 - 20	南部川	八斗田水門	左岸 日高郡みなべ町筋	みなべ町長	みなべ町長	状況により開閉する。	
日高 - 21	古川	からす樋門	日高郡みなべ町気佐藤	みなべ町長	みなべ町長	状況により開閉する。	
日高 - 22	南部川	辺川水門	左岸 日高郡みなべ町東本庄	みなべ町長	みなべ町長	常時閉鎖。	
日高 - 23	桜川	桜川排水樋門	日高郡みなべ町山内	和歌山県知事(河)	みなべ町長	状況により開閉する。(J-ALERT)	○
日高 - 24	由良川	里樋門	日高郡由良町里	和歌山県知事(河)	由良町長	状況により開閉する。(J-ALERT)	○
日高 - 25	切目川	宮ノ前樋門	日高郡印南町宮ノ前	和歌山県知事(河)	印南町長	状況により開閉する。	
日高 26	日高川	日高川陸閘1	御坊市藤田町藤井	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
日高 27	日高川	日高川陸閘2	御坊市藤田町藤井	和歌山県知事(河)	自治会	状況により閉鎖。	○
日高 28	日高川	日高川陸閘3	御坊市藤田町藤井	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 29	日高川	日高川陸閘4	御坊市藤田町藤井	和歌山県知事(河)	自治会	状況により閉鎖。	○
日高 30	日高川	日高川陸閘5	御坊市藤田町藤井	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 31	印南川	印南川陸閘1	日高郡印南町大字印南	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 32	印南川	印南川陸閘2	日高郡印南町大字印南	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 33	印南川	印南川陸閘3	日高郡印南町大字印南	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 34	印南川	印南川陸閘4	日高郡印南町大字印南	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 35	切目川	切目川陸閘2	日高郡印南町大字島田	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 36	切目川	切目川陸閘3	日高郡印南町大字西ノ地	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 37	切目川	切目川陸閘4	日高郡印南町大字西ノ地	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 38	切目川	切目川陸閘5	日高郡印南町大字西ノ地	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 39	切目川	切目川陸閘6	日高郡印南町大字羽六	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	
日高 40	由良川	由良川陸閘1	日高郡由良町阿戸	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 41	由良川	由良川陸閘2	日高郡由良町阿戸	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 42	由良川	由良川陸閘3	日高郡由良町阿戸	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 43	由良川	由良川陸閘4	日高郡由良町網代	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 44	由良川	由良川陸閘5	日高郡由良町網代	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 45	猪谷川	猪谷川陸閘	日高郡日高川町大字初湯川	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	
日高 46	埴田川	埴田川陸閘	日高郡みなべ町埴田	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	常時閉鎖。	○
日高 - 47	日高港海岸	美浜 陸閘 No.1	日高郡美浜町濱ノ瀬地区	和歌山県知事(港)	美浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 48	日高港海岸	美浜 陸閘 No.2	日高郡美浜町井地区	和歌山県知事(港)	美浜町長	常時閉鎖。	
日高 - 49	美浜海岸	吉原 陸閘 No.1	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	常時閉鎖。	
日高 - 50	美浜海岸	吉原 陸閘 No.3	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 51	美浜海岸	吉原 陸閘 No.4	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 52	美浜海岸	吉原 陸閘 No.6	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 53	美浜海岸	和田 陸閘 No.7	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 54	美浜海岸	和田 陸閘 No.10	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	常時閉鎖。	
日高 - 55	美浜海岸	和田 陸閘 No.11	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	常時閉鎖。	
日高 - 56	美浜海岸	和田 陸閘 No.13	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	常時閉鎖。	
日高 - 57	美浜海岸	和田 陸閘 No.14	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	常時閉鎖。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
日高 - 58	美浜海岸	和田 陸閘 No.15	美浜町和田・吉原地区	和歌山県知事(海)	美浜町長	常時閉鎖。	
日高 - 59	由良港海岸	神谷 陸閘 No.1	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 60	由良港海岸	神谷 陸閘 No.2	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 61	由良港海岸	神谷 陸閘 No.3	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 62	由良港海岸	神谷 陸閘 No.4	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 63	由良港海岸	神谷 陸閘 No.5	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 64	由良港海岸	神谷 陸閘 No.6	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 65	由良港海岸	神谷 陸閘 No.7	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 66	由良港海岸	神谷 陸閘 No.8	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 67	由良港海岸	神谷 陸閘 No.9	由良町神谷地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 68	由良港海岸	吹井 陸閘 No.1	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 69	由良港海岸	吹井 陸閘 No.2	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 70	由良港海岸	吹井 陸閘 No.4	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 71	由良港海岸	吹井 陸閘 No.5	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 72	由良港海岸	吹井 陸閘 No.7	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 73	由良港海岸	吹井 陸閘 No.9	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 74	由良港海岸	吹井 陸閘 No.10	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 75	由良港海岸	吹井 陸閘 No.11	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 76	由良港海岸	吹井 陸閘 No.12	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 77	由良港海岸	吹井 樋門 No.13	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	日高振興局建設部長	高潮時等に閉門する。(フラップゲート)	
日高 - 78	由良港海岸	吹井 陸閘 No.14	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 79	由良港海岸	吹井 樋門 No.15	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	高潮時等に閉門する。(フラップゲート)	
日高 - 80	由良港海岸	吹井 水門 No.16	由良町吹井地区	和歌山県知事(港)	由良町長	高潮時等に閉門する。(J-ALERT)	
日高 - 81	由良港海岸	網代 陸閘 No.1	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 82	由良港海岸	網代 陸閘 No.5	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 83	由良港海岸	網代 陸閘 No.8	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 84	由良港海岸	網代 陸閘 No.9	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 85	由良港海岸	網代 陸閘 No.11	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 86	由良港海岸	網代 陸閘 No.12	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 87	由良港海岸	網代 水門 No.14	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	高潮時等に閉門する。(J-ALERT)	
日高 - 88	由良港海岸	網代 水門 No.15	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
日高 - 89	由良港海岸	網代 樋門 No.16	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 90	由良港海岸	網代 陸閘 No.17	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 91	由良港海岸	網代 陸閘 No.18	由良町網代地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 92	由良港海岸	阿戸 樋門 No.2	由良町阿戸地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。(J-ALERT)	
日高 - 93	由良港海岸	阿戸 樋門 No.8	由良町阿戸地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。(J-ALERT)	
日高 - 94	由良港海岸	阿戸 陸閘 No.9	由良町阿戸地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 95	由良港海岸	阿戸 陸閘 No.10	由良町阿戸地区	和歌山県知事(港)	由良町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 96	由良港海岸	柏 陸閘 No.2	日高町柏地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 97	由良港海岸	柏 陸閘 No.4	日高町柏地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 98	由良港海岸	柏 陸閘 No.5	日高町柏地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 99	由良港海岸	柏 陸閘 No.6	日高町柏地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 100	由良港海岸	柏 陸閘 No.7	日高町柏地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 101	由良港海岸	柏 陸閘 No.8	日高町柏地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 102	由良港海岸	小杭 陸閘 No.1	日高町小杭地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 103	由良港海岸	小杭 陸閘 No.2	日高町小杭地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 104	由良港海岸	小杭 陸閘 No.3	日高町小杭地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 105	由良港海岸	方杭 陸閘 No.2	日高町方杭地区	和歌山県知事(港)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 106	南部海岸	埴田 陸閘 No.1	みなべ町埴田地区	和歌山県知事(海)	みなべ町長	常時閉鎖。	
日高 - 107	阿尾漁港海岸	阿尾 陸閘 No.1	日高町阿尾地区	和歌山県知事(漁)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 108	阿尾漁港海岸	阿尾 陸閘 No.2	日高町阿尾地区	和歌山県知事(漁)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 109	阿尾漁港海岸	阿尾 陸閘 No.3	日高町阿尾地区	和歌山県知事(漁)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 110	阿尾漁港海岸	阿尾 陸閘 No.4	日高町阿尾地区	和歌山県知事(漁)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 111	阿尾漁港海岸	阿尾 陸閘 No.5	日高町阿尾地区	和歌山県知事(漁)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
日高 - 112	阿尾漁港海岸	阿尾 陸閘 No.6	日高町阿尾地区	和歌山県知事(漁)	日高町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 1	芳養川	芳養川方原上樋門	左岸 田辺市芳養町松原二丁目	和歌山県知事(河)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	○
西牟婁 - 2	芳養川	芳養川方原下樋門	左岸 田辺市芳養町松原二丁目	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 3	芳養川	芋樋門	右岸 田辺市芳養町目良ヶ谷	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 4	芳養川	中井頭首工	田辺市芳養町阿阪	田辺市長	田辺市長	取水期において出水があった場合は転倒または開放させる。	
西牟婁 - 5	芳養川	保原頭首工	田辺市芳養町藤原	田辺市長	田辺市長	取水期において出水があった場合は転倒または開放させる。	
西牟婁 - 6	芳養川	松井橋樋門	左岸 田辺市芳養松原一丁目	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 7	左会津川	大谷川樋門	右岸 田辺市中万呂大谷	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 8	左会津川	目座樋門	右岸 田辺市下万呂目座	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 9	左会津川	八丁川樋門	右岸 田辺市秋津町西八丁	和歌山県知事(河)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 10	左会津川	江川樋門	右岸 田辺市江川川辺り	和歌山県知事(漁)	田辺市長	フラップゲートによる自動閉門。	
西牟婁 - 11	左会津川	錦水樋門	左岸 田辺市上屋敷一丁目	和歌山県知事(漁)	田辺市長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	
西牟婁 - 12	右会津川	矢矧第1樋門	左岸 田辺市秋津町矢矧	和歌山県知事(河)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 13	右会津川	矢矧第2樋門	左岸 田辺市秋津町矢矧	和歌山県知事(河)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 14	稲成川	稲成川南江原上樋門	左岸 田辺市稲成町南江原	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時自動的に閉門する。	
西牟婁 - 15	稲成川	稲成川南江原下樋門	左岸 田辺市稲成町南江原	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時自動的に閉門する。	
西牟婁 - 16	稲成川	稲成川おとゆ樋門	左岸 田辺市稲成町南江原	田辺市長	田辺市長	取水期において出水があった場合は転倒または開放させる。	
西牟婁 - 17	稲成川	尾の崎第1樋門	右岸 田辺市古尾	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時(自動)閉門する。	
西牟婁 - 18	稲成川	尾の崎第2樋門	右岸 田辺市稲成町糸田	田辺市長	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時(自動)閉門する。	
西牟婁 - 19	荒光川	荒光川起伏式ゲート	田辺市稲成町荒光	田辺市長	田辺市長	取水期において出水があった場合は転倒または開放させる。	
西牟婁 - 20	稲屋川	稲屋川起伏式ゲート	田辺市上秋津柿平	田辺市長	田辺市長	取水期において出水があった場合は転倒または開放させる。	
西牟婁 - 21	名喜里川	亥の谷樋門	右岸 田辺市新庄町名喜里	和歌山県知事(河)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	○
西牟婁 - 22	名喜里川	成川樋門	右岸 田辺市新庄町名喜里	和歌山県知事(河)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	○
西牟婁 - 23	文里港	千賀川樋門	田辺市新庄町橋谷	和歌山県知事(港)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 24	田辺漁港	片町水門	左岸 田辺市片町	和歌山県知事(漁)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 25	文里港	大戸川水門	田辺市新庄町橋谷	和歌山県知事(港)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	
西牟婁 - 26	井原川	井原川樋門	田辺市芳養町井原	和歌山県知事(河)	田辺市長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	○
西牟婁 - 27	芳養海岸	松原樋門	田辺市芳養松原一丁目	田辺市長	田辺市長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	
西牟婁 - 28	文里港	跡の浦水門	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	
西牟婁 - 29	文里港	跡の浦越波扉第1ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	利用時を除き常時閉門。	
西牟婁 - 30	文里港	跡の浦越波扉第2ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	利用時を除き常時閉門。	
西牟婁 - 31	文里港	跡の浦越波扉第3ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	利用時を除き常時閉門。	
西牟婁 - 32	文里港	跡の浦越波扉第4ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	常時閉門。	
西牟婁 - 33	文里港	跡の浦越波扉第5ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	常時閉門。	
西牟婁 - 34	文里港	跡の浦越波扉第6ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	常時閉門。	
西牟婁 - 35	文里港	跡の浦越波扉第7ゲート	田辺市新庄町跡の浦	和歌山県知事(港)	田辺市長	常時閉門。	
西牟婁 - 36	扇ヶ浜海岸	扇ヶ浜越波扉	田辺市扇ヶ浜	和歌山県知事(港)	田辺市長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 37	扇ヶ浜海岸	戎漁港東越波扉	田辺市上屋敷	和歌山県知事(港)	田辺市長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 38	田辺海岸	内ノ浦樋門	田辺市新庄町内ノ浦	和歌山県知事(海)	田辺市長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 39	富田川	中芝樋門	右岸 田辺市中辺路町栗栖川	和歌山県知事(河)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 40	富田川	宮代樋門	田辺市鮎川	和歌山県知事(河)	田辺市長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 41	熊野川	萩樋門	右岸 田辺市本宮町伏拝	和歌山県知事(河)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 42	新川	新川樋門	左岸 田辺市たきない町滝内	和歌山県知事(河)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 43	富田川	血深井第1樋門	左岸 西牟婁郡白浜町十九淵	血深井土地改良区理事長	血深井土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 44	富田川	血深井第2樋門	左岸 西牟婁郡白浜町十九淵	血深井土地改良区理事長	血深井土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 45	富田川	大井筋第1樋門	右岸 西牟婁郡白浜町栄	大井堰土地改良区理事長	大井堰土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 46	富田川	大井筋第2樋門	右岸 西牟婁郡白浜町栄	大井堰土地改良区理事長	大井堰土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 47	富田川	中水閘門	右岸 西牟婁郡白浜町中	大井堰土地改良区理事長	大井堰土地改良区理事長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 48	富田川	富田川河川工作物片開ゲート(1)	西牟婁郡白浜町中	和歌山県知事(河)	白浜町長	常時閉鎖。	○
西牟婁 - 49	富田川	富田川河川工作物片開ゲート(2)	西牟婁郡白浜町中	和歌山県知事(河)	白浜町長	常時閉鎖。	○
西牟婁 - 50	富田川	富田川河川工作物片開ゲート(3)	西牟婁郡白浜町中	和歌山県知事(河)	白浜町長	常時閉鎖。	○
西牟婁 - 51	富田川	平第2樋門	右岸 西牟婁郡白浜町平	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 52	富田川	平第3樋門	右岸 西牟婁郡白浜町平	和歌山県知事(河)	白浜町長	閉鎖。	
西牟婁 - 53	富田川	平1号樋門	右岸 西牟婁郡白浜町栄	白浜町長	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 54	高瀬川	高瀬第1樋門	右岸 西牟婁郡白浜町富田	和歌山県知事(河)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	○
西牟婁 - 55	高瀬川	高瀬第2樋門	右岸 西牟婁郡白浜町富田	和歌山県知事(河)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	○
西牟婁 - 56	高瀬川	高瀬第3樋門	左岸 西牟婁郡白浜町富田	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 57	高瀬川	高瀬第4樋門	左岸 西牟婁郡白浜町富田	白浜町長	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 58	高瀬川	高瀬川河川工作物関連排水樋門	右岸 西牟婁郡白浜町十九淵	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 59	庄川	庄川第1樋門	左岸 西牟婁郡白浜町庄川	和歌山県知事(河)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 60	庄川	庄川第2樋門	左岸 西牟婁郡白浜町庄川	白浜町長	白浜町長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
西牟婁 - 61	瀬田川	瀬田川樋門	左岸 西牟婁郡白浜町内ノ川	和歌山県知事(河)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 62	安久川	前川樋門	左岸 西牟婁郡白浜町才野	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	○
西牟婁 - 63	安久川	大森樋門	右岸 西牟婁郡白浜町才野	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	○
西牟婁 - 64	畑崎海岸	畑崎第2樋門	西牟婁郡白浜町堅田	和歌山県知事(海)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 65	細野海岸	細野樋門	西牟婁郡白浜町堅田	和歌山県知事(海)	白浜町長	震度4以上で自動閉鎖。	
西牟婁 - 66	網不知漁港海岸	大浦第1樋門	西牟婁郡白浜町大浦	白浜町長	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 67	網不知漁港海岸	大浦第2樋門	西牟婁郡白浜町垣谷	白浜町長	白浜町長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 68	白浜海岸	阪田樋門	西牟婁郡白浜町阪田	和歌山県知事(海)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 69	網不知漁港海岸	棧橋樋門	西牟婁郡白浜町網不知	白浜町長	白浜町長	高潮時等に閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 70	綱不知漁港海岸	棧橋第2樋門	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 71	綱不知漁港海岸	白浜棧橋第1ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	和歌山県知事(道)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 72	綱不知漁港海岸	白浜棧橋第2ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	和歌山県知事(道)	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 73	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第1ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 74	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第2ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 75	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第3ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 76	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第4ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 77	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第5ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 78	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第6ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 79	綱不知漁港海岸	月崎護岸横引第7ゲート	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 80	綱不知漁港海岸	棧橋第1角落とし	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 81	綱不知漁港海岸	棧橋第2角落とし	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 82	綱不知漁港海岸	棧橋第3角落とし	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 83	綱不知漁港海岸	棧橋第4角落とし	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 84	綱不知漁港海岸	三軒屋谷角落とし	西牟婁郡白浜町綱不知	白浜町長	白浜町長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 85	江津良漁港海岸	江津良第1角落とし	西牟婁郡白浜町江津良	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 86	江津良漁港海岸	江津良第2角落とし	西牟婁郡白浜町江津良	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 87	瀬戸漁港	瀬戸県道ゲート	西牟婁郡白浜町瀬戸	和歌山県知事(道)	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 88	瀬戸漁港	瀬戸漁港広場第1ゲート	西牟婁郡白浜町瀬戸	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 89	瀬戸漁港	瀬戸漁港広場第2ゲート	西牟婁郡白浜町瀬戸	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 90	瀬戸漁港	瀬戸漁港第1角落とし	西牟婁郡白浜町瀬戸	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 91	瀬戸漁港	瀬戸漁港第2角落とし	西牟婁郡白浜町瀬戸	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 92	瀬戸漁港	瀬戸漁港第3角落とし	西牟婁郡白浜町瀬戸	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 93	瀬戸漁港	瀬戸漁港第4角落とし	西牟婁郡白浜町瀬戸	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 94	白浜海岸	白良浜防波板1	西牟婁郡白浜町白良浜	和歌山県知事(海)	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 95	白浜海岸	白良浜防波板2	西牟婁郡白浜町白良浜	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 96	白浜海岸	白良浜越波扉①	西牟婁郡白浜町白良浜	和歌山県知事(海)	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 97	白浜海岸	白良浜角落とし②	西牟婁郡白浜町白良浜	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 98	白浜海岸	白良浜角落とし③	西牟婁郡白浜町白良浜	和歌山県知事(海)	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 99	白浜海岸	白良浜角落とし④	西牟婁郡白浜町白良浜	和歌山県知事(海)	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 100	湯崎漁港	湯崎護岸横引第1ゲート	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 101	湯崎漁港	湯崎護岸横引第2ゲート	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 102	湯崎漁港	湯崎護岸横引第3ゲート	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 103	湯崎漁港	湯崎護岸横引第4ゲート	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 104	湯崎漁港	湯崎護岸横引第5ゲート	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 105	湯崎漁港	湯崎第1樋門	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 106	湯崎漁港	湯崎第1角落とし	西牟婁郡白浜町湯崎	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 107	朝来帰漁港	見草ゲート	西牟婁郡白浜町見草	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 108	朝来帰漁港	見草第1角落とし	西牟婁郡白浜町見草	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 109	朝来帰漁港	見草第2角落とし	西牟婁郡白浜町見草	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 110	朝来帰漁港	見草第3角落とし	西牟婁郡白浜町見草	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 111	椿海岸	朝来帰第1角落とし	西牟婁郡白浜町椿	白浜町長	白浜町長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 112	椿海岸	朝来帰川角落とし①	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 113	椿海岸	朝来帰川角落とし②	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 114	椿海岸	朝来帰川角落とし③	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 115	椿海岸	朝来帰川角落とし④	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 116	椿海岸	朝来帰川角落とし⑤	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 117	椿海岸	朝来帰川角落とし⑥	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 118	椿海岸	朝来帰川角落とし⑦	左岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 119	椿海岸	朝来帰川角落とし⑧	右岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 120	椿海岸	朝来帰川角落とし⑨	右岸 西牟婁郡白浜町椿	和歌山県知事(河)	白浜町長	高潮時等に閉門する。	○
西牟婁 - 121	市江漁港海岸	市江第1角落とし	西牟婁郡白浜町日置	白浜町長	白浜町長	高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 122	笠甫海岸	笠甫樋門	白浜町日置	和歌山県知事(農)	白浜町長	水流により自動開閉する。	
西牟婁 - 123	日置港	日ノ出樋門	右岸 西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(港)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 124	日置川	古屋樋門	右岸 西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 125	日置川	瀬田樋門①	右岸 西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時(津波時Jアラートで自動)閉門する。	○
西牟婁 - 126	日置川	瀬田樋門②	右岸 西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 127	日置川	蛇原樋門	左岸 西牟婁郡白浜町塩野	和歌山県知事(河)	白浜町長	フラップゲートによる自動開閉。	○
西牟婁 - 128	日置川	塩野樋門	左岸 西牟婁郡白浜町塩野	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 129	日置川	安宅樋門	左岸 西牟婁郡白浜町安宅	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 130	日置川	矢田樋門	左岸 西牟婁郡白浜町矢田	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
西牟婁 - 131	日置川	宇井ヶ池樋門	右岸 西牟婁郡白浜町矢田	白浜町長	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 132	日置川	田野井樋門	右岸 西牟婁郡白浜町田野井	和歌山県知事(河)	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。(遠隔化完了)	
西牟婁 - 133	日置海岸	大浜越波扉①	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 134	日置海岸	大浜防波板	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 135	日置海岸	大浜越波扉③	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 136	日置海岸	大浜越波扉④	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 137	日置海岸	大浜越波扉⑤	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 138	日置海岸	大浜越波扉⑥	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 139	日置海岸	大浜越波扉⑦	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 140	日置海岸	大浜越波扉⑧	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 141	日置海岸	大浜越波扉⑨	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 142	日置海岸	大浜越波扉⑩	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 143	日置海岸	大浜越波扉⑪	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 144	日置海岸	大浜越波扉⑫	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 145	日置海岸	大浜越波扉⑬	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 146	日置海岸	大浜越波扉⑭	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 147	日置海岸	大浜越波扉⑮	西牟婁郡白浜町日置	和歌山県知事(海)	白浜町長	常時閉鎖。	
西牟婁 - 148	市江漁港海岸	市江護岸横引ゲート	西牟婁郡白浜町日置	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時等に閉門する。	
西牟婁 - 149	市江川	市江1号橋ゲート	西牟婁郡白浜町日置	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時に閉門する。	
西牟婁 - 150	伊古木漁港	伊古木第1角落とし	西牟婁郡白浜町塩野	白浜町長	白浜町長	台風、高潮時に閉門する。	
西牟婁 - 151	岡川	岩田樋門	左岸 上富田町岩田三宝寺	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 152	富田川	野田樋門	右岸 西牟婁郡上富田町岩崎	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 153	富田川	生馬樋門	左岸 西牟婁郡上富田町生馬	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 154	富田川	田熊樋門①	左岸 西牟婁郡上富田町岩田田熊	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 155	岡川	寺尾谷樋門	西牟婁郡上富田町岡	上富田町長	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 156	岡川	篝谷樋門	西牟婁郡上富田町岡	上富田町長	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 157	岡川	射矢ノ谷樋門	西牟婁郡上富田町岡	上富田町長	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 158	岡川	日ノ熊樋門	西牟婁郡上富田町岡	和歌山県知事(河)	上富田町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 159	根皆田川	銭岩樋門	左岸 西牟婁郡上富田町市ノ瀬	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 160	根皆田川	尺根樋門	左岸 西牟婁郡上富田町市ノ瀬	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 161	富田川	岩崎樋門	右岸 西牟婁郡上富田町岩崎	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 162	富田川	清水樋門	左岸 西牟婁郡上富田町市ノ瀬	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 163	富田川	惣田樋門	右岸 西牟婁郡上富田町岩崎	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 164	田熊川	田熊樋門②	右岸 西牟婁郡上富田町岩田	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 165	岡川	井ノ谷樋門	右岸 西牟婁郡上富田町岩田	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
西牟婁 - 166	岡川	片井樋門	右岸 西牟婁郡上富田町岩田	和歌山県知事(河)	上富田町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 167	岡川	カンリヤク谷樋門	右岸 西牟婁郡上富田町岡	和歌山県知事(河)	上富田町長	フラップゲートによる自動開閉。	
西牟婁 - 168	馬川	金屋樋門	右岸 西牟婁郡上富田町朝来	和歌山県知事(河)	上富田町長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
串本 - 1	周参見川	周参見川第二樋門	左岸 西牟婁郡すさみ町周参見4164番地先 (防地地区内)	和歌山県知事(河)	すさみ町長	外水位が水位口より高くなった時閉門する。	○
串本 - 2	周参見川	周参見川第一樋門	右岸 西牟婁郡すさみ町周参見2386番地先 (堀切地区内)	和歌山県知事(河)	すさみ町長	外水位が水位口より高くなった時閉門する。	○
串本 - 3	太間川	太間川樋門	左岸 西牟婁郡すさみ町周参見2051-2番地 (平松地区内)	すさみ町長	すさみ町長	外水位が水位口より高くなった時閉門する。	
串本 - 4	周参見川	周参見川第三樋門	左岸 西牟婁郡すさみ町周参見2637番地先	和歌山県知事(河)	すさみ町長	外水位が水位口より高くなった時閉門する。	
串本 - 5	田原川	田原川樋門	右岸 東牟婁郡串本町上田原1713番地先	和歌山県知事(河)	串本町長	常時閉鎖。	
串本 - 6	すさみ海岸	江住陸閘①	西牟婁郡すさみ町江住152-59番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 7	すさみ海岸	江住陸閘②	西牟婁郡すさみ町江住151番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 8	すさみ海岸	江住陸閘④	西牟婁郡すさみ町江住167番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 9	すさみ海岸	江住陸閘⑩	西牟婁郡すさみ町江住1550番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 10	二色川	二色川陸閘	左岸 串本町二色442番地先	和歌山県知事(河)	東牟婁振興局串本建設部長	増水により河川の氾濫が予想される時閉門する。	○
串本 - 11	串本海岸	和深陸閘②	串本町和深2249番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 12	串本海岸	有田陸閘①	串本町有田1157番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 13	串本海岸	有田陸閘②	串本町有田1157番地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 14	大島港	大島陸閘③	串本町大島228番地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 15	大島港	大島陸閘④	串本町大島228番地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
串本 - 16	大島港	大島陸閘⑥	串本町大島216番地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局串本建設部長	常時閉鎖。	
新宮 - 1	熊野川	相筋第1樋門	新宮市相筋	近畿地方整備局長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 2	熊野川	相筋第2樋門	新宮市相筋	近畿地方整備局長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 3	熊野川	相筋第3樋門	新宮市相筋	近畿地方整備局長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 4	熊野川	船町樋管	新宮市船町	近畿地方整備局長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 5	熊野川	船町第2樋管	新宮市船町	近畿地方整備局長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 6	市田川	王子第1樋門	新宮市王子町	近畿地方整備局長	新宮市長	フラップゲートによる自動開閉。逆流など生じた際は予備ゲートを閉門	
新宮 - 7	市田川	王子第2樋門	新宮市王子町	近畿地方整備局長	新宮市長	フラップゲートによる自動開閉。逆流など生じた際は予備ゲートを閉門	
新宮 - 8	市田川	市田川第2樋管	左岸 新宮市あけぼの5440-4地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 9	市田川	市田川第1樋門	左岸 新宮市熊野地2丁目5440-1番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	

別表第6 重要なダム・水門等

水防上重要な関係を有するダム・水門等の操作については次表のとおりである。

水門・樋門・陸閘

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
新宮 - 10	市田川	王子第4樋門	右岸 新宮市王子町2丁目7番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 11	市田川	内ヶ坪樋門	右岸 新宮市田鶴原2丁目6番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 12	市田川	王子第3樋門	左岸 新宮市熊野地2丁目5610-2番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 13	市田川	市田樋門	左岸 新宮市蓬萊3丁目6257-2番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 14	市田川	田鶴原樋門	左岸 新宮市丸山6262-4番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 15	市田川	田鶴原樋管	右岸 新宮市田鶴原町1丁目5858番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 16	市田川	旭町樋門	左岸 新宮市丸山6279-3番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 17	市田川	野田樋門	左岸 新宮市下田1丁目4193番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 18	市田川	丸山樋門	右岸 新宮市清水元1丁目4番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
新宮 - 19	市田川	下田樋門	左岸 新宮市下田1丁目4241番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
新宮 - 20	市田川	下田第2樋門	左岸 新宮市下田4476番地先	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
新宮 - 21	市田川	南谷樋門	右岸 新宮市丸山	新宮市長	新宮市長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	
新宮 - 22	新宮海岸	大浜防潮樋門1(No.1)	新宮市王子町	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局新宮建設部長	常時閉め切り。	
新宮 - 23	新宮海岸	大浜防潮樋門2(No.2)	新宮市王子町	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局新宮建設部長	常時閉め切り。	
新宮 - 24	太田川	小匠防災ため池	那智勝浦町小匠1258地先	和歌山県知事(農)	那智勝浦町長	小匠防災ため池管理規程による。	
新宮 - 25	太田川	市屋樋門	左岸 那智勝浦町市屋	和歌山県知事(河)	市屋区長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。	○
新宮 - 26	太田川	中里樋門	右岸 那智勝浦町中里	和歌山県知事(河)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 27	新宮海岸	宇久井海岸防潮樋門(No.3) 大浜防潮樋門3(No.3)	新宮市清水元	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 28	那智勝浦海岸	天満海岸防潮樋門(No.1)	那智勝浦町天満	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 29	下里海岸	下里海岸第1防潮樋門(No.6)	那智勝浦町下里2631地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 30	下里海岸	下里海岸第2防潮樋門(No.7)	東牟婁郡那智勝浦町下里1032地先	和歌山県知事(海)	東牟婁振興局新宮建設部長	外水位が内水位より高くなった時閉門する。(J-ALERT)	
新宮 - 31	浦神港海岸	浦神海岸第1防潮樋門(No.16)	東牟婁郡那智勝浦町浦神321地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 32	浦神港海岸	浦神海岸第2防潮樋門(No.51)	東牟婁郡那智勝浦町浦神1044地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 33	浦神港海岸	浦神海岸第3防潮樋門(No.61)	東牟婁郡那智勝浦町浦神1088地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 34	浦神港海岸	浦神海岸第4防潮樋門(No.71)	東牟婁郡那智勝浦町浦神1194地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	
新宮 - 35	浦神港海岸	浦神海岸第5防潮樋門(No.92)	東牟婁郡那智勝浦町浦神1298地先	和歌山県知事(港)	東牟婁振興局新宮建設部長	フラップゲートによる自動開閉。	

合計 739 箇所

別表第6 重要なダム・水門等

ダム・ポンプ場・貯留管

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海草 - 1	和歌川	和歌川ポンプ場	右岸和歌山市塩屋	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 2	和歌川	小雑賀地区内水排除ポンプ場	左岸 和歌山市小雑賀2丁目	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
海草 - 3	杭の瀬川	杭の瀬川ポンプ場	和歌山市杭の瀬	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 4	津屋川	津屋川ポンプ場	和歌山市和歌浦東	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 5	紀三井寺川	紀三井寺川ポンプ場	和歌山市紀三井寺	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 6	七箇川	七箇川ポンプ場	右岸 和歌山市梶取	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 7	市堀川	湊紺屋水門	和歌山市湊紺屋町	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 8	中津川	中津川水門	和歌山市三葛	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	ポンプ場操作要領による。	○
海草 - 9	亀の川	亀の川ポンプ設備	右岸 和歌山市内原	和歌山県知事(河)	海草振興局建設部長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
海草 - 10	和田川	和田川雨水簡易ポンプ場	和歌山市神前632-1	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 11	市堀川	本町中継ポンプ場	和歌山市北桶屋町7	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 12	和歌川	手平中継ポンプ場	和歌山市手平1-6-5	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 13	和歌川	芦原中継ポンプ場	和歌山市雄松町6-36	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 14	大門川	大門川雨水ポンプ場	和歌山市太田636	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 15	大門川	黒田排水ポンプ場	和歌山市太田636番地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 16	和歌川	旭橋雨水ポンプ場	和歌山市紀三井寺807-66	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 17	和歌浦湾	毛見雨水ポンプ場	和歌山市毛見1439-2	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 18	杭ノ瀬川	杭ノ瀬第一調整池ポンプ場	和歌山市南出島86	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 19	水軒川	西浜雨水ポンプ場	和歌山市西浜1008-2	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 20	水軒川	今福雨水ポンプ場	和歌山市西浜844	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 21	真田堀川	中之島雨水ポンプ場	和歌山市宇治家裏167-12	和歌山市公営企業管理者	和歌山市終末処理場管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 22	築地川	湊南第一雨水ポンプ場	和歌山市湊1414-16	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 23	築地川	湊南第二雨水ポンプ場	和歌山市湊1414-9	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 24	新堀川	新堀雨水ポンプ場	和歌山市土入325	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 25	堤川	加太雨水ポンプ場	和歌山市加太2692-5	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 26	土入川	貴志雨水ポンプ場	和歌山市土入75-1	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 27	土入川	大淀雨水ポンプ場	和歌山市狐島615-24	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 28	土入川	野崎雨水ポンプ場	和歌山市北島370-3	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 29	鳴滝川	有功雨水ポンプ場	和歌山市園部1002-1	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 30	土入川	島橋雨水ポンプ場	和歌山市島橋西ノ丁682-1	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 31	和歌川	塩屋ポンプ場	和歌山市塩屋六丁目738-2地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時手動操作する。	
海草 - 32	和歌川	小雑賀2号ポンプ場	和歌山市小雑賀783-23地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 33	和田川	中島ポンプ場	和歌山市中島471-1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 34	和田川	名草排水機場	和歌山市和田1155-1	和歌山市長	和歌山市耕地課	和田川の状況により操作する。	
海草 - 35	和田川	岡崎排水機場	和歌山市和田1288-2	和歌山市長	和歌山市耕地課	和田川の状況により操作する。	
海草 - 36	和田川	米田排水機場	和歌山市朝日198-4	和歌山市長	和歌山市耕地課	和田川の状況により操作する。	
海草 - 37	和田川	吉礼排水ポンプ場	和歌山市吉礼746-3地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	

別表第6 重要なダム・水門等

ダム・ポンプ場・貯留管

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
海草 - 38	和田川	前代川ポンプ場	和歌山市吉礼662	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 39	和田川	安堵の鼻ポンプ場	和歌山市三葛526-6地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 40	和田川	前代川ゲートポンプ場	和歌山市吉礼626-14	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 41	水軒川	大浦川ポンプ場	和歌山市西浜地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 42	水軒川	水軒ポンプ場	和歌山市 水軒川 右岸(8か所)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 43	水軒川	養翠園ポンプ	和歌山市西浜字下川向ノ坪1179番3(養翠園)地内	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 44	紀三井寺川	内原排水ポンプ場	和歌山市内原980-1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 45	紀三井寺川	内原ゲートポンプ	和歌山市内原980-1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 46	中津川	三葛ポンプ場	和歌山市三葛187-1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 47	中津川	大門北樋排水ポンプ場	和歌山市紀三井寺742-1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 48	中津川	三葛下浜2号樋門ゲートポンプ	和歌山市三葛236-4地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 49	亀の川	紀三井寺ポンプ場(紀三井寺団地)	和歌山市紀三井寺190-3	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 50	亀の川	紀三井寺排水ポンプ場(紀三井寺団地)	和歌山市紀三井寺198-3	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 51	亀の川	羽鳥橋排水ポンプ場	和歌山市内原723-4地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 52	亀の川	羽鳥橋第2排水ポンプ場	和歌山市内原747-14地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 53	亀の川	本渡ポンプ場	和歌山市本渡451-3	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 54	津屋川	和歌浦甲ポンプ場	和歌浦東二丁目568番1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時手動操作する。	
海草 - 55	有本川	有本排水ポンプ場	和歌山市有本694番地内(紀ノ川中学校地内)	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 56	高川	高川排水機場	和歌山市直川245	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	ポンプ場操作要領による。	
海草 - 57	和歌浦湾	毛見北ポンプ場	毛見1003-1地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 58	四箇井川	岩橋排水ポンプ場	岩橋661番17地内	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 59	土入川	湊中洲ポンプ場	和歌山市湊1609-3地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 60	土入川	湊中州南ゲートポンプ	左岸 和歌山市湊1820-54地先	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	外水位が内水位より高くなったとき閉門する。	
海草 - 61	土入川	東松江排水ポンプ場	和歌山市松江東四丁目1294-54	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 62	土入川	大淀ゲートポンプ	和歌山市延時93-1地先	和歌山市公営企業管理者	和歌山市下水道管理課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海草 - 63	新堀川	松江排水ポンプ場	和歌山市松江北一丁目793-29	和歌山市長	和歌山市河川港湾課	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 1	和歌山下津港	黒江排水機場	海南市船尾185-98	和歌山県知事(港)	海南市長	ポンプ場操作要領による。	
海南 - 2	和歌山下津港	内海排水機場	海南市築地8	和歌山県知事(港)	海南市長	ポンプ場操作要領による。	
海南 - 3	和歌山下津港	方排水機場	海南市下津町方568-6	和歌山県知事(港)	海南市長	ポンプ場操作要領による。	
海南 - 4	日方川	東浜東排水ポンプ場	海南市船尾185-52	海南市長	海南市長	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 5	和歌山下津港	築港東排水ポンプ場	海南市船尾704-19	海南市長	海南市長	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 6	和歌山下津港	築港西排水ポンプ場	海南市船尾704-18	海南市長	海南市長	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 7	和歌山下津港	藤白ポンプ場	海南市藤白757-74	海南市長	海南市長	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 8	和歌山下津港	琴ノ浦排水ポンプ場	海南市船尾378-1	海南市長	海南市長	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 9	日方川	山崎ポンプ場	海南市日方621-10	海南市長	海南市長	内水位が規定水位に達した時自動運転する。	
海南 - 10	宮川	宮川排水機場	海南市下津町方340-5	和歌山県知事(河)	海南市長	宮川排水機場操作規則による。	○
海南 - 11	亀の川	岡田排水ポンプ場	海南市岡田199-1	海南市長	海南市長	ポンプ場操作要領による。	

別表第6 重要なダム・水門等

ダム・ポンプ場・貯留管

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
那賀 - 1	名手川	藤崎排水機場	右岸 紀の川市藤崎	紀の川市長	紀の川市長	藤崎排水樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 2	排水路	後田排水機場	右岸 紀の川市後田	紀の川市長	紀の川市長	後田樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 3	牛平川	西脇排水機場	右岸 紀の川市西脇	紀の川市長	紀の川市長	麻生津排水樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 4	貴志川	後島排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	添田樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 5	貴志川	宮ノ前排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	宮前第一、第二樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 6	貴志川	調月導水ポンプ場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	宮前第一樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 7	貴志川	東貴志排水機場	右岸 紀の川市貴志川町北	紀の川市長	紀の川市長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
那賀 - 8	柘榴川	高嶋排水機場	右岸 紀の川市桃山町調月	紀の川市長	紀の川市長	調月樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 9	柘榴川	妙見排水機場	右岸 紀の川市桃山町元	紀の川市長	紀の川市長	妙見樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 10	野田原川	山田ダム	紀の川市貴志川町高尾	山田ダム土地改良区理事長	山田ダム土地改良区理事長	山田ダム操作規程による。	
那賀 - 11	春日川	古戸川排水機場	左岸 岩出市高塚	岩出市長	岩出市長	古戸川樋門と連絡のもとに操作する。	
那賀 - 12	紀の川	山崎排水機場	左岸 岩出市山崎	岩出市長	岩出市長	山崎排水樋門と連絡のもとに操作する。	
有田 - 1	箕川	箕川ポンプ場	有田市宮崎町	和歌山県知事(河)	有田市長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
有田 - 2	箕川	箕川ポンプ場水門	有田市宮崎町	和歌山県知事(河)	有田市長	ポンプ運転時など。	○
有田 - 3	お仙谷川	お仙谷川ポンプ場	有田市糸我町西	和歌山県知事(河)	有田市長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
有田 - 4	高山川	高山川ポンプ場	有田市野	和歌山県知事(河)	有田市長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
有田 - 5	背戸川	箕島ポンプ場	有田市箕島	有田市長	有田市長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
有田 - 6	内川	港ポンプ場	有田市港町	有田市長	有田市長	内水位が規定水位に達した時操作する。	
有田 - 7	出合川	出合川ポンプ場水門	左岸 有田郡湯浅町田57先	和歌山県知事(河)	湯浅町長	ポンプ運転時など。	○
有田 - 8	三味川	栖原都市下水道 ポンプ施設・水門	右岸 有田郡湯浅町栖原950先	湯浅町長	湯浅町長	ポンプ運転時など。	
有田 - 9	広川	湯浅広港排水機場・水門	右岸 有田郡湯浅町湯浅359先	和歌山県知事(港)	湯浅町長	潮位がDL+1.7mになった時操作する。	
有田 - 10	広川	広川ダム	有田郡広川町下津木	和歌山県知事(河)	有田振興局建設部長	広川ダム操作規則による。	
有田 - 11	有田川	二川ダム	有田郡有田川町二川	和歌山県知事(河)	二川ダム管理事務所長	二川ダム操作規則による。	
日高 - 1	熊野川	熊野川排水機場	御坊市塩屋町北塩屋	和歌山県知事(河)	御坊市長	状況により開閉する。	○
日高 - 2	南部川	島ノ瀬ダム	日高郡みなべ町東神野川	南紀用水土地改良区理事長	南紀用水土地改良区理事長	島ノ瀬ダム管理規定による。	
日高 - 3	切目川	切目川ダム	日高郡印南町高串	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	切目川ダム操作規則による。	
日高 - 4	日高川	椿山ダム	日高郡日高川町初湯川	和歌山県知事(河)	椿山ダム管理事務所長	椿山ダム操作規則による。	
日高 - 5	日高川	越方発電所(浅間堰堤)	日高郡日高川町浅間	関西電力(株)	関西電力(株)	浅間ダム管理規程による。	
日高 - 6	日高川	新高津尾発電所(上田原堰堤)	日高郡日高川町上田原	関西電力(株)	関西電力(株)	水力設備保守業務所則指針による。	
日高 - 7	日高川	船津発電所(船津堰堤)	日高郡日高川町船津	関西電力(株)	関西電力(株)	水力設備保守業務所則指針による。	
日高 - 8	東裏川	東裏川ポンプ場	日高郡美浜町和田	和歌山県知事(河)	日高振興局建設部長	ポンプ場操作規則による。	
日高 - 9	由良港	由良排水機場水門	日高郡由良町網代	和歌山県知事(港)	由良町長	高潮の危険が予見される場合。	
日高 - 10	上川	上川ポンプ場	御坊市名屋167-7	御坊市長	御坊市長	状況により操作する。	
西牟婁 - 1	神谷川	神谷川樋門	田辺市文里ポンプ場内	和歌山県知事(海)	田辺市長	外水位が内水位より高くなった時(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	
西牟婁 - 2	文里港	文里排水機場・樋門	田辺市文里ポンプ場内	和歌山県知事(海)	田辺市長	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。	
西牟婁 - 3	日置川	殿山発電所(殿山ダム)	田辺市合川	関西電力(株)	関西電力(株)	殿山ダム操作規程による。	
西牟婁 - 4	岡川	ござば堰	西牟婁郡上富田町岡	岡水利組合長	岡水利組合長	水位が20cm以上になると自動転倒する。	
西牟婁 - 5	岡川	中島堰	西牟婁郡上富田町岡	岡水利組合長	岡水利組合長	水位が20cm以上になると自動転倒する。	
西牟婁 - 6	日高川	柳瀬発電所(柳瀬堰堤)	田辺市龍神村柳瀬	関西電力(株)	関西電力(株)	柳瀬取水堰管理規程による。	

別表第6 重要なダム・水門等

ダム・ポンプ場・貯留管

令和7年10月31日時点

番号	河川名	名称	位置	管理者	操作責任者	操作基準	南海トラフ巨大地震浸水想定区域
西牟婁 - 7	日高川	甲斐川発電所(鍋坂堰堤)	田辺市龍神村福井	関西電力(株)	関西電力(株)	鍋坂取水堰管理規程による。	
西牟婁 - 8	庄川	庄川強制排水施設	右岸 西牟婁郡白浜町庄川	白浜町長	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時、排水ポンプ発動。	
西牟婁 - 9	左会津川	小泉ポンプ場	田辺市高雄2-1460-3	田辺市長	田辺市長	水位が基準値に達した際に自動稼働する。	
西牟婁 - 10	左会津川	背戸川第一ポンプ場	田辺市紺屋町142	田辺市長	田辺市長	水位が基準値に達した際に操作する。	
西牟婁 - 11	左会津川	背戸川第二ポンプ場	田辺市高雄1-1475-1	田辺市長	田辺市長	水位が基準値に達した際に自動稼働する。	
西牟婁 - 12	左会津川	江川ポンプ場	田辺市江川289-1	田辺市長	田辺市長	水位が基準値に達した際に操作する。	
西牟婁 - 13	富田川	平強制排水施設	白浜町平55-3	白浜町長	白浜町長	平川満水時、排水ポンプ始動。	
西牟婁 - 14	瀬田川	小泓川強制排水施設	白浜町内ノ川51地先	白浜町長	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時、排水ポンプ発動。	
西牟婁 - 15	富田川	庄川左岸強制排水施設	白浜町庄川1-26地先	白浜町長	白浜町長	外水位が内水位より高くなった時、排水ポンプ発動。	
串本 - 1	古座川	七川ダム	古座川町佐田	和歌山県知事(河)	七川ダム管理事務所長	七川ダム操作規則による。	
新宮 - 1	熊野川	市田川排水機場市田川水門	新宮市あけぼの7番2号	近畿地方整備局長	新宮市長	市田川排水機場等操作要領による。	
新宮 - 2	浮島川	浮島川排水機場	新宮市緑ヶ丘3丁目4番9号	和歌山県知事(河)	東牟婁振興局新宮建設部長	浮島川排水機場操作要領による。	○
新宮 - 3	太田川	小匠ダム	東牟婁郡那智勝浦町小匠	和歌山県知事(農)	那智勝浦町長	小匠防災ため池施設管理規定による。	
新宮 - 4	北山川	七色ダム	東牟婁郡北山村七色	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。	
新宮 - 5	北山川	小森ダム	東牟婁郡北山村下尾井	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。	
新宮 - 6	熊野川	二津野ダム	奈良県吉野郡十津川村	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。	
新宮 - 7	熊野川	風屋ダム	奈良県吉野郡十津川村	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。	
新宮 - 8	北山川	坂本ダム	奈良県吉野郡上北山村	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。	
新宮 - 9	北山川	池原ダム	奈良県吉野郡下北山村	電源開発(株)	電源開発(株)	操作規程による。	
新宮 - 10	市田川	野田地区排水ポンプ場	新宮市下田1-3-1	新宮市長	新宮市長	内水位が運転水位に達した時操作する。	
新宮 - 11	市田川	市田川第一樋門排水ポンプ場	新宮市熊野地2-5439-28	新宮市長	新宮市長	内水位が運転水位に達した時操作する。	
新宮 - 12	市田川	下田緊急ポンプ場	新宮市下田一丁目4252番地先	新宮市長	新宮市長	内水位が運転水位に達した時操作する。	
合計135箇所							

別表第 7

水防管理団体の主要備蓄資材

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

水防管理団体(県分以外)主要備蓄資材 集計表

令和7年10月31日時点

所管建設部	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
海草振興局建設部管内	68,788		495	3,541	2,469	251	759		66	3	
那賀振興局建設部管内	14,350	100	46	1,137	10	94	250	8	24		
伊都振興局建設部管内	29,379	210	55	1,572	828	77	333	61	52	10	
有田振興局建設部管内	15,150	100	54	1,956	84	87	212		48	38	
日高振興局建設部管内	6,800	483	104	2,011	52	90	364		40	810	
西牟婁振興局建設部管内	56,634	20	114	3,851	1,787	355	862		45	860	
東牟婁振興局串本建設部管内	9,600		32	460	25	91	92		12		
東牟婁振興局新宮建設部管内	3,030	85	9	205	100	54	169		8	5	
合計	203,731	998	909	14,733	4,637	1,110	3,042	69	295	1,726	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

海草振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
海 - 1	和歌山市	和田川・和歌川	宮前水防倉庫	和歌山市小雑賀2丁目2-8	1,220		6	200		4	32				
海 - 2	和歌山市	打手川・新堀川・土入川	河西水防倉庫	和歌山市松江北5丁目4-15	2,100		45	220	30	6	15				
海 - 3	和歌山市	打手川・土入川・七箇川	楠見水防倉庫	和歌山市市小路269	3,300		50	40	25	6	15				
海 - 4	和歌山市	亀の川・中津川・和歌川	和歌浦水防倉庫	和歌山市和歌浦中3-683-3	749		2	130	10	6	20				
海 - 5	和歌山市	紀の川・千手川	有功水防倉庫	和歌山市六十谷地先(紀の川右岸6.9k裏法面)	3,350		50	126		5	20				
海 - 6	和歌山市	紀の川・千手川	直川水防倉庫	和歌山市直川地先(千手川左岸0.0k+15裏法面)	3,400		20	40		10	20				
海 - 7	和歌山市	紀の川・住吉川	川永水防倉庫	和歌山市川辺地先(紀の川右岸12.6k裏法面)	3,000		15	280		6	20				
海 - 8	和歌山市	紀の川・高川	紀伊水防倉庫	和歌山市田屋地先(紀の川右岸8.1k天端)	3,200		20	131		10	20				
海 - 9	和歌山市	紀の川・高川・七瀬川	河北水防倉庫	和歌山市弘西1101-2	1,608		12	110	130	9	15				
海 - 10	和歌山市	紀の川・宮井川	千旦水防倉庫	和歌山市禰宜1325-1	4,200		20	222	99	9	38				
海 - 11	和歌山市	紀の川・宮井川	小倉水防倉庫	和歌山市小倉6-2	2,000		20	210	50	12	42				
海 - 12	和歌山市	全域	局、署、所備蓄分		10,588		103		50	52	139				
和歌山市 合計					38,715		363	1,709	394	135	396				
海 - 13	海南市	大坪川・山田川・日方川	第1水防倉庫	海南市日方1289-148	8,550			631	675	28	56				
海 - 14	海南市	亀の川	第2水防倉庫	海南市且来272	1,600			200	645	10	30				
海 - 15	海南市	貴志川・野田原川	第3水防倉庫	阪井1453-1	3,000			284	745	11	47				
海 - 16	海南市	加茂川・小島川・小原川・宮川	下津水防倉庫	海南市下津町下津518-6	5,200			212		30	55				
海 - 17	海南市	加茂川・大崎海岸・戸坂方浜海岸	方水防倉庫	海南市下津町方385-7	2,000			20		5	11				
海 - 18	海南市	加茂川	橋本水防倉庫	海南市下津町橋本968	1,700			10		5	9				
海 - 19	海南市	塩津戸坂海岸	塩津水防倉庫	海南市下津町塩津123-10	2,600			10		5	10				
海 - 20	海南市	加茂川	曽根田水防倉庫	海南市下津町曽根田993-5	1,200			10		2	11				
海南市 合計					25,850			1,377	2,065	96	229				

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

海草振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
海 - 21	紀美野町	貴志川(支川を含む)	紀美野町消防本部	紀美野町下佐々803-1	2,031		66	155		4	24		5		
海 - 22	紀美野町	貴志川	第11分団消防格納庫	紀美野町神野市場	62		11	300	10	4	29		21	2	
海 - 23	紀美野町	貴志川	第12分団消防格納庫	紀美野町大角	280		8			2	18		8		
海 - 24	紀美野町	貴志川	第13分団消防格納庫	紀美野町田	85		4			1	15		6	1	
海 - 25	紀美野町	貴志川	第14分団消防格納庫	紀美野町毛原宮	300		4			3	10		3		
海 - 26	紀美野町	真国川	第15分団消防格納庫	紀美野町真国宮	600		3				10		5		
海 - 27	紀美野町	真国川	第16分団消防格納庫	紀美野町円明寺	300		2				6		4		
海 - 28	紀美野町	貴志川	第3分団消防格納庫	紀美野町小畑	15		3			1	7		2		
海 - 29	紀美野町	貴志川	第7分団消防格納庫	紀美野町吉野	200		7				4		2		
海 - 30	紀美野町	梅本川	第8分団消防格納庫	紀美野町福井	200		10			2	6		5		
海 - 31	紀美野町	梅本川	第9分団消防格納庫	紀美野町奥佐々	84		10			2	3		3		
海 - 32	紀美野町	真国川	第10分団消防格納庫	紀美野町西野	66		4			1	2		2		
紀美野町 合計					4,223		132	455	10	20	134		66	3	
海草振興局建設部管内 合計					68,788		495	3,541	2,469	251	759		66	3	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

那賀振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
那 - 1	紀の川市	全域	西大井水防倉庫	紀の川市西大井353-8	2,000		20	60	5	40	40		1		
那 - 2	紀の川市	中津川	粉河体育館	紀の川市粉河1479	335					16	10				
那 - 3	紀の川市	紀の川	上田井水防倉庫(2-3器具庫隣接)	紀の川市上田井113	100		5	30			9		2		
那 - 5	紀の川市	中津川	石町第一水防倉庫(秋葉台下)	紀の川市粉河12-14	50			50							
那 - 6	紀の川市	中津川	石町第二水防倉庫(這上橋詰)	紀の川市粉河30-1	150										
那 - 7	紀の川市	真国川	鞆渚水防倉庫(5-2器具庫隣接)	紀の川市中鞆渚	200		1			1	10				
那 - 8	紀の川市	紀の川	紀の川市那賀支所水防倉庫	紀の川市名手市場146-4	550			75		3	6		1		
那 - 9	紀の川市	貴志川	調月水防倉庫(高嶋橋詰)	紀の川市桃山町調月	700	100	9	178	4	2	14	8	2		
那 - 10	紀の川市	柘榴川	桃山支所	紀の川市桃山町元376	2,000		5		1	3	13		8		
那 - 11	紀の川市	貴志川	紀の川市貴志川支所水防倉庫	紀の川市貴志川町前田148	2,000		4			3	12		4		
那 - 12	紀の川市	貴志川	丸栖水防倉庫	紀の川市貴志川町丸栖346	1,000		2	250		14					
紀の川市 合計					9,085	100	46	8 643	10	82	114	8	18		
那 - 13	岩出市	紀の川・相谷川・根来川・住吉川・山田川	岩出市役所水防倉庫	岩出市西野215-7	2,165			168		5	52		4		
那 - 14	岩出市	春日川	高塚消防水防倉庫	岩出市高塚356	200			40		3	8				消防兼用
那 - 15	岩出市	根来川	中迫・荊本消防水防倉庫	岩出市中迫337-1	100										消防兼用
那 - 16	岩出市	住吉川	総合保健福祉センター水防倉庫	岩出市金池92	2,800			39		4	58		2		
岩出市 合計					5,265			247		12	110		6		
那賀振興局建設部管内 合計					14,350	100	46	1,137	10	94	250	8	24		

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

伊都振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
伊 - 1	橋本市	紀の川	橋本市消防本部	橋本市東家6-2-1	1,233			6	718	7	26		10		土のう砂入り 389 サルベージシート 104
伊 - 2	橋本市	大谷川、西谷川	旧学文路防災センター	橋本市学文路359-3	2,000			200		2	5				土のう砂入り500
伊 - 3	橋本市	吉原川・山田川	旧吉原防災センター	橋本市吉原487-2	2,000			200		2	5				土のう砂入り400
伊 - 4	橋本市	東浦川	山内防災センター	橋本市隅田町山内255-2	2,000			200		2	5				土のう砂入り450
伊 - 5	橋本市	浦島川	大野水防倉庫	橋本市高野口町大野388	400										水防ポンプ1式4基 水防ポンプ1式2基
伊 - 6	橋本市	田原川	高野口水防倉庫	橋本市高野口町名倉813-2	200			20		3	4				土のう砂入り200 300 サルベージシート100 50
伊 - 7	橋本市	橋本川	東家体育館備蓄倉庫	橋本市東家2-1-19	8,000			68		11	127				サルベージシート196 土のう砂入り784
伊 - 8	橋本市	紀の川	あやの台防災倉庫	橋本市あやの台3丁目6	2,840						8				サルベージシート285
橋本市 合計					18,273			694	718	27	180		10		※袋類と砂入り袋は別数
伊 - 9	かつらぎ町	紀の川	笠田東水防庫	かつらぎ町笠田東	1,600		7	56			7				
伊 - 10	かつらぎ町	紀の川	笠田東水防庫	かつらぎ町笠田東	1,000	10	15	56	20	8	5				
伊 - 11	かつらぎ町	紀の川	三谷水防庫	かつらぎ町三谷	2,400	200	7	150	15	4	5	15			
伊 - 12	かつらぎ町	紀の川	洪田水防庫	かつらぎ町西洪田	1,300		5	150	10	4	5				
伊 - 13	かつらぎ町	紀の川	天野水防庫	かつらぎ町天野	800		2	200			3				
伊 - 14	かつらぎ町	有田川	久木消防屯所	かつらぎ町花園久木	300		2	20	2	2	6	8	1		
伊 - 15	かつらぎ町	有田川	中南消防自動車車庫納庫	かつらぎ町花園中南	320		2	10		2	8	8	2		
伊 - 16	かつらぎ町	有田川	新子消防納庫	かつらぎ町花園新子	350		5	30	3	4	13	16	2		
伊 - 17	かつらぎ町	有田川	第8分団納庫	かつらぎ町花園梁瀬	530		10	50	10	9	17	14	4		
かつらぎ町 合計					8,600	210	55	866	60	33	69	61	9		
伊 - 18	九度山町	丹生川・不動谷川	九度山町役場倉庫	九度山町九度山1159-3	800			10	50	4	8		7	10	
九度山町 合計					800			10	50	4	8		7	10	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

伊都振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
伊 - 19	高野町	御殿川	防災資機材庫	高野町高野山内子谷川13-4							12				
伊 - 20	高野町	御殿川	高野町役場内	高野町高野山636	500						5		7		土のう砂入り550
伊 - 21	高野町	御殿川	高野町消防署	高野町高野山600	50			2		3	10		3		土のう砂入り100
伊 - 22	高野町	御殿川	消防団1-1機動庫	高野町高野山573	20					2	8		1		
伊 - 23	高野町	御殿川	消防団1-2機動庫	高野町高野山600	50					2	11		2		
伊 - 24	高野町	御殿川	消防団1-3機動庫	高野町高野山224	6					2	5		3		
伊 - 25	高野町	御殿川	生活環境課	高野町高野山19-2	250										
伊 - 26	高野町	不動谷川	消防団2-1機動庫	高野町細川545	20					1	5		1		
伊 - 27	高野町	貴志川・不動野谷川	消防団2-2機動庫	高野町花坂93	50 24						3		2		
伊 - 28	高野町	御殿川	消防団2-3機動庫	高野町相ノ浦313	16					1	5		3		
伊 - 29	高野町	奥山谷川	消防団2-4機動庫	高野町林18	50						3		1		
伊 - 30	高野町	丹生川	富貴支所	高野町西富貴45	500										土のう砂入り300
伊 - 31	高野町	丹生川	消防団3-1機動庫	高野町東富貴673-82	150					2	3		2		
伊 - 32	高野町	丹生川	消防団3-2機動庫	高野町上筒香258	70						6		1		
高野町 合計					1,706			2		13	76		26		※袋類と砂入り袋は別数
伊都振興局建設部管内 合計					29,379	210	55	1,572	828	77	333	61	52	10	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

有田振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
有 - 1	有田市	有田川	箕島・港水防倉庫	有田市箕島	700			50		7	41				
有 - 2	有田市	有田川	宮崎水防倉庫	有田市宮崎町	600			280		4	6			4	
有 - 3	有田市	有田川	保田水防倉庫	有田市辻堂	600					3	4			5	
有 - 4	有田市	有田川	糸我水防倉庫	有田市糸我町中番	1,200			500		5	10			10	
有 - 5	有田市	有田川	下中島水防倉庫	有田市下中島	600			50		1	8				
有 - 6	有田市	有田川	宮原水防倉庫	有田市宮原町新町	1,000			100			10			10	
有 - 7	有田市	有田川	港訓練場	有田市港町	900			115		2	5			4	
有田市 合計					5,600			1,095		22	84			33	
有 - 8	有田川町	有田川	有田川町吉備第1水防倉庫	有田川町尾中31	100			70		5					
有 - 9	有田川町	有田川	有田川町吉備第2水防倉庫	有田川町長田505-1	100			250							
有 - 10	有田川町	有田川	防災ステーション	有田川町上中島875-1	500			36		9	9		2		
有 - 11	有田川町	有田川	有田川町吉備防災倉庫	有田川町下津野2018-4	1,400										
有 - 12	有田川町	有田川	有田川町金屋防災倉庫	有田川町中井原145-1	1,100		1	20	80	2	6		1		
有 - 13	有田川町	全域	各地区消防団詰所		5,000		19	300		43	71		32		
有田川町 合計					8,200		20	676	80	59	86		35		
有 - 14	湯浅町	山田川	湯浅水防倉庫	湯浅町湯浅3028番地先	200		20	100	3	3	10				
有 - 15	湯浅町	三味川	栖原水防倉庫	湯浅町栖原771番地1				50							
有 - 16	湯浅町	出合川	田水防倉庫	湯浅町田57番地先	150										
湯浅町 合計					350		20	150	3	3	10				
有 - 17	広川町	広川・広海岸	広水防倉庫	広川町広1471	300		1	5			7		1	5	
有 - 18	広川町	江上川	上中野水防倉庫	広川町上中野1156-4	150		8	30		1	5		2		
有 - 19	広川町	唐尾海岸	唐尾水防倉庫	広川町唐尾1024-1	100		1				5		2		
有 - 20	広川町	西広海岸	西広水防倉庫	広川町西広321-10	100						5		1		
有 - 21	広川町	広川	殿水防倉庫	広川町殿269-4	100	50	3			1	5		2		
有 - 22	広川町	広川	前田水防倉庫	広川町前田540-1	100	50	1			1	3		2		
有 - 23	広川町	広川	落合水防倉庫	広川町上津木76	150		3				2		2		
有 - 24	広川町	広川	岩淵水防倉庫	広川町下津木1983-3									1		
広川町 合計					1,000	50	14	35	1	3	32		4	5	
有田振興局建設部管内 合計					15,150	100	54	1,956	84	87	212		48	38	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

日高振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
日 - 1	御坊市	日高川	野口水防倉庫	御坊市野口1516-1	350		54	100	50	9	18			289	
日 - 2	御坊市	王子川	塩屋水防倉庫	御坊市塩屋37-1		380	11	145		2	23			206	
日 - 3	御坊市	日高川	御坊市防災センター	御坊市野口29	300		5	30						1	
日 - 4	御坊市	日高川	野口ミニ救急ポンプ倉庫	御坊市野口306-1				16		10	10		2		
御坊市 合計					650	380	70	291	50	21	51		2	496	
日 - 5	美浜町	西川・東裏川	美浜町水防倉庫	美浜町和田1138-278	350	100	3		1	5	30		22	30	
美浜町 合計					350	100	3		1	5	30		22	30	
日 - 6	日高町	西川・志賀川	日高町水防倉庫	日高町高家626-1	530					10	32		5	84	
日高町 合計					530					10	32		5	84	
日 - 7	由良町	由良川・前田川	由良町水防倉庫	由良町里1220-1	1,000	3	7	80	1	9	24		3		
由良町 合計					1,000	3	7	80	1	9	24		3		
日 - 8	日高川町	日高川	川辺水防倉庫	日高川町土生160	1,700		5	120		20	30			200	
日 - 9	日高川町	日高川	高津尾消防水防倉庫	日高川町高津尾5-4			12						2		
日 - 10	日高川町	日高川	第6分団消防倉庫	日高川町川原河	20			10		1	2				
日 - 11	日高川町	日高川	第7分団消防倉庫	日高川町初湯川	20			10		1	2				
日 - 12	日高川町	朔日川	第8分団消防倉庫	日高川町寒川	20			10		1	2				
日高川町 合計					1,760		17	150		23	36		2	200	
日 - 13	みなべ町	南部川・古川	共和水防倉庫	みなべ町谷口637-3	300			300		7	13				
日 - 14	みなべ町	南部川・古川	みなべ町備蓄倉庫	みなべ町埴田929-18	500			750		7	144				
日 - 15	みなべ町	東、西岩代川	岩代備蓄倉庫	みなべ町西岩代1647-2	200			200			6		2		
みなべ町 合計					1,000			1,250		14	163		2		
日 - 16	印南町	印南川	印南消防器具庫	印南町印南2252-1	350		2	100		5	9				
日 - 17	印南町	切目川	島田消防器具庫	印南町島田1101-7	500		2	140		2	5				
日 - 18	印南町	印南川	稲原消防器具庫	印南町印南原4838-1	400		1				5		1		
日 - 19	印南町	切目川	皆瀬川消防器具庫	印南町崎ノ原355-3			1				5		2		
日 - 20	印南町	切目川	古井消防器具庫	印南町古井539-1	260		1			1	4		1		
印南町 合計					1,510		7	240		8	28		4		
日高振興局建設部管内 合計					6,800	483	104	2,011	52	90	364		40	810	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

西牟婁振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
西 - 1	田辺市	日高川	龍神分署	田辺市龍神村西376	824	20	2			3	7			25	
西 - 2	田辺市	日高川小又川	龍神分団湯ノ又倉庫	田辺市龍神村湯ノ又451-1				8		5	10		2	66	
西 - 3	田辺市	日高川	上山路分団宮代車庫	田辺市龍神村宮代132-3	250			9		6	15		3	67	
西 - 4	田辺市	丹生ノ川	上山路分団殿原車庫	田辺市龍神村殿原652	81			10		4	11		2	70	
西 - 5	田辺市	日高川	中山路分団柳瀬車庫	田辺市龍神村柳瀬1032-1	77		1	10		5	18		2	67	
西 - 6	田辺市	日高川	下山路分団福井車庫	田辺市龍神村福井520-9	100		1	10		4	9		1	70	
西 - 7	田辺市	日高川	下山路分団甲斐ノ川車庫	田辺市龍神村甲斐ノ川992-3	100					5	13		2	55	
西 - 8	田辺市	全域	田辺消防署	田辺市新庄町46-119	11,800			300		6	37			52	
西 - 9	田辺市	全域	扇ヶ浜分署	田辺市新屋敷町1	700					3	4			35	
西 - 10	田辺市	全域	市役所スロープ下倉庫	田辺市新屋敷町1	550			400	9	29	17			35	
西 - 11	田辺市	芳養川	上芳養分団第2車庫	田辺市上芳養2955-1			9	200	1	5	9			5	
西 - 12	田辺市	芳養川	上芳養分団第1車庫	田辺市上芳養976-1	252						15			17	
西 - 13	田辺市	芳養川	中芳養分団中芳養器具庫	田辺市中芳養1897-1	50		16	85	1	4	16			12	
西 - 14	田辺市	稲成川	谷上会館倉庫	田辺市稲成町1806	400		5	50		5	10			7	
西 - 15	田辺市	稲成川	稲成分団車庫	田辺市稲成町732-5						1	10			9	
西 - 16	田辺市	稲成川	下村会館倉庫	田辺市稲成町124-2	600				1	3	7			5	
西 - 17	田辺市	右会津川	秋津川谷川器具庫	田辺市秋津川3864	600			100	1	3	2				
西 - 18	田辺市	右会津川	秋津川竹藪多目的センター	田辺市秋津川2090-4						10	3				
西 - 19	田辺市	右会津川	上秋津千鉢器具庫	田辺市上秋津1056	300		5	18		3	3				
西 - 20	田辺市	右会津川	上秋津分団久保田器具庫	田辺市上秋津3050	400		3		5	2	13				
西 - 21	田辺市	右会津川	上秋津分団車庫	田辺市上秋津2049-1			4			1	12			6	
西 - 22	田辺市	右会津川	上秋津分団岩内器具庫	田辺市上秋津626	900		17	160	1	3	5				
西 - 23	田辺市	右会津川	上秋津分団奥畑器具庫	田辺市上秋津3481-1			1			1	6				
西 - 24	田辺市	右会津川	秋津分団車庫	田辺市秋津294-1	100					4	5			6	
西 - 25	田辺市	右会津川	秋津水防倉庫	田辺市秋津115-3						9				3	
西 - 26	田辺市	左会津川	長野分団車庫	田辺市長野1315-17	200			50		6	11			7	
西 - 27	田辺市	左会津川	三栖分団上三栖器具庫	田辺市上三栖46-1	1,500		5	205	1	5	3				

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

西牟婁振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
西 - 28	田辺市	左会津川	三栖分団車庫	田辺市中三栖799-1						5	8			6	
西 - 29	田辺市	左会津川	三栖分団中の宮器具庫	田辺市下三栖1174-2	300		15	110	4	4	14				
西 - 30	田辺市	左会津川	万呂分団車庫	田辺市中万呂706番地の25	400					3	13			6	
西 - 31	田辺市	文里港湾	新庄分団車庫	田辺市新庄町350-2	700		1			5	23			18	
西 - 32	田辺市	富田川	栗栖川分団栗栖川車庫	田辺市中辺路町栗栖川434-3	2,800			18		10	17		3	35	
西 - 33	田辺市	富田川	栗栖川分団大内川器具庫	田辺市中辺路町大内川522						3			1	11	
西 - 34	田辺市	富田川	栗栖川分団内井川器具庫	田辺市中辺路町内井川486	200					1	1				
西 - 35	田辺市	富田川	二川分団二川車庫	田辺市中辺路町川合1446-3	700					8	9			35	
西 - 36	田辺市	日置川	近野分団車庫	田辺市中辺路町近露1183-1	450				3	7	6			35	
西 - 37	田辺市	富田川	大塔水防倉庫	田辺市鮎川2590-3	3,200		6	150	650	29	48			20	
西 - 38	田辺市	熊野川・三越川	三里分団車庫	田辺市本宮町大居2055-3	200			60		5	15			2	
西 - 40	田辺市	熊野川	本宮分署	田辺市本宮町本宮123	3,600			12			15			14	
西 - 41	田辺市	四村川	四村川分団渡瀬車庫	田辺市本宮町渡瀬861-2	750					5	18			5	
西 - 42	田辺市	熊野川・大塔川	請川分団請川車庫	田辺市本宮町請川480-5	450					5	14			3	
西 - 43	田辺市	熊野川・音無川	本宮分団車庫	田辺市本宮町本宮472-7				20		2	22			2	
西 - 44	田辺市	熊野川	請川分団田代車庫	田辺市本宮町田代283-3	800						5				
西 - 45	田辺市	富田川	大塔分署	田辺市鮎川851-1	2,200		5	181		4	7			15	
西 - 46	田辺市	富田川	中辺路分署	田辺市中辺路町川合1429-7	1,600		2	25		1	1			30	
西 - 47	田辺市	富田川	鮎川分団車庫	田辺市鮎川1493-2							5		3		
西 - 48	田辺市	合川貯水池	三川分団車庫	田辺市合川680-12	250					1	9				
西 - 49	田辺市	日置川	富里分団車庫	田辺市下川下930	600						4				
西 - 39	田辺市	熊野川・三越川	萩水防倉庫	田辺市本宮町伏拝1452-9										4	
田辺市 合計					38,984	20	98	2,191	677	233	525		19	860	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

西牟婁振興局建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
西 - 50	白浜町	町内全域	本部倉庫	白浜町2927番地の259	5,300		8	100	350	29	29		3		
西 - 51	白浜町	海岸	白浜支団第1分団車庫	白浜町629-4						3	5		1		
西 - 52	白浜町	海岸	白浜支団第2分団車庫	白浜町851	200					3	6		1		
西 - 53	白浜町	海岸	白浜支団第3分団車庫	白浜町1152-6						3	5		1		
西 - 54	白浜町	海岸	白浜支団第4分団車庫	白浜町2459-129						2	6		1		
西 - 55	白浜町	富田川	白浜支団第5分団車庫	白浜町中256				700		4	10		1		
西 - 56	白浜町	富田川	白浜支団第6分団車庫	白浜町栄731-4	400					4	12		1		
西 - 57	白浜町	安久川	白浜支団第7分団車庫	白浜町才野1640-137						3	5		1		
西 - 58	白浜町	安久川他	白浜支団第8分団車庫	白浜町堅田2712-22	400					3	7		1		
西 - 59	白浜町	富田川・瀬田川・庄川	白浜支団第9・10分団車庫	白浜町内ノ川605-2	200					6	10		2		
西 - 60	白浜町	富田川・高瀬川	白浜支団第11分団車庫	白浜町富田832-2	1,800			250	600	3	45		1		
西 - 61	白浜町	富田川	白浜支団第12分団車庫	白浜町十九洲50-1						3	5		1		
西 - 62	白浜町	朝来帰川・見草川	白浜支団第13分団車庫	白浜町椿159-16	500			150		4	7		1		
西 - 63	白浜町	日置川	日置川支団第14分団車庫	白浜町日置605	2,100					1	17		3		
西 - 64	白浜町	日置川	日置川支団第15分団水防倉庫	白浜町安居290	1,000		5	200		20	16				
西 - 65	白浜町	日置川	日置川支団第16分団車庫	白浜町市鹿野1166	600					5	14		1		
西 - 66	白浜町	日置川地域	日置川消防署倉庫	白浜町日置2039-123	2,200		2	50		5	12		1		
白浜町 合計					14,700		15	1,450	950	101	211		21		
西 - 67	上富田町	全域	上富田分署	上富田町生馬725-1	1,600					3	12				
西 - 68	上富田町	富田川惣田川馬川	消防第1分団	上富田町生馬737-1	200				20	4	27				
西 - 69	上富田町	富田川生馬川	消防第2分団	上富田町生馬1710	300		1		60	4	24		2		
西 - 70	上富田町	富田川田熊川	消防第3分団	上富田町岩田1765	500				20	5	31				
西 - 71	上富田町	富田川清水谷川	消防第4分団	上富田町市ノ瀬619	100			210	60	3	27		2		
西 - 72	上富田町	富田川	消防第4分団	上富田町下鮎川438-13	250					2	5		1		
上富田町 合計					2,950		1	210	160	21	126		5		
西牟婁振興局建設部管内 合計					56,634	20	114	3,851	1,787	355	862		45	860	

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

東牟婁振興局串本建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
串 - 1	すさみ町	周参見川ほか	すさみ町水防倉庫	すさみ町周参見2415	1,200		3	80		10	10				
串 - 2	すさみ町	周参見川、太間川、城川ほか	消防団第一分団旧屯所	すさみ町周参見4029-2	7,200						1				
串 - 3	すさみ町	周参見川、太間川、城川ほか	消防団第一分団車庫(防災センター)	すさみ町周参見2928-1											
串 - 4	すさみ町	佐本川ほか	消防団第一分団佐本屯所	すさみ町佐本中219-1											
串 - 5	すさみ町	見老津川ほか	消防団第二分団見老津屯所	すさみ町見老津404	200		2			3	3		7		一輪車2台 発電機1台
串 - 6	すさみ町	江住川、江須の川ほか	消防団第二分団江住屯所	すさみ町江住877			3		5	7	16		1		鋤簾2
串 - 7	すさみ町	里野西地川	消防団第二分団里野屯所	すさみ町里野526						1			1		鉋6
すさみ町 合計					8,600		8	80	5	21	30		9		
串 - 8	串本町	二色川、他	植松防災センター	串本町串本1403-8				100		65	57				
串本町 合計								100		65	57				
串 - 9	古座川町	古座川、小川、池野川、主谷川	古座川町水防倉庫	古座川町高池(町民体育館)	1,000		24	280	20	5	5		3		
古座川町 合計					1,000		24	280	20	5	5		3		
東牟婁振興局串本建設部管内 合計					9,600		32	460	25	91	92		12		

別表第7 水防管理団体の主要備蓄資材

東牟婁振興局新宮建設部管内

令和7年10月31日時点

番号	市町村名	河川名	水防倉庫名	位置	袋類(枚)	むしろ(枚)	なわ(巻)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	もっこ(組)	照明器(台)	水防マット	備 考
新 - 1	新宮市	市内河川全域	新宮市水防倉庫	新宮市新宮5036-3	1,150	85	9	85	100	8	22			5	
新 - 2	新宮市	熊野川	丹鶴分団詰所	新宮市上本町一丁目1-1						2	7				
新 - 3	新宮市	市田川・浮島川	千穂分団詰所	新宮市千穂一丁目5-1						2	6				
新 - 4	新宮市	熊野川・市田川	蓬萊分団詰所	新宮市蓬萊三丁目7-29						2	6				
新 - 5	新宮市	市田川	警備分団詰所	新宮市丹鶴三丁目5-11						3	4				
新 - 6	新宮市	佐野川	三輪崎分団詰所	新宮市三輪崎三丁目9-7							9				
新 - 7	新宮市	佐野川・荒木川・木ノ川	佐野コミュニティ消防センター	新宮市佐野二丁目3-4	50					3	12				
新 - 8	新宮市	高田川	高田コミュニティ消防センター	新宮市高田1646-1	180						8				
新 - 9	新宮市	赤木川・東ノ川	小口地区コミュニティ消防センター	新宮市熊野川町西333-3	100			30		2	8				
新 - 10	新宮市	熊野川・志古川	第2分団倉庫	新宮市熊野川町日足350						5	15				
新 - 11	新宮市	熊野川・北山川・玉置川	熊野川町コミュニティ消防センター(音川)	新宮市熊野川町宮井244-1	100					3					
新 - 12	新宮市	熊野川・篠尾川	敷屋地区コミュニティ消防センター	新宮市熊野川町西敷屋1013-2	100			20		2	8				
新宮市 合計					1,680	85	9	135	100	32	105			5	
新 - 13	那智勝浦町	那智勝浦町全域	消防本部	那智勝浦町天満1244-1	300			70		10	15				
那智勝浦町 合計					300			70		10	15				
新 - 14	太地町	与根子川	太地町防災備蓄倉庫	太地町太地1918-6	500					6	31		3		
太地町 合計					500					6	31		3		
新 - 15	北山村	北山川	七色防災コンテナ	北山村七色	50					1	2		1		
新 - 16	北山村	北山川	竹原防災コンテナ	北山村竹原	100					1	2		1		
新 - 17	北山村	北山川	大沼防災コンテナ	北山村大沼	350					2	10		2		
新 - 18	北山村	北山川	下尾井防災コンテナ	北山村下尾井	50					1	2		1		
新 - 19	北山村	北山川	小松水防倉庫	北山村小松						1	2				
北山村 合計					550					6	18		5		
東牟婁振興局新宮建設部管内 合計					3,030	85	9	205	100	54	169		8	5	

別表第 8

県が保有する資材

別表第8 県が保有する資材

令和7年10月31日時点

		海草	下津港湾	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	串本	新宮	県所有分計
備 蓄 主 要 資 器 材	土のう袋(枚)	10,600	100	1,900	1,600	5,650	1,500	1,230	700	2,850	26,130
	大型土のう(枚)	660	7	60	135	993	1,540	727	150	177	4,449
	むしろ(枚)	0									
	シート等(枚)	130	10	100	160	64	10	158	20	46	698
	縄(巻)	0				10					10
	ロープ(m)	10	400			300					710
	ロープ(巻)	51	4	10	11	3	3	9	6	27 26	123
	丸太杭(本)	0		15	30	395	800	88		0	1,328
	鉄線(m)	50	20								70
	鉄線(kg)	70			100	148	30	25	10	2	385
	ブロック(個)	0	1								1
	土砂等(トン)	2				10				0	12
	蛇かご	0	5								5
	鎌(丁)	35	5	10	10	7	5	34	10	10	126
	おの(丁)	0			1						1
	ベンチ(丁)	15	3	4	5	4	4	17	5	8	65
	スコップ(丁)	65	11	9	50	35	50	30	27	25	302
	ツルハシ(丁)	57	1	5	5	22	20	5	10	18	143
	ハンマー(丁)	8	2	2	3	13	10	5	8	7	58
	かつぎ棒(丁)	0				10					10
	もっこ(丁)	0							3		3
	のこぎり(丁)	10	3	3	5	4	3	5	4	9	46
	唐鋏(丁)	0									
	じょれん(丁)	18	3	3	10	12	5	3	8	16	78
	なた(丁)	13	1	2	2	3	5	5	5	8	44
	掛矢(丁)	3		1	3	8	15	7	7	6	50
	照明器具(台)		2	3	1	4	4	1	7	4	26
	はしご(梯)	1	2	1	3	6	4	2	2	5	26
	どんごろす(枚)	0								10 0	10 0
	オイルフェンス(m)	170	40	260	854	200	260	300	120	120	2,324
	吸着マット(枚)	2,216	600	800	1,150	800	1,100	2,086	1,080	2,000	11,832
	エンジンポンプ(基) (1.7m3/分)	0			1						1
	エンジンポンプ(基) (3.2m3/分)	3			4	1	1	1		4	12
	水中ポンプ(基) (4.0m3/分)	0		8	5						13
	水中ポンプ(基) (8.0m3/分)	0	1					7			8
	水中ポンプ(基) (10.0m3/分)	0								7	7
	備考										

参 考

水 防 法

河川・下水道局及び港湾空港局
所管の水門及び樋門に係る津波
等発生時における操作の
留意事項について

排水ポンプ車の運用について

関係機関連絡先

水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号現在）

最終改正： 令和七年十二月十二日法律第八十六号

第一章 総則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報)

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指

定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するもの

とする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若し

くは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をそ

の区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成してい

ない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の

土地の所有者の同意を得なければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係る機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、

これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三〇年七月十一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月十一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄
（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、新生党に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることと

なるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二二年十一月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年十一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

- 2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月三十一日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和七年一二月一二日法律第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

河 第 6 4 7 号
港 振 第 4 6 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

海 草 振 興 局 建 設 部 長
有 田 振 興 局 建 設 部 長
日 高 振 興 局 建 設 部 長
西 牟 婁 振 興 局 建 設 部 長 様
東 牟 婁 振 興 局 串 本 建 設 部 長
東 牟 婁 振 興 局 新 宮 建 設 部 長
和 歌 山 下 津 港 湾 事 務 所 長

河 川 ・ 下 水 道 局 長
港 湾 空 港 局 長
(公印省略)

河川・下水道局及び港湾空港局所管の水門及び樋門に係る津波等
発生時における操作の留意事項について（通知）

水門及び樋門（以下「水門等」という。）の操作については、近い将来に発生することが予想される東海・東南海・南海地震及びそれに類する和歌山県周辺で発生する地震、津波により、水門等の操作担当者の生命・身体が脅かされることの無いように、下記について留意するとともに、水門等の操作受託者及び操作担当者に遺漏なく周知徹底を図られるようお願いします。

記

1 河川課による「水門・樋門等河川施設の実地動作・管理点検並びに調書の作成について」（平成 2 3 年 4 月 2 1 日付け河第 8 7 号）及び港湾整備課による「港湾空港局所管水門・樋門リスト」によって作成された調書等の検証に基づき、操作に係る余裕時間が無いと判断された水門等（別紙参照）について、和歌山県沿岸部に大津波警報及び津波警報が発表された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

なお、操作に係る余裕時間がない場合とは、水門等所在地の津波影響開始時間までに操作担当者が当該水門等を操作した後に避難指定施設等に避難完了できないことをいう。

2 操作担当者の安全確保については、当該振興局建設部長、和歌山下津港湾事務所長及び操作受託者において充分配慮し、別途操作担当者に水門等の操作を指示する場合においても、当該操作担当者の生命・身体に危機を及ぼさないよう、安全性を十分に確認したうえで指示すること。

河 第 6 4 7 号
港 振 第 4 6 1 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

総合防災課長
農林水産総務課長 様

河 川 課 長
港湾空港振興課長
(公印省略)

河川・下水道局及び港湾空港局所管の水門及び樋門に係る津波
等発生時における操作の留意事項について

標記につきまして、別添のとおり関係建設部長、和歌山下津港湾事務所長あて
通知しましたので、参考に送付いたします。

(別紙)対象河川水門・樋門(操作に係る余裕時間の無い水門・樋門)

河川課

建設部名	河川名称	水門・樋門 (施設)名称		(参考)想定津波	操作者			地震発生 から閉鎖 ・退避完了 までにかかる最大時間 (分)	退避後の余裕 時間 (分)	
				津波影響 開始時間 20cm水位 上昇 (分)	操作者	委託方法				
海草	和歌川	和歌川右岸第一樋門		53	和歌山市 下水道管理課職員	市町	和歌山市 操作委託	市町	70	-17
	杭の瀬川	杭の瀬川 ポンプ場	水門・樋門	53	大揚興業(株) (宮崎)	民	大揚興業 操作委託	民	57	-4
	市堀川	湊紺屋水門		47	大揚興業(株) (松並)	民	大揚興業 操作委託	民	63	-16
有田	箕川	箕川ポンプ場	水門・樋門	35	市職員	市町	随意契約 (有田市)	市町	36	-1
日高	下川	大和樋門		18	御坊市都市建設課 小林裕樹 (及び同課職員)	市町	御坊市 操作委託	市町	22	-4
	上野川	津梅樋門		11	消防名田分団 (上野班長) 森口裕隆 上野区長 中野貴史 上野区副区長 江川律 協力者(隣接工場主) 谷岡竈一	地元	御坊市 操作委託	市町	17	-6
	野島川	秋近樋門		11	消防名田分団 (野島班長) 道信宏 (団員) 飯谷真樹 飯谷誠 芝崇洋	消	御坊市 操作委託	市町	13	-2
	熊野川	熊野川樋門		20	御坊市都市建設課 小林裕樹 (及び同課職員)	市町	御坊市 操作委託	市町	32	-12
		熊野川 排水機場	水門・樋門	18	御坊市都市建設課 小林裕樹 (及び同課職員)	市町	御坊市 操作委託	市町	38	-20
	桜川	桜川排水樋門		10	山内区長 熊代順久 消防団3-1班長 川口育雄	地元	みなべ町 操作委託	市町	23	-13
	西牟婁	芳養川	片原上樋門		11	田辺市職員 (坪井 正)	市町	田辺市 操作委託	市町	33
稲成川		尾の崎第一樋門		14	田辺市職員 (古尾自主防災会)	市町	田辺市 操作委託	市町	23	-9
		尾の崎第二樋門		14	田辺市職員 (カナセ工業(株))	地元	田辺市 操作委託	市町	23	-9
名喜里川		亥の谷樋門		17	田辺市職員 (橋谷自主防災委員会)	地元	田辺市 操作委託	市町	42	-25
		成川樋門		17	田辺市職員 (名喜里自主防災会)	地元	田辺市 操作委託	市町	38	-21
高瀬川		高瀬第一樋門		7	消防団白浜支団 第11分団	消	白浜町 操作委託	市町	30	-23
		高瀬第二樋門		7	消防団白浜支団 第11分団	消	白浜町 操作委託	市町	30	-23
		高瀬第四樋門		7	消防団白浜支団 第11分団	消	白浜町 操作委託	市町	30	-23
安久川		前川樋門		6	消防団白浜支団 第7分団	消	白浜町 操作委託	市町	30	-24
		大森樋門		6	消防団白浜支団 第7分団	消	白浜町 操作委託	市町	30	-24
日置川		瀬田樋門①		6	消防団日置支団 第1支団	消	白浜町 操作委託	市町	31	-25
合計		21箇所								

(別紙)対象海岸、港湾、漁港水門・樋門(余裕時間の無い水門・樋門)

建設部名	海岸・港湾・漁港名	水門・樋門 (施設番号)地区名		(参考)想定津波	操作者		地震発生から閉鎖・待避完了までにかかる最大時間(分)	待避後の余裕時間(分)
				津波影響開始時間 20cm水位上昇(分)	操作者	委託方法		
和歌山下津	和歌山下津港	和歌山24水門	和歌山港	49	和歌山下津港湾事務所職員	直営	51	-2
		和歌山37樋門	和歌山港	47	和歌山下津港湾事務所職員	直営	48	-1
日高	由良港	吹井13樋門	吹井	25	由良町消防団吹井班	口頭(無償)	29	-4
		吹井15樋門	吹井	25	由良町消防団吹井班	口頭(無償)	32	-7
		吹井16水門	吹井	25	由良町消防団吹井班	口頭(無償)	27	-2
		網代14水門	網代	25	由良町消防団網代班	委託文書(無償)	32	-7
		阿戸2樋門	阿戸(阿戸第1)	25	由良町消防団阿戸班	口頭(無償)	28	-3
		阿戸8樋門	阿戸(阿戸第2)	25	由良町消防団阿戸班	口頭(無償)	29	-4
	日高港	日高4樋門	名屋	18	日高建設部職員	直営	56	-38
西牟婁	文里港	文里11樋門	新庄	17	岩本 英樹氏	委託文書(有償)	44	-27
	日置港	日置9樋門	日置(日の出)	6	日置消防団第1分団	口頭(無償)	39	-33
	白浜海岸	白浜76樋門	畑崎	15	白浜町建設課職員	口頭(無償)	49	-34
		白浜77樋門	畑崎	15	白浜町建設課職員	口頭(無償)	50	-35
		白浜78樋門	網不知(阪田)	15	白浜町建設課職員	口頭(無償)	35	-20
	田辺漁港	40-1水門	江川	14	田辺市管理課職員	口頭(無償)	23	-9
		40-2水門	上屋敷(戎)	14	田辺市管理課職員	口頭(無償)	20	-6
		40-3水門	上屋敷(戎2号)	14	田辺市管理課職員	口頭(無償)	22	-8
東牟婁	浦神港	浦神16水門	浦神西	9	浦神西区長	委託文書(無償)	20	-11
		浦神51水門	浦神東	9	浦神東区長	委託文書(無償)	26	-17
		浦神61水門	浦神東	9	浦神東区長	委託文書(無償)	33	-24
		浦神71水門	浦神東	9	浦神東区長	委託文書(無償)	31	-22
		浦神92水門	浦神東	9	浦神東区長	委託文書(無償)	45	-36
	那智勝浦海岸	勝浦1樋門	天満・浜の宮	6	那智勝浦町消防団第1・2分団	委託文書(無償)	21	-15
		下里6樋門	二つ谷・磯辺	7	那智勝浦町消防団第7分団	委託文書(無償)	23	-16
	新宮海岸	新宮3樋門	新宮・三輪崎	5	新宮建設部職員	直営	44	-39
合計		25箇所						

排水ポンプ車の運用について

排水ポンプ車管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水防活動に伴い河川等の水位の低下や道路・住宅等の浸水被害を軽減する事を目的とし、排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(ポンプ車の保有)

第2条 ポンプ車を保有する振興局建設部長（以下「保有建設部長」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 海草振興局建設部長
- (2) 那賀振興局建設部長
- (3) 伊都振興局建設部長
- (4) 西牟婁振興局建設部長

(運用の責任者)

第3条 ポンプ車の運用の責任者は、県土整備部長とする。

(出動要請)

第4条 ポンプ車の出動要請は、原則として振興局建設部長または市町村長（以下「要請者」という。）が県土整備部長に行うものとする。

なお、市町村長が出動要請する場合は、管轄する振興局建設部長を経由し県土整備部長に行うものとする。

2 保有建設部長は、管内で緊急に必要なが生じたときは、自らの判断によりポンプ車を出動させることができる。

(出動要請の条件)

第5条 要請者は、ポンプ車の出動要請を行うときは次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) ポンプ車の駐車、ポンプの設置、稼働が可能なスペースが確保出来ること。
- (2) ポンプ車の進入が可能な通路が確保出来ること。
- (3) ポンプ車の駐車、ポンプの設置、稼働に著しい危険が生じるおそれがないこと。
- (4) ポンプによる排水の影響で、排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。

(関係機関への協議、連絡)

第6条 要請者は、ポンプ車を出動要請するにあたりあらかじめ関係する河川等管理者と協議し、関係水防管理者等へ連絡するものとする。

(出動の指示)

第7条 県土整備部長は、第4条の規定によりポンプ車の出動要請を受け、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、保有建設部長に対してポンプ車の出動を指示するものとする。

- (1) 本川の水位上昇に伴い水門等の閉鎖が必要となる箇所で、県管理支川の水位上昇が発生し、強制排水を行わなければ支川流域に浸水被害が生じるおそれがあるとき。
- (2) 現地に排水機場が整備されているが、ポンプ車の出動が必要なとき。
- (3) その他 県土整備部長が必要と認めるとき。

(現地における要請者の責務)

第8条 要請者は、現地における適切な安全管理を行うものとする。

(費用の負担)

第9条 出動に要した費用は、要請者に負担させることができるものとする。

(操作に関する記録)

第10条 保有建設部長はポンプ車が出動したときは、別に定める事項を日報に記録し保管するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

附 則

この運用要領は、平成24年5月18日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成24年11月5日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成25年5月8日より施行する。

排水ポンプ車管理運用細則

(趣旨)

第1条 和歌山県所有の排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の運用については、排水ポンプ車管理運用要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(保管場所)

第2条 ポンプ車の保管場所は、次のとおりとする。

- (1) 海草振興局建設部 和歌山市森小手穂227
- (2) 那賀振興局建設部 岩出市高塚209
- (3) 伊都振興局建設部 橋本市市脇4丁目5の8
- (4) 西牟婁振興局建設部 田辺市朝日ヶ丘23-1

(出動要請)

第3条 要請者は、要領第4条第1項の規定により要請する場合は、排水ポンプ車出動要請・指示書（別記様式第1）を提出するとともに、現地の浸水状況を報告するものとする。

- 2 県土整備部長は、要請者に対して出動の可否を回答（別記様式第2）するものとする。
- 3 保有建設部長は、要領第4条第2項の規定によりポンプ車を出動させた場合は、速やかに県土整備部長に報告（別記様式第4）するものとする。

(出動)

第4条 要領第7条第3号の県土整備部長が必要と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 住宅等浸水被害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 道路冠水による通行途絶等道路交通に影響があるとき。
- (3) 重大な災害が想定されるとき。

(解除要請)

第5条 要請者は、次によりポンプ車の作業の必要がなくなった場合は、排水ポンプ車出動解除要請・指示書（別記様式第3）を提出するものとする。

- (1) 水位が低下し、洪水の危険がなくなったとき。
- (2) 道路冠水等の通行途絶等道路交通への影響が解消されたとき。
- (3) その他ポンプ車の作業の必要がなくなったとき。

(解除)

第6条 県土整備部長は、前条の解除要請に基づくほか、自らの判断により保有建設部長に対しポンプ車の出動を解除させるものとする。

2 保有建設部長は、要領第4条第2項の規定によりポンプ車を出動させた場合は、保有建設部長の判断により解除させることができる。

なお、保有建設部長がポンプ車の出動を解除させた場合は、県土整備部長に速やかに報告（別記様式第4）するものとする。

（連絡系統）

第7条 関係機関への連絡系統は、別紙とする。

（運転に関する記録）

第8条 要領第10条に定める事項は、次のとおりとする。

- （1）ポンプ車の出庫、入庫の年月日及び時刻並びに作業状況写真
- （2）起動及び停止の年月日並びに時刻、運転台数、排水量
- （3）気象及び水象の状況
- （4）現地における打ち合わせ事項等の内容
- （5）その他特筆すべき事項

附 則

この細則は、平成24年5月18日より施行する。

附 則

この細則は、平成24年11月5日より施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月8日より施行する。

附 則

この細則は、令和2年8月17日より施行する。

排水ポンプ車 出動要請・指示書

依頼先	和歌山県県土整備部 河川下水道局河川課	FAX 073-433-2147 TEL 073-441-3074

県土整備部長 様 (〇〇建設部経由)

排水ポンプ車管理運用細則第3条に基づき、排水ポンプ車の出動を要請します。

要請日時		令和 年 月 日 時 分			
所管建設部名					
建設部連絡担当		氏名	TEL		
要 請 者	要請団体名(建設部)				
	団体の長の氏名				
	連絡担当	氏名			
		TEL		FAX	
	現地担当	氏名		TEL(携帯等)	
要請場所					
河川名等					
現地概況図		(別添のとおり)			
災害現況 および 要請理由					
チ ェ ッ ク	・現地までの通路が確保できるか ☐				
	・設置スペースが確保できるか ☐				
	・揚程が概ね10m以下か ☐				
	・排水先までの距離が概ね50m以下か ☐				
	・最低運転水深(約1,000mm)が確保できるか ☐				
	※現地条件により水深約300mmまで可 ☐				

上記のとおり出動要請があったので、〇〇建設部で保有する排水ポンプ車を出動をさせてよろしいか。

和歌山県水防本部決裁欄

県土整備部長	技監	河川下水道局長	河川課長	

様

上記要請に対し、排水ポンプ車を出動させること。

令和 年 月 日 時 分

和歌山県県土整備部長

様式第2（第3条第2項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（第3条第1項の要請者） 様

和歌山県県土整備部長
（公印省略）

排水ポンプ車の出動について（回答）

令和〇年〇月〇日〇時〇分に貴殿から要請のあった排水ポンプ車につきまして、下記のとおり出動することとしました。

記

1. 出動車両 〇〇建設部保有
（車両ナンバー）
2. 出動予定日時
（所有建設部発） 令和〇〇年〇月〇日〇時
3. 所有建設部担当者 （建設部名）
担当：〇〇
TEL：
4. 排水ポンプ車操作者連絡先 （契約会社名）
担当：〇〇
TEL：

排水ポンプ車 出動解除要請・指示書

出動解除要請	和歌山県県土整備部 河川下水道局河川課	FAX 073-433-2147 TEL 073-441-3074

県土整備部長 様 (〇〇建設部経由)

排水ポンプ車管理運用細則第5条に基づき、排水ポンプ車の出動解除を要請します。

解除要請日時		令和 年 月 日 時 分			
所管建設部名※					
建設部連絡担当※		氏名※	TEL※		
要 請 者	要請団体名(建設部)				
	団体の長の氏名				
	連絡担当	氏名			
		TEL		FAX	
	現地担当	氏名		TEL	
要請場所					
河川名等					
現地状況等					

〇〇市長より出動解除の要請があったので、〇〇建設部に対して出動を解除してよろしいか。

和歌山県水防本部決裁欄

県土整備部長	技監	河川下水道局長	河川課長	
様				
上記要請に対し、排水ポンプ車の出動を解除させること。			令和 年 月 日 時 分	
和歌山県県土整備部長				

※要請者が建設部長となる場合は、記入不要です。

様式第4（第3条第3項関係）
（第6条第2項関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県土整備部長 様

〇〇建設部長
（公印省略）

排水ポンプ車の出動（又は「出動の解除」）について（報告）

下記のとおり、排水ポンプ車を出動させたので報告します。
（又は、「下記のとおり、排水ポンプ車の出動を解除しましたので報告します。」）

記

1. 出動先

2. 出動（又は「解除」）日時

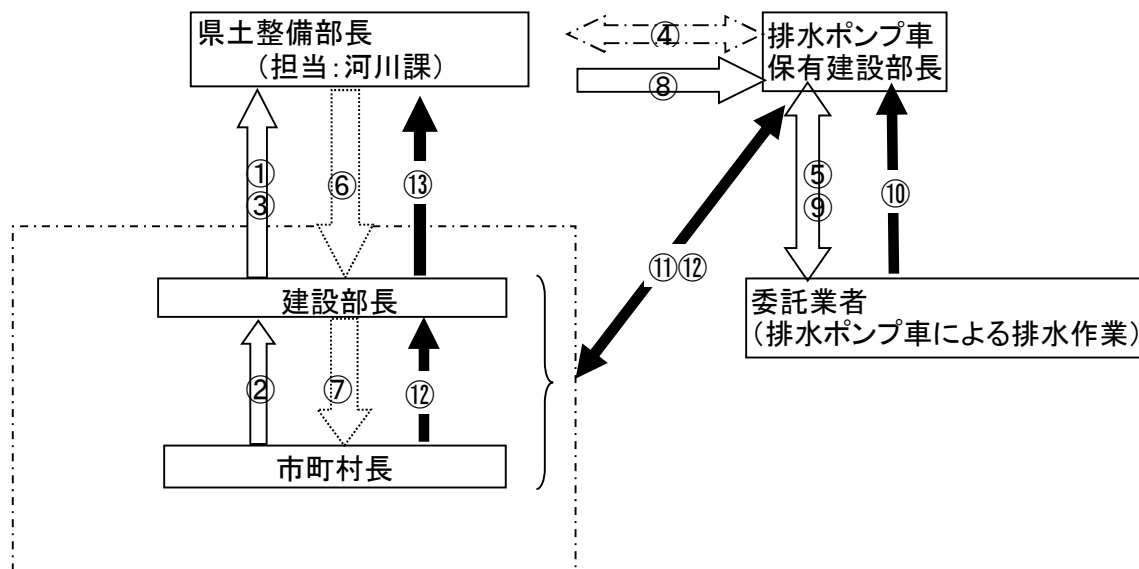
令和〇〇年〇月〇日〇時

3. 出動（又は「解除」）理由

4. その他

排水ポンプ車運用連絡系統

排水ポンプ車の出動指示は、県土整備部長(担当:河川課)とする。



通知の内容

- ① 出動及び解除要請(建設部長→県土整備部長)
- ② 出動及び解除要請(市町村長→建設部長)
- ③ 出動及び解除要請進達(建設部長→県土整備部長)
- ④ 確認(ポンプ車の準備状況等)
- ⑤ 準備、運転状況等問い合わせ
- ⑥ 出動要請に対する回答(県土整備部長→建設部長)
- ⑦ 出動要請に対する回答(県土整備部長→(建設部長経由)→市町村長)
- ⑧ 出動・解除の指示
- ⑨ 出動・解除の依頼
- ⑩ 管理体制の報告等その他報告
- ⑪ 現地状況に関する打ち合わせ
- ⑫ 現地作業状況、作業完了等の報告
- ⑬ 現地作業状況、作業完了等の報告

○関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	住 所
国土交通省近畿地方整備局	06-6942-1141	540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44
国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	073-402-0265	640-8227 和歌山市西汀丁 1 6
国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	(代表) 0739-22-4564 (流域治水課) 0739-22-4813	646-0003 田辺市中万呂 1 4 2
国土交通省近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	073-422-8198	640-8404 和歌山市湊薬種畑の坪 1 3 3 4
西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社 地域共生	073-425-6094	640-8343 和歌山市吉田 9 4 番地の 1
和歌山市消防局	073-422-0119	640-8157 和歌山市八番丁 1 2
NTT 西日本(株) 和歌山支店 災害対策室	073-421-9180	641-0043 和歌山市宇須 1 - 5 - 4 1 宇須ビル 3 F
和歌山地方気象台	073-422-5348	640-8230 和歌山市男野芝丁 4 番地
陸上自衛隊 信太山駐屯地	0725-41-0090	594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地
陸上自衛隊 和歌山駐屯地	0738-22-2501	644-0044 日高郡美浜町和田 1 1 3 8
田辺海上保安部	0739-22-2000	646-0025 田辺市神子浜 7 3 6 - 2 1 4
大阪府	06-6941-0351	540-8570 大阪府中央区大手前 2-1-22
奈良県	0742-22-1101	630-8501 奈良市登大路町
三重県	059-224-3070	514-8570 三重県津市広明町 1 3
京都府	075-451-8111	602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪の内町
滋賀県	077-524-1121	520-8577 大津市京町 4 - 1 - 1
兵庫県	078-341-7711	650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
(公財) 和歌山県下水道公社	0736-22-2241	649-7164 伊都郡かつらぎ町窪 4 7 0 - 1

機 関 名	電話番号	住 所
海草振興局建設部	073-488-7876	640-8312 和歌山市森小手穂 2 2 7
海南工事事務所	073-483-4824	642-0017 海南市南赤坂 1 9
那賀振興局建設部	0736-63-0100	649-6223 岩出市高塚 2 0 9
伊都振興局建設部	0736-34-1700	648-0073 橋本市市脇 4 - 5 - 8
有田振興局建設部	0737-63-4111	643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2 3 5 5 - 1
日高振興局建設部	0738-22-3111	644-0011 御坊市湯川町財部 6 5 1
西牟婁振興局建設部	0739-22-1200	646-0027 田辺市朝日ヶ丘 2 3 - 1
東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0757	649-3510 東牟婁郡串本町サンゴ台 7 8 3 - 8
東牟婁振興局新宮建設部	0735-22-8551	647-0043 新宮市緑ヶ丘 2 - 4 - 8
七川ダム管理事務所	0735-76-0009	649-4442 東牟婁郡古座川町佐田 1 0 1 6
二川ダム管理事務所	0737-23-0251	643-0542 有田郡有田川町二川 5 1 8 - 2
椿山ダム管理事務所	0738-57-0400	644-1231 日高郡日高川町初湯川 1 8 7 4
広川出張所	0737-67-2104	643-0051 有田郡広川町下津木 1619-6
南近畿土地改良調査管理事務所	0747-52-2791	638-0821 奈良県吉野郡大淀町下渕 3 8 8 - 1
山田ダム土地改良区	0736-64-4178	646-0412 紀の川市貴志川町上野山 2 9
和歌山下津港湾事務所	073-431-7266	640-8287 和歌山市築港 6 - 2 2
海草振興局地域づくり課	073-441-3373	640-8269 和歌山市小松原通 1 - 1
那賀振興局地域づくり課	0736-61-0014	649-6223 岩出市高塚 2 0 9
伊都振興局地域づくり課	0736-33-4915	648-0073 橋本市市脇 4 丁目 5 - 8
有田振興局地域づくり課	0737-64-1276	643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2 3 5 5 - 1
日高振興局地域づくり課	0738-24-2928	644-0011 御坊市湯川町財部 6 5 1
西牟婁振興局地域づくり課	0739-26-7947	646-0027 田辺市朝日ヶ丘 2 3 - 1

東牟婁振興局地域づくり課	0735-21-9627	647-0043 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4 - 8

機 関 名	電話番号	住 所
和歌山市	073-432-0001	640-8511 和歌山市七番丁 2 3 番地
海南市	073-482-4111	642-0017 海南市南赤坂 1 1
海南市下津行政局	073-492-1212	649-0192 海南市下津町丸田 2 1 7 - 1
橋本市	0736-33-1111	648-8585 橋本市東家 1 - 1 - 1
有田市	0737-83-1111	649-0392 有田市箕島 5 0
御坊市	0738-22-4111	644-8686 御坊市藺 3 5 0 - 2
田辺市	0739-22-5300	646-8545 田辺市東山 1 - 5 - 1
田辺市中辺路行政局	0739-64-0500	646-1492 田辺市中辺路町栗栖川 396-1
田辺市大塔行政局	0739-48-0301	646-1192 田辺市鮎川 2 5 6 7
田辺市龍神行政局	0739-78-0111	645-0415 田辺市龍神村西 3 7 6
田辺市本宮行政局	0735-42-0070	647-1792 田辺市本宮町本宮 2 1 9
新宮市	0735-23-3333	647-8555 新宮市春日 1 - 1
新宮市熊野川行政局	0735-44-0301	647-1294 新宮市熊野川町日足 3 4 6
紀の川市	0736-77-2511	649-6492 紀の川市西大井 3 3 8
紀の川市粉河支所	0736-73-3311	649-6593 紀の川市粉河 4 1 2
紀の川市那賀支所	0736-75-3111	649-6692 紀の川市名手市場 1 4 6 - 4
紀の川市桃山支所	0736-66-1100	649-6192 紀の川市桃山町元 3 8 1
紀の川市貴志川支所	0736-64-2525	640-0492 紀の川市貴志川町神戸 327-1
岩出市	0736-62-2141	649-6292 岩出市西野 2 0 9
紀美野町	073-489-2430	640-1131 海草郡紀美野町動木 2 8 7

紀美野町美里支所	073-495-2021	640-1243 海草郡紀美野町神野市場 226-1

機 関 名	電話番号	住 所
かつらぎ町	0736-22-0300	649-7192 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160
かつらぎ町花園支所	0737-26-0321	643-0611 伊都郡かつらぎ町花園梁瀬 548
九度山町	0736-54-2019	648-0198 伊都郡九度山町九度山 1 1 9 0
高野町	0736-56-2931	648-0211 伊都郡高野町高野山 6 3 6
湯浅町	0737-63-2525	643-0004 有田郡湯浅町青木 6 6 8 - 1
広川町	0737-63-1122	643-0071 有田郡広川町広 1 5 0 0
有田川町吉備庁舎	0737-52-2111	643-0021 有田郡有田川町下津町 2018-4
有田川町金屋庁舎	0737-32-3111	643-0152 有田郡有田川町金屋 3
有田川町清水行政局	0737-25-1111	643-0592 有田郡有田川町清水 3 8 7 - 1
美浜町	0738-22-4123	644-0044 日高郡美浜町和田 1138-278
日高町	0738-63-2051	649-1213 日高郡日高町高家 6 2 6
由良町	0738-65-0200	649-1111 日高郡由良町里 1 2 2 0 - 1
印南町	0738-42-0120	649-1534 日高郡印南町印南 2 5 7 0
みなべ町	0739-72-2015	645-0002 日高郡みなべ町芝 7 4 2
日高川町	0738-22-1700	649-1324 日高郡日高川町土生 1 6 0
日高川町中津支所	0738-54-0321	644-1122 日高郡日高川町高津尾 2 9
日高川町美山支所	0738-56-0321	644-1292 日高郡日高川町川原河 2 0 2
白浜町	0739-43-5555	649-2211 西牟婁郡白浜町 1 6 0 0
白浜町日置川事務所	0739-52-2300	649-2511 西牟婁郡白浜町日置 9 8 0 - 1
上富田町	0739-47-0550	649-2192 西牟婁郡上富田町朝来 7 6 3

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
 庁舎外の防災電話機へ 【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 ※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。

☎:衛星回線が利用可能な局。

※ ▲:防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
県庁 防災局番:300 ☎	緊急消防援助隊※ ² 436 緊急消防援助隊※ ² 437	海草振興局 防災局番:300 ☎	西牟婁総合庁舎 防災局番:360 ☎
統制室 400	産業保安燃料調整G※ ² 438	地域づくり課 415	地域づくり課 400
当直室※ ¹ 401	TEC連絡員※ ² 439	農業水産振興課 416	総務福祉課 401
統制室 402	警察リエゾン※ ² 440	地域づくり課(FAX) 490	農業水産振興課 402
災害対策課 403	打ち合わせ卓※ ² 470	農業水産振興課(FAX) 489	管理保全課 403
防災企画課 404	電気・都市ガスG※ ² 471	那賀総合庁舎 防災局番:320 ☎	管理保全課 404
危機管理消防課 405	救援物資G※ ² 472	地域づくり課 400	地域づくり課(FAX) 499
災害対策本部長室 406	指定公共機関リエゾン※ 473	総務福祉課 401	総務福祉課(FAX) 498
消防防災無線音声一斉着信用 448	機器室 441	農業水産振興課(FAX) 497	管理保全課(FAX) 496
広報課 449	機器室 442	地域づくり課 402	管理保全課(FAX) 496
総務課 450	ダムテレメータ 443	総務調整課 403	榎山中継局 477
管財課 451	統制台 469	管理保全課 404	東牟婁総合庁舎 防災局番:370 ☎
企画課 452	ダムテレメータ 445	地域づくり課(FAX) 499	地域づくり課 400
地域振興課 467	ダムテレメータ 446	総務福祉課(FAX) 498	総務福祉課 401
脱炭素政策課 453	ダムテレメータ 447	地域づくり課(FAX) 497	総務福祉課 401
生活衛生課 454	統制室(FAX) 499	総務調整課(FAX) 496	大会議室 402
人権政策課 457	統制室(FAX) 498	伊都総合庁舎 防災局番:330 ☎	管理保全課 403
社会福祉課 455	統制室(FAX) 497	防災対策室 400	管理保全課 404
医務課 456	統制室(FAX) 496	地域づくり課 401	地域づくり課(FAX) 499
薬務課 458	3階防災対策室(FAX)※ ² 484	水防対策室 402	総務福祉課(FAX) 498
商工企画課 459	3階防災対策室(FAX)※ ² 485	総務調整課 403	大会議室(FAX) 497
公営企業課 460	3階防災対策室(FAX)※ ² 486	防災対策室(FAX) 499	管理保全課(FAX) 496
農林水産振興課 461	2階防災対策室(FAX)※ ² 474	地域づくり課(FAX) 498	大雲取中継局 477
農業農村整備課 462	広報課(FAX) 500	水防対策室(FAX) 497	海草振興局健康福祉部 防災局番:311 ☎
森林整備課 463	総務課(FAX) 501	総務県民課 400	総務福祉課 400
水産振興課 464	企画課(FAX) 502	総務福祉課 401	大会議室 401
資源管理課 465	地域振興課(FAX) 514	総務福祉課(FAX) 499	総務福祉課(FAX) 499
県土整備政策課 407	脱炭素政策課(FAX) 503	農業水産振興課 402	海草振興局建設部 防災局番:312 ☎
道路保全課 408	人権政策課(FAX) 513	総務調整課 403	総務調整課 400
道路建設課 409	社会福祉課(FAX) 510	管理保全課 404	総務調整課 401
河川課 410	商工企画課(FAX) 511	総務県民課(FAX) 499	総務調整課 402
砂防課 411	農林水産振興課(FAX) 512	総務福祉課(FAX) 498	管理保全第二課 403
都市政策課 412	県土整備政策課(FAX) 495	農業水産振興課(FAX) 497	工務課 404
港湾漁港整備課 413	道路保全課(FAX) 494	総務調整課(FAX) 496	街路公園課 405
教育総務局総務課 417	河川課(FAX) 493	生石中継局 477	会議室(FAX) 499
生涯学習課 418	都市政策課(FAX) 492	日高総合庁舎 防災局番:350 ☎	和歌山下津港湾事務所 防災局番:313 ☎
教育支援課 419	港湾漁港整備課(FAX) 491	地域づくり課 400	会議室 400
災害対策本部室※ ² 420	教育支援課(FAX) 488	農業水産振興課 401	総務管理課 401
災害対策本部室※ ² 421	災害対策本部室(FAX) 487	総務調整課 402	会議室(FAX) 499
災害対策本部室※ ² 422	生石中継局 477	総務調整課 403	海南工事事務所 防災局番:316 ☎
災害対策本部室※ ² 423	龍神岳中継局 478	地域づくり課(FAX) 499	総務用地課 400
災害対策本部室※ ² 424	塔石中継局 479	農業水産振興課(FAX) 498	総務用地課 401
災害対策本部室※ ² 425	増設用 468	総務調整課(FAX) 497	工務課 402
総括調整G※ ² 426		西山中継局 477	管理保全課 403
総括調整G※ ² 427		犬ヶ丈中継局 478	入札室 404
総括調整G※ ² 428			総務用地課(FAX) 499
総括調整G※ ² 466			
情報収集整理G※ ² 429			
情報収集整理G※ ² 431			
本部連絡員※ ² 430			
航空運用調整G※ ² 432			
活動調整G※ ² 433			
活動調整G※ ² 434			
緊急消防援助隊※ ² 435			

※1 夜間・休日の緊急時の防災センター当直室への連絡は 073-441-3300 (or 300-8-3300)にお願いします。

※2 災害対策本部設置時

同一庁舎内の防災電話機へ	(防災内線番号)で通話出来ます。
庁舎外の防災電話機へ	【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
県庁の内線電話機から	6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
総合庁舎の内線電話機から	8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
県庁、総合庁舎以外の内線電話機から	▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。	

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

衛星回線のみ。
第2世代設備のため
かけ方に注意が必
要です。
(4)参照

同一庁舎内の防災電話機へ	(防災内線番号)で通話出来ます。
庁舎外の防災電話機へ	【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
県庁の内線電話機から	6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
総合庁舎の内線電話機から	8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
県庁、総合庁舎以外の内線電話機から	▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。	

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)

-313-

防災電話機にかける場合

同一庁舎内の防災電話機へ (防災内線番号)で通話出来ます。
 庁舎外の防災電話機へ 【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁の内線電話機から 6-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 総合庁舎の内線電話機から 8-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 県庁、総合庁舎以外の内線電話機から ▲-【7-030】-(防災局番)-(防災内線番号)で通話出来ます。
 ※ 衛星回線を利用する場合は【7-030】が必要(7:衛星回線選択番号、030:0+都道府県番号)。

 : 衛星回線が利用可能な局。

※ ▲: 防災交換機乗入特番(機関毎に番号が異なる(3)項参照)。

課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)	課室名 (防災内線番号)
有田市消防本部 防災局番:247 	串本町消防本部 防災局番:278 	自衛隊信太山駐屯地 防災局番:392 	衛星可搬局(運用時のみ) (防災局番なし) 
指令室 400	署事務室 400	第3科 400	防災企画課 95101
事務室 401	指令室 401	当直司令室 401	東牟婁振興局 95201
事務室 402	出動準備室 402	作戦室 402	西牟婁振興局 95301
指令室(FAX) 499	防災事務室 403	第3科(FAX) 499	広域防災拠点用(海草) 95401
有田川町消防本部 防災局番:248 	本部事務室 404		広域防災拠点用(西牟婁) 95501
通信指令室 400	消防長室 405		広域防災拠点用(東牟婁) 95601
事務室(警防課) 401	指令室(FAX) 499		広域防災拠点用(伊都) 95701
作戦室 402	那智勝浦町消防本部 防災局番:279 		
通信指令室(FAX) 499	指令室 400		
湯浅広川消防組合 防災局番:249 	防災センター研修室 401		
指令室 400	指令室(FAX) 499		
指揮本部室 401			
地域防災センター 402			
事務室(警防課) 403			
事務室(警防班) 404			
指令室(FAX) 499			
御坊市消防本部 防災局番:257 			
指令室 400			
事務室 401			
指令室(FAX) 499			
日高広域消防事務組合 防災局番:258 			
指令室 400			
指令室 401			
指令室(FAX) 499			
田辺市消防本部 防災局番:268 			
指令室 400			
災害対策本部室 401			
総務課 402			
作戦室 403			
指令室(FAX) 499			
白浜町消防本部 防災局番:267 			
指令室 400			
防災対策室 401			
消防事務室 402			
指令室(FAX) 499			
新宮市消防本部 防災局番:277 			
指令室 400			
救急室 401			
会議室 402			
消防長室 403			
事務室 404			
事務室 405			
指令室(FAX) 499			

・衛星回線のため、防災内線番号(5桁)の前に必ず【7-030】が必要です。
(例) 7-030-95101

和歌山県管内図（水防用）